昭27.4.1.

1　昭和27年4月1日　火曜日　官　報　第7568号　（32頁）

官報

主要目次

省令

○中央気象台組織規程の一部改正　一頁
○職業安定法施行規則の一部改正　一
○労働省所管不動産登記嘱託指定の件の一部改正　一
○失業保険法施行規則の一部改正　一
○労働者災害補償保険法施行規則の一部改正　三

規則

○人事院規則六—一（格付の権限及び手続）改正　四
○人事院規則六—二（職務調査）の一部改正　四
○人事院規則九—六（俸給の調整額）の一部改正　四
○人事院規則九—八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正　五
○電気事業関係公益事業令施行規則の一部改正　五

告示

○公正取引委員会事務局組織規程　五
○しよう油業における不公正な競走方法指定　六
○供託事務を取り扱う地方法務局出張所の指定等　一〇
○失業保険保険料額表を定める件　一三

国会事項

○国立国会図書館組織規程の一部改正　一八

総理府公告

○電波監理委員会聴聞開催　二〇

省令

◉運輸省令第十三号

中央気象台組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年四月一日　運輸大臣　村上　義一

中央気象台組織規程の一部を改正する省令

中央気象台組織規程（昭和二十四年運輸省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二福岡管区気象台の項中「鹿児島測候所」を「鹿児島地方気象台」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◉労働省令第三号

職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第八條第四項の規定に基き、職業安定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年四月一日　労働大臣　吉武　恵市

職業安定法施行規則の一部を改正する省令

職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表北海道の部のうち、網走公共職業安定所の管轄区域の欄中「女満別村」を「女満別町」に改める。

同表奈良県の部のうち、葛城公共職業安定所の名称の欄「葛城」を「大和高田」に改める。

同表広島県の部のうち、呉公共職業安定所の管轄区域の欄中「大屋村」を「天応町」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。但し、網走公共職業安定所に係る改正の部分は昭和二十六年四月一日から、呉公共職業安定所に係る改正の部分は昭和二十六年十一月三日から適用する。

◉労働省令第四号

昭和二十二年労働省令第五号（労働省所管不動産登記嘱託指定の件）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月一日　労働大臣　吉武　恵市

「産業安全研究所長」を「労働省職業安定局長」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◉労働省令第五号

失業保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年四月一日　労働大臣　吉武　恵市

失業保険法施行規則の一部を改正する省令

失業保険法施行規則（昭和二十四年労働省令第六号）の一部を次のように改正する。

第三十八條中「百分の一」を「千分の八」に改める。

第四十六條の十四中「日雇労働被保険者を雇用する事業主であつて、法第三十四條第一項の規定により保険料を納付すべき者は、第四十條に規定する申告書によつて、」及び「その他の」を削る。

様式第十号を次のように改める。

毎日文庫

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

様式第十号（表面）

（事業主、日本銀行又は郵便官署において切りとらないこと）

昭和　年度　失業保険特別会計

失業保険　領収済通知書

事業所の番号	第　号	（納人） 都道府県　市郡　町村
昭和　年度		
失業保険特別会計		
労働省所管	保険料収入	歳入徴収官

					万	千	百	十	円
金									

昭和　年　月分

納付の目的

失業保険保険料

領収日附印

取扱郵便局　　郵便局

（送付先）　都道府県失業保険主管課

失業保険　納　付　書

事業所の番号	第　号	（納人） 都道府県　市郡　町村
昭和　年度		
失業保険特別会計		
労働省所管	保険料収入	歳入徴収官

					万	千	百	十	円
金									

昭和　年　月分

納付の目的

失業保険保険料

納付の場所

日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店）

又は　管内郵便局

若しくは　失業保険主管課

領収日附印

失業保険　領　収　証　書

事業所の番号	第　号	（納人） 都道府県　市郡　町村
昭和　年度		
失業保険特別会計		
労働省所管	保険料収入	歳入徴収官

					万	千	百	十	円
金									

昭和　年　月分

納付の目的

失業保険保険料

領収日附印

注意　※印の欄は、事業所は記載しないこと。

昭和　年　月分

失業保険保険料申告書（　）

事業所番号		都道府県番号※	事業所番号※

Ⅱ被保険者	（イ）前月末被保険者数	人	Ⅰ主要産業活動	
	（ロ）本月中の被保険者資格取得者数	人	※産業分類番号	
	（ハ）本月中の被保険者資格喪失者数	人		
	（ニ）本月末被保険者数	人	（ホ）本月中に賃金を支払つた被保険者数	人
Ⅲ賃金及び保険料	（イ）毎月定まつて支払う賃金額	円	（ニ）本月中の支払賃金総額	百万　千　円
	（ロ）臨時の賃金額	円	（ホ）納付すべき保険料 $(ニ)\times\frac{16}{1000}$	円
	（ハ）所得税徴収高計算書の給与所得支給総額	円		
備考				

この申告は事実と相違ない。

昭和　年　月　日

都道府県失業保険特別会計歳入徴収官　殿

事業所名称所在地

事業主氏名　㊞

様式第十号（裏面）

申告書についての注意

一、事業主は毎月実際に支払われた賃金の額に基いて計算した保険料を、この申告書に添えて翌月末日までに納付書に書かれた収納機関に納付して下さい。

二、提出済の申告書の内容が事実と違つていることを知つたときには、その日から七日以内に修正申告書を歳入徴収官に提出して下さい。なお、納付すべき保険料に不足額があるときは、その額を併せて納付して下さい。

三、被保険者に賃金を支払わなかつたために保険料を納付しなくてもよい月の分でも、この申告書に、そのことを書いて都道府県失業保険主管課に送付して下さい。

四、記載要領

Ⅰ　主要産業活動

1.　事業所の主要事業又は主要製品について、製造工業では、原動機製造又は鉱山用機械製造、食料品工業では菓子製造又は和酒製造、商業では物品小売業又は、卸売業というように事業又は製品の種類のわかるように書いて下さい。

2.　同一事業所で二以上の事業を行い、又は二種類以上の製品を造つているときは通常従業員の多い事業名又は製品名を書いて下さい。

3.　主要生産活動が前月と違う場合にもその変化が六箇月以上続く見込のないときは新しい生産活動名を書かないで下さい。

Ⅱ　被保険者

被保険者数は（ホ）のほかは賃金の支払に関係なく、在籍被保険者の数によつて計算して下さい。又前月末に被保険者であつた者が本月中に離転して更に本月中に雇い入れられた場合には資格の喪失又は取得として計算しないで下さい。

（イ）欄　前月分申告書の「本月末被保険者数」欄の数を、そのまま書いて下さい。

（ロ）欄　被保険者資格取得者とは次の者をいいます。

A　新たに雇われたことによつて初めて被保険者になつた者

B　他の事業所で被保険者であつた者がその事業主に雇われて被保険者になつた者

C　前月まで被保険者でなかつた者で、その事業所で新たに被保険者になつた者（この中には日雇労働被保険者から一般の被保険者になつた者を含みます。）

（ハ）欄　被保険者資格喪失者とは、「離職した者」と「死亡した者」をいいます。

（ニ）欄　（イ）の数に（ロ）の数を加え（ハ）の数を引いた数を書いて下さい。

Ⅲ　賃金及び保険料

ここにいう賃金とは、名称の如何を問わず労働の対償として、事業主が労働者に支払うすべての給与をいいます。又この賃金額の中には通貨以外のもので支払う現物給与（例えば作業衣、食料品、社宅の貸与その他通勤バス等）を金銭で評価した額も含みますが、これについては労働協約に現物給与の範囲と評価額が定められているものだけを計上して下さい。

（イ）欄　賃金の支払が遅れたために、前月以前の月分の賃金を本月中に支払つた場合も、この欄の額に含めて書いて下さい。なお、この場合は、その内訳を備考欄に月分別に書いて下さい。

（ロ）欄　臨時に支払つた賃金及び一月を超える期間ごとに支払われる賃金の総額を書いて下さい。

（ハ）欄　本月分の源泉徴収所得税の対象となつた給与所得支給総額を書いて下さい。

（ニ）欄　（イ）の額と（ロ）の額の合計額となります。

（ホ）欄　（ニ）の賃金総額の千分の十六の額（円位未満の端数は四捨五入）を書いて下さい。

五、備考欄には

1.　納付済保険料に超過納付額があつたため、歳入徴収官から保険料充当明細書によつて本月分保険料に充当するという通知があつたときに、その通知額及び「納付すべき保険料額」から通知額を引いた額（この差引額を納付書によつて納付して下さい。）

2.　賃金の平均額又は被保険者数に前月と比べて著しい相違のあるときには、その事由を書いて下さい。

3.　Ⅰの主要生産活動が前月と違うときには、その事由及び継続予定期間を書いて下さい。

この用紙を修正申告書に使うときには、欄外の括弧内に「修正」と書き、また各欄には修正済の正当事項を空白欄のないよう書き入れ、備考欄に納付済の保険料額及び修正によつて新らたに増減となつた保険料額を書いて下さい。

六、この申告書に虚偽の事項を記載して提出した場合、事業主又はその業務を行う者は失業保険法第五十三条及び第五十五条の規定によつて六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処せられます。

注意

1　事業主の住所、氏名、保険料額、年度及び保険料の月分は、納入である事業主が記載すること。

2　文字は確実に墨又はインクで記載すること。

3　納付書、領収済通知書、領収証書の金額は、必ず保険料申告書に記載した納付すべき保険料額を記載すること。

4　保険料は、もよりの日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店）又は郵便局若しくは都道府県の失業保険特別会計収入官吏に納付すること。

5　年度は、保険料を納付する日の属する会計年度（毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る）を記載すること。但し、毎年二月分までの保険料を四月中に納付する場合は、その前年度を記載すること。

6　※印の欄は、事業主は記載することを要しない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◎労働省令第六号

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年四月一日

労働大臣　吉武　恵市

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令

労働者災害補償保険法施行規則（昭和二十二年労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四を次のように改める。

別表第四　保険料率表

等級	賃金一円当りの保険料	事業の種類
特一	五二厘	1.立木の伐採業
特二	五〇	1.石炭鉱業 2.船内荷役業
一	四四	1.地下鉄道建設事業 2.水力発電建設事業
二	四〇	1.沿岸荷役業
三	三七	1.隧道建設事業
四	三四	1.製薪炭業 2.その他の林業
五	三一	1.金属鉱業
六	二八	1.その他の鉱業 2.石切業 3.土石採取の事業 4.漁業
七	二五	1.鉄骨、鉄筋又は鉄筋コンクリート造家屋建築事業 2.工作物の破壊事業 3.その他の土木事業
八	二二	1.亜炭鉱業
九	二〇	1.石油鉱業
一〇	一八	1.金属精錬業（一貫作業による金属材料品製造業を含み、非鉄金属精錬業を除く。） 2.非鉄金属精錬業（一貫作業による非鉄金属材料品製造を含む。） 3.製材業 4.木製品工業 5.土地整理土木事業 6.道路建設事業 7.河川土木事業 8.ほ装土木事業 9.鉄道軌道建設事業 10.橋りよう建設事業 11.機械器具の組立又はすえ付事業
一一	一六	1.船舶製造業 2.砂鉱業 3.貨物取扱事業（船内荷役業及び沿岸荷役業を除き、貨物自動車等による運輸業を含む。） 4.沈没物の引揚業
一二	一四	1.その他の金属工業（金属材料品製造を含む。）
一三	一〇	1.鋳物業 2.メッキ業 3.金属製品製造業 4.原動機製造業 5.車りよう製造業 6.その他の機械器具製造業 7.建築事業 8.家屋附帯設備事業
一四	九	1.工業薬品製造業 2.製紙業（パルプ工業を含む）
一五	八	1.製造加工用機械器具製造業（産業用機械器具を含む。） 2.電気通信機械器具製造業 3.その他の化学工業 4.セメント製造業 5.その他の窯業又は土石工業

		6. 失業対策事業（清掃事業を除く。）
一六	七	1. 電気業 2. ガス業 3. 水道業 4. ガラス製造業 5. かん、びん詰製造業 6. 自動車による運輸業（貨物自動車等による運輸業を除く。）
一七	六	1. 精密機械器具製造業 2. ゴム製品製造業 3. 精穀又は製粉業 4. 飲食料品製造業 5. 鉄道、軌道又は索道による運輸業 6. その他の交通運輸事業
一八	四	1. その他の工業
一九	三	1. 紡織工業
二〇	二	1. 印刷又は製本業 2. 焼却、清掃又はと殺の事業
二一	一	1. 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植栽培、若しくは採取の事業その他農林の事業（四級の２の事業を除く。） 2. 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業（漁業を除く。） 3. 理容の事業 4. 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業 5. 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業 6. 郵便、電信又は電話の事業 7. 教育、研究又は調査の事業 8. 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業 9. 新聞業 10. その他の事業 11. 物品の販売、配給、保管又は賃貸の事業 12. 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業 13. 新聞業（印刷、運送部門を含むものを除く。） 14. 事務所

る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員の職階制に関する法律に基き、人事院規則六―一（格付の権限及び手続）を次のように改正する。

昭和二十七年四月一日　人事院総裁　浅井　清

人事院規則六―一（昭和二十七年四月一日施行）

格付の権限及び手続

（格付の権限の委任）

第一條　人事院は、職階法第十二條の規定に基き、指令の定めるところにより、国の機関を指定して、格付及び格付の変更の権限を委任することができる。

2　前項の規定により、国の機関に委任された格付及び格付の変更の権限は、その機関の長が行うものとする。

3　前項の権限は、部内の上級の職にある者に委任することができる。

第二條　前條に規定する機関の長は、前條第三項の規定により、格付及び格付の変更の権限が委任され又はその委任の全部若しくは一部が取り消された場合には、直ちにその委任され又は委任の取り消された者の占める職の組織上の名称、委任され又は取り消された権限の内容及び委任又は委任の取消の効力の生ずる日を、文書により、人事院に報告しなければならない。

（官職の新設及び変更の通知）

第三條　官職の新設又は官職の職務と責任の変更により、格付又は格付の変更の必要があると認められる場合には、その官職の任命権者（任命権の委任が行われている場合は、その委任を受けた者とする。）は、自ら格付及び格付の変更の権限を有しないときは、細則の定めるところにより、その旨を格付及び格付の変更の権限を有するものに通知しなければならない。

（格付と職務調査）

第四條　格付、格付の変更又は格付の改訂は、細則で別に定める場合を除き、規則六―二（職務調査）に定める職務調査の結果に基いて行わなければならない。

（格付表の作成）

第五條　格付、格付の変更又は格付の改訂は、格付表を作成して行うものとし、格付表の作成された日から効力を生ずる。但し、正当な事由がある場合に、格付、格付の変更又は格付の改訂を行うものがこれと異なる日を指定したときは、その日から効力を生ずる。

（行政組織の改廃等に伴う新設官職の格付の特例）

第六條　行政組織の改廃等により、一の官職の廃止に伴つて同一の職務と責任を有する他の官職が同時に新設された場合には、新設された官職は、廃止された官職が格付されていた職級に、その時において格付されたものとみなす。

2　前項の規定に該当する新設の官職がある場合において、その官職の任命権者（任命権の委任が行われている場合は、その委任を受けた者とする。）は、自ら格付及び格付の変更の権限を有しないときは、その旨を格付及び格付の変更の権限を有するものに通知しなければならない。

（格付の通知）

第七條　人事院は、格付、格付の変更又は格付の改訂を行つたときは、その格付、格付の変更又は格付の改訂の行われた官職の任命権者（任命権の委任が行われている場合は、その委任を行つた者とする。）にその格付、格付の変更又は格付の改訂を通知する。但し、第一條の規定により委任を受けたものの格付及び格付の変更の権限の及ぶ官職の格付を改訂したときは、そのものに通知する。

2　任命権者（任命権の委任が行われている場合は、その委任を行つた者とする。）又は第一條の規定により格付及び格付の変更の権限を委任されたものが、前項に規定する格付、格付の変更又は格付の改訂の通知を受け取つた場合において、自らその通知に係る官職の任命権者（任命権の委任が行われている場合は、その委任を受けた者とする。以下同じ。）でないときは、任命権者にその格付、格付の変更又は格付の改訂を通知するものとする。

3　第一條の規定により格付及び格付の変更の権限を委任されたものは、格付又は格付の変更を行つた場合において、自らその格付又は格付の変更の行われた官職の任命権者でないときは、任命権者にその格付又は格付の変更を通知するものとする。

（格付の報告等の方法）

第八條　職階法第十二條第三項に規定する報告及び前條第一項に規定する通知は、細則で別に定める場合を除き、格付表の写を送付して行うものとする。但し、職階法第十二條第三項に規定する報告については、人事院の要求があつた場合には、格付表の写の外に、職務記述書その他人事院の指定する資料をあわせて送付しなければならない。

（格付表等の整理保管）

第九條　格付及び格付の変更の権限を有するもの並びに任命権者は、格付及び格付の変更の権限の及ぶ官職又は任命権の及ぶ官職について、格付表その他の格付の現状を明らかにする文書を整理保管しなければならない。

（細則事項）

第十條　格付表の様式及び記入要領その他格付の手続に関して必要な事項は、細則で定める。

（経過規定）

第十一條　第五條の規定にかかわらず、職階制の実施に伴い別に指令で定める日の前日までは、格付、格付の変更又は格付の改訂については、その効力を停止するものとする。

人事院は、国家公務員の職階制に関する法律に基き、**人事院規則第六―二**（職務調査）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月一日　人事院総裁　浅井　清

第三項中「規則六―一第一項に規定する機関の長及びその委任を受けた者」を「規則六―一（格付の権限及び手続）第一條の規定により格付及び格付の変更の権限を委任されたもの」に改め、同項の末尾に「（昭和二十七年四月一日施行）」を加える。

第六項を次のように改める。

6　削除（昭和二十七年四月一日施行）

第七項中「規則六―一第一項に規定する機関の長及びその委任を受けた者」を「規則六―一第一條の規定により格付及び格付の変更の権限を委任されたもの」に改め、同項の末尾に「（昭和二十七年四月一日施行）」を加える。

第八項但書を次のように改める。

但し、その官職が欠員である場合又はその官職を占める職員に自ら記入させることが適当でない場合には、その監督者が記入するものとする。（昭和二十七年四月一日施行）

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基き、**人事院規則九―六**（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月一日　人事院総裁　浅井　清

第一條第二号中「（本号は、昭和二十七年四月一日からその効力を失う。）」及び「（昭和二十六年九月三十日適用）」をそれぞれ「（本号は、昭和二十七年十月一日からその効力を失う。）」及び「（昭和二十七年三月三十一日適用）」に改める。

同條第四号の次に次の三号を加える。

五　**法務府特別審査局において勤務する職員のうち、法務総裁が、あらかじめ人事院の承認を得て左に掲げるものの一に該当するものとして指定した者の官職**（昭和二十七年四月一日施行）

(1)　もつぱら調査及び観察の事務に従事する職員のうち、特に危険の度が著しい者

(2)　(1)に掲げる者を除き、もつぱら調査及び観察の事務に従事する職員

(3)　主として調査及び観察の事務に従事する職員

六　中央更生保護委員会において細則の定める事務部局に勤務する保護観察官の官職（昭和二十七年四月一日施行）

七　左に掲げる麻薬取締官の官職（昭和二十七年四月一日施行）

(1)　都道府県に駐在する麻薬取締官

(2)　地区麻薬取締官事務所に勤務する麻薬取締官で(1)以外に掲げる者

第二條の表を次のように改める。

職　員	調整する号俸数
第一條第一号(1)の場合	二
第一條第一号(2)の場合	一
第一條第二号(1)の場合	一
第一條第四号(1)の場合	六
第一條第四号(2)の場合	五
第一條第四号(3)の場合	三
第一條第四号(4)の場合	四
第一條第四号(5)の場合	二
第一條第四号(6)の場合	三
第一條第四号(7)の場合	二
第一條第四号(8)の場合	一
第一條第五号(1)の場合	三
第一條第五号(2)の場合	二
第一條第五号(3)の場合	一
第一條第六号(1)の場合	一
第一條第七号(1)の場合	三
第一條第七号(2)の場合	二

（昭和二十七年四月一日施行）

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基き、**人事院規則九―八**（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月一日　人事院総裁　浅井　清

第四條中「職務の級が十一級以上」を「職務の級が十級以上」に改め、同條の末尾に「（昭和二十七年四月一日施行）」を加える。

第六條中「職務の級十級以上」を「職務の級十一級以上」に改め、同條中各号列記以外の部分の末尾に「（昭和二十七年四月一日施行）」を加える。

◎公益事業委員会規則第四号

電気事業関係公益事業令施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和二十七年四月一日　公益事業委員会委員長　松本　烝治

電気事業関係公益事業令施行規則の一部を改正する規則

電気事業関係公益事業令施行規則（昭和二十六年公益事業委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十二條の次に次の一條を加える。

第十二條の二　令第三十五條第一項但書の規定による同項本文の事業設備の譲渡等の認可を要しない設備は、譲渡価額及び帳簿価格がいずれも一千万円未満のものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

◎公正取引委員会告示第二号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三十五條の二の規定を実施するため、公正取引委員会事務局組織規程を次のように定める。

昭和二十七年四月一日　公正取引委員会委員長　横田　正俊

公正取引委員会事務局組織規程

（総務部）

第一條　総務部に総務課及び庶務課を置く。

第二條　総務課においては、左の事務をつかさどる。

一　局内事務の統括に関すること。

二　内部規定に関すること。

三　外部との連絡に関すること。

四　委員長の官印並びに会印及び局印の管守に関すること。

五　官報掲載に関すること。

六　文書の接受発送、編集及び保存に関すること。

七　経済民主化政策の企画調整に関すること。

八　国会への報告及び意見提出に関すること。

九　公表及び弘報に関すること。

十　他の部課の所掌に属しないこと。

第三條　庶務課においては、左の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　職員の職階、任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。

三　職員の教養及び訓練に関すること。

四　庁内取締に関すること。

五　予算及び決算並びに会計に関すること。

六　国有財産及び物品に関すること。

七　職員の厚生に関すること。

（調査部）

第四條　調査部に調査第一課、調査第二課、調査第三課及び事業者団体課を置く。

第五條　調査第一課においては、左の事務をつかさどる。

一　部内事務の統括

二　各種調査研究の企画綜合に関すること。

三　調査の嘱託に関すること。

四　公益事業、金融業、保険業、証券業、貿易業、商業の経済実態の調査に関すること。

五　経済法令の調査及び調整に関すること。

六　不公正競争方法の指定に関すること。

七　その他部内他課の所掌に属しないこと。

第六條　調査第二課においては、左の事務をつかさどる。

一　鉱業及び工業の経済実態の調査に関すること。

二　農業、林業、水産業の経済実態の調査に関すること。

三　その他部内他課の所掌に属しない事業の経済実態の調査に関すること。

第七條　調査第三課においては、左の事務をつかさどる。

一　過度経済力集中排除法に関すること。

二　前号の事務の処理に当り発見した違反被疑事件の審査及びそれに基く勧告又は審判開始決定に関すること。

第八條　事業者団体課においては、左の事務をつかさどる。

一　事業者団体の調査に関すること。

二　事業者団体の届出の受理及び認可申請に関すること。

三　中小企業等協同組合法の規定による協同組合の届出の受理に関すること。

四　第二号及び前号の事務の処理に当り発見した違反被疑事件の審査及びそれに基く勧告又は審判開始決定に関すること。

（商事部）

第九條　商事部に企業課及び国際取引課を置く。

第十條　企業課においては、左の事務をつかさどる。

一　部内事務の統括

二　会社の合併に関する届出の受理に関すること。

三　会社の営業譲受等に関する届出の受理に関すること。

四　会社の役員兼任に関すること。

五　株式及び社債に関する報告書の受理及び認可申請に関すること。

六 持株会社に関すること。
七 第二号から第六号までの事務の処理に当り発見した違反被疑事件の審査及びそれに基く勧告又は審判開始決定に関すること。
八 その他部内他課の所掌に属しないこと。

第十一條 国際取引課においては、左の事務をつかさどる。
一 国際的協定又は国際的契約に関する届出の受理に関すること。
二 前号の事務の処理に当り発見した違反被疑事件の審査及びそれに基く勧告又は審判開始決定に関すること。

（審査部）

第十二條 審査部に審査第一課、審査第二課及び審判課を置く。

第十三條 審査第一課においては、左の事務をつかさどる。
一 調査部、商事部及び審査部において作成する審判開始決定書案の形式の検討に関すること。
二 告発及び非訟事件についての裁判所に対する通知及び申立に関すること。
三 部内審査事務の統括
四 公益事業、金融業、保険業、証券業、貿易業、商業（但し、中小企業等協同組合法の規定による組合を除く。）並びに審査第二課の所掌に属しない事業について、申告により、又は職権をもつて認知し、若しくは検事総長より通知を受けた違反被疑事件の審査及びそれに基く勧告又は審判開始決定に関すること。
五 前号の事件並びに調査部及び商事部の所掌に係る事件についての審決の執行後の状況の監査に関すること。
六 第四号の事件並びに調査部及び商事部の所掌に係る事件についての審決の違反事件についての審査に関すること。

第十四條 審査第二課においては、左の事務をつかさどる。
一 鉱業、工業、農業、林業、水産業、運輸業、通信業及びサービス業並びに中小企業等協同組合法の規定による組合について申告により、又は職権をもつて認知し、若しくは検事総長より通知を受けた違反被疑事件の審査及びこれに基く勧告又は審判開始決定に関すること。
二 前号の事件についての審決の執行後の状況の監査に関すること。
三 第一号の事件についての審決の違反事件についての審査に関すること。

第十五條 審判課においては、左の事務をつかさどる。
一 違反事件審判手続に関する方針の企画及び総合調整
二 審判を経て審決すべき事件の審判手続に関すること。
三 前号の事件に関する審決の執行に関すること。
四 同意審決の手続に関すること。
五 同意審決の執行に関すること。
六 訴訟に関すること。
七 第二号及び第四号の事件に関する記録の保管に関すること。

（地方事務所）

第十六條 地方事務所に総務課及び審査課を置く。

第十七條 地方事務所総務課においては、左の事務をつかさどる。
一 所内事務の統括に関すること。
二 庶務及び文書に関すること。
三 事業等の調査に関すること。
四 中小企業等協同組合に関すること。
五 事業者団体に関すること。
六 会社の合併及び営業の譲受等に関すること。
七 株式及び社債に関すること。

第十八條 地方事務所審査課においては、左の事務をつかさどる。
一 違反被疑事件についての申告の受理に関すること。
二 違反被疑事件の予備審査に関すること。
三 審決執行後の状況の監査に関すること。

附 則

1 この告示は、昭和二十七年四月一日から施行する。
2 昭和二十五年公正取引委員会告示第一号は、廃止する。

◉公正取引委員会告示第三号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二條第六項第七号の規定により、不公正な競争方法を次のように指定する。

昭和二十七年四月一日 公正取引委員会委員長 横田 正俊

しよう油業における不公正な競争方法

しよう油の生産又は販売を業とする者が、その販売手段として、しよう油の販売業者又は消費者に対し、しよう油の購買を条件として、直接であると間接であるとを問わず、物品、きよう応（観劇、旅行、宴会等への招待をいう。）、抽せん券、その他これらに類似する経済上の利益を供与し、又は供与することを申し出ること

◉公益事業委員会告示第七号

昭和二十六年公益事業委員会告示第九号及び昭和二十七年公益事業委員会告示第六号は、廃止する。

昭和二十七年四月一日 公益事業委員会委員長 松本 烝治

◉電波監理委員会告示第千二百六十一号

昭和二十六年電波監理委員会告示第二千三百七十号福寿丸無線局の周波数は、昭和二十六年十一月二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月一日 電波監理委員会委員長 網島 毅

第十項中「一、九五五kc」の次に「二、六五〇kc」を加え、「二、六一〇kc、一、六二〇kc」を削る。

◉電波監理委員会告示第千二百六十二号

第二勝徳丸無線局の周波数は、昭和二十六年九月七日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年四月一日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第七二三七号
二 免許人の氏名 比佐義雄
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 漁船通信、船舶の航行に関する事項
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第二勝徳丸（主たる停泊港 江名）
九 呼出名称 だいにしようとくまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
Ａ三 ｛二、四四〇kc 二、五四五kc 二、六五〇kc 二、七八五kc｝ 水晶発振 終段抑制格子変調 二五W
十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第千二百六十三号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千二十二号広漁丸無線局の周波数は、昭和二十六年十一月八日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月一日 電波監理委員会委員長 網島 毅

第十項中「二、四五〇kc」の次に「二、六五〇kc」を加える。

◉電波監理委員会告示第千二百六十四号

昭和二十六年電波監理委員会告示第二千七十四号はつづき無線局の周波数は、昭和二十六年十一月二十六日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月一日 電波監理委員会委員長 網島 毅

第十項中Ａ二「二、〇八六kc」を削り、Ａ三「二、一四〇kc」の前に「一、九四〇kc」を加える。

◉電波監理委員会告示第千二百六十五号

昭和二十七年電波監理委員会告示第二百九十四号第一明生丸無線局の周波数は、昭和二十六年十月十五日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月一日 電波監理委員会委員長 網島 毅

第十項中「一、六二〇kc」を削り、「二、五八五kc」の次に「二、六五〇kc」を加える。

◉電波監理委員会告示第千二百六十六号

昭和二十七年電波監理委員会告示第三百二十五号第十一親和丸無線局の周波数は、昭和二十六年十一月十一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月一日 電波監理委員会委員長 網島 毅

第十項中Ａ三「一、八二〇kc、一、六二〇kc」を削り、「二、四五〇kc」の次に「二、六五〇kc」を加える。

◉電波監理委員会告示第千二百六十七号

昭和二十六年電波監理委員会告示第二千七十四号はつづき無線局の主たる停泊港は、昭和二十六年九月十八日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月一日 電波監理委員会委員長 網島 毅

第八項中「（主たる停泊港 東京）」を「（主たる停泊港 関門港門司区）」に改める。

◉電波監理委員会告示第千二百六十八号

昭和二十六年電波監理委員会告示第二千二百六十八号こしき無線局の主たる停泊港は、昭和二十六年九月五日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月一日 電波監理委員会委員長 網島 毅

第八項中「（主たる停泊港 広島）」を「（主たる停泊港 油津）」に改める。

◉電波監理委員会告示第千二百六十九号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千九百六十四号やまぶじ無線局の主たる停泊港は、昭和二十六年六月一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月一日 電波監理委員会委員長 網島 毅

第八項中「（主たる停泊港 東京）」を「（主たる停泊港 名古屋）」に改める。

◉電波監理委員会告示第千二百七十号

昭和二十七年電波監理委員会告示第百七十八号おおよど無線局の主たる停泊港は、昭和二十六年九月一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月一日 電波監理委員会委員長 網島 毅

第八項中「（主たる停泊港 東京）」を「（主たる停泊港 山川）」に改める。

◉電波監理委員会告示第千二百七十一号

昭和二十七年電波監理委員会告示第二百四十五号いしかり無線局の主たる停泊港は、昭和二十六年八月一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月一日 電波監理委員会委員長 網島 毅

第八項中「（主たる停泊港 東京）」を「（主たる停泊港 稚内）」に改める。

◉電波監理委員会告示第千二百七十二号

昭和二十六年電波監理委員会告示第二千八十九号やまづき無線局の主たる停泊港は、昭和二十六年十月二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月一日 電波監理委員会委員長 網島 毅

第八項中「（主たる停泊港 厳原）」を「（主たる停泊港 福浦）」に改める。

◉電波監理委員会告示第千二百七十三号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千三百七十七号のばら無線局の主たる停泊港は、昭和二十六年六月一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月一日 電波監理委員会委員長 網島 毅

第八項中「（主たる停泊港 東京）」を「（主たる停泊港 名古屋）」に改める。

◉電波監理委員会告示第千二百七十四号

三長丸無線局の免許人は、昭和二十六年十一月十一日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年四月一日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一七二九号
二 免許人の名称 菅谷汽船株式会社
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、菅谷汽船株式会社所属船舶局
六 通信事項 船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 三長丸（主たる停泊港 東京）
九 呼出符号 JBXC
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
Ａ一、Ａ二 ｛三七五kc 四〇〇kc 四二五kc 四六〇kc 五〇〇kc｝ 主発振 Ａ二 リップル変調 五〇W
十一 空中線の型式及び構成 T型、逆L型
十二 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第千二百七十五号

第二大昭丸無線局の免許人は、昭和二十六年七月二十八日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年四月一日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第七二〇五号
二 免許人の氏名 小玉 助
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 石巻、塩釜の各漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 漁業通信、船舶の航行に関する事項
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第二大昭丸（主たる停泊港 塩釜）
九 呼出符号及び呼出名称 JRIK わたらいだいにたいせうまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
Ａ一、Ａ二 ｛一、五七〇kc 一、五八〇kc 一、六二〇kc｝
Ａ一 ｛三、七〇〇kc 五、五二〇kc｝
Ａ三 一、六二〇kc
水晶発振 終段抑制格子変調 Ａ一 七〇W Ａ二 三五W Ａ三 三〇W
十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第千二百七十六号

第五天栄丸無線局の免許人は、昭和二十六年十二月十五日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年四月一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七二九〇号
二　免許人の氏名　小野定次
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　小名浜漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第五天栄丸（主たる停泊港　小名浜）
九　呼出名称　だいごてんえいまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　一、六二〇kc　一、九五五kc　二、四四〇kc　二、五四五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千二百七十七号

第二月浦丸無線局の免許人は、昭和二十六年十月二十九日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年四月一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七六三八号
二　免許人の氏名　大井酉蔵
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　石巻漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　**免許の有効期限**　昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第二月浦丸（主たる停泊港　荻の浜）
九　呼出符号及び呼出名称　JGUK　だいにつきのうらまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　三七五kc　四二五kc　五〇〇kc　一、五七〇kc　一、五八〇kc　一、六二〇kc　三、七〇〇kc　一、六二〇kc
A一
A三
第一、第二装置　水晶発振　第一、第二装置　終段抑制格子変調　A一、A二　一〇〇W　A三　二五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千二百七十八号

昭和二十六年電波監理委員会告示第二千三百六十七号第一福田丸無線局の免許人は、昭和二十六年六月二十八日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第二項中「川南工業株式会社」を「福田漁業株式会社」に改める。

◉電波監理委員会告示第千二百七十九号

昭和二十六年電波監理委員会告示第二千三百六十六号第一新興丸無線局の免許人は、昭和二十六年十二月一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第二項中「日本水産株式会社」を「共同漁業株式会社」に改める。

◉電波監理委員会告示第千二百八十号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千九百三十三号愛徳丸無線局の免許人は、昭和二十七年一月九日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第二項中「石田長太郎」を「阿部十良」に改める。

◉電波監理委員会告示第千二百八十一号

第一共盛丸無線局の免許人は、昭和二十六年七月十五日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年四月一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第二〇五四号
二　免許人の氏名　石井喜一
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　伊藤漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第一共盛丸（主たる停泊港　伊東）
九　呼出名称　だいいちきょうせいまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　一、九五五kc　二、四四〇kc　二、五四五kc　二、七八五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　一〇W
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千二百八十二号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千九百号第一弥満登丸無線局の免許人、主たる停泊港及び呼出名称は、昭和二十六年十二月十八日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第二項中「山本九十九」を「旭漁業株式会社」に、第八項中「室戸」を「小川」に、第九項中「やまもとだいいちやまとまる」を「あさひだいいちやまとまる」に改める。

◉電波監理委員会告示第千二百八十三号

五十鈴丸無線局にレーダーの設備を、昭和二十六年十月十二日設置した。変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年四月一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月九日　第一六八〇号
二　免許人の名称　日之出汽船株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、日之出汽船株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年十月十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　五十鈴丸（主たる停泊港　東京）
九　呼出符号　JASC
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
主装置
A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六〇kc　四六八kc　五〇〇kc
A一　五、四二〇kc　五、五七〇kc　六、六五〇kc　八、二八〇kc　八、四三五kc　八、五〇〇kc　一二、四二〇kc　一六、五六〇kc
第一、第二装置　水晶発振　第一装置　A二　リップル変調　五〇〇W　但し、六、六五〇kcは三〇〇W
補助装置
A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六〇kc　四六八kc　五〇〇kc
A一　八、二八〇kc
水晶発振　A二　リップル変調　五〇W
特殊設備　レーダー　P〇　九、四四五Mc　マグネトロン発振　二二KW
十一　空中線の型式及び構成　T型、逆L型、回転反射鏡付電磁ホーン
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　十六時間
十四　その他　レーダーの周波数帯域幅は、九、三二〇Mcから九、五〇〇Mcまで

◉電波監理委員会告示第千二百八十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年四月一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月九日　第三四二九号
二　免許人の名称　大同海運株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、大同海運株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月八日
但し、無線電信については無期限
八　**設置場所**　高長丸（主たる停泊港　神戸）
九　呼出符号　JDGS
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
主装置
A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六〇kc　四六八kc　五〇〇kc
A一　五、四二〇kc　五、五七〇kc　六、六五〇kc　八、二八〇kc　八、四三五kc　八、五〇〇kc　一二、四二〇kc　一六、五六〇kc
水晶発振　リップル変調　一五〇〇W　但し、短波は一KW、六、六五〇kcは三〇〇W
補助装置
A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六〇kc　四六八kc　五〇〇kc
水晶発振　リップル変調　五〇W
特殊設備　P〇　九、三七〇Mc　マグネトロン発振　特殊　三〇KW
十一　空中線の型式及び構成　T型、逆L型、傾斜型、回転反射鏡付電磁ホーン
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　常時
十四　その他　レーダーの周波数帯域幅は、九、三二〇Mcから九、五〇〇Mcまで

◉電波監理委員会告示第千二百八十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年四月一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七六五六号
二　免許人の氏名　西島俊一
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　石巻漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第二雄島丸（主たる停泊港　雄勝）
九　呼出符号及び呼出名称　JHFW　だいにおじままる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　三七五kc　四二五kc　五〇〇kc　一、五七〇kc　一、五八〇kc　一、六二〇kc　三、七〇〇kc　五、五二〇kc　一、六二〇kc
A一
A三
第一、第二装置　水晶発振
第一装置　A二　リップル変調　A一、A二　一二五W　但し、三、七〇〇kc、五、五二〇kcは一〇〇W
A三　終段抑制格子変調　A三　三五W
第二装置　終段抑制格子変調

昭27. 4. 1. 第7568号

十一 空中線の型式及び構成 逆L型

十二 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第千二百八十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年四月一日
電波監理委員会委員長 網島 毅

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十一月十九日 第三四六二号

二 免許人の名称 大阪商船株式会社

三 無線局の種別 船舶局

四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、大阪商船株式会社所属船舶局

六 通信事項 船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項

七 免許の有効期限 昭和三十一年十一月十八日
但し、無線電信については無期限

八 設置場所 あんです丸（主たる停泊港 大阪）

九 呼出符号 JDSC

◉法務府告示第五十七号

昭和二十四年法務府令第三号第十三條第二項の規定により供託事務を取り扱う地方法務局出張所を次のように指定し、その保管金及び有価証券取扱店を次のように定める。

昭和二十七年四月一日
法務総裁 木村篤太郎

地方法務局出張所名	保管金及び有価証券取扱店名
山口地方法務局船木出張所	日本銀行船木代理店

◉運輸省告示第九十三号

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第一條の規定により、次の者を指定する。

昭和二十七年四月一日
運輸大臣 村上 義一

米船運航株式会社

◉運輸省告示第九十四号

輸出向物資流用防止規則（昭和二十四年大蔵、厚生、農林、通商産業、運輸省令第一号）第三條第一項及び第三項の規定により、運輸大臣に報告書を提出することを要する物資、報告書の様式等に関する告示（昭和二十四年十一月運輸省告示第三百十三号）に、廃止する。

昭和二十七年四月一日
運輸大臣 村上 義一

◉運輸省告示第九十五号

運輸審議会において次のとおり決定があつたから、運輸審議会一般規則（昭和二十四年運輸省令第七十五号）第十條の規定によつて、これを告示する。

昭和二十七年四月一日
運輸大臣 村上 義一

東京都営軌道ほか五市営軌道の旅客運賃改訂について

標記について運輸審議会に諮問中のところ、次のとおり答申があつた。

第二百二十号
昭和二十六年十二月十三日
運輸審議会会長 木村 隆規
運輸大臣 山崎 猛殿

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置
A一、A二 三七五kc 四〇〇kc 四二五kc 四六〇kc 四六八kc 五〇〇kc
A一 五、四二〇kc 五、五七〇kc 六、六五〇kc 八、二八〇kc 八、四三五kc 八、五〇〇kc 一二、四二〇kc 一六、五六〇kc
水晶発振
A一 吸収管式
A二 終段抑制格子変調（吸収管式）
A一 五〇〇W 但し、六、六五〇kcは三〇〇W
A二 二〇〇W

補助装置
A一、A二 三七五kc 四二五kc 五〇〇kc
A一 八、二八〇kc
水晶発振 終段抑制格子変調 五〇W

特殊設備 レーダー P〇 九、三九〇Mc マグネトロン発振 特殊 五〇KW

十一 空中線の型式及び構成 T型、水平ツェッペリン、回転反射鏡付電磁ホーン、傾斜型、水平ダブレット

十二 運用許容時間 常時

十三 運用義務時間 常時

十四 その他 レーダーの周波数帯域幅は、九、三二〇Mcから九、五〇〇Mcまで

答申書

東京都営軌道ほか五市営軌道の旅客運賃改訂について

昭和二十六年十一月八日付鉄監第一四五九号をもつて諮問の東京都ほか五市申請の軌道旅客運賃改訂については、同年十二月一日、同三日及び同四日の三日間にわたつて運輸省運輸審議会会議室において申請人に対する聴問会を開催したうえ、さらに慎重審議を重ねた結果次のとおり答申する。

主文

東京都ほか五市申請の軌道旅客運賃改訂については、次のとおり認可することが適当であると認める。

一 東京都営軌道

1. 普通旅客運賃は乗切制十円均一とする。

2. 定期旅客運賃は通勤一ヶ月四三〇円、三ヶ月一、一六〇円、通学一ヶ月二三〇円、三ヶ月六二〇円、全線一ヶ月一、三〇〇円とする。

3. 回数旅客運賃は十一枚綴り一〇円とする。

4. 特別区旅客運賃
東荒川、今井橋間の旅客運賃は次のとおりとし、本線と相互連絡となるものは併算とする。
イ 普通旅客運賃は五円均一とする。
ロ 定期旅客運賃は通勤一ヶ月二〇〇円、三ヶ月五四〇円、通学一ヶ月一〇〇円、三ヶ月二七〇円とする。
ハ 回数旅客運賃は十一枚綴り五〇円とする。

二 横浜市営軌道

1. 普通旅客運賃は乗切制十円均一とする。

2. 定期旅客運賃は通勤一ヶ月四五〇円、三ヶ月一、二二〇円、通学一ヶ月三〇〇円、三ヶ月八一〇円、全線一ヶ月一、三〇〇円とする。

3. 回数旅客運賃は十一枚綴り一〇〇円とする。

三 名古屋市営軌道

1. 普通旅客運賃は乗切制十円均一とする。

2. 定期旅客運賃は通勤一ヶ月四五〇円、三ヶ月一、二二〇円、通学甲一ヶ月三五〇円、三ヶ月九五〇円、通学乙一ヶ月二五〇円、三ヶ月六八〇円、全線一ヶ月一、三〇〇円とする。

3. 回数旅客運賃は十一枚綴り一〇〇円とする。

四 京都市営軌道

1. 普通旅客運賃は乗切制十円均一とする。

2. 定期旅客運賃は通勤一ヶ月四五〇円、三ヶ月一、二二〇円、通学甲一ヶ月三五〇円、三ヶ月九五〇円、通学乙一ヶ月二五〇円、三ヶ月六八〇円、全線一ヶ月一、三〇〇円、三ヶ月三、五一〇円とする。

3. 回数旅客運賃は十一枚綴り一〇〇円とする。

五 大阪市営軌道

(1) 路面軌道線

1. 普通旅客運賃は乗切制十円均一とする。

---

2. 定期旅客運賃は通勤一ヶ月四三〇円、三ヶ月一、一六〇円、通学甲一ヶ月三〇〇円、三ヶ月八一〇円、通学乙一ヶ月二三〇円、三ヶ月五九〇円、全線一ヶ月一、三〇〇円、三ヶ月三、五一〇円とする。

3. 回数旅客運賃は十一枚綴り一〇〇円とする。

(2) 高速軌道線

1. 普通旅客運賃は全線十円均一とする。

2. 定期旅客運賃は通勤一ヶ月四六〇円、三ヶ月一、二四〇円、六ヶ月二、三五〇円、通学甲一ヶ月三五〇円、三ヶ月九五〇円、六ヶ月一、七九〇円、通学乙一ヶ月二五〇円、三ヶ月六八〇円、六ヶ月一、二八〇円とする。

3. 回数旅客運賃は十一枚綴り一〇〇円とする。

六 神戸市営軌道

1. 普通旅客運賃は乗切制十円均一とする。

2. 定期旅客運賃は通勤一ヶ月四五〇円、三ヶ月一、二二〇円、通学甲一ヶ月三五〇円、三ヶ月九五〇円、通学乙一ヶ月二五〇円、三ヶ月六八〇円、全線一ヶ月一、三〇〇円、三ヶ月三、五一〇円とする。

3. 回数旅客運賃は十一枚綴り一〇〇円とする。

理由

一、東京都ほか五市営軌道の現行旅客運賃は、昭和二十四年六月改訂を行つて以来、今日まで据置きとなつているが、その間朝鮮事変の勃発とこれを契機とする一般経済状勢の変化とにより営業費が膨脹し、特に軌道用品費の高騰、電気料金の値上げ、人件費の改訂等幾多の原因により、各収支の不均衡を生じ、もはや現行の運賃ではその経営を維持してゆくことが困難な状態に立ち至つたので今回の申請がなされたのである。

二、本審議会に提出された諸資料及び聴聞会における陳述によつて検討した結果、関係六都市電の新運賃算定の基礎となるべき運送原価の増加額は、昭和二十五年度の実績に対して充分検討を加え、決算中から直接電車事業の経費と看做し難いものは除算して次の標準によつて算定することが妥当であると認めた。

1. 人件費
昭和二十六年上半期（四月から九月まで）における一ヶ月平均人員を九七パーセントに査定し、その期間における一人平均月額に一、五〇〇円を加算した額を基礎として平年度の人件費を算出し、二十五年度の実績との差額を計上することとした。

2. 厚生費
人件費増加額の一〇パーセントを見込むこととした。

3. 動力費
イ、使用電力量は、昭和二十六年四月から七月までの分に対しては実績、八月から二十七年三月までの分に対しては昭和二十三年度以降三ヶ年間の使用電力量の実績と対前年増加率を勘案して算出することとした。
ロ、標準電力量（水力料金分）については昭和二十六年度当初の暫定割当量によつた。
ハ、改正電気料金は昭和二十六年八月十三日から実施された新料金を基礎として算出することとした。

4. 物品費及び経費
さきの十六私鉄運賃改訂の際に見込んだ物価の上昇率をそのまま採用することとした。
なお、戦時中及び終戦後にわたる永い期間における資材、資金の逼迫によつて諸施設の補修並びに補充が見送られ、その弊が相当に累積されて今日に至つているものと認められる。
従つて今回は補修並びに補充に関する特別所要経費として充分にこれを見込んで運賃算定の基礎に算入した。

5. 利子
昭和二十五年度の支払利子と昭和二十六年度の支払利子との差額を計上した。

三、かくて各都市電別にその収支を検討すれば次のとおりとなる。

1. 東京都営軌道
東京都営軌道における現行旅客運賃による総収入は三、三〇七、〇五一千円であるのに対し、平年度における予想総支出は四、一一六、〇三三千円となる見込なので、差引八〇八、九八二千円の不足を生ずるが、今回の運賃改訂後の予想総収入は四、〇七二、九七八千円となり、結局四三、〇五五千円の欠損にとどまる。

2. 横浜市営軌道
横浜市営軌道における現行旅客運賃による総収入は七五六、五七八千円であるのに対し、平年度における予想総支出は一、〇二九、八三五千円となる見込なので、差引二七三、二五七千円の不足を生ずるが、今回の運賃改訂後の予想総収入は九五二、三一七千円となり結局七七、五一八千円の欠損にとどまる。

3. 名古屋市営軌道
名古屋市営軌道における現行旅客運賃による総収入は一、二七二、二五三千円であるのに対し、平年度における予想総支出は一、六〇二、三八四千円となる見込なので、差引三三〇、一三一千円の不足を生ずるが、今回の運賃改訂後の予想総収入は一、六〇七、九三一千円となり結局五、五四六千円の益金となる。

4. 京都市営軌道
京都市営軌道における現行旅客運賃による総収入は一、二〇一、〇二四千円であるのに対し、平年度における予想総支出は一、五二〇、三八三千円となる見込なので、差引三一九、三五九千円の不足を生ずるが、今回の運賃改訂後の予想総収入は一、五二六、〇〇七千円となり、結局五、六二三千円の益金となる。

5. 大阪市営軌道
大阪市営軌道における現行旅客運賃による総収入は二、八八七、三八六千円であるのに対し、平年度における予想総支出は三、六一八、七二六千円となる見込なので、差引七三一、三五八千円の不足を生ずるが、今回の運賃改訂後の予想総収入は三、五七〇、五〇三千円となり結局四八、二二三千円の欠損にとどまる。

6. 神戸市営軌道
神戸市営軌道における現行旅客運賃による総収入は八二五、〇一二千円であるのに対し、平年度における予想総支出は一、〇四一、九六六千円となる見込なので、差引二一六、九五四千円の不足を生ずるが、今回の運賃改訂後の予想総収入は九七四、五三五千円となり、結局六七、四三〇千円の欠損にとどまることとなる。

よつて公営軌道の健全なる発達と都市民へのサービスの向上とをはかるために主文のとおり運賃を改訂することは適当であると認める。

四、本審議会としては、以上の理由により今回の申請運賃を認可することを適当と認めた次第であるが、特に経営の合理化を一層強化し、電車及び自動車事業各々の経営をそれぞれ健実ならしめ、電車事業施設の補修、補充についてはその充分なる経費を運賃算定の基礎に算入した趣旨に鑑み、これを他に流用することなく諸施設の充分なる充実、改善にあて、輸送力の増強をはかるとともに、公共の福祉を増進するため近い将来を期し次の各項を実施することによつて、適正な運賃制度を確立するよう強く要望する。

1. 定期乗車券の発売方法については、現行の暦月制発売方法を廃止し、旅客の需めに応じ、常時発売する方法に改めること。

2. 現行普通旅客運賃の系統別均一制は、戦時中の非常措置として戦争進展に伴う従業員の減少に対する輸送力低下の防止並びに不急不用旅客の乗車抑制等の理由により従来の無料乗換制を乗切制に改められた戦時臨時運賃制度である。これは利用者の利便を著しく制限するものであるから本来の乗換制に改めること。

太田委員の少数意見

一、多数意見の所要経費中の保修費、改良費の見積は過大に失するものと認められる。就中東京都電及び大阪市電（路面）についてそれぞれ年間三億七千九百万円及び二億円の保修不足額を経費として認めることは理論的にも根拠に乏しいのみならず、実際的にも当を得たものと謂い難いと考えられる。

二、全般的に見て六大都市電の経営は今後努めて経費を節約し、地方公共団体経営の公益事業としての特質を十分に発揮する必要があると認められるが、特に私の指摘したいことは交通特別経済から一般経済への繰出金であつて、東京都一千二百万円、横浜市七百二十万円、名古屋市三千九百八十万円（但し、庁舎の共同使用に関する負担を含む。）、京都市約二千万円（決算に別個に掲上されておらぬので推定額）、大阪市五千万円（高速度の負担分を含む。）、神戸市千

P. 10

昭27.4.1. 第7568号

三百万円で、これは勿論経費として認め難いものであり、仮装された利益又は一種の交通税とも看做すべきものと断ぜざるを得ぬ。後者とすれば当然廃すべきものであり、前者とすれば国有鉄道の場合に準じてこれを処理することが望ましい。

三、私は横浜、名古屋、京都、神戸の場合は多数意見の十円はやむを得ぬものと認めるが、東京都電及び大阪市電（路面）については主として前記一、の見地からこれを九円に止めることを適当と信ずるものである。

◉郵政省告示第八十六号

郵便規則（昭和二十二年逓信省令第三十四号）第三条及び外国郵便規則（昭和二十五年郵政省令第十三号）第五条の規定に基き、昭和二十六年五月郵政省告示第百九十一号による小型記念通信日附印を次のように使用する。

昭和二十七年四月一日

郵政大臣　佐藤　栄作

使用局	記念事項名称	使用期間
神奈川県 平塚郵便局	平塚市制施行二十周年	昭和二十七年四月一日から 同　四月七日まで
埼玉県 熊谷郵便局 大宮郵便局 深谷郵便局 鴻巣郵便局 群馬県 高崎郵便局	高崎線電化完成	同
群馬県 高崎郵便局	新日本高崎こども博覧会	昭和二十七年四月一日から 同　五月二十日まで
兵庫県 西宮郵便局	第五回全国高等学校選抜野球大会	昭和二十七年四月一日から 同　四月十日まで
広島県 尾道郵便局	尾道港まつり	昭和二十七年四月一日から 同　四月五日まで
熊本県 鏡郵便局	局舎新築落成記念郵便事業周知展	昭和二十七年四月一日から 同　四月七日まで
長崎県 佐世保郵便局 相浦郵便局 早岐郵便局	佐世保市制施行五十周年	昭和二十七年四月一日から 同　四月五日まで
鹿児島県 阿久根郵便局	阿久根市制施行	昭和二十七年四月一日から 同　四月七日まで
埼玉県 熊谷郵便局	熊谷市制施行二十周年	昭和二十七年四月三日から 同　四月十六日まで
静岡県 三島郵便局 函南郵便局	植樹祭行幸啓	昭和二十七年四月四日から 同　四月六日まで
長崎県 大村郵便局	大村市制施行十周年	昭和二十七年四月五日から 同　四月二十日まで

◉郵政省告示第八十七号

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三条第四項の規定に基き、昭和二十七年四月一日から次の郵便局を移転する。

昭和二十七年四月一日

郵政大臣　佐藤　栄作

名称	現在位置	移転位置
那岐郵便局	鳥取県八頭郡智頭町大字野原	鳥取県八頭郡智頭町大字早瀬

◉電気通信省告示第九十二号

次の無線電報取扱所を設置した。

昭和二十七年四月一日

電気通信大臣　佐藤　栄作

名称	位置	呼出符号	伝送上の名称	停泊港	設置年月日（昭和）
隆山丸無線電報取扱所	山本汽船株式会社所属汽船隆山丸	JHLW	（和文）リウザンマル （欧文）RYUZANMARU	東京	二七、三、二〇
太栄丸無線電報取扱所	共栄タンカー株式会社所属汽船大栄丸	JBNR	（和文）タイエイマル （欧文）TAIEIMARU/JBNR	相生	二七、三、一三
那智春丸無線電報取扱所	新日本汽船株式会社所属汽船那智春丸	JCCU	（和文）ナチハルマル （欧文）NACHIHARUMARU	神戸	二七、三、一三

◉電気通信省告示第九十三号

昭和二十六年電気通信省告示第二百二十二号（即時通話区間及び準即時通話区間の件）の一部を次のように改正し、昭和二十七年三月三十日から適用する。

昭和二十七年四月一日

電気通信大臣　佐藤　栄作

表中「名古屋、岐阜間」の次に「名古屋、津島間」を加える。

◉電気通信省告示第九十四号

昭和二十七年三月五日限り、次の郵便局の電話交換業務並びに電報配達事務を廃止した。但し、その業務は、次の地方電気通信取扱局が承継した。

昭和二十七年四月一日

電気通信大臣　佐藤　栄作

名称	位置	承継局
田辺芳養郵便局	田辺市芳養町	田辺電報電話局

◉労働省告示第四号

失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第三十二条第二項の規定に基き、失業保険保険料額表を次のように定め、昭和二十五年労働省告示第十号（失業保険法第三十二条第二項に規定する失業保険保険料額表を定める告示）を廃止する。

この告示は、昭和二十七年四月一日から適用する。昭和二十七年三月三十一日以前に納付すべき期限の到来する失業保険保険料については、なお、従前の失業保険保険料額表による。

昭和二十七年四月一日

労働大臣　吉武　恵市

失業保険保険料額表

等級	賃金額		被保険者負担保険料額
1	2,000円未満		12円
2	円以上 2,000	円未満 2,500	18〃
3	2,500〃	3,000〃	22〃
4	3,000〃	3,500〃	26〃
5	3,500〃	4,000〃	30〃
6	4,000〃	4,500〃	34〃
7	4,500〃	5,000〃	38〃
8	5,000〃	5,500〃	42〃
9	5,500〃	6,000〃	46〃
10	6,000〃	6,500〃	50〃
11	6,500〃	7,000〃	54〃
12	7,000〃	7,500〃	58〃
13	7,500〃	8,000〃	62〃
14	8,000〃	9,000〃	68〃
15	9,000〃	10,000〃	76〃
16	10,000〃	11,000〃	84〃
17	11,000〃	12,000〃	92〃
18	12,000〃	13,000〃	100〃
19	13,000〃	14,000〃	108〃
20	14,000〃	15,000〃	116〃
21	15,000〃	16,000〃	124〃
22	16,000〃	17,000〃	132〃
23	17,000〃	18,000〃	140〃
24	18,000〃	19,000〃	148〃
25	19,000〃	20,000〃	156〃
26	20,000〃	22,000〃	168〃
27	22,000〃	24,000〃	184〃
28	24,000〃	26,000〃	200〃
29	26,000〃	28,000〃	216〃
30	28,000〃	30,000〃	232〃

賃金額30,000円以上の場合の被保険者負担保険料額はその賃金額に0.008を乗じて得た額とする。但し50銭未満の端数あるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円として計算するものとする。

◉群馬県告示（保指）第一号

森林法第二十五条の規定により、次の森林を保安林に指定する。

昭和二十七年四月一日

群馬県知事　伊能　芳雄

群馬県勢多郡芳賀村大字小坂子字沼田一四九から一五二まで、甲一五三、乙一五三、一五四、一五五、甲一六八、乙一六八、一六九、一七〇、一七一ノ一、一九六、字中曽根二三一ノ四、二三三一、二三三三、字倉井田二四二、二四四から二五三まで、二六三、二六六、二六七、字十二林二一三〇、乙二一三〇、二一三三、二一三四、

甲二一三五、二一六四、甲二一六六、二一六七から二一七〇まで、甲二一七一、乙二一七一、二一七二、二一七四ノ一、二一七四ノ二、二一七五から二一七八まで、二一八七から二一九〇まで、字白鳥二一九三、二一九四、乙二一九四、二一九五、乙二一九五、二一九六から二一九八まで、二二〇〇、二二〇一、二二〇七から二二一二まで、二二一四から二二一七まで、大字嶺字城岸甲六〇一ノ一、六〇二、甲六〇九、六一〇、字田地田六七〇、六七一、六七二（但し、台帳二段七畝九歩の内見込一段歩）、六七三から六七五まで、字吹張六七九、六八〇、甲六八三、六八四から六九一まで、六九六ノ一、六九六ノ二、六九九ノ一、七〇〇、字十二原一五四八、一五五〇、一五五三、字赤坂甲一五八八、乙一五八八、丁一五八八、字東公田一八三六ノ二、一八三八、字入替戸一九一一、一九一二、一九一七、一九二六、一九二七、一九二八、一九三二、一九三六、字入道坂一九九〇ノ二、一九九一、新里村大字野字鶴巻一五〇ノ一（但し、台帳三段一畝二歩の内見込一段一畝二歩）、字峰岸五七六、五九七、五九八（但し、台帳四段五畝一六歩の内見込一段七畝二六歩）、甲五九九（但し、台帳五段八歩の内見込二段一畝二八歩）、六〇一（但し、台帳二段一畝一三歩の内見込一段六歩）、六〇二、六〇三、六〇四（但し、台帳一段一畝八歩の内見込二畝二九歩）、六〇六（但し、台帳二段二七歩の内見込一段一畝二九歩）、六〇七ノ一、六〇七ノ二（但し、台帳二段七畝二二歩の内見込一段三畝一〇歩）、六〇八、六〇九（但し、台帳一段五畝一七歩の内見込六畝一五歩）、六一〇（但し、台帳一段三畝一七歩の内見込六畝九歩）、六一一（但し、台帳一段八畝二歩の内見込三畝一二歩）、六一二、六一三、六一八、六一九、六二〇、六二五（但し、台帳一段七畝一一歩の内見込六畝二八歩）、六二六、六二七、六二八、六二九（但し、台帳三段一畝七歩の内見込四畝一二歩）、字十二社六三〇から六三六まで、大胡町大字上大屋字矢ヶ峰四〇、字中組一八八、一九〇、一九一、一九三から一九六まで、字天王山二六六、二六七、二六八ノ一から二六八ノ五まで、字カラホリ三四九、三五二から三六一まで、字東山三六五ノ一、三六五ノ二（但し、台帳三段六畝一歩の内見込二段歩）、三六五ノ三（但し、三段六畝一歩の内見込一段歩）、三六五ノ四（但し、台帳五段五畝二歩の内見込二段歩）、三六五ノ五（但し、台帳三段六畝一歩の内見込一段歩）、三六六、甲三六七、乙三六七、大字樋越字東前沖五八四ノ一、五九二、五九三ノ一（但し、台帳二段二畝一三歩の内見込一段歩）、乙五九三、丙五九三、六五五ノ一、六五五ノ二、六五七、乙六五七、大字滝窪字西原三五七、三五九、三六〇（但し、台帳八段二畝歩の内見込四段歩）、三七一、三七二、三七四、三七五、字後原五二七、六〇〇ノ二、字西天神六〇六から六一一まで、甲六一二（但し、台帳四段六畝一三歩の内見込一段五畝歩）、六一三、六一四、甲六一五、六二七ノ二（但し、台帳九段九畝一七歩の内見込一段歩）、字東天神六七三、六七五から六七八まで、字田ノ上七四二、七五三、七五五、七六一、七六二、甲七六三、字石倉七六六、七六七、七八四、七九三ノ一、七九五、七九六、七九七、八〇五ノ二、八〇六から八一一まで、字細田乙八八七、字新井原一二五五ノ二、一二五七、一二五九、一二六〇、甲一二六一、一二六二、一二六三、甲一二六八（但し、台帳二段五畝二三歩の内見込一段五畝歩）、一二六九、一二七〇、字白草一三六九ノ一、大字堀越字甲東尾引一八九六、甲一九七二、乙一九七二、一九七三から一九八一まで、字乙東尾引甲二〇二〇、二〇三六、二〇三七、二〇三八、字西一丁田二〇四六、二〇四七、二〇四八、甲二〇四九、乙二〇四九、二〇六五ノ一、二〇七四ノ一、二〇七五ノ一、字甲諏訪二一六五、二一六六、二一六七、二一七〇、二一七一、二一七九から二一八二まで、乙諏訪二一九六、乙二一九六、二一九七ノ一、甲二一九八、二一九九、二二〇〇、二二〇一、甲二二六二、字乙柊山二四六〇から二四六四まで、二四六五ノ一、二四六五ノ二、二四六六から二四七一まで、二四七四、甲二四七五、乙二四七五、二四七六、二四七七、字丁一丁田乙二七八三、二七八四から二七八七まで、二七九一、二七九二、二七九三、二七九五、大字赤城山字金丸一四九（但し、台帳七段五畝七歩の内見込六畝歩）、一五〇、一五三、一六一、一六八（但し、台帳四町四段六畝一〇歩の内見込四町歩）、利根郡東村大字平川字平原一五四四から一五四六まで、一五四八、一五四九、一五五三から一五五六まで、甲一五五七、一五五九、乙一六二八、乙一六四八、新田郡綿打村大字萩字西萩一、二、九、二五、二八、四一、四七、五二、五三、五五、七九、八六、九一、九二、一二二、一二九、一四七、一五九、一六三、一六五、字東萩一八三、一八六、二〇〇、二〇三、二二三、二二四、二三五、二四七、二四九、二五九から二六二まで、二九二、二九三、二九四、三三八、三三九、笠懸村大字西鹿田字和田五七二ノ二（但し、台帳一段一歩の内見込八畝歩）、五七四、五七五ノ一、五七五ノ二、五七六、五七七ノ一、五七八（但し、台帳一段八畝二四歩の内見込九畝二〇歩）、邑楽郡多々良村大字高根字龍高寺裏六二一

以上は風害防備のため必要と認めるもの

勢多郡宮城村大字鼻ヶ石字伊勢山一六二九ノ一（但し、台帳五段五歩の内見込三段五歩）、大字赤城山字大沢九一五から九一九まで、九二〇（但し、台帳八段五畝歩の内見込二段歩）、九二一、北群馬郡明治村大字小倉字上野口二一、二二、二三、丙五九、七二、字下野口九二、甲一五一、乙一五一、字蟹沢甲二二五、乙二二五、二二六、字上蟹沢六八四、六八六、六八七、大字上野田字宮東甲八九七、甲九五〇、字宮西甲九五六、九五九、字木戸前甲一二〇一、丙一二〇一、字小井堤一二〇三、一二三五、山田郡相生村大字下新田字中河原九八〇ノ一（但し、台帳四段歩の内見込一段一八歩）、甲九八一（但し、台帳七段九畝八歩の内見込四段六畝九歩）、九八二（但し、台帳九段一畝四歩の内見込三段八畝一一歩）、九八三ノ一（但し、台帳二段一畝二七歩の内見込一段四畝五歩）、九八三ノ三、佐波郡玉村町大字済田字樋尻六二一ノ一（但し、台帳八畝一四歩の内見込一畝一〇歩）、六二二（但し、台帳五畝一六歩の内見込三畝一〇歩）、六二三（但し、台帳六畝一三歩の内見込六畝一二歩）、六三九（但し、台帳三畝二二歩の内見込二畝二八歩）、六四九（但し、台帳六畝五歩の内見込四畝三歩）、六五三、六五四（但し、台帳九畝一六歩の内見込二畝一二歩）、字稲荷島六八〇（但し、台帳七畝一七歩の内見込二畝五歩）、六八一（但し、台帳七畝二歩の内見込二畝二歩）、六八三ノ一（但し、台帳六畝一二歩の内見込三畝一〇歩）、六八五ノ一（但し、台帳一畝二七歩の内見込一畝二三歩）、大字福島字内田一二一二ノ二（但し、台帳一段四畝二五歩の内見込九畝二六歩）、一二一四（但し、台帳二畝歩の内見込二三歩）、一二一五ノ二、一二一七ノ一、一二一九、一二二〇ノ二、一二二一ノ二、一二二三、一二二三ノ二、一二二三ノ四、一二二四ノ二、一二二四ノ四、字屋敷一二二七ノ一、一二二八ノ一、一二二九ノ一、一二三一ノ一、一二三二ノ一、一二三四ノ一（但し、台帳五畝二七歩の内見込五畝二〇歩）、一二三五ノ二（但し、台帳二畝一一歩の内見込一畝一二歩）、一二三五ノ四、一二三八ノ一（但し、台帳四畝二七歩の内見込三畝歩）、甲一二三九ノ一、甲一二三九ノ二、乙一二三九、一二四一、一二四三ノ一、一二四四ノ一、一二四四ノ二、一二四五ノ一、一二四五ノ三（但し、台帳一畝二二歩の内見込一二歩）、一二五三ノ一、一二五三ノ三（但し、台帳二畝一五歩の内見込一八歩）、一二五四ノ一、一二五四ノ三（但し、台帳一畝二五歩の内見込一畝一〇歩）、一二五六ノ一、乙一二六〇ノ二、大字南玉字中原六七六ノ一（但し、台帳二段三畝二二歩の内見込三畝一〇歩）、字利根添一〇八七ノ一、一〇八八、一〇八九、甲一〇九〇、乙一〇九〇ノ一、乙一〇九〇ノ二、一〇九一ノ一、一〇九一ノ二、一〇九八ノ一、一〇九九、甲一一〇〇、乙一一〇〇、丙一一〇〇ノ一、甲一一〇一ノ一、甲一一〇一ノ五、乙一一〇一ノ一、大字角渕字中原三四〇五（但し、台帳一畝一五歩の内見込一歩）、三四〇六（但し、台帳一畝一〇歩の内見込五歩）、三四〇七（但し、台帳一畝一六歩の内見込七歩）、三四〇八（但し、台帳一畝一一歩の内見込一〇歩）、三四〇九（但し、台帳一畝一三歩の内見込一四歩）、三四一〇（但し、台帳一畝一三歩の内見込一六歩）、三四一一（但し、台帳一畝一三歩の内見込二五歩）、三四一二（但し、台帳一畝一四歩の内見込二七歩）、三四一三（但し、台帳一畝一四歩の内見込一畝歩）、三四一四（但し、台帳一畝一六歩の内見込一畝四歩）、三四一五（但し、台帳一畝一四歩の内見込一畝六歩）、三四一六（但し、台帳一畝一四歩の内見込一畝一〇歩）、三四一七（但し、台帳一畝一四歩の内見込一畝九歩）、三四一八（但し、台帳

一畝一六歩の内見込一畝八歩)、三四一九から三四三五まで、三四三六ノ一、三四三六ノ二、三四三七ノ一、三四三八ノ一、三四三八ノ二、三四三九ノ一、三四三九ノ二、三四四〇ノ一、三四四〇ノ二、三四四〇ノ三、三四四一ノ一、三四四一ノ二、三四四一ノ三、三四四二ノ一、三四四二ノ二、三四四二ノ三、三四四三ノ一、三四四三ノ二、三四四三ノ三、三四四四ノ一、三四四四ノ二、三四四四ノ三、三四四五ノ一、三四四五ノ二、三四四五ノ三、三四四六ノ一、三四四六ノ二、三四四六ノ三、三四四七ノ一、三四四七ノ二、三四四八ノ一、三四四八ノ二、三四四九ノ一、三四四九ノ二、三四五〇ノ一、三四五〇ノ二、三四五一ノ一、三四五一ノ二、三四五二ノ一、三四五二ノ二、三四五三ノ一、三四五三ノ二、三四五四ノ一、三四五四ノ二、三四五五ノ一、三四五五ノ二、三四五六ノ一、三四五六ノ二、三四五七ノ一、三四五七ノ二、三四五八ノ一、三四五八ノ二、三四五九ノ一、三四五九ノ二、三四六〇ノ一、三四六〇ノ二、三四六一ノ一、三四六一ノ二、三四六二ノ一（但し、合帳一畝五歩の内見込一畝四歩)、三四六二ノ二、三四六三ノ一(但し、合帳一畝六歩の内見込一畝二歩)、三四六三ノ二、三四六四(但し、合帳一畝二二歩の内見込一畝五歩)、三四六五(但し、合帳一畝一二歩の内見込一畝二歩)、三四六六(但し、合帳一畝一二歩の内見込一畝歩)、三四六七(但し、合帳一畝二六歩の内見込一畝一二歩)、三四六八(但し、合帳一畝二二歩の内見込一九歩)、三四六九(但し、合帳一畝一一歩の内見込二七歩)、三四七〇(但し、合帳一畝一一歩の内見込二一歩)、三四七一(但し、合帳一畝一二歩の内見込二一歩)、三四七二(但し、合帳一畝一三歩の内見込一七歩)、三四七三(但し、合帳一畝一三歩の内見込一四歩)、三四七四(但し、合帳一畝一二歩の内見込一〇歩)、三四七五(但し、合帳一畝九歩の内見込六歩)、三四七六(但し、合帳一畝一三歩の内見込五歩)、三四七七(但し、合帳一畝一二歩の内見込一畝一〇歩)、三七三一(但し、合帳二九歩の内見込二一歩)、三七三二(但し、合帳一畝一歩の内見込二〇歩)、三七三三から三七四六まで、三七四七ノ一から三七四七ノ三まで、三七四八ノ一、三七四八ノ二、三七四八ノ三、三七四九ノ一、三七四九ノ二、三七四九ノ三、三七五〇ノ一、三七五〇ノ二、三七五〇ノ三、三七五一から三七六二まで、三七六三(但し、合帳一畝二歩の内見込二五歩)、三七六四(但し、合帳一畝二歩の内見込七歩)、字前川原三九四〇(但し、合帳四段五畝一〇歩の内見込三段六畝五歩)、三九四一(但し、合帳一町五段四畝二七歩の内見込一町一畝六歩)、甲三九四二(但し、合帳八段二畝二四歩の内見込七段七畝一九歩)、乙三九四二(但し、合帳一段一畝四歩の内見込一畝二二歩)、三九四四(但し、合帳七段一畝二八歩の内見込六段九畝二二歩)、三九四五ノ一(但し、合帳五段四畝二〇歩の内見込六畝二七歩)、三九六九ノ二(但し、合帳五畝二〇歩の内見込二畝二〇歩)、三九九七、四〇一〇ノ一、四〇一一、四〇一二ノ一、四〇二三ノ二、四〇二四ノ一、四〇二五ノ一、四〇二五ノ二、四〇二六、四〇二七、四〇二八、四〇三九、四〇四〇ノ一、四〇四〇ノ二、四〇四一ノ一、四〇四二ノ一、四〇四四から四〇四七まで、四〇五六、四〇五七、四〇五八ノ一、四〇六二ノ一、四〇六三、四〇六四、四〇六五、四〇七四、四〇七五、四〇七六ノ一、四〇七九ノ一、四〇八〇、四〇八一、四〇九一、四〇九二、四〇九三ノ一、四〇九八ノ一、四〇九九、四一〇八、四一〇九ノ一、四一一七ノ一、四一一八ノ一、四一一九から四一二四まで、字上川原三九六一ノ一、三九六二(但し、合帳一町八段一畝五歩の内見込一町三段九畝三歩)、三九六三(但し、合帳一段八畝一六歩の内見込三畝一〇歩)、三九六四(但し、合帳四畝二八歩の内見込四畝一三歩)、三九六五、四一四二ノ一(但し、合帳三畝一二歩の内見込二八歩)、四一四二ノ三(但し、合帳一畝一四歩の内見込一三歩)四一四四ノ一(但し、合帳一九歩の内見込八歩)、四一四五ノ三(但し、合帳一畝二〇歩の内見込一四歩)、四一四六ノ三(但し、合帳一畝八歩の内見込一二歩)、四一四七ノ三(但し、合帳三畝一五歩の内見込一畝六歩)、四一四八ノ三(但し、合帳一畝一四歩の内見込一一歩)、四一四九ノ三(但し、合帳二一歩の内見込一二歩)、四一五〇ノ三(但し、合帳一畝一四歩の内見込一六歩)、四一五一ノ三(但し合帳一畝八歩の内見込一〇歩)、四一五二ノ三(但し、合帳一畝八歩の内見込九歩)、四一五三ノ三(但し、合帳一畝二歩の内見込八歩)、四一五四ノ三(但し、一畝歩の内見込一五歩)、四一五五ノ三(但し、合帳二畝二八歩の内見込一畝二〇歩)、四一五六ノ三(但し、合帳二畝一三歩の内見込一畝一〇歩)、四一五七ノ二、四一五八ノ二、四一五九ノ二、四一六〇(但し、合帳一畝一三歩の内見込一八歩)、四一六一(但し、合帳二畝一六歩の内見込一四歩)、四一六二(但し、合帳四畝六歩の内見込一畝一九歩)、四一六三(但し、合帳二畝二二歩の内見込二三歩)、四一六四(但し、合帳一畝二七歩の内見込一一歩)、四一六五(但し、合帳二畝二一歩の内見込二四歩)、四一六六(但し、合帳四畝二三歩の内見込二六歩)、四一六七(但し、合帳一畝二二歩の内見込一二歩)、四一六八(但し、合帳二畝二六歩の内見込一四歩)、四一六九(但し、合帳九畝一六歩の内見込一畝二五歩)、四一七〇ノ二、四一七一ノ二、四一七二ノ二、四一七三ノ二、四一七四ノ二、四一七五ノ二(但し、合帳一畝一九歩の内見込一畝一二歩)、四一七六ノ二(但し、合帳二七歩の内見込一九歩)、四一七七ノ二(但し、合帳二畝四歩の内見込二八歩)、四一七八ノ二(但し、合帳一畝三歩の内見込二三歩)、四一七九ノ二(但し、合帳四畝五歩の内見込二五歩)、四一八〇ノ一、四一八一(但し、合帳一畝一九歩の内見込一畝歩)、四一八二(但し、合帳一畝一八歩の内見込二三歩)、四一八三(但し、合帳四畝一二歩の内見込一畝歩)、四一八四(但し、合帳一畝二六歩の内見込二四歩)、四一八五(但し、合帳一畝二四歩の内見込一二歩)、四一八六(但し、合帳一段六歩の内見込三畝一二歩)、四一八七ノ一(但し、合帳四畝一五歩の内見込三畝五歩)、甲四一八八、乙四一八八(但し、合帳二〇歩の内見込九歩)、甲四一八九、乙四一八九(但し、合帳二九歩の内見込六歩)、甲四一九〇、乙四一九〇(但し、合帳三畝一五歩の内見込二二歩)、甲四一九一、乙四一九一(但し、合帳二四歩の内見込九歩)、甲四一九二、乙四一九二(但し、合帳一二歩の内見込一〇歩)、甲四一九三、乙四一九三(但し、合帳一畝一〇歩の内見込一三歩)甲四一九四、乙四一九四(但し、合帳一畝一四歩の内見込一〇歩)、甲四一九五、乙四一九五(但し、見込一畝一七歩の内見込一一歩)、甲四一九六、乙四一九六(但し、見込一畝歩の内見込一二歩)、甲四一九七、乙四一九七(但し、見込二九歩の内見込一一歩)、甲四一九八、乙四一九八(但し、見込一畝一〇歩の内見込一八歩)、甲四一九九、乙四一九九(但し、見込一畝歩の内見込一六歩)、甲四二〇〇、乙四二〇〇(但し、見込一三歩の内見込一三歩)、甲四二〇一、乙四二〇一(但し、見込二三歩の内見込一三歩)、四二〇二(但し、合帳三畝一二歩の内見込一畝六歩)、四二〇三ノ一、四二〇三ノ二、四二〇四ノ一、四二〇四ノ二、四二〇五ノ一、四二〇五ノ二、四二〇六ノ一、四二〇六ノ二、四二〇七ノ一、四二〇七ノ二、四二〇八ノ一、四二〇八ノ二、四二〇九ノ一、四二〇九ノ二、四二一〇ノ一、四二一〇ノ二、四二一一ノ一、四二一一ノ二、四二一二ノ一、四二一二ノ二(但し、合帳二畝一六歩の内見込二二歩)、四二一三ノ一、四二一三ノ二、四二一四ノ一、四二一四ノ二、四二一五ノ一、四二一五ノ二、四二一六ノ一、四二一六ノ二、甲四二一七ノ一、甲四二一七ノ二、四二一七ノ三、四二一八ノ一、四二一八ノ二、四二一九ノ一、四二一九ノ二、四二二〇ノ一、四二二〇ノ二、甲四二二一ノ一、甲四二二一ノ二、乙四二二一ノ一、甲四二二二、四二二二ノ二、甲四二二三、四二二三ノ二、甲四二二四、四二二四ノ二、甲四二二五、四二二五ノ二、四二二六ノ二、四二二七ノ一、四二二八ノ一、四二二八ノ二、四二二九ノ一、四二三〇ノ一、四二三〇ノ二、四二三一ノ一、四二三一ノ二、四二三二ノ一、四二三二ノ二、四二三三ノ一、四二三三ノ二、甲四二三四、四二三四ノ一、甲四二三五、四二三五ノ一、四二三六ノ一、四二三七ノ一、甲四二三八、四二三九ノ一、四二四〇(但し、見込二畝三歩の内見込二三歩)、四二四一ノ一、四二四一ノ二、四二四二ノ一、四二四二ノ二、甲四二四三ノ一、四二四三ノ二、甲四二四四ノ一、四二四四ノ二、甲四二四五ノ一、四二四六ノ一、四二四七ノ二、四二四八ノ一、四二四九ノ一、四二五〇ノ一、四二五一ノ一、甲四二五二、四二五二ノ二、四二五三ノ一、四二五四ノ一、四二五五ノ一、四二五六ノ一、四二五七ノ一、四二五八ノ一、四二五九ノ一、四二六〇ノ一、四二六一ノ一、四二六二ノ一、四二六三ノ一、桐生市広沢町大字広沢町七丁目字腰巻五〇一〇ノ六、五〇一一ノ四、字新堀五〇三〇、五〇三一(但し、合帳八段四

畝二歩の内見込二段一畝二八歩)、五〇三二(但し、合帳一段三畝二六歩の内見込一段四歩)、五〇八一から五〇八六まで、五〇八七ノ一、五一三六ノ二、五一三七ノ一、五一三七ノ二、五一三八、五一三九ノ一から五一三九ノ四まで、五一四〇、五一四一、五一四二、五一四三ノ一、五一四三ノ二、五一四三ノ四、五一四四ノ一、五一四五ノ一、五一四五ノ二、五一四五ノ三、五一四六ノ一、五一四六ノ二、五一四七、五一四八、五一四九ノ二、五一五〇、五一五一ノ二、五一五一ノ三、五一五一ノ四、五一五二ノ一、五一五二ノ二、五一五三、五一五四ノ一、五一五五ノ一、五一五六、五一五七、五一五八ノ一、五一五八ノ二、五一五九ノ二、五一五九ノ三、五一六〇ノ三、五一六〇ノ四、五一六一ノ二、五一六一ノ三、五一六三、五一六四ノ一、五一六五ノ一、五一六六、五一六七、五一六八、五一六九ノ二、五一六九ノ三、五一六九ノ四、五一七一ノ二、五一七一ノ三、五一八一ノ二、五一八一ノ三、五一八二ノ一、五一八二ノ二、五一八三ノ一から五一八三ノ五まで、五一八四、五一八五、五一八六ノ一、五一八六ノ二、五一八七、五一八八、五一八九ノ一、五一九〇ノ一、五一九一ノ一、五一九二ノ一、五一九三ノ一、五一九三ノ二、五一九三ノ三、五一九四ノ一、五一九四ノ五、五一九四ノ七、五一九五、五一九六ノ一、五一九七から五二〇〇まで、五二〇一ノ二、五二〇一ノ三、五二〇二ノ二、五二〇二ノ三、字向佐倉五二〇九ノ二、五二一〇ノ一、五二一〇ノ二、五二一〇ノ三、五二一一ノ一、五二一一ノ二、五二一二、五二一三ノ一、五二一三ノ二、五二一四ノ一、五二一四ノ三、五二一四ノ四、五二一五ノ一、五二一五ノ三、五二一六ノ二、五二一六ノ三、五二四五ノ二、五二四六、五二四七ノ一

以上水害防備のため必要と認めるもの

勢多郡富士見村大字石井字東糀沢二〇一二から二〇一五まで、二〇一七、二〇一八、二〇一九、二〇二〇ノ一、二〇二〇ノ二、二〇二一ノ三、二〇二三から二〇二七まで、二〇二八ノ一から二〇二八ノ五まで、甲二〇二九、乙二〇二九、二〇三〇から二〇四三まで、甲二〇四四、乙二〇四四、丙二〇四四、二〇四五、二〇四六、字上西峰一八八一、一九〇五、字前山二〇四七ノ一、二〇四七ノ二、二〇四七ノ三、二〇四八ノ一から二〇四八ノ二四まで、二〇四九、二〇五〇、字上城楽二四四〇、二四四一、二四四二、字新台所二一六三から二一七二まで、甲二一七三、乙二一七三ノ一、乙二一七三ノ二、乙二一七三ノ三、丙二一七三ノ一、丙二一七三ノ二、丁二一七三、大字赤城山字出水平二八、五三から五七まで、五八ノ一、五八ノ二、五九から二〇〇まで、二〇一ノ一から二〇一ノ一一まで、二〇二ノ一から二〇二ノ一一まで、二〇三ノ一から二〇三ノ一〇まで、二〇四ノ一から二〇四ノ三〇まで、二〇五から二四一まで、字下横道二四二から四〇九まで、四一四から六二五まで、字大河原六四〇から七〇六まで、七一三から七八九まで、八一二から八三六まで、九〇二から九八〇まで、九八三から九九五まで、一〇〇五から一〇六六まで、一〇六八から一〇七一まで、字上横道一四五六ノ一、一四五七、一四七〇、一四七一ノ一、一四七三、一四七四、一四七五ノ一、一四七六ノ一、一四七八ノ一、一四七九ノ一、一四八〇ノ一、字西大河原一四八一ノ一、一四八二ノ一、一四八三ノ一、一四八四ノ一、一四八五ノ一、一四八六、一四八七ノ一、一四八八ノ一、一四八九ノ一、一四九〇ノ一、一四九一ノ一、一四九二ノ一、一四九三ノ一、一四九四ノ一、一四九五ノ一、一四九六ノ一、一四九七ノ一、一五〇九ノ一から一五〇九ノ一二まで、一五一〇、一五三三ノ一から一五三三ノ一五まで、一五三四、一五五一から一五七五まで、字田之郷一五七六から一六四四まで、字大箕山一六四五から一六五四まで、一六五五ノ一、一六五五ノ三から一六五五ノ一二まで、一六五六、一六五七ノ一、一六六一、一六六二ノ一、一六六三、一六六四ノ一から一六六四ノ四まで、一六六五ノ一から一六六五ノ五まで、一六六六、一六六七、一六六八、一六六九ノ一、一六七〇ノ一、一六七一から一六八四まで、一六八五ノ一、一六八六から一七〇六まで、東大河原二〇二〇、二〇二四ノ一、二〇二六ノ一、二〇二六ノ二、二〇三〇、字箕輪前二一一一ノ一、二一一二ノ一、二一一四ノ一、二一一四ノ二、二一一八、二一二〇ノ一、二一二三ノ一、字赤城山二六(但し、合帳七〇町三段六畝二〇歩の内見込六一町八段七畝二〇歩)、芳賀村大字嶺字高月一〇一六ノ一、一〇一六ノ二、一〇一六ノ三、一〇一七、一〇一八、字早稲田一〇二一、一〇二三、一〇二四から一〇二八まで、甲一〇二九、乙一〇二九、一〇三四から一〇三九まで、一〇四四、甲一〇四五、乙一〇四五、一〇四六、一〇四七、一〇五五から一〇六〇まで、字西谷戸一〇九二、一〇九三、一〇九四ノ一、一〇九四ノ二、字五厘峰一〇九五、一〇九六、甲一〇九八、乙一〇九八、一〇九九から一一〇二まで、字一一〇四から一一〇九まで、字一本松一一一一から一一一五まで、甲一一一六、乙一一一六、一一一七から一一二一まで、一一三四、一一三五、一一三六、字大堤下一一四四、一一四五、一一五〇から一一六〇まで、一一七六、一一七七ノ一、一一八〇、字堤之上一一八三から一一八六まで、甲一一八七、乙一一八七、一一八八、一一八九、一一九〇、一一九一ノ一、一一九一ノ二、一一九二から一一九九まで、字大堤一二一〇から一二二一まで、甲一二二二、乙一二二二、一二二三から一二三六まで、一二四〇から一二四三まで、一二四四ノ一、一二四四ノ二、一二四五、字笹原一二四六から一二五五まで、一二五六ノ一、一二五七、一二六〇ノ一、一二六一ノ一、一二六六ノ一(但し、合帳四段三畝五歩の内見込一段歩)、字細久保一二六八から一二七九まで、一二八〇ノ一、一二八〇ノ二、一二八一から一二八六まで、甲一二八九、乙一二八九、一二九一、字西笹原一二九四、甲一二九五、乙一二九五、一二九六、一二九七、一二九八、一三〇〇ノ一(但し、合帳二段四畝五歩の内見込一段歩)、一三〇二、一三〇三ノ一、一三一一、一三一二ノ一、一三一三、字杉久保一三一七ノ二、一三一九から一三二四まで、一三二五ノ一、一三二六、一三二九から一三三二まで、甲一三三四、乙一三三四、一三三五から一三三八まで、大字小坂子字月山内一三七〇、一三七三ノ一、一三八七、一三八八、一三八九、一三九〇ノ一、一三九〇ノ二、一三九一、一三九二、一三九三ノ一、一三九三ノ二、一三九五から一四〇〇まで、甲二三〇一、乙二三〇一、字別所林二三〇三から二三〇九まで、乙二三一〇、甲二三一一、乙二三一一、二三一二、甲二三一三、乙二三一三、丙二三一三、二三一四(但し、合帳二町二段九畝一歩の内見込一町歩)、甲二三一五ノ一から甲二三一五ノ四まで、乙二三一五ノ一から乙二三一五ノ六まで、丙二三一五ノ二、字中九二三三一、二三三二、二三三三、二三三四(但し、合帳一町四段八畝二三歩の内見込一町二段八畝二三歩)、二三三五、二三三六ノ一から二三三六ノ一〇まで、二三三七ノ一から二三三七ノ五まで、字葎鳥二三四七、二三四九、二三五二、二三五三、二三五五、二三五六ノ甲、二三五六ノ乙、二三五七、二三五八、乙二三七五、字笹原二三七六から二三八〇まで、二三八一ノ一、二三八一ノ二、二三八二ノ一、二三八二ノ二、二三八四ノ一、二三八四ノ二、二三八五、二三八六、字上枡形二三九八ノ一八、字細メシ二四〇九ノ一から二四〇九ノ一一まで、二四一七、新里村大字新川字善田下二八二六、二八四〇、字善田上二八七四、二八七五、甲二八八〇、二八八一から二八九五まで、二八九七から二九一三まで、二九二五、二九二七(但し、合帳六段二畝三歩の内見込四段二畝三歩)、二九四八から二九五五まで、字不二山三〇八九、三〇九〇、三〇九三、三〇九四、三〇九九から三一一〇まで、三一一三、三一一四(但し、合帳四段三畝二二歩の内見込二段八畝二二歩)、三一一五から三一二三まで、甲三一二四、乙三一二四、三一二五、三一二六、三一三四(但し、合帳二段三畝二〇歩の内見込二畝二〇歩)、三一三五、甲三一四〇、三一四一から三一四四まで、三一四五ノ一、三一四五ノ二、三一四五ノ八、三一四六から三一五四まで、三一五五ノ一、北群馬郡金島村大字金井字戸神一五一〇ノ一、一五一〇ノ四、字吾妻山二一九九から二二〇五まで、二二〇六ノ一(但し、合帳二町二段七畝九歩の内見込一町一段歩)二二三〇から二二三三まで、字又々山二二三四、二二三五、字中子平二四一九から二四四三まで、字上の平二五〇九、二五一〇、字南平二五九八、二五九九、二六〇七から二六一五まで、二六四〇から二六四四まで、字御袋山二六四五、甲二六四六、乙二六四六、二六四七から二六五二まで、二六五三ノ一(但し、合帳一町四段四畝二五歩の内見込七段歩)、二六五四、二六五五ノ一から二六五五ノ一三まで、甲乙丙二六五六、二六五七から二六六〇まで、二六九一から二六九五まで、二七一三、二七一四(但し、合帳二段六畝二四歩の内見込一段八畝四歩)、字軽浜

二七一五、甲二七七〇、乙二七七〇、二七七一、二七七二、甲二七七三、乙二七七三、丙二七七三、丁二七七三、二七七四から二七七七まで、甘楽郡小坂村大字東野牧字梅ノ木原甲三〇七二、乙三〇七二、三〇七三から三〇七八まで、甲三〇七九、乙三〇七九、三〇八〇、三〇八一、三〇八二、三〇八四、三〇八五ノ一、乙三〇八七、甲三〇八八、乙三〇八八、甲三〇八九、乙三〇八九、三〇九〇、三〇九一、甲三〇九二、乙三〇九二、三〇九三、三〇九四、三〇九九ノ一、三〇九九ノ二、丙三〇九九、甲三一〇〇、乙三一〇〇、丙三一〇〇、三一〇一ノ一、乙三一〇一、三一〇三、甲三一〇五、乙三一〇五、三一〇六、三一〇七、三一〇八ノ一、乙三一〇八、三一〇九ノ一、乙三一〇九、三一一〇、三一一一、三一一二ノ一、乙三一一二、三一一三ノ一、三一一三ノ二、三一一四ノ一、三一一四ノ二、字坂詰入三一一五から三一二二まで、三一二五、甲三一二六、乙ノ一、三一二六、三一二六ノ三、三一二七から三一三一まで、三一三三から三一三八まで、甲三一三九、乙三一三九、三一四〇、三一四一ノ二、三一四二、乙三一四三、甲三一四四、乙三一四四、三一四六、三一四七、三一四九、三一五〇、三一五一、甲三一五二、三一五二ノ二、三一五三から三一五六まで、西牧村大字南野牧字西大島一〇六七二ノ一、一〇六七二ノ二、字屋敷一〇六八三、甲ノ一、一〇六八六、乙一〇六八六、一〇七〇一ノ二、碓氷郡後閑村大字上後閑字長源寺二九一八から二九二八まで、二九二九ノ一、二九二九ノ二、二九三〇から二九三四まで、二九三五ノ一、二九三五ノ二、二九三五ノ三、二九三六、二九三七、烏渕村大字岩氷字尾根山一二〇九ノ二から一二〇九ノ八まで、吾妻郡東村大字箱島字橋倉八七六、原町大字原町字下荻ノ沢三五五〇ノ二、三五五〇ノ三、三五五二、三五五五、字城ノ平三五五六、三五五七、甲三五五八ノ一、甲三五五八ノ二、甲三五五八ノ三、乙三五五八、字高野平甲三五五九、乙三五五九ノ一、乙三五五九ノ二、甲三五六〇、乙三五六〇、三五六一から三五六六まで、乙三五六七、丙三五六七、甲三五六八、乙三五六八、三五六九から三五七二まで、甲三五七三、乙三五七三、三五七四、三五七五、三五七六、三五七七ノ一、三五七七ノ二、三五七八、三五七九、三五八〇、甲三五八一ノ一、甲三五八一ノ二、乙三五八一ノ一、乙三五八一ノ二、三五八二、三五八三ノ二、三五八四、三五八五、字上荻の沢三五八六、三五八八から三五九三まで、甲三五九四、乙三五九四、三五九五から三五九九まで、甲三六〇〇、乙三六〇〇、甲三六〇一、乙三六〇一、甲三六〇二、乙三六〇二、三六〇三、三六〇四、大字川戸字梅谷二一六二、二一六四から二一六七まで、二一六八ノ二、二一七〇から二一七八まで、字城峰二三三五から二三四〇まで、二三六一、二三六三、二三六四、二三六七、二三六八ノ一、二三六九ノ一、二三七〇、二三七一、字諏訪沢二三七二、二三七八、二三七九、二三八〇、字的場二四二五から二四三〇まで、二四三六、二四三七、字樺木二五九三から二五九八まで、字相の倉甲二一二〇、乙二一二〇、字桜十二　二六四四、二六四五ノ一、二六四六、二六四七、二六四八、利根郡新治村大字相俣字沢木原四一七から四二三まで、四三一から四四五まで、四四七から四五三まで、字白石五六六、五六七、大字羽場字後山二五三〇ノ一から二五三〇ノ五まで

以上は干害防備のため必要と認めるもの

利根郡片品村大字東小川字嘉羅倉四六五三ノ一（但し、台帳七四町三畝一四歩の内見込六〇町歩）、四六五四ノ二、四六五四ノ四（但し、台帳七町三段三畝歩の内見込六町歩）、四六五四ノ六、字菅沼四六五五ノ一から四六五五ノ五まで、四六五五ノ八、字根子四六五八ノ一（但し、台帳五九四町四畝二七歩の内見込三〇〇町歩）、四六五八ノ四（但し、台帳六二町七段三畝三歩の内見込四〇町歩）、四六五八ノ五（但し、台帳二二町九段四畝二〇の内見込一〇町歩）、四六五八ノ六（但し、台帳一八五町一段五畝五歩の内見込三〇町歩）、四六五八ノ七、四六五八ノ二一、太田市大字太田字東山六〇〇ノ一、字裏山六九四ノ一、字松原六九四ノ二、字西山七五四ノ三、字入太田口一七七三ノ一、字十林木一八六一ノ一、字富士山一八六一ノ二

以上は風致の保存のため必要と認めるもの

正　誤

昭和二十七年三月六日公布政令第三十八号警察予備隊令施行令の一部を改正する政令中

頁	段	行	誤	正
八二	下	上欄中	作業ズボン	作業服ズボン

同三月二十二日公布政令第四十八号恩給給与規則の一部を改正する政令中

頁	段	行	誤	正
三五八	一	終りから五	昭和二十八年	昭和二十六年

同日公布政令第四十九号覚書該当者又は教職不適格者としての指定の取消又は解除を受けた者が取得する恩給、年金等を受ける権利又は資格に関する政令の一部を改正する政令中

頁	段	行	誤	正
三五八	三	二四	昭和二十八年	昭和二十六年

総理府官報報告主任

昭和二十七年一月十四日農林省告示第十七号中一六八頁四段四中「内共第一号」は「農内共第一号」の、同三月十八日農林省告示第八十九号中二九一頁一段末行「共同漁業権」は「共同漁業」の、同三段六増殖計画中

「にじます　放流　一〇万粒以上
かわます　同　同
いわな　同　同
やまめ（たなびら）　同　同
あめのうお（あまご）　同　同」

は

「にじます
かわます
いわな
やまめ（たなびら）
あめのうお（あまご）｝放流　一〇万粒以上」

の、同三月二十日農林省告示第九十八号中三四七頁一段三行「共同漁業権」は「共同漁業」の、同三段六増殖計画中

「おいかわ（はえ）　産卵場造成　三ヶ所以上
もろこ　同　同
うぐい　同　同」

は

「おいかわ（はえ）
もろこ
うぐい｝産卵場造成　三ヶ所以上」

の、同四段一四行「もうこ漁業」は「もろこ漁業」のいずれも誤り。

農林省官報報告主任

国会事項

○衆議院

◉**見込額書受領**　三月二十九日内閣を経由して地方財政委員会委員長野村秀雄から、地方財政平衡交付金法第七條の規定に基き、昭和二十七年度地方団体の歳入歳出の総額の見込額書を受領した。

◉**條約提出**　三月二十九日内閣から提出した條約は次の通りである。

国際連合への加盟について承認を求めるの件

国際計数センターの設立に関する條約の締結について承認を求めるの件

◉**議案提出**　三月二十九日委員長から提出した議案は次の通りである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
（議院運営委員長提出）

又同日内閣から提出した議案は次の通りである。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う民事特別法案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案

昭和二十五年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和二十五年度国有財産無償貸付状況総計算書

（添附書類）

昭和二十五年度国有財産検査報告

昭和二十五年度国有財産増減及び現在額報告書

昭和二十五年度国有財産無償貸付状況報告書

◉**議案送付**　三月二十九日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

商品取引所法の一部を改正する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律案

公営住宅法第六條の規定に基き、承認を求めるの件

道路整備特別措置法案

海上保安庁法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案

特別調達庁設置法の一部を改正する法律案

法務府設置法の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案

特定道路整備事業特別会計法案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案

外国人登録法案

◉**議事日程**　三月三十一日の議事日程は次の通り。

議事日程　第二十七号

昭和二十七年三月三十一日（月曜日）

午後一時開議

第一　国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案
（内閣提出）

○参議院

◉**議事日程**　三月三十一日の議事日程は左の通り。

議事日程　第二十六号

昭和二十七年三月三十一日（月曜日）

午前十時開議

第一　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）（委員長報告）

第二　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第三　小型機船底びき網漁業整理特別措置法案（第十二回国会内閣提出、第十三回国会衆議院送付）（委員長報告）

第四　日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第五　輸出信用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第六　外務公務員法案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第七　新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第八　屋外広告物法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第九　連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一〇　租税特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一一　資産再評価法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一二　通行税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一三　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一四　国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一五　経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一六　外務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一七　農林省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一八　郵便為替法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

第一九　中小企業協同施設費国庫補助増額に関する請願（委員長報告）

第二〇　中小企業の危機打開に関する請願（委員長報告）

第二一　中小繊維産業の危機打開に関する請願（委員長報告）

第二二　中小企業の金融危機打開に関する請願（委員長報告）

第二三　中小企業の危機打開に関する陳情（二件）（委員長報告）

第二四　中小企業の金融緊急対策に関する陳情（委員長報告）

第二五　中小企業の金融強化に関する陳情（委員長報告）

第二六　中小商工業振興対策に関する陳情（委員長報告）

第二七　中小企業金融対策に関する陳情（委員長報告）

◉**議案提出**　三月二十八日衆議院から左の議案を提出した。

夏時刻法を廃止する法律案

又同日議員から左の議案を提出した。

補助貨幣損傷等取締法臨時特例案
（小野義夫外七名発議）

◉**議案受領**　三月二十八日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律案

当せん金附証票法の一部を改正する法律案

国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案

◉**議案受領（予備審査）**　三月二十八日衆議院から左の議案が送付された。

飼料需給調整法案（井上良二外九十六名提出）

又同日内閣から左の議案が送付された。

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案

農業災害補償法臨時特例法案

◉**議案付託**　三月二十八日議長は、左の衆議院提出案を委員会に付託した。

夏時刻法を廃止する法律案

労働委員会に付託

又同日議長は、左の議員提出案を委員会に付託した。

補助貨幣損傷等取締法臨時特例案
（小野義夫外七名発議）（参第二号）

大蔵委員会に付託

又同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律案（閣法第一九号）

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律案（閣法第八六号）

当せん金附証票法の一部を改正する法律案（閣法第一〇五号）

国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案（閣法第一〇六号）

大蔵委員会に付託

◉**議案付託（予備審査）**　三月二十八日議長は、左の衆議院送付案を委員会に付託した。

飼料需給調整法案（井上良二外九十六名提出）（衆第二〇号）

農林委員会に付託

◉**議決通知**　三月二十八日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案

森林火災国営保険法の一部を改正する法律案

又同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

◉**通知書受領**　三月二十八日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案

農業改良助長法の一部を改正する法律案

又同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律

森林火災国営保険法の一部を改正する法律

郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律

船員保険法の一部を改正する法律

農林漁業資金融通法の一部を改正する法律

農業改良助長法の一部を改正する法律

◉**報告書提出** 三月二十八日委員長から左の報告書を提出した。

船員保険法の一部を改正する法律案可決報告書

連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案可決報告書

屋外広告物法の一部を改正する法律案可決報告書

租税特別措置法等の一部を改正する法律案可決報告書

資産再評価法の一部を改正する法律案可決報告書

通行税法の一部を改正する法律案可決報告書

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案可決報告書

外務省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

農林省設置法等の一部を改正する法律案可決報告書

郵便為替法の一部を改正する法律案可決報告書

小型機船底びき網漁業整理特別措置法案可決報告書

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律案可決報告書

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

輸出信用保険法の一部を改正する法律案可決報告書

国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案可決報告書

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案可決報告書

新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律案可決報告書

◉**議員死去及び弔詞** 静岡県選出参議院議員平岡市三は三月二十日死去した。本院は同月二十九日左の弔詞を贈つた。

参議院ハ議員正五位勲四等平岡市三君ノ長逝ヲ哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス

◉**国立国会図書館規則第一号**

国立国会図書館印刷カード販売規則の一部を改正する規則を次の通り定める。

昭和二十七年四月一日

国立国会図書館長 金森徳次郎

印刷カード販売規則の一部を改正する規則

印刷カード販売規則（昭和二十五年国立国会図書館規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号を次のように改める。

二 日本十進分類法（新訂6版）による十主類若しくは百主綱のうちの特定主類若しくは特定主綱の一枚ずつの一組以上又はその辞書体目録用の一組以上

第二條第一項第三号及び第三條第二項中「三百枚」を「百枚」に改める。

附 則

この規則は、昭和二十七年四月一日から施行する。

◉**国立国会図書館告示第一号**

国立国会図書館印刷カード販売規則第三條の規定による印刷カードの価格に関する件の一部改正に関する件を次の通り定め、昭和二十七年四月一日から施行する。

昭和二十七年四月一日

国立国会図書館長 金森徳次郎

印刷カード販売規則第三條の規定による印刷カードの価格に関する件の一部改正に関する件

印刷カード販売規則第三條第一項の規定による印刷カードの価格に関する件（昭和二十五年国立国会図書館告示第二号）の一部を次のように改正する。

第一項中「一枚 一円四十銭」を「一枚 一円八十五銭」に、又第二項中「一枚 一円十五銭」を「一枚 一円四十五銭」に改める。

◉**国立国会図書館規程第一号**

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程を次の通り定める。

昭和二十七年四月一日

国立国会図書館長 金森徳次郎

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程

国立国会図書館組織規程（昭和二十三年国立国会図書館規程）の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

第三條 調査及び立法考査局の職務は左の通りである。

一 要求に応じ、両議院の委員会に懸案中の法案又は内閣から国会に送付せられた案件を分析又は評価して、両議院の委員会に進言し、補佐するとともに、妥当な決定のための根拠を提供して援助すること。

二 要求に応じ、又は要求を予測して自発的に、立法資料又はその関連資料の収集、分類、分析、翻訳、索引、摘録、編集、報告及びその他の準備をし、両議院、委員会及び議員に資料を提供すること。

三 立法の準備に際し、両議院、委員会及び議員を補佐して、議案起草の奉仕を行うこと。

四 両議院、委員会及び議員の必要が妨げられない範囲において、行政及び司法の各部門又は一般公衆に収集資料を提供して利用させること。

五 法律及び政治に関する図書館資料につき、紹介、説明等の考査及び排列、保管、館内閲覧、貸出等に関する事務を行い並びに図書解題、考査目録等を作成すること。

六 法律の索引の作成（法第八條）及び命令、條例等の索引作成に関する事務を行うこと。

第四條第一号中「図書館資料」の下に「（法律及び政治に関するものを除く。以下各号同じ。）」を加え、又同條第三号中「図書解題」の上に「図書館資料につき」を加える。

第二十條の二を第二十條の三とし、第二十條の次に次の一條を加える。

第二十條の二 調査及び立法考査局に課のほか部を置く。

2 第十九條第一項から第三項まで及び前條の規定は、前項の規定により部を置く場合に準用する。

附 則

この規程は、昭和二十七年四月一日から施行する。

◉**国立国会図書館規程第二号**

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程を次の通り定める。

昭和二十七年四月一日

国立国会図書館長 金森徳次郎

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程

国立国会図書館職員定員規程（昭和二十三年国立国会図書館規程）の一部を次のように改正する。

第一号、第四号及び第五号を次のように改める。

一 司書 専任 六十人
四 参事 専任 四十人
五 主事 専任 百八十三人

附 則

1 この規程は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 改正後の主事の定数をこえる員数の主事は、昭和二十七年六月三十日までの間は、その定数の外に置くことができる。

◉**国立国会図書館規程第三号**

国立国会図書館支部上野図書館組織規程の一部を改正する規程を次の通り定める。

昭和二十七年四月一日

国立国会図書館長 金森徳次郎

国立国会図書館支部上野図書館組織規程の一部を改正する規程

国立国会図書館支部上野図書館組織規程（昭和二十四年国立国会図書館規程）の一部を次のように改正する。

第三條各号を次のように改める。

一 司書 専任 十二人
二 参事 専任 三人
三 主事 専任 三十五人

附 則

この規程は、昭和二十七年四月一日から施行する。

叙任及び辞令

○内 閣

◉昭和二十七年三月二十九日

判事補 佐藤 千速
同 浅野 豊秀
同 亀下喜太郎
判事補兼簡易裁判所判事 石田 実
同 三和田大士
同 石崎 四郎
簡易裁判所判事兼判事補 杉山 孝
（各通）
判事に任命する

大蔵省主税局調査課長 亀徳 正之
第十三回国会政府委員を免ずる（三月二十九日）

○厚 生 省

厚生事務官 庄田 二郎
厚生技官 宍戸 芳男
同 高谷 三次
（各通）

同 上島 三郎
同 猪田 高
国家公務員法第八十二條及び人事院規則一二—〇第三條の規定により懲戒処分として戒告する（三月五日）

同 岩崎 勘治
国立大阪療養所長を命ずる

同 萩島 武夫
国立療養所畑賀病院長心得を命ずる

同 萩原 隆
国立療養所豊岡病院医務課長を命ずる

同 太田 重夫
国立療養所豊岡病院医務課長事務取扱を免ずる

同 田部 英雄
国立広島療養所医務課長を命ずる

同 藤井 実
国立広島療養所医務課長事務取扱を免ずる

同 日置 達雄
願により本官を免ずる（以上三月十五日）

○農 林 省

◉昭和二十七年三月三十日

増淵 重忠
永矢 三郎
千葉 健治
（各通）
農林技官に任命する

農林技官 松田 重義
願に依り本官を免ずる（二月十五日）

同 肥谷 音雄
願に依り本官を免ずる（二月二十九日）

同 中里 延
同 佐々木高六
（各通）
願に依り本官を免ずる（三月十五日）

同 増淵 重忠
同 永矢 三郎
同 千葉 健治
（各通）
仙台農地事務局在勤を命ずる（三月三十日）

○運 輸 省

◉昭和二十七年三月一日

塚原 繁
地方事務官に任命する

◉昭和二十七年三月十六日

海上保安官 曾佐富士雄
運輸技官に任命する

◉昭和二十七年三月二十五日

経済安定技官 千葉 寛
運輸技官に任命する

地方事務官 塚原 繁
九級四号俸を給する
徳島県陸運事務所登録機材課長を命ずる（三月一日）

運輸技官 渡辺 正助
第二港湾建設部塩釜港湾資材事務所長心得兼務を命ずる（三月五日）

同 曾佐富士雄
九級四号俸を給する
舞鶴海洋気象台勤務を命ずる

同 能沢源右衛門
海上保安庁へ出向を命ずる（以上三月十六日）

地方事務官 金森 憲一
同 島谷 撥一
同 加藤猛次郎
地方技官 小野 浩
（各通）
願に依り本官を免ずる（三月二十二日）

運輸技官 榎 修仁
鉄道監督局民営鉄道部土木課長を命ずる

同 千葉 寛
東京陸運局鉄道部長を命ずる（人事院規則八—一一による任用）

同 宮原 繁門
福岡陸運局整備部長を命ずる（人事院規則八—一一による任用）（以上三月二十五日）

小川 外一
東海船員地方労働委員会委員に任命する

若狭 鶴蔵
願に依り東海船員地方労働委員を免ずる

運輸技官 春田 忠雄
中国海運局呉港湾管理事務所長を命ずる
第三港湾建設部兼務を命ずる

同 野上 達郎
第四港湾建設部伊万里港工事事務所長兼務を命ずる

運輸事務官 寺内 春三
中国海運局呉港湾管理事務所長心得兼務を免ずる

同 針生栄八郎
航海訓練所会計課長を命ずる

同 池田定二郎
願に依り本官を免ずる（以上三月二十七日）

官庁事項

○内 閣

◉**退官** 判事中村尚は裁判所法第五十條により昭和二十七年三月二十九日退官となつた。

○最高裁判所

◉**再審による無罪判決の公示**

昭和二十六年（き）第五号

判決書

本籍 茨城県土浦市大町千百八十四番地
住居 千葉刑務所 在所
無 職
大内 末吉
大正五年十一月十四日生

本籍 茨城県久慈郡金郷村大字竹合七百四十八番地の一
住居 千葉刑務所 在所
無 職
小林克己こと
小林 三郎
大正十五年十月十日生

右両名に対する強盗殺人、窃盗被告事件について当裁判所が言渡した無期懲役の確定判決に対し当裁判所は検事の請求により昭和二十七年二月四日再審開始の決定をなし該決定は同月九日確定したので検事渡辺要関与の上更に審理を遂げ次のとおり判決する。

主 文

被告人大内末吉を懲役二年六月に処する。

被告人小林三郎を懲役二年に処する。

被告人両名に対する強盗殺人の点は無罪

理 由

第一、被告人両名は

㈠高橋某と共謀の上昭和二十三年一月四日頃茨城県日立市旭区五丁目三番地山田武喜方において同人所有の中古薄黒色オーバー一着外衣服類三点及び雑品一点を窃取し

㈡右高橋某と共謀の上同年一月八日頃茨城県那珂郡石神村大字石神外宿百十九番地ノ一広原伊予方において同人所有の現金三千三百五十円、カーキ色オーバー一着外洋服衣類等五点を窃取し

㈢右高橋某及び沢田某と共謀の上同年一月二十五日頃同県同郡五台村大字中台、根本たか方において同人所有の貯金通帳二冊外ラシヤコート一枚外衣類雑品等三十数点を窃取し

㈣同年四月二十一日同県筑波郡吉沼村大字吉沼字明戸八十九番地木本満清方において同人所有の割麦三斗位を窃取し

第二、被告人大内末吉は同年一月二十九日頃同県久慈郡金郷村大字竹台七百二十九番地小林勇之介方において同人所有の中古リヤカー一台を窃取したものである。

証 拠

判示第一の事実は

一、山田武喜及び広原伊予の各作成に係る被害届

二、根本たか作成の被害始末書

三、木本満清作成の盗難被害届及び答申書

四、被告人両名の当公廷の供述を綜合してこれを認め

判示第二の事実は

一、小林勇之介作成の始末書

二、被告人大内の当公廷の供述を綜合してこれを認める。

前 科

被告人大内末吉は昭和二十一年十二月二十六日水戸区裁判所において窃盗罪により懲役一年に処せられ当時右刑の執行を受け終つたもので右の事実は被告人大内の当公廷の供述及び同被告人に対する身元調査書の前科の記載によりこれを認める。

法律の適用

法律に照すと被告人両名の判示第一の所為は各刑法第二百三十五條第六十條に、被告人大内の判示第二の所為は同法第二百三十五條に各該当するところ被告人大内には前示前科があるので、同法第五十六條第一項第五十七條に則りそれぞれ累犯の加重をなし以上被告人等の各所為は同法第四十五條前段の併合罪であるから同法第四十七條本文第十條（被告人大内に対しては更に同法第十四條を適用す）により犯情最も重い判示第一の㈢の罪の刑に法定の加重をした刑期範囲内において被告人大内末吉を懲役二年六月に被告人小林三郎を懲役二年に処する。

本件公訴事実中被告人両名は定職なく上野地下道に起居して、茨城県、埼玉県下に出向いて乞食をなし次で昭和二十三年二月頃から茨城県筑波郡作岡村にあつた元陸軍作谷飛行場の油倉庫に起居して附近農村に至り同様乞食をしていたものであるが、両名共謀の上同年四月二十一日午前二時頃金品窃取の目的で同県結城郡蚕飼村大字鯨千三百六十八番地冑柳宇一郎（当時六十九年）方南側の雨戸を押しあけて同家屋内に侵入したが同人に発見された場合に備えるため被告人小林は同家土間にあつた鉈（昭和二十三年押第一五八五号の六）を、また被告人大内は同所にあつた松新一本（前同押号の七）を取り上げ屋内の様子を窺い右宇一郎が熟睡しているを見て一旦これを上り端附近に置いた上相次いで同人の就寝していた座敷に上りこみ被告人小林は同座敷内箪笥中から現金を探し出し更に被告人大

内も右宇一郎の敷布団枕元の下から財布を見付けてこれをとり出そうとしたがその際同人が目を覚し「何するんだ」と叫びながら起き上ろうとしたので遽かに被告人両名は相通じて同人を殺害し金品を強取しようと決意し被告人小林は矢庭に前記鉈を右手に振り上げて右宇一郎の頭部を目懸けて斬り付け被告人大内は宇一郎が苦悶しながらその附近に倒れ伏したのを見て有合せの白木綿の襷（前同号の十一）をもつて同人の頸部を緊縛して絞殺し以て同人を殺害した上被告人小林は現金千四百円をまた被告人大内は前記財布の中から現金千百二十円をそれぞれ強取したものであるとの点についてはこれを認め得べき犯罪の証明が十分でないから刑事訴訟法施行法第二條旧刑事訴訟法第三百六十二條に則り無罪の言渡をなすべきである。

仍て主文のとおり判決する。

昭和二十七年二月二十日

東京高等裁判所第一刑事部
裁判長判事　小中　公毅
判事　渡辺　辰吉
判事　河原　徳治

地方自治事項

○京都府

◉府議会　三月三十一日定例府議会を招集した。

公共企業体事項

○日本国有鉄道

◉日本国有鉄道公示第113号

連絡運輸規則（昭和25年5月日本国有鉄道公示第109号）の一部を次のように改正する。

昭和27年4月1日
日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

（内容省略。但し、昭和27年4月1日鉄道公報参照）

総理府公告

○電波監理委員会聴聞開催公告

電波監理委員会は、電波法第八十三條第一項第三号の規定に基き、左記の通り聴聞を開催しますから、電波法第八十九條の規定により、利害関係者としてこの聴聞に参加したい方は、文書によつて主任の委員に申し出て下さい。

記

一　事案の要旨　「白黒式テレビジョン放送に関する送信の標準方式」の決定に対する左記の者の異議の申立について。

記

(1)　無線通信機械工業会会長石坂泰三、日本ビクター株式会社社長橘弘作、日本コロンビア株式会社社長秦米造、日本電気株式会社社長渡辺斌衡、東京芝浦電気株式会社社長石坂泰三及び松下電器産業株式会社社長松下幸之助

(2)　日本放送協会会長古垣鉄郎

二　聴聞の併合　右の各異議申立に係る聴聞は、併合して行います。

三　聴聞の期日　昭和二十七年四月十五日（午前十時開始）から

四　場所　東京都港区青山北町四の一　電波監理委員会会議室

五　聴聞主宰者　主任の委員　岡咲恕一

六　参加申出の手続　次の事項を記載した主任の委員あての文書にその写二通を添えて、なるべく早く東京都港区青山北町四の一電波監理総局官房審理課に送付して下さい。

(1)　住所、職業及び氏名

(2)　利害関係のある理由（できるだけ具体的に記載のこと。）

(3)　述べようとする意見の要旨

七　参加の許否　参加の許否は、通知します。

八　照会先　事案の詳細その他不明の点については、右の審理課（電話赤坂(48)六八六一　内線一三八）又はもよりの各地方電波監理局に照会して下さい。

昭和二十七年四月一日
電波監理委員会
主任の委員　岡咲　恕一

法務府公告

○押収物還付公告

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　村上区検察庁

○昭和二十四年領第四三三号（真田電気商会食糧管理法違反事件）
一、換価金　六百五十七円
○同領第四三四号（入谷重信同）
一、同　五百円五十銭
○同領第四三六号（山上正男同）
一、同　五百十七円二十銭
○同領第四三七号（山本常信同）
一、同　五百二十六円八十銭
○同領第四四〇号（中山久也同）
一、同　五百九十四円四十銭
○同領第四四七号（東寺新吾同）
一、同　五百三十一円八十銭
○同領第四四八号（檜垣三人同）
一、同　五百六十三円十五銭
○同領第四四九号（泉兼松同）
一、同　四百六十九円三十銭
○同領第四五一号（坂本良一同）
一、同　五百六十五円
○同領第四五三号（井上アキノ同）
一、同　四百六十九円三十銭
○同領第四五四号（金本政雄同）
一、同　五百三十一円八十銭
○同領第四六〇号（入谷正一郎同）
一、同　五百円五十五銭
○同領第四六一号（宍戸シワ同）
一、同　五百三十円七十銭
○同領第四六二号（郷とよえ同）
一、同　四百六十九円三十銭
○同領第四六七号（真田慎一同）
一、同　五百三十一円八十銭
○同領第四六八号（津野正太郎同）
一、同　六百九十五円八十銭
○同領第四六九号（寺浦正太郎同）
一、同　四百六十九円二十五銭
○同領第四七〇号（坂本唯一同）
一、同　五百二十五円六十銭
○同領第四七二号（植村義雄同）
一、同　五百六十五円
○同領第四七三号（真田電気商会同）
一、同　六百八十八円三十銭
○同領第四七四号（鎌田健作同）
一、同　六百六十四円七十銭
○同領第五六九号（森本勇同）
一、同　五百六十三円十銭
○同領第五七一号（中島豊子同）
一、同　七百十九円六十三銭
○同領第五七二号（被疑者不詳同）
一、同　六百五十七円
○同領第五七七号（茂村繁夫同）
一、同　五百三十一円九十銭
○同領第五七八号（浜田シン同）
一、同　六百五十七円
○同領第五七九号（中里営一同）
一、同　四百六十九円三十銭
○同領第五八〇号（吉田元一同）
一、同　五百円五十五銭
○同領第五八二号（藤井市五郎同）
一、同　五百九十四円四十銭
○同領第五八三号（広田泰一同）
一、同　五百九十四円四十銭
○同領第五八七号（旭井守道同）
一、同　五百円六十銭
○同領第五八九号（中島長次郎同）
一、同　六百二十五円七十銭
○同領第五九〇号（茂村繁夫同）
一、同　五百三十一円九十銭
○同領第六七九号（高橋友一同）
一、同　五百九十四円四十銭
○同領第六八一号（太田勇吉同）
一、同　六百十二円五十銭
○同領第六八五号（山中義雄同）
一、同　五百六十三円十銭
○同領第六八六号（吉原政雄同）
一、同　五百九十四円四十銭
○同領第六八七号（西原政雄同）
一、同　六五七円
○同領第六八九号（松本ヨシ子同）
一、同　五百円六十銭
○同領第六九二号（奥山政雄同）
一、同　四百九十八円五十銭
○同領第六九三号（迦西隆勝同）
一、同　五百九十二円四十銭
○同領第六九五号（角田トシ同）
一、同　四百六十九円三十銭
○同領第六九七号（被疑者不詳同）
一、同　六百八十八円三十銭
○同領第七〇三号（山田正夫同）
一、同　六百二十五円七十銭
○同領第七〇四号（山田栄一同）
一、同　五百六十三円十銭
○同領第七〇五号（仁木栄人同）
一、同　六百二十五円七十銭
○同領第七〇六号（進元徳治同）
一、同　五百三十一円九十銭
○同領第七〇七号（高木工作同）
一、同　六百二十五円七十銭
○同領第七〇九号（林国治同）
一、同　五百円六十銭
○同領第七一〇号（南次三郎同）
一、同　六百八十八円三十銭
○同領第七一二号（今村正男同）
一、同　六百二十五円七十銭
○同領第七一五号（進元徳治同）
一、同　五百三十一円九十銭
○同領第七二〇号（吉田安吉同）
一、同　五百九十三円
○同領第七二一号（笠原国松同）
一、同　五百六十一円八十銭
○同領第七二二号（岩本栄同）
一、同　五百三十円二十銭
○同領第七二四号（山本マサ子同）
一、同　五百九十三円
○同領第七二八号（斎藤己治同）
一、同　六百六十四円七十銭
○同領第七三〇号（宗鍋万同）
一、同　六百五十五円四十銭
○同領第七三一号（上田金一同）
一、同　六百二十四円二十銭
○同領第七三二号（吉田安吉同）
一、同　五百三十円六十銭
○同領第七三四号（山崎幸一同）
一、同　五百三十円六十銭
○同領第七三七号（山本マサ子同）
一、同　五百三十円六十銭
○同領第八三〇号（木村サナヱ同）
一、同　六百五十五円四十銭
○同領第八三二号（飯井商凡同）
一、同　四百六十八円十五銭
○同領第八三四号（高雄実同）
一、同　四百六十八円十五銭
○同領第八三五号（岡村ヨシ子同）
一、同　六百二十四円二十銭
○同領第八三六号（吉岡喜助同）
一、同　六百二十四円二十銭
○同領第八三七号（植木茂同）
一、同　四百六十八円十五銭
○同領第八三八号（山下吉太郎同）
一、同　六百八十六円六十銭
○同領第八三九号（岩崎菊太郎同）
一、同　五百八十八円九十銭
○同領第八四〇号（岡村ヨシ子同）
一、同　六百二十四円二十銭
○同領第八四一号（大井稔同）
一、同　六百二十四円二十銭
○同領第八四二号（竹林斎同）
一、同　六百二十四円二十銭
○同領第八四五号（中山信男同）
一、同　六百二十四円二十銭
○同領第八四六号（田中重夫同）
一、同　六百二十四円二十銭
○同領第八五二号（中村芳太郎同）
一、同　五百三十円六十銭
○同領第八五三号（藤井一雄同）
一、同　五百三十円五十五銭

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　八屋区検察庁

○昭和二十六年保第四八七号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　千五百六十六円
○同保第四八八号（同）
一、同　千二百二十二円
○同保第四八九号（同）
一、同　千四百三十五円
○同保第四九〇号（同）
一、同　千八百九十九円
○同保第四九一号（同）
一、同　千八百九十五円
○同保第四九二号（同）
一、同　千八百二円
○同保第四九三号（同）
一、同　二千四百五十円
○同保第四九四号（同）
一、同　八百七十七円
○同保第四九五号（同）
一、同　千六百二十九円
○昭和二十七年領第四三三号（同）
一、手提袋　一枚
一、風呂敷　二枚
一、袋　二枚
○同領第四四号（同）
一、袋　二枚
一、風呂敷　二枚
○同領第四五号（同）
一、袋　二枚
一、風呂敷　二枚
○同領第四六号（同）
一、風呂敷　三枚
一、袋　三枚
○同領第四七号（同）
一、袋　四枚
一、手提袋　二枚
○同領第四八号（同）
一、手提袋　二枚
一、風呂敷　二枚
一、袋　三枚
一、手提籠　一個
○同領第四九号（同）
一、袋　三枚
一、風呂敷　三枚
○同領第五〇号（同）
一、袋　一枚
一、風呂敷　一枚
○同領第五一号（同）
一、袋　二枚
一、風呂敷　二枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　三条区検察庁

○昭和二十四年保第四二二号（渡辺政吉食糧管理法違反事件）
一、米　換価金　五百四十五円二銭
○同保第一二三一号（高橋ふみ同）
一、同　四百三十二円二銭

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　船木区検察庁

○昭和二十六年押第三九二号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、米等　換価金　六百八十九円
二、竹籠　一個
三、木綿袋　一個
○同押第四二八号（同）
一、米等　換価金　六百七十二円
二、風呂敷　一枚
○同押第四二九号（同）
一、米等　換価金　八百十六円
二、布袋　一枚
○同押第四三〇号（同）
一、米等　換価金　千四百八十八円
二、風呂敷　一枚
三、麻袋　一枚
○同押第四三一号（同）
一、米等　換価金　千三百四十四円
二、麻袋　一枚
○同押第四三二号（同）
一、米等　換価金　八百六十四円
二、風呂敷　三枚
○同押第四三三号（同）
一、米等　換価金　六百七十二円
二、風呂敷　一枚
○同押第四三四号（同）
一、米等　換価金　七百十五円
二、布袋　一枚
○同押第四三五号（同）
一、米等　換価金　千三百四十四円
二、風呂敷　一枚
○同押第四三六号（同）
一、米等　換価金　七百六十八円
二、風呂敷　一枚
○同押第四三七号（同）
一、米等　換価金　千三百五十円
二、同　千百四十七円
三、布袋　二枚
○同押第三五八号（朴山花子同）
一、米等　換価金　七百一円
二、風呂敷、袋　二枚
○同押第三六二号（金山きみ子同）
一、米　換価金　七百三十円
二、風呂敷、袋　二枚
○同押第四九号（橋本孝美窃盗事件）
一、ペンチ　一丁
○同押第四五二号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、米等　換価金　七百二十円
二、布袋　一枚
○同押第四五三号（同）
一、米等　換価金　四百三十二円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第四五四号（同）
一、米等　換価金　四百六十八円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第四六五号（同）
一、米等　換価金　千四百五十四円
二、白木綿袋　二枚
三、木綿風呂敷　二枚
四、銘仙風呂敷　一枚
○同押第四六六号（同）
一、米等　換価金　千七百九十円
二、木綿袋　二枚
三、風呂敷　二枚
四、細紐　一本
五、竹籠　一個
○同押第四七三号（同）
一、米等　換価金　百七十七円八十一銭
二、手提袋、布袋　二枚
○同押第四七四号（同物価統制令違反事件）
一、米等　換価金　千七百九十四円
二、布袋　一枚
○同押第四七〇号（吉田好子食糧管理法違反事件）
一、米等　換価金　八百九円
二、魚籠　一個
三、風呂敷　一枚
○同押第四七五号（井林幸雄同）
一、米等　換価金　三百五十八円三十五銭
○同押第四九二号（氏名不詳同）
一、換価金　七百六十八円
二、唐米袋　一枚
○同押第四九一号（同）
一、米等　換価金　八百十五円
二、木綿袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第四九〇号（同）
一、米等　換価金　九百八十二円
二、布袋　一枚
○同押第四八三号（白石フサヱ同）
一、米等　換価金　千六百十七円
○同押第五一四号（氏名不詳同）
一、米等　換価金　一万八千九百九十三円
二、袋　三十三枚
○昭和二十七年押第三三号（同）
一、米等　換価金　九千二百五十五円
二、袋　二十三枚
三、風呂敷　十枚
四、罐　二個
○同押第四七号（同）
一、米等　換価金　七千四百九十八円十六銭
二、袋　十二枚
三、リュックサック　一個
四、籠　五個
五、風呂敷　七枚
六、雑誌　一冊
七、桿秤　一組
八、皮鞄　一個

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　亀岡区検察庁

○昭和二十六年押第三一〇号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　七百五十円
二、赤色風呂敷　一枚
三、わら製買物籠　一個
四、布袋　一枚
五、白色布袋　一枚
○同押第三一一号（同）
一、換価金　五百四十八円
二、古布風呂敷　一枚
三、同　一枚
四、古白色布袋　一枚
○同押第三一二号（同）
一、換価金　六百五十二円
二、同　六百七十九円
三、古風呂敷　一枚
四、古布袋　一枚
五、同　一枚
○同押第三一三号（同）
一、換価金　四百八十四円
二、古手提布袋　一個
三、古白色布袋　一枚
四、古ガラ模様袋　一枚
五、古白色布風呂敷　一枚
○同押第三一四号（同）
一、換価金　四百六十二円
二、同　五百七十円
三、古青ガラ模様布袋　一枚
四、古白布袋　一枚
五、古茶色布袋　一枚
六、古色模様風呂敷　一枚
○同押第三一五号（同）
一、換価金　五百五円
二、同　五百八十八円
三、古布製袋　一枚
四、古布袋　一枚
五、古赤色風呂敷　一枚
六、古紫色風呂敷　一枚
七、古青色風呂敷　一枚
○同押第三一六号（同）
一、換価金　五百四十三円
二、同　一千一百四十一円
三、古青色風呂敷　一枚
四、古青色風呂敷　一枚
五、古白色風呂敷　一枚
六、古赤色袋　一枚
七、古茶色風呂敷　一枚
○同押第三一七号（同）
一、換価金　二百二円
二、同　一百十一円
三、同　五百七十七円
四、同　五百四十三円
五、古青色風呂敷　一枚
六、古白色袋　一枚
七、古空色袋　一枚
八、古茶色袋　一枚
九、古白色風呂敷　一枚
○同押第三一八号（同）
一、換価金　二百九十九円
二、同　一百七十三円
三、古青色布袋　一枚
四、古白色風呂敷　一枚
五、古赤色風呂敷　一枚
六、古白布袋　一枚
○同押第三一九号（同）
一、換価金　三百五十三円
二、同　四百三十二円
三、古赤布袋　一枚
四、古白色布袋　一枚
五、古布手提袋　一枚
○同押第三二〇号（同）
一、換価金　一千一百八十二円
二、同　四百九十円
三、古黒茶風呂敷　一枚
四、古白布袋　一枚
五、古青色袋　一枚
六、古白布袋　一枚
七、古風呂敷　一枚
八、同　一枚
○同押第三二一号（同）
一、換価金　三百四十六円
二、同　二百三十一円
三、古布袋　一枚
四、古赤色袋　一枚
五、古風呂敷　一枚
六、古わら製買物籠　一個
○同押第三二二号（同）
一、換価金　六百八十九円
二、同　八百七円
三、古赤色布袋　一枚
四、古空色風呂敷　一枚
五、古布袋　一枚
六、古わら製買物籠　一個
○同押第三二三号（同）
一、換価金　三百四十六円
二、古布袋　一枚
三、古白布袋　一枚
四、古風呂敷　一枚
五、古わら製買物籠　一個

昭27.4.1.　第7568号

○同押第三二四号（同）
一、同換価金二千一百十八円
二、同　八百七十七円
三、古ドンゴロス布袋　一枚
四、古白風呂敷　一枚
五、古空色袋　一枚
六、古空色風呂敷　一枚
○同押第三二五号（同）
一、換価金一千五百六十三円
二、同　一千六百七十二円
三、古白袋　一枚
四、古黒茶色風呂敷　一枚
五、古白黒縞袋　一枚
六、古黒色袋　一枚
○同押第三二六号（同）
一、換価金三百二十六円
二、同　四百七十三円
三、古布袋　一枚
四、古白布袋　一枚
○同押第三三七号（同）
一、換価金三百八十円
二、同　八百七円
三、古袋　一枚
四、古ドンゴロス布袋　一枚
五、古黒茶色風呂敷　一枚
○同押第一〇号（同）
一、換価金三千二百九十七円
二、赤色風呂敷　一枚
三、黒色風呂敷　一枚
四、白布袋　一枚
五、同　一枚
○昭和二十七年押第一一号（同）
一、換価金七百六十円
二、同　千六円
三、同　千八百四十五円
四、同　千八百十七円
五、風呂敷　一枚
六、布製手提袋　一枚
七、布支那袋　一枚
八、青色風呂敷　一枚
九、紙袋　一枚
一〇、風呂敷　一枚
一一、布袋　一枚
一二、風呂敷　一枚
一三、わら製買物籠　一個
○同押第一二号（同）
一、換価金一千七百五十五円
二、同　八百七円
三、支那袋　一個
四、青色風呂敷　一枚
五、白色布袋　一枚
六、黒色風呂敷　一枚
○同押第一三号（同）
一、換価金八百十五円
二、同　八百六十九円
三、同　八百六十九円
四、布製風呂敷　一枚
五、白色風呂敷　一枚
六、白色布袋　二枚
七、同　二枚
八、風呂敷　三枚
○同押第一四号（同）
一、換価金三百七十六円
二、同　九百二十三円
三、同　八百十五円
四、同　七百六十円
五、風呂敷　一枚
六、白色布袋　一枚
七、同　一枚
八、同　一枚
九、同　一枚
一〇、風呂敷　二枚
○同押第一五号（同）
一、換価金五百一円
二、同　四百六十一円
三、同　五百九十円
四、同　三百七十六円
五、同　二百二十五円
六、同　一百八十八円
七、布袋　七枚
八、布製白手提袋　一枚
九、白色風呂敷　一枚
一〇、風呂敷　一枚
一一、同　一枚
○同押第一六号（同）
一、換価金八百六十五円
二、同　一千一百二十八円
三、同　八百七十七円
四、ブリキ製米カラト　一個
五、白布袋　四枚
六、茶色風呂敷　一枚
七、白色布袋　一枚
○同押第一七号（同）
一、換価金一千五百二十一円
二、風呂敷　一枚
四、同　三枚
五、白色布袋　一枚
六、風呂敷　一枚
○同押第一八号（同）
一、換価金三千三百四十五円
二、支那袋　一枚
三、ブリキ製一斗かん　一個
四、風呂敷　三枚
○同押第一九号（同）
一、換価金八百七円
二、同　七百五十円
三、同　八百六十九円
四、同　三百七十六円
五、同　四百六十一円
六、白色布袋　二枚
七、布袋　一枚
八、同　一枚
九、同　一枚
一〇、風呂敷　一枚
一一、同　三枚
○同押第二〇号（同）
一、換価金八百六十五円
二、同　三百十三円
三、同　八百七十七円
四、同　八百七円
五、布袋　二枚
六、同　二枚
七、白色布袋　二枚
八、同　三枚
九、青色風呂敷　一枚
○同押第二一号（同）
一、換価金五百七十七円
二、同　七百六十円
三、同　二千六百七円
四、支那袋　一枚
五、白布袋　一枚
六、布製手提袋　二枚
七、黒色袋　二枚
八、袋　三枚
九、茶色風呂敷　一枚
一〇、黒色風呂敷　二枚
一一、風呂敷　一枚
○同押第三二号（同）
一、換価金一千九百三円
二、同　一千六百十五円
三、同　一千二百十円
四、白色袋　二枚
五、茶色袋　一枚
六、赤色風呂敷　一枚
七、紫色風呂敷　一枚
八、黒色風呂敷　二枚
九、赤色袋　一枚
一〇、白黒縞布袋　一枚
○同押第三三号（同）
一、換価金八百八十五円
二、同　八百八十五円
三、風呂敷　一枚
四、黒色布袋　一枚
五、風呂敷　一枚
六、布製手提袋　一枚
七、布袋　一枚
八、人絹風呂敷　一枚
○同押第三四号（同）
一、換価金九百八十円
二、同　三百七十六円
三、同　八百六十九円
四、風呂敷　一枚
五、支那袋　一枚
六、白色布袋　一枚
七、布製袋　一枚
八、白布袋　一枚
○同押第三五号（同）
一、換価金一千九百三円
二、同　三千二百二十九円
三、風呂敷　一枚
四、布袋　二枚
五、同　二枚
六、風呂敷　一枚
七、布袋　一枚
八、青色布袋　一枚
○同押第三六号（同）
一、換価金一千九百六十一円
二、同　三千一百七十二円
三、茶色風呂敷　一枚
四、人絹風呂敷　一枚
五、布袋　一枚
六、同　一枚
七、茶色風呂敷　一枚
八、支那袋　一枚
九、白色布袋　一枚
○同押第三七号（同）
一、換価金二千八百八十三円
二、同　一千九百九十三円
三、風呂敷　一枚
四、同　一枚
五、布袋　一枚
六、風呂敷　一枚
七、支那袋　一枚
八、布袋　一枚
九、風呂敷　二枚
○同押第三八号（同）
一、換価金一千九十六円
二、同　二千六十八円
三、同　一千四百九十九円
四、青色袋　二枚
五、白色布袋　一枚
六、風呂敷　二枚
七、紙袋　一枚
八、布袋　二枚
九、同　六枚
一〇、風呂敷　一枚
○同押第三九号（同）
一、換価金三百七十六円
二、同　千六百十五円
三、同　千六百十一円
四、人絹風呂敷　一枚
五、布袋　二枚
六、風呂敷　一枚
七、布袋　二枚
八、風呂敷　一枚
○同押第四〇号（同）
一、換価金千六百十五円
二、同　九百八十円
三、風呂敷　一枚
四、同　二枚
五、黒色布袋　一枚
六、白色布袋　二枚
七、布袋　二枚
八、風呂敷　一枚
九、わら製手提籠　二個

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
佐賀地方検察庁
○昭和二十五年領第四三二号（船越与助贓物故買事件）
二、茶色毛コート　一枚
三、ハンドバック　一個
四、米国製携帯用ラジオ　一個
五、薄茶オーバー　一枚
六、黒ハーフコート　一枚
七、米国製ライター　一個

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
佐賀区検察庁
○昭和二十六年領第一七七一号（曹昌鮮食糧管理法違反事件）
一、換価金二千四百三十八円十銭
○昭和二十七年領第一五三六号（氏名不詳同）
一、同　四百六円
○同領第一七七号（同）
一、同　二千七百三十八円
○同領第一五八号（同）
一、同　一千六百二十五円
○同領第一五九号（同）
一、同　二百九十円
○同領第一六〇号（同）
一、同　一千一百六十一円
○昭和二十六年領第一〇一六号（堀江恵窃盗事件）
一、女物着物　三枚
○同領第一一三二号（池間元雄贓物故買事件）
二〇、小型写真機　一台
三〇、開襟シャツ　二枚
三一、白ワイシャツ　一枚
三二、赤皮製バンド　一本
三三の一、空色ズボン　一枚
同二、女物単衣長着　一枚
同三、女物黒色スカート　一枚
同四、冬物黒色スカート　一枚
同五、水色スカート　一枚
同六、白色シャツ　一枚
同七、茶色スカート　一枚
同八、チヤツク付鞄　一個
同九、緑色風呂敷　一枚
同一〇、羽織ひも　一本
同一一、手帳　二冊
三八、ファイバー茶色トランク　一個
四四、茶色ズック　一足
四五、懐中電燈　一個
四六、トランク革帯　一本

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
長野区検察庁
○昭和二十六年保第六四一号（田中シズ食糧管理法違反事件）
一、換価金　千四百六十七円

○同押第五三四号（小林二郎同）
一、同　一万一千三十三円
二、同　千八十三円
三、リンゴ箱　十二
四、紙袋　十二
○同押第五三九号（石川やすの窃盗事件）
一、女児用ズボン　一
○同押第四七三号（伊藤進同）
一、アルマイト製弁当箱　一
二、風呂敷　一
三、布切端　若干
四、手提袋　一
五、豚皮財布　一
○昭和十九年乙押第一三号（塚原武雄同）
一、短靴　一
○同乙押第二三一号（小川長吉窃盗詐欺事件）
一、メリヤスズボン　一
○同乙押第二三号（長田良太郎窃盗事件）
一、黒ブチ老眼鏡　一
二、黒ブチ近眼鏡　一
三、紫色風呂敷　一
四、筆跡の紙片　一
○昭和二十年乙押第二一号（三留一雄同）
一、リックサック　一
二、国民服上下　一
三、ワイシャツ　一
四、半ズボン　一
五、登山帽子　一
○昭和二十三年乙押第四一号（藤沢武一煙草専売法違反事件）
一、行李　一
二、葉たばこ　四貫
○昭和二十六年庁外押第二〇号（藤沢腐夫漂流物横領事件）
一、松丸太　一
二、同　一

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
長野地方検察庁
○昭和二十五年押第一三六号（宮入政雄窃盗放火事件）
一、十円紙幣　一
二、カブツハタキ　一
○昭和二十六年押第四四九号（佐藤五市郎食糧管理法違反事件）
一、換価金　七百十六円
二、布袋　一
三、木製箱　一
○昭和二十五年数押第四〇号（大堀美良強盗事件）
一、軍手（左ノミ）　一
二、電池　二
三、取引高税印紙　一
○昭和二十六年押第四九三号（阪上仙太郎食糧管理法違反事件）
一、換価金　二千三百九十二円
二、木綿袋　二
三、白木綿袋　一
四、竹行李　一
五、麻紐　一
○同押第四九六号（池田菊夫同）
一、換価金　三千四百七十円
二、紙箱　二
三、布袋　三
四、荷札　三
○同押第四九七号（江川商店同）
一、換価金　三千九百六十二円
二、布袋　三
三、紙箱　三
四、荷札　二
○同押第五三一号（氏名不詳同）
一、換価金　二千九百五十四円
二、布袋　一三
三、荷札　一六

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
和歌山地方検察庁
○昭和二十六年押第八六一号（鐘ヶ江与吉窃盗未遂事件）
一、立会封金　千百八十円
二、黒色ナイロン製ハンドバック　二個
○同第六一二号（小松茂窃盗事件）
一、電線巻枠　五本
○同第一二三号（山本弘こと金鳳植同）
一、中古自転車　一台
○同押第五九四号（柳田猛覚醒剤取締法違反事件）
一、覚醒剤注射液　一本
二、五CC注射器　一組
○同押第四九九号（中田利宏窃盗横領事件）
一、草刈鎌　一挺
○同押第四〇八号（玉置稔業務上横領事件）
一、請求書及領収書　十三枚
○昭和二十四年押第一五三号（朴世弼外十五名関税法違反事件）
一、換価金　四万三千百八十二円
二、手帳　外二点
○同押第八四号（徳久寿清外一名政令第百六十五号違反事件）
一、立会封金　八万八千円
○同押第一五七号（林勝次郎外三名強盗殺人事件）
一、薄茶色カッターシャツ　一枚
二、鼠色ラシャ背広　一着
○同押第一〇七号（赤山源治外一名窃盗贓物牙保事件）
一、中古リヤカー用リム　二個
二、同タイヤ及チューブ　各二本
○同押第一一五号（福島正一外二名臨時物資需給調整法違反事件）
一、硫酸アンモニヤ　若干
○同押第一二七号（江口只男銃砲等所持禁止令違反事件）
一、両刃付短剣　一本
○同押第一四七号（山崎盤詐欺事件）
一、手数料受領控書　一票

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
和歌山区検察庁
○昭和二十六年押第五八九号（森毅一窃盗未遂事件）
一、布袋　三枚
二、小型電池　一個
○同押第七九三号（射場豊傷害事件）
一、出刃鉋丁　一本
○同押第七八七号（丸尾満男窃盗事件）
一、鉄製抗打　外一点
○同押第一〇二九号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　千五百九十七円　外一点
○同押第一〇二八号（同）
一、同　千二百七十九円　外一点
○同押第一〇三〇号（同）
一、同　四百五十円　外二点
○同押第九六九号（垣本七郎窃盗事件）
一、中古背広　一着
○同押第一〇一二号（榎本克千同）
一、中古男物背広　一着
○同押第一一〇四号（田中正男たばこ専売法違反事件）
一、粉たばこ　若干
○同押第一一一七号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　千七百八円　外三点
○同押第一一一八号（同）
一、同　千六百十六円　外三点
○同押第一一二四号（同）
一、同　千二百二十九円　外三点
○同押第一一二五号（同）
一、同　千六百十六円　外三点
○同押第一一二六号（同）
一、同　千六百七十九円　外一点
○同押第一一二二号（同）
一、同　千七百九十三円　外五点
○同押第一一二三号（同）
一、同　千百八十三円　外二点
○同押第一一二一号（同）
一、同　四百九十円
二、同　千四百四十二円　外三点
○同押第一〇五二号（同）
一、同　九千九百五十一円
二、リュックサック　三　外二十七点
三、換価金　二百七十五円
○同押第一二〇号（同）
一、換価金　六百三十三円
二、白木綿袋　外二点
○同押第六〇九号（宮本亀太郎印紙税法違反事件）
一、営業に関する受取書　一通
○昭和二十五年押第三〇〇号（富士本義夫窃盗事件）
一、中古自転車　二台
二、自転車部品　一部　外一点
○同押第九二号（李秀周食糧管理法違反事件）
一、換価金　千七百八十九円八十銭　外一点
○昭和二十六年押第一〇六四号（上田茂子同）
一、換価金　千百五十八円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
観音寺区検察庁
○昭和二十六年保第一六七号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　九七〇円
○同保第一九五号（小野悦雄同）
一、同　六七二〇三円
○同領第四六号（森正巳軽犯罪法違反事件）
一、質札　一枚
○同領第一八二号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷　二枚
二、布袋　二枚
○同領第一九二号（尾藤真佐子窃盗事件）
一、リュックサック　二個
二、風呂敷　一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
八屋区検察庁
○昭和二十六年領第二〇三号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷　二枚
二、袋　二枚
○同領第一九一号（同）
一、木綿袋　二枚
○同領第一九九号（同）
一、袋　一枚
一、風呂敷　一枚
○同領第一九五号（同）
一、リンゴ箱　一個
一、袋　一枚
○同領第一九六号（同）
一、叺　四枚
○同領第一九八号（同）
一、袋　一枚
○同領第一九七号（同）
一、風呂敷　一枚
○同領第二〇〇号（同）
一、袋　四枚
一、風呂敷　二枚
○同領第二〇一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、袋　一枚
○同保第二七五号（高橋ユキエ同）
一、換価金　千四百八十八円
○同保第二七八号（谷本スエ同）
一、同　四百二十五円
○同保第三二三号（氏名不詳同）
一、同　八百十九円
○同保第三六七号（同）
一、同　千五百六十七円
○同保第三四〇号（同）
一、同　二千百九十一円
○同保第三四一号（同）
一、同　四千八百四十三円
○同保第三六六号（同）
一、同　七百六円
○同保第三六五号（同）
一、同　千三十八円
○同保第三六八号（同）
一、同　九百六十八円
○同保第三六九号（同）
一、同　九百八十円
○同保第三七〇号（同）
一、同　八百五十円
○同保第三七二号（同）
一、同　千五百六十六円
○同保第三七一号（同）
一、同　千三百二十六円
○同保第二〇二号（同）
一、風呂敷　一枚
一、袋　一枚
○同領第二〇四号（同）
一、木綿袋　二枚
一、風呂敷　一枚
○同領第一五五号（趙楽龍窃盗被疑事件）
一、錨　一丁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
名古屋地方検察庁
○昭和二十四年押第四七七二号（藤江周介外二名窃盗事件）
一、ポータブル型蓄音機　一台
○同押第六六九九号（氏名不詳物価統制令違反事件）
一、換価金　三百二十四円

昭27.4.1.　第7568号

○昭和二十五年押第二三三〇号（中村光雄こと上田光武窃盗事件）
一、人絹牡丹色解物　一枚
二、海老茶リンズ解物　一巻
三、中古テーブル掛け　一枚
四、テーブル掛け（裏グリーン色）　一枚
五、ガス毛糸チョッキ　一枚
○同押第三七七三号（宮本光男外三名恐喝事件）
一、青色マフラー　一筋
○同押第四九八〇号（森下澄夫詐欺未遂事件）
一、木製三脚台　一台
二、煙草ピース　一千一百個
三、立会封金　一千円
○同押第九〇六三号（松村又平窃盗事件）
一、ジャックナイフ　一丁
二、ペンチ　一丁
三、のみ　一本
四、小型ナイフ　二本
五、ドライバー　一丁
○同押第一八五〇号（長谷川良一こと池田良一同）
一、黒茶革製名刺入　一個
二、立会封金　一千円
三、青色レザー二つ折財布　一個
四、立会封金　四百五十六円十銭
五、同　三百三十円
六、同　四十円
七、同　三十円
八、同　二円
九、安全剃刀　九枚
十、ハンカチ　二枚
十一、名市電回数券　二枚
十二、立会封金　二千円
十三、紫色チャック付財布　一個
十四、アサギ色二つ折財布　一個
十五、絽刺裏皮二つ折財布　一個
十六、立会封金　五円
十七、青色洗面袋　一個
十八、立会封金　三円
○同押第一六〇二八号（馬淵礼二同）
一、袴下　一枚
二、中古ランニングシャツ　一枚
三、中古ジャンパー上衣　一枚
○同押第一七〇一四号（青木勲同）
一、中古黒地大風呂敷　一枚
○同押第一八五三八号（三並鈴衛同）
一、ハンドバッグナイロン製　一個
二、コンパクト　一個
三、セルロイドクリーム入れ　二個
四、頬紅　一個
五、まゆ墨　一個
六、口紅　一個
七、化粧はけ　二個
八、魚網糸　若干
九、ズック製鞄（大型）　一個
十、黒皮二つ折鞄（小型）　一個
十一、万年筆　二個
十二、印鑑　一個
十三、算盤（小型）　一個
十四、リュックサック（白布製）　一個
○同押第一八七三八号（李正述同）
一、黄色ハンカチ　一枚
二、婦人用レインコート　一枚
三、草色ランニング　二枚
四、純毛白シャツ　一枚
○同押第二一三四五号（伊藤秀子同）
一、換価金　七百円
○同押第二二八〇三号（黒崎時安外二名同）
一、モンキースパナー　一丁
○同押第二五三二八号（岡村博夫窃盗詐欺公文書偽造行使事件）
一、木綿袋　一個
二、総司令部特別情報局情報調査部員の証　一枚
三、古はがき　一枚
四、黒革製パス入れ　一個
五、同　一個
六、近畿優待乗車証　一枚
七、会員証　一枚
八、名刺　一枚
九、大阪駅東口一時預切符甲片　三枚
十、大阪西口一時預切符甲片　一枚
十一、手荷物切符　一枚
十二、欧文書籍　一冊
十三、書簡　四通
十四、履歴書　三通
十五、村上正男名義雑書類　一袋
十六、質札（石川正男記名）　四枚
十七、同（石川博美記名）　四枚
十八、定期券証明書（岩井澄子記名）　六枚
十九、福田美穂子記名書　二枚
二十、増田房枝名書　二枚
二十一、赤皮手提鞄　一個
二十二、英和辞典　一冊
二十三、為替手形用紙　一冊
二十四、包帯　一個
二十五、写真引換票　一枚
二十六、伝票　一枚
二十七、筆入箱　一個
二十八、名刺　一束
二十九、書類　一通
三十、革製名刺入　二個
三十一、手帳　二冊
三十二、赤革製手提鞄　一個
三十三、英和辞典　一冊
三十四、手帳　一冊
三十五、書類入袋　一個
三十六、ボールペン　二本
三十七、印鑑入　二個
三十八、箸箱　一個
三十九、布製財布　二個
四十、乗車券　二枚
四十一、トランク型柳行李　一個
四十二、小豆色ズボン　一枚
四十三、上衣　一枚
四十四、白色パンツ　三枚
四十五、白スプリングシャツ　二枚
四十六、小豆色布切　一枚
四十七、弁当箱　五個
四十八、副食入　一個
四十九、黒革製書類入　一個
五十、風呂敷　五枚
五十一、ハンカチ　一枚
五十二、布製チャック付袋　一個
五十三、書類（袋入）　一個
五十四、印鑑（箱入）　二個
五十五、万年筆　四本
五十六、電気ソケット　一個
五十七、スタンプ台　一個
五十八、インク消　一個
五十九、ナイロン製赤色財布　一個
六十、茶革製ハンドバック　一個
六十一、黒革製財布　一個
六十二、セルロイド製パス入　三個
六十三、本　十冊
六十四、手帳　九冊
六十五、ノート　四冊
六十六、証明書用紙　一束
六十七、名刺（岡村名義）　三箱
六十八、名刺　一束
六十九、小刀　三個
七十、旧紙幣十円札　五枚
七十一、鉛筆　四本
七十二、箸　二本
七十三、セルロイド製箸箱　一個
七十四、消ゴム　二個
七十五、御守札　一個
七十六、ハンカチ　一枚
七十七、青色八端風呂敷　一枚
七十八、クラブ歯磨　一個
七十九、マドロスパイプ　一個
八十、靴下　四足
八十一、手鏡　一個
八十二、スパイク　一足
八十三、古封筒　十枚
八十四、書状　三通
八十五、葉書　八枚
八十六、名刺　一枚
八十七、領収書　一通
八十八、東京全図　一面
八十九、フェルト製マーク　一枚
九十、薬品　一包
九十一、靴下止め　一組
九十二、歯ブラシ　一本
九十三、革バンド　一本
九十四、茶色革製手提鞄　一個
九十五、新聞紙　五枚
九十六、英文リーダースダイジェスト　一冊
九十七、弁当箱　二個
九十八、副食弁当箱　一個
九十九、白布製袋　二個
百、書類　九枚
百一、便箋　若干
百二、印刷物　一枚
百三、鉱山関係書類　七枚
百四、雑誌実話世界　一冊
百五、弁当箱　一個
百六、新聞紙　七枚
百七、ナイロン製財布　二個
百八、セルロイド製化粧箱　一個
百九、同製産業紙袋　二枚
百十、手提鞄（黒鮫皮）　一個
百十一、万年筆　一本
百十二、手提鞄（赤皮）　一個
百十三、塩瀬鉄無地男羽織　一枚
百十四、白色ハンカチ　一枚
百十五、呼笛　一個
百十六、紫色紐　一本
百十七、古葉書　三枚
百十八、手帳　一冊
百十九、パス入　一個
百二十、古封筒　一枚
百二十一、名刺　五枚
百二十二、櫛　一本
百二十三、万年筆　一本
百二十四、チューブ歯磨　一個
百二十五、鍵　一束
百二十六、肩章　一個
百二十七、使用済回数券　一枚
百二十八、写真　一枚
百二十九、ライター　一個
百三十、人絹風呂敷　一枚
百三十一、江ノ島土産給仕盆（大小）　二個
百三十二、ズック製ボストンバック　一個
百三十三、布袋　一枚
百三十四、古新聞紙　一枚
百三十五、化粧品　七個
百三十六、胃腸薬　一包
百三十七、筆洗　一個
百三十八、鉛筆　二束
百三十九、新ノート　二冊
百四十、クレオン　一個
百四十一、書籍　一冊
百四十二、土産物　一包
百四十三、旅行案内表　一部
百四十四、八端風呂敷　一枚
百四十五、古新聞紙　三枚
百四十六、新品ノート　五冊
百四十七、筆入箱　一個
百四十八、水彩絵具　一箱
百四十九、裁縫箱　一個
百五十、クレオン　三箱
○同押第二六〇六二号（林高雄外一名窃盗事件）
一、ズック製手提鞄　一個
二、新品螺子廻し　一個
○同押第二七四六〇号（草野道男外二名同）
一、自転車用ランプ　一個
○同押第二七六八六号（西山千代子同）
一、中古丸型腕巻時計　一個
○同押第二七八六七号（中谷こう食糧管理法違反事件）
一、換価金　七百二十六円
○同押第二七九八四号（恒川宗一同）
一、同　千五十九円
○同押第二八七三八号（荒木薫外一名詐欺事件）
一、石鹸　三十個
○同押第二九一五一号（権五赫食糧管理法違反事件）
一、換価金　千八百二十四円
○同押第二九一五三号（宇佐美かぎ同）
一、同　三百八十六円
○同押第二九七七八号（水野克己同）
一、同　千六十六円
○昭和二十六年押第二四四号（津田孝三郎窃盗事件）
一、新品手鍵　一個
○同押第四四五号（三輪佐六遺失物横領事件）
一、中古男子用純毛黒色シャツ　一枚
二、中古男子用霜降長ズボン　一本
三、中古男子用白色アンダーシャツ　一枚
四、中古国防色布バンド　一本
○同押第一三八三号（安藤武史詐欺事件）
一、中古赤皮短靴　一足
○同押第一九三五号（松沢巻次郎窃盗事件）
一、風呂敷　二枚
二、ケーブル線　三貫三百匁
○同押第二五二九号（柳本祐秀遺失物横領事件）
一、新品マフラー　一枚
二、男物ワイシャツ　一枚
○同押第四七七九号（村瀬昭一贓物故買古物営業法違反事件）
一、中古七石十型腕巻時計　一個
○同押第四九三一号（田中喜四郎窃盗事件）
一、立会封金　百九十円
二、中古皮製チョコレート色二つ折財布　一個

○同押第五一六四号（竹端昭同）
一、鋸（金切）　一個
二、麻袋　一枚
○同押第一一三二七号（桑原森一同）
一、中古チョコレート革製手提鞄　一個
二、黒色大風呂敷　一枚
○同押第一二三一〇号（長谷川勇贓物故買事件）
一、中古二十六吋自転車　一台
○同押第一三六五九号（犬飼こなる食糧管理法違反事件）
一、換価金　九百七十八円
○同押第一五〇七〇号（早川金一同）
一、同　千八百十九円
○同押第一七六六一号（堀川美代子同）
一、同　六百二十一円
○同押第一八〇五五号（氏名不詳同）
一、同　七百十四円
○同押第一八二二四号（同）
一、同　千二百二十三円
○同押第一八三九四号（木村定子同）
一、同　五百六十九円
○同押第一八四六二号（氏名不詳同）
一、同　六百七十三円
○同押第一八五一二号（同）
一、同　六百四十四円
○同押第一八五六二号（同）
一、同　六百九十五円
○同押第一八五六三号（同）
一、同　四百五円
○同押第一八五六四号（同）
一、同　六百三十六円
○同押第一八五六五号（同）
一、同　四百五円
○同押第一八五六六号（同）
一、同　五百五十一円
○同押第一八五六九号（同）
一、同　六百六十八円九十一銭
○同押第一八六一七号（同）
一、同　八百九十七円
○同押第一八六一八号（同）
一、同　千二百七十三円
○同押第一八六[illegible]号（同）
一、同　四百[illegible]円
○同押第一八六[illegible]号（同）
一、同　九百八十五円
○同押第一八六二一号（同）
一、同　四百五円
○同押第一八六二三号（同）
一、同　千二百十五円
○同押第一八九七一号（同）
一、同　五百七十九円
○同押第一九三四一号（同）
一、同　五百三十三円
二、同　二円

[illegible]

一、ワイヤー　二本
○同押第[illegible]号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　[illegible]
○同押第[illegible]号（遺失物横領外国人登録令違反事件）
一、中古鉄管　一本
○同押第[illegible]号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　[illegible]
二、同　[illegible]

[illegible]

○同押第[illegible]号（猪飼亥太郎窃盗事件）
[illegible]
○同押第[illegible]号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　[illegible]

[illegible]

左記押収物について刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

[illegible]

○同押第[illegible]号（鳴海東吾[illegible]）

[illegible]

○同押第[illegible]号（仲元信同）

[illegible]

○同押第[illegible]号（佐藤長次郎同）

[illegible]

○同押第[illegible]号（桜庭秀治物価統制令違反事件）

[illegible]

○同押第[illegible]号（工藤喜光外一名詐欺事件）
一、日本製ウイスキー　四本

[illegible]

一、名刺　五十枚在中

[illegible]

○同押第[illegible]号（鈴木日出男外一名窃盗事件）

[illegible]

○同押第[illegible]号（渋谷正三郎外一名窃盗並恐喝事件）

[illegible]

一、マサカリ　一丁

[illegible]

○昭和二十五年押第[illegible]号（大久保[illegible]食糧管理法違反事件）

[illegible]

○同押第[illegible]号（木村トシ業務上横領事件）

[illegible]

○同押第[illegible]号（星野正雄詐欺事件）
一、切手（額面二千五百円）　一枚
○同押第[illegible]号（山生清外二名恐喝事件）
一、電報　一通
二、手紙　一通

[illegible]

○同押第[illegible]号（太田平一食糧管理法違反事件）

[illegible]

左記押収物について刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

[illegible]

高田区検察庁

[illegible]

六、緑色ラシャマント　一枚
七、霜降シングルオーバー　一着
八、銘仙女袷　一枚
九、チョコレート色女短靴　一足
一〇、かつらぎ白ジャンパー　一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
川口区検察庁

○昭和二十五年押第三二七号（佐藤庸子食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　九百九十九円六十銭
○同押第三二八号（戸江田米三同）
一、同　四百四十三円三十銭
○同押第三三二号（川島武物価統制令違反被疑事件）
一、同　二千四百九十九円
○同押第三九九号（須山スイ窃盗被疑事件）
一、袋　一枚
○同押第六七四号（磯崎清食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　八百七十七円
○同押第八〇三号（平沢芳郎窃盗被疑事件）
一、女物ハンテン　一枚
○同押第八四六号（菅原つね食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　二百四十七円
○同押第八四七号（青木延郎同）
一、同　二百六十三円五十銭
○昭和二十六年押第一二九号（片倉操窃盗被告事件）
一、茶色ワイシャツ　一枚
二、アンダーシャツ　一枚
○同押第二〇〇号（新川猪之助同）
一、風呂敷　一枚
○同押第二一四号（葛野三蔵同）
一、同　一枚
○同押第二四三号（原田茂窃盗被疑事件）
一、桐駒下駄　一足
○同押第三七九号（梶力横領被疑事件）
一、芝居用日本刀　一本
○同押第四二二号（矢作源助遺失物横領被疑事件）
一、立会封金　千円
○同押第四三五号（板橋峯治窃盗被疑事件）
一、鋳物金枠　一個
○同押第五三六号（浜田竹尾同）
一、ゴム長靴　一足
二、毛糸靴下　一足
三、靴下どめ　一組
四、角スコップ　一個
○同押第五七四号（中村政男同）
三、作業ズボン　一着

○同押第六七六号（佐藤政七遺失物横領被疑事件）
一、立会封金　千七百円
○昭和二十三年押第二七二号（樋田映雄食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　三百六十六円八十六銭
○同押第四二一号（石川清男食糧管理法違反被告事件）
一、同　五百五十五円六銭
○昭和二十五年押第三三四号（田中孝雄臨時物資需給調整法違反被疑事件）
一、同　千八十三円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
大阪地方検察庁

○昭和二十二年押第一五〇八号（金弘沢物価統制令違反事件）
一、換価金　三百四円五十銭
○同押第一八一七号（真本圭二郎同）
一、同　六百六十八円八十銭
○同押第五〇九四号（金仁権同）
一、売買台帳　一冊
二、換価金　百三十四円七十銭
○同押第三〇五八号（上田松雄臨時物資需給調整法違反事件）
一、同（タオル等）　千四百四十円
○同押第三三八二号（梁川仁金他二十五名食糧管理法違反事件）
一、換価金　二千二十四円四十六銭
○同押第五一五二号（岩本金玉同）
一、同　百七十九円
○同押第五七二七号（田中きぬゑ同）
一、同　百六円七十七銭
○同押第五八三六号（砂原利助同）
一、同　八十五円
○同押第六八〇三号（板島頭男同）
一、同　四百三十二円五銭
○同押第六一三〇号（金崇幸同）
一、同　二百十円五十五銭
○同押第五〇九八号（金成仁物価統制令違反事件等）
一、同　二百五十三円二銭
○昭和二十三年押第一〇一六八号（門田栄次同）
一、同　千四百四十九円五十四銭
○同押第二五〇二号（鎮谷和夫食糧管理法違反事件）
一、同　四十五円七十銭
○同押第五三三二号（広瀬與七同）
一、同　二百九十五円
○同押第六二四六号（布田重信同）
一、同　百五十四円八十銭
○同押第六五三五号（中山春夫同）
一、同　百八十六円九十銭
○同押第七三〇二号（田中トシ子同）
一、同　百四十円六十五銭

○同押第七三九〇号（坂本命八同）
一、同　百八十二円
○同押第七四五五号（時永信行同）
一、同　九十六円九十六銭
二、風呂敷　一
○同押第七四五六号（藤井譲一同）
一、換価金　百五十四円五十七銭
二、風呂敷　一
○同押第七四八九号（橋本ミサエ同）
一、換価金　三百三十七円二十八銭
二、布袋　二
○同押第七五八三号（吉井良一同）
一、換価金　百五十七円八十銭
○同押第七六四一号（田中善三同）
一、同　百三十二円五十六銭
○同押第七七三八号（金谷与龍同）
一、同　百二十九円四十銭
○同押第七九五六号（前田一郎同）
一、同　百八十九円八十八銭
○同押第八一二九号（堀吉清同）
一、同　百六十四円二十五銭
○同押第八三九〇号（坂井基太郎同）
一、同　二百七十三円九十五銭
○同押第九二九〇号（田中善子同）
一、同　二百九十七円六十八銭
○同押第一二八四号（竹田敏子同）
一、同　百九十四円十三銭
○同押第五七一一号（山内猛臨時物資需給調整法違反事件）
一、同　三百四十六円四十銭
○同押第七二四一号（柏木茂物価統制令違反事件）
一、同　五百五十四円六十一銭
○同押第七七四九号（内藤文子同）
一、同　百二十八円九十六銭
○同押第一二五一二号（柿内進同）
一、同　七十八円二十銭
○同押第一二号（西川正蔵窃盗事件）
一、現金　百三円
○同押第四八五号（筒井政一同）
一、中古二輪自転車　一
○同押第一四九七号（高本哲夫同）
一、濃茶色ズボン　二
○同押第一九一五号（寺沢芳子同）
一、財布　二
二、現金　六十六円二十一銭
○同押第二三四八号（田中薫同）
一、懐中時計　一
○同押第二六八四号（小谷高志同）
一、現金　千七十円
○同押第二七九九号（熊田光男同）
一、国防色学生服上衣　一
○同押第二八〇〇号（辻朝男同）
一、現金　六百四十三円五十銭
二、茶色革製財布　一

○同押第三七七八号（向井ヒロ子同）
一、布製財布　二
二、現金　百四十九円十三銭
○同押第四一〇七号（中西治元同）
一、現金　三十八円
○同押第四三三一号（藤田辛次郎他一名同）
一、革製財布　一
二、現金　四百二十六円九十銭
○同押第四四八八号（出本勇平同）
一、現金　七百八十一円六十銭
○同押第四六一三号（森光蔵同）
一、現金　百円
○同押第四六三八号（中本慶造同）
一、現金　五百円
○同押第四八〇二号（西尾正友同）
一、現金　一万八千円
○同押第五四一六号（山本恭道同）
一、赤革製手提鞄　一
二、軍隊用夏襦袢　一
三、洋服ブラシ並扇子　各一
○同押第五六七七号（前田光三同）
一、現金　九十円
○同押第五七八四号（宮川欣一他二名同）
一、黒レザー製並同革製財布　各一
二、現金　百八十三円九十銭
○同押第六三六七号（原池清同）
一、現金　三百二十八円五十銭
○同押第八〇九〇号（吉田ミヨコ同）
一、紫色生地　約十五ヤール
○同押第八二三二号（片平恵美子同）
一、腕時計　一
○同押第八六三四号（季万伊同）
一、置時計　一
二、ユニホーム（野球着）　一
○同押第一〇五二八号（鵜飼義賢同）
一、中古二輪自転車　一
○同押第一一四七七号（後藤隆生同）
一、男用短靴　一足
○同押第一一六七九号（小山正夫同）
一、男物オーバー　一
○同押第一二一四六号（山田順一同）
一、シャープペンシル並万年筆　各一
○同押第一二一五三号（山下武同）
一、現金　二百四十円
二、黒色ハンドバック　一
○同押第一一七九九号（櫛田金一銃砲火薬類取締法違反事件）
一、袋入日本刀　一
○同押第四一二八号（末吉達雄贓物牙保事件）
一、女物着物並男物ズボン　各一
二、革製バンド並帯あげ　各一

○同押第四一七三号（赤嶺輝典恐喝事件等）
一、腕巻時計　一
二、革製グローブ並万年筆　各一
○同押第四四六六号（片平恵美子窃盗事件等）
一、ハンドバック並赤布製財布　各一
二、現金　六円三十六銭
○同押第六三三六号（川原玉雄贓物収受事件）
一、子供服（ツーピース）　二
二、女物ブラウス上衣　一
三、子供服上衣　二
○同押第一〇一二号（木村実他三名恐喝事件等）
一、チョコレート色手提鞄　一
○同押第一〇六五二号（田口進他三名贓物故買事件）
一、現金　一万千円
○昭和二十四年押第六一号（岸田早人物価統制令違反事件）
一、換価金　七百五円
○同押第二八〇七六号（李根必同）
一、同　七百十六円三十八銭
○同押第二一一五号（金本ヨシ食糧管理法違反事件）
一、同　三百五十二円五十六銭
二、風呂敷　二
○同押第二〇五〇三号（長谷川利夫同）
一、換価金　三百五十八円
○同押第二一一四号（中西満他六名強盗事件）
一、黒色短靴並ゴム底付草履　各一足
二、万年筆並ボールペン　各一
三、前掛並ワンピース　各一
○昭和二十五年押第一三八四号（稲谷仲次郎食糧管理法違反事件）
一、換価金　千五百九円
○同押第一五六八八号（川上進一他二名物価統制令違反事件）
一、貸原簿　十四枚
二、契約証書　十二枚
三、仮領収書　一枚
○同押第四五九〇号（多田耕三他一名詐欺事件）
一、紙製受発信簿　一冊
二、書類鋏　二
三、社員申込書　六百一枚
四、企業通信案内　十八枚
五、業務指導及案内書　三冊
六、小為替受領書四枚其他書類数点
○同押第二二八七六号（三谷淳一他三名窃盗事件）
一、ハンマ並タガネ　各一
○昭和二十六年押第一一二六号（山本佐智子贓物牙保事件）
一、男用ズボン　一
二、男用短靴　一足

○同押第七四五三号（勝治俊三他一名職業安定法違反事件）
一、現金　二万千円
○同押第八五八六号（山部年次他三名贓物運搬事件等）
一、国防色毛布　一
○同押第九四三五号（中川寿正詐欺事件）
一、小切手（額面十万円）　一枚
○同押第一〇一四三号（浜本勇横領事件等）
一、自動車登録証並同検査証　各一枚
二、領収書並誓約書　各一枚
三、証明書並預り証　各一枚
○同押第一〇五五五号（島崎俊一傷害事件）
一、小型自動車のハンドル　一
○同押第一〇六八九号（村田長兵衛銃砲刀剣類等所持取締令違反事件）
一、日本刀（白鞘付）　一
二、同（黒鞘付）　一
○同押第一一三四一号（康文圭他二名街頭募金取締条令違反事件等）
一、メガホン　二
二、現金　三百三十円
○同押第一一五三〇号（牛本正二郎窃盗教唆事件）
一、黒革製二つ折定期入　一
○同押第一二二二一号（向井殿詐欺事件）
一、小切手（額面一万四百十三円）　一枚
○同押第一二一八六号（中村清二脅迫事件）
一、庖丁　一
○同押第一二三二八号（西崎利弘業務上横領事件）
一、加入申込書　三枚
二、掛金契約解約届　三枚
三、積立出資契約証書　三枚
四、領収証　三枚
五、小切手（協和銀行発行）　四枚
○同押第一二四八六号（金沢一男恐喝未遂事件）
一、庖丁　一
○同押第一二八四四号（宅見武志傷害事件）
一、鋸　一
○同押第一二八八九号（竹内藤治他一名贓物牙保事件等）
一、置時計　一
○同押第一三〇四三号（趙允宅傷害事件）
一、竿秤　一
二、分銅　一

○同押第一四五七七号（吉岡繁太郎補助貨幣損傷事件）
一、現金　一円三十七銭
○同押第一四六一九号（岸岡フミ子同）
一、現金　七円十九銭
二、計量器　一
○同押第一四八九〇号（田中常治恐喝事件）
一、現金　百円
○同押第一四九五一号（和田実強盗事件等）
一、質札　六枚
二、出刃庖丁　一
○同押第一五〇八七号（田中貢他一名詐欺事件等）
一、現金　三百円
○同押第一七一八三号（周添財道路交通取締法違反事件）
一、煙草（ピース）　三
○同押第一七三一五号（中沢秀雄傷害事件）
一、氷切鋸　一
○同押第一七四五九号（陳芳舜贓物故買事件）
一、鼠色ズボン　一
○同押第九一九六号（鎌田義三窃盗事件）
一、中古鉄線　一巻
○同押第八六七三号（高尾数雄他二名同）
一、現金　二百八十円
○同押第一〇五六六号（西峯一同）
一、電線　二十二延位
○同押第一一〇五八号（筒井コノエ同）
一、現金　三百十一円
○同押第一一八七号（五島武雄同）
一、チョコレート色財布　一
○同押第一一二四三号（宮崎栄同）
一、男物洋傘　一
○同押第一七〇六四号（新保政治同）
一、中古茶色中折帽子　一
○同押第一七〇六七号（秋葉五郎同）
一、地下足袋　一足
○同押第一七一六一号（富岡熏同）
一、ドライバー　一
○同押第一七九五五号（西野敏次同）
一、トタン切鋏　一
○同押第一七九八六号（柳田博二同）
一、ギター　一
○同押第一八〇七二号（中田勘二同）
一、女持腕時計　一
二、風呂敷　一
○同押第三二四一号（岩田秀雄他四名恐喝事件等）
一、不渡小切手　四枚
○同押第八一三三号（孫順伐詐欺事件）
一、セルロイド製定期入　二
二、定期乗車券　二枚

○同押第八三五四号（中島博也他二名賭博事件）
一、花札　四十八枚
二、現金　千三百四十六円
○同押第一二二八九号（岡島芳夫窃盗事件）
一、茶革製短靴　一足
○同押第一五四一四号（升内一郎同）
一、現金　七百円
○同押第一八七六三号（喜多輝夫同）
一、赤銅　約十六貫位
○同押第一二八四九号（千万弘三詐欺事件等）
一、登記権証　一枚
○同押第一五五二六号（木津西岩男他二名賭博事件）
一、現金　百九十円
○同押第一六四六八号（福家兵市他三名強盗未遂事件）
一、西洋剃刀　一
○同押第一四九九二号（中田八重美他一名窃盗未遂事件）
一、現金　四百十円
○同押第一七九三五号（日野正一他一名同）
一、エンピ　二
二、ツルハシ　一
○同押第一三七一六号（橋口芳博他一名食糧管理法違反事件）
一、換価金　一万九百四十七円
○同押第一二七一七号（森本熏同）
一、同　二万九千七百一円
○同押第一五八四一号（高順花同）
一、同　千百八十三円
○同押第一六二五七号（中塚義夫同）
一、同　千九百四十三円
○同押第一六二五九号（大西彌市同）
一、同　三千百七十二円
○同押第一六四〇二号（松田桂子同）
一、同　八百三十八円
○同押第一六五四六号（吉岡某他二名同）
一、同　四千八百十一円
○同押第一六六〇七号（氏名不詳同）
一、同　四千九百六十七円
二、風呂敷　五
三、布袋　四
○同押第一六六六七号（高木愛子同）
一、換価金　二千円
○同押第一六六六八号（禹昌仙同）
一、同　千七百六円
○同押第一六九二四号（藤川某同）
一、同　一万千七百十六円
○同押第一六九二五号（玉木某同）
一、同　二千二百七十八円
○同押第一六九二六号（浜田忠同）
一、同　三千二百三十三円

○同押第一六九三二号（吉田某同）
一、同　千二百十二円
○同押第一六九三五号（中村しまゑ同）
一、同　二千六百三円
○同押第一六九三六号（阪本某同）
一、同　千三百八十六円
○同押第一六九六一号（吉田喜代松同）
一、同　九百九十一円
○同押第一七〇五七号（中島卓郎同）
一、同　千四百四十三円
○同押第一七〇六〇号（宋龍衛同）
一、同　千六百七十三円
○同押第一七〇六五号（岡本某同）
一、同　二千二百七十八円
○同押第一七一七七号（川口竹子同）
一、同　千三百二十六円
○同押第一七二五六号（畠田某同）
一、同　二千七百九十五円
○同押第一七二五七号（有馬某同）
一、同　六千百四十四円
○同押第一七二五八号（吉田某同）
一、同　五千八百二十九円
○同押第一七二五九号（田村清同）
一、同　五千七百七十二円
○同押第一七二六〇号（木下輝同）
一、同　九千四百五十三円
○同押第一七二六一号（富田一郎同）
一、同　千九百四十二円
○同押第一七四一六号（佐藤一郎同）
一、同　六百九十七円
○同押第一七五〇三号（工藤末吉同）
一、同　五千二百三十九円
○同押第一七六三七号（高橋重雄同）
一、同　七百三十五円八十六銭
○同押第一八四五九号（中村片松同）
一、同　二千二十二円
○同押第一八四六〇号（吉田久男同）
一、同　三千三百三十四円
○同押第一八四六一号（藤岡某同）
一、同　三千百四十五円
○同押第一八四六二号（中川健次同）
一、同　五千三百九十八円
○同押第一八四六四号（山西某同）
一、同　四千八百十六円
○同押第一八四六五号（堂本某同）
一、同　五千九百十六円
○同押第一八四六六号（島村ふみゑ同）
一、同　二千七十九円
○同押第一八四六七号（加藤生男同）
一、同　二千九百四十四円
○同押第一九二一八号（武田信毅衣料配給規則違反事件等）
一、同　千六百五十円二十五銭
○同押第一九二一九号（柳川順舟物価統制令違反事件）
一、同　六百六十二円七十二銭

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
三角区検察庁

○昭和二十五年保第六五号（米山忠畿食糧管理法違反）
一、米等換価金　一万六千百三円
○昭和二十六年押第二九号（田口重雄窃盗）
一、財布（赤色ナイロン製チャック付）　一
二、立替封金　二十円
三、鍵　二ケ
○同押第四三号（山田勘次郎同）
二、風呂敷人絹えび茶色　一枚
三、右同人絹黒に白赤の模様　一枚
四、右同人絹鶴の模様　一枚
五、帆布製半ズボン　一枚
六、白綿半袖シャツ　一枚
八、白米　約五合
九、飯盒　一ケ

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
社区検察庁

○昭和二十六年押第六〇七号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　八千五百五十七円
○同押第六〇八号（同）
一、同　二千五百七十八円
○同押第六〇九号（同）
一、同　一万四百四十七円
○同押第六三二号（同）
一、同　四千五百五十九円
○同押第六三三号（同）
一、同　五百四十二円
○同押第六四七号（同）
一、同　七千五百七十五円
○同押第六四八号（同）
一、同　三千二十九円
○同押第六六三号（同）
一、同　五万一千六百五十七円
二、鉱力鑢　一
三、竹籠　一
○同押第六八一号（同）
一、換価金　千三百三十一円
○同押第六八二号（同）
一、同　八百十九円
○同押第六八三号（同）
一、同　二千四百二十三円
○同押第六八四号（同）
一、同　八百八円
○同押第六八五号（同）
一、同　六百九十二円
○同押第六八六号（同）
一、同　八百四十八円
○同押第六八七号（同）
一、同　八百四十八円

○同押第六九六号（同）
一、同　九百四十六円
○同押第七四三号（同）
一、同　六百九十二円
二、竹籠　一
○同押第七〇九号（同）
一、換価金　四千六十一円
○同押第七一六号（同）
一、同　九百八十一円
○同押第七一七号（同）
一、同　千六百三十円
○同押第七一八号（同）
一、同　八百十九円
○同押第七一九号（同）
一、同　八千四百九円
○同押第七三四号（同）
一、同　二千八百三十九円
○同押第七三五号（同）
一、同　五千九百十三円
○同押第七三六号（同）
一、同　千百八十三円
○同押第七三七号（同）
一、同　二千二百十八円
○同押第七三八号（同）
一、同　八百八円
○同押第七三九号（同）
一、同　千六百七十一円
○同押第七四〇号（同）
一、同　千二百十三円一銭
○同押第七四一号（同）
一、同　二千一百十二円
○同押第七四二号（同）
一、同　千六十六円
○同押第七四四号（同）
一、同　千九十六円
二、柳行李　一
○同押第七四五号（同）
一、換価金　九千二十八円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
牛窓区検察庁

○昭和二十三年押第五号（趙成奎食糧管理法違反事件）
一、換価金　一百八十四円九十五銭
○同押第二六九号（岡崎末一同）
一、同　三百四十六円
○同二十四年押第二二二号（岡勝雄物価統制令違反事件）
一、雑記帳　一冊
○同押第二八〇号（趙成俊食糧管理法違反事件）
一、換価金　四百十四円七十銭
○同二十五年押第六九号（奥田工窃盗事件）
一、茶色ボタン　一
○同押第一一六号（張本乙龍酒税法違反事件）
一、換価金　一百円
○同二十六年押第三五号（氏名不詳同）
一、同　一千二百五十円
○同押第三六号（同）
一、同　三千二百二十五円
○同押第三七号（同）
一、同　六百三十五円
○同押第五二号（同）
一、同　三百八十円
○同押第五三号（同）
一、同　二百九十五円
○同押第一二〇号（朴福万同）
一、一斗容雲助　一
二、同　一
三、同　一
四、一升壜　三
五、一斗入空罐　一
六、三斗容かめ　一
七、四斗樽　一
八、濾過器　一
九、ゴム管　一
一〇、漏斗　一
一一、たらい　二
一二、換価金　三百四十一円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
広島地方検察庁

○昭和二十二年領第一〇七六号（高橋英昌外六名傷害脅迫事件）
四、領収書　二枚
○同領第八五四号（長田秀穂詐欺事件）
一、契約書　一枚
○昭和二十三年領第一七七号（小竹正人銃砲等所持禁止令違反事件）
一、短刀　一本
二、ねじ廻し　一本
三、風呂敷　一枚
○同領第三一四号（久保弘外一名窃盗事件）
一、女用スカート　一枚
二、セーター　一枚
三、チョッキ　一枚
四、風呂敷　一枚
○同領第七八八号（安部宏外二名強盗強姦事件）
一、チリメン布片　一枚
二、白雑布　一枚
三、右同　一枚
四、湯巻　一枚
五、細帯　一本
六、絹白ひも　一本
七、右同　一本
八、細帯　一本
九、右同　一本
一〇、チリメン布片　一枚
一一、出刃庖丁　一本
○昭和二十四年領第三九六号（田村すみ子賍物故買事件）
一、鼻緒　五足
○同領第七五二号（多川寛樹窃盗事件）
一、バール　一本
二、のみ　一本
三、のみ　一本
四、のみ　一本
五、のみ　一本
六、地下足袋　一足
八、手廻ボート錐　一個
九、靴下　一足
○同領第九四六号（木原三郎外三名同）
一、リュックサック　一個
二、風呂敷　一枚
三、シャツ　一枚
四、靴下　一足
五、櫛　一個
六、チック　一個
○昭和二十五年領第二一二号（大本元基酒税法違反事件）
二、約三斗容甕　一個
○同領第三三六号（茂野亀太郎窃盗事件）
一、チョッキ　一枚
○同領第一一〇六号（土肥貢住居侵入事件）
一、金切鋏　一丁
○同領第一八四九号（西村省三煙草専売法違反事件）
一、ネービーカット　十六箱
二、キャップスタン　八箱
三、ターフ　三箱
四、チャチマンズナンバーワン　二箱
五、チャチマンズナンバーワン　三罐
六、プレヤーズナンバースリー　五罐
七、ステートエクスプレススリーファイヴ　四罐
○同領第一九五八号（門田榮外二名窃盗事件）
九、時計　一個

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
広島区検察庁

○昭和二十三年保第九三六号（古本佐平食糧管理法違反事件）
一、換価金　一、三四一六円
○同保第一三三〇号（平州寿宝同）
一、同　五八円四三銭
○同保第三〇八九号（横城栄後同）
一、同　八六二円四七銭
○同保第三〇八八号（同）
一、同　四六〇円八一銭
○同保第九〇六号（石田りつ子同）
一、同　六三九円六〇銭
○同保第一一五一号（森井義男窃盗事件）
一、同　二四円四八銭
○同保第一一六一号（荻末登外一名賭博事件）
一、同　三〇七円
○同保第一一五九号（河崎芳太郎窃盗事件）
一、同　四、四八五円
○同保第二四七五号（黄樹栄食糧管理法違反事件）
一、同　五五円六〇銭
○同保第四二六九号（網屋スミ子同）
一、同　五〇四円三九銭
○同保第五六三号（中下久人同）
一、同　一、六〇〇円
○同保第三九一号（同）
一、同　一、七一五円八〇銭
○同保第三五九号（同）
一、同　三九九円
○同保第二五八八号（同）
一、同　一、〇四五円四〇銭
○同保第一三九六号（吉本チトセ同）
一、同　二四一円
○同保第一九一五号（長田キシエ同）
一、同　八四六円
○昭和二十五年領第一二九三号（金田秀男窃盗事件）
一、雨衣　一枚
○昭和二十六年領第三一六〇号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
二、袋　三枚
○同領第三一三八号（同）
二、紙袋　一枚
○同領第三一四〇号（同）
二、袋　四枚
三、風呂敷　二枚
○同領第三一三九号（同）
二、袋　二枚
三、風呂敷　一枚
○同領第三〇七八号（同）
二、袋　一枚
○同領第三〇七七号（同）
二、袋　一枚
○同領第三〇七六号（同）
二、手提袋　一枚
○同領第三一四三号（同）
三、袋　二枚
○同領第二七四九号（同）
二、手提籠　一個
三、風呂敷　二枚
○同領第二七五〇号（同）
二、紙袋　四枚
○同領第二七五二号（同）
二、石油罐　一個
○同領第二七五三号（同）
二、背負袋　一枚
三、風呂敷　二枚
○同領第二七六〇号（同）
二、リンゴ箱　一個
○同領第二七三九号（同）
二、手提籠　一個
三、布袋　二枚
四、風呂敷　三枚
○同領第二七五五号（同）
二、手提籠　一個
三、風呂敷　三枚
四、布袋　四枚
○同領第二七五六号（同）
二、手提籠　一個
三、風呂敷　三枚
四、布袋　四枚
○同領第二七五四号（同）
二、買物籠　一個
三、風呂敷　三枚
四、布袋　四枚
○同領第二七五一号（同）
二、手提袋　一個
三、風呂敷　三枚
四、布袋　四枚
○同領第二七四八号（同）
二、木箱　一個
○同領第二七四一号（同）
三、風呂敷　五枚
四、布袋　三枚
五、紙箱　一個
○同領第二七四〇号（同）
二、背負籠　一個
三、手提籠　一個
四、風呂敷　三枚
五、布袋　七枚
○同領第二七四五号（同）
四、手提袋　二枚
五、手提籠　二個
六、風呂敷　九枚
七、ドンゴロス袋　二枚
八、リュックサック　一個
九、紙袋　一枚
一〇、紙袋　二一枚
一一、布袋　一枚
○同領第二七四四号（同）
六、風呂敷　五枚
七、提籠　二個
八、手提袋　五枚
九、布袋　八枚
一〇、紙箱　一個
一一、紙袋　一枚
一二、弁当箱　一個
○同領第二七四七号（同）
二、手提籠　一個
三、風呂敷　三枚
四、布袋　四枚

○同領第二七四二号（同）
三、セメント袋　九枚
四、布袋　三枚
五、風呂敷　二枚
六、竹籠　一個
○同領第二七四三号（同）
三、リュックサック　一個
四、布袋　三枚
五、風呂敷　二枚
六、セメント袋　五枚
○同領第三一一四号（同）
二、風呂敷　一枚
○同領第三一一五号（同）
二、同　一枚
○同領第三一二一号（同）
二、同　一枚
○同領第三一二〇号（同）
三、木綿袋　一枚
二、買物籠　一個
○同領第三一一六号（同）
二、木綿袋　一枚
三、買物籠　一個
○同領第三一一七号（同）
二、風呂敷　一枚
○同領第三一一九号（同）
三、袋　四枚
四、風呂敷　四枚
五、籠　一個
○同領第二九七八号（同）
二、袋　一枚
○同領第二九六七号（同）
二、同　三枚
三、手提籠　一個
○同領第二九八一号（同）
二、紙袋　二枚
○同領第三〇〇八号（同）
二、袋　三枚
三、手提籠　一個
○同領第三〇二一号（同）
二、袋　一枚
○同領第三〇二八号（同）
二、同　一枚
○同領第二九九〇号（同）
二、同　三枚
三、風呂敷　一枚
○同領第三〇二二号（同）
二、袋　二枚
○同領第二九五八号（同）
二、同　三枚
三、風呂敷　三枚
○同領第二九八四号（同）
二、袋　三枚
三、手提袋　一枚
○同領第三〇二二号（同）
二、袋　一枚
○同領第三〇二七号（同）
二、紙袋　二枚
○同領第二九七六号（同）
二、袋　三枚
○同領第二九九三号（同）
二、紙袋　二枚
○同領第二九七五号（同）
二、袋　三枚
○同領第三〇〇三号（同）
二、同　三枚
○同領第三〇二四号（同）
二、同　三枚
○同領第二九八六号（同）
二、同　二枚
○同領第二九五九号（同）
二、同　一枚
○同領第三〇一〇号（同）
二、同　一枚
○同領第二九八七号（同）
二、同　四枚
○同領第二九七四号（同）
二、同　三枚
○同領第三〇〇六号（同）
二、同　二枚
三、手提袋　一枚
○同領第二九六二号（同）
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同領第三〇一四号（同）
二、袋　一枚
○同領第二九六四号（同）
二、同　二枚
○同領第二九六六号（同）
二、同　二枚
三、手提籠　一個
○同領第二九七九号（同）
二、袋　三枚
三、手提籠　一個
○同領第二九六一号（同）
二、袋　二枚
○同領第三〇〇七号（同）
二、同　二枚
三、手提籠　一個
○同領第三〇〇二号（同）
二、袋　三枚
三、手提籠　一個
○同領第三〇〇四号（同）
二、袋　三枚
三、手提籠　一個
○同領第三〇〇五号（同）
二、袋　二枚
三、竹籠　一個
○同領第三〇一八号（同）
二、袋　二枚
○同領第二九六五号（同）
二、同　二枚
三、風呂敷　一枚
○同領第二九九六号（同）
二、袋　三枚
○同領第三〇一九号（同）
二、風呂敷　一枚
○同領第三〇二六号（同）
二、袋　三枚
三、風呂敷　二枚
○同領第二九九七号（同）
二、袋　二枚
○同領第二九九五号（同）
二、同　三枚
○同領第二九九九号（同）
二、同　四枚
三、背負籠　一個
○同領第二九八九号（同）
二、袋　一枚
○同領第三〇一九号（同）
二、同　一枚
三、手提籠　一個
○同領第三〇〇一号（同）
二、袋　三枚
三、風呂敷　二枚
○同領第二九七三号（同）
二、袋　二枚
○同領第三〇一七号（同）
二、同　一枚
○同領第三〇二〇号（同）
二、同　三枚
○同領第二九七七号（同）
二、同　三枚
○同領第三〇一六号（同）
二、同　二枚
三、風呂敷　一枚
○同領第二九八〇号（同）
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同領第二九六三号（同）
二、袋　三枚
三、風呂敷　二枚
○同領第二九八二号（同）
二、袋　三枚
○同領第二九六〇号（同）
二、同　二枚
三、風呂敷　一枚
○同領第二九九八号（同）
二、袋　二枚
三、風呂敷　一枚
○同領第二九九一号（同）
二、袋　二枚
三、風呂敷　二枚
○同領第二九九二号（同）
二、袋　一枚
○同領第三〇二九号（同）
二、同　一枚
○同領第三〇一三号（同）
二、同　一枚
○同領第二九八三号（同）
二、同　四枚
三、風呂敷　一枚
○同領第二九八五号（同）
二、袋　三枚
三、風呂敷　一枚
○同領第二九七〇号（同）
二、袋　二枚
三、風呂敷　一枚
○同領第二九六九号（同）
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同領第三〇二三号（同）
二、袋　一枚
○同領第三〇〇〇号（同）
二、同　一枚
三、風呂敷　一枚
○同領第二九七一号（同）
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同領第二九八八号（同）
二、袋　三枚
○同領第二九五七号（同）
二、同　一枚
○同領第三〇二五号（同）
二、同　四枚
○同領第二九七二号（同）
二、同　一枚
○同領第三〇〇九号（同）
二、同　二枚
三、手提籠　一個
○同領第二九六八号（同）
二、袋　三枚
○同領第二九九四号（同）
二、同　一枚
○同領第三一七五号（同）
二、ブリキ罐　二個
○同領第二八四九号（森本光子窃盗事件）
三、風呂敷　一枚
○同領第九〇七号（閔鳳伊同）
一、自転車　一台
○同領第二〇〇一号（大賀明同）
二、自転車　一台
三、ドライバー　一本
○同領第二三四八号（五反田武春建造物侵入窃盗事件）
一、ペンチ　一本
○同領第二八二四号（児島隆信窃盗事件）
一、女物雨靴　一足
二、男物長靴　一足
三、テント　一枚
○同領第二八一九号（仁能剛同）
一、ゴム短靴　一足
二、人マッチ製靴下　一足
○同領第二〇〇四号（西原健司遺失物横領事件）
二、国防色半袖シャツ　一枚
三、ネズミ色ズボン　一枚
四、柿の木模様羽織　一枚
五、花模様羽織　一枚
六、縦縞の袷　一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
掛川区検察庁

○昭和二十三年領第一〇三号（望月照司詐欺事件）
一、ナイフ　一丁
○同領第一六六号（大竹勝窃盗事件）
一、国防色雨外套　一枚
○同領第一六八号（神谷保郎同）
一、風呂敷　二枚
○昭和二十四年領第一八号（中山清治遺失物横領事件）
一、自動車用チューブ　一本
○同領第一一六号（竹備昇窃盗事件）
一、白ちぢみスリップ　一枚
二、白女物ブラース　一枚
○同領第一八二号（加納義雄同）
一、自転車空気入れ　一個
二、中古南京袋　一枚
○同領第二一一号（鈴木信幸同）
一、古南京袋　一枚
○昭和二十六年領第一一二号（大西豊賍物収受事件）
一、中折帽子　一個
○同領第一〇五号（三浦歳男窃盗事件）
一、ワイシャツ　一枚
二、鼠色風呂敷　一枚
三、白ズック靴　一足
○昭和二十五年領第二五二号（氏名不詳者食糧管理法違反事件）
一、リュックサック　一個
二、風呂敷　一枚

農林省公告

〇アラブ系競走馬競売公告

アラブ系競走馬を左記によつて競売する。

なお、詳細は農林省畜産局競馬部に問い合わせられたい。

昭和二十七年四月一日　農林省畜産局競馬部

記

一、競売物件
(イ)アラブ系競走馬（三才）四十五頭（一括競売）
所在地　栃木県河内郡姿川村　関東支所
(ロ)アラブ系競走馬（三才）十五頭（一括競売）
所在地　東京都世田谷区玉川用賀町三ノ一　騎手養成所
(ハ)アラブ系競走馬（三才）六頭（一括競売）
所在地　福島市桜木町　福島競馬場

二、契約條項を示す場所
東京都港区芝新桜田町二二
農林省畜産局競馬部業務課

三、競売日時及び場所
日時　場所
昭和二十七年四月七日午前十時　東京都世田谷区玉川用賀町三ノ一　騎手養成所
〃四月八日午後一時　栃木県河内郡姿川村　関東支所
〃四月九日午後一時　福島市桜木町　福島競馬場

四、保証金　一頭につき金五万円

裁判所公告（[illegible]）

〇押収物還付公告

新潟家庭裁判所長岡支部

左記押収物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

〇昭和二十七年押第九号（昭和二七年(少)第六四号窃盗保護事件）
一、財布　一箇
二、現金　九十七円五十銭也
三、風呂敷　一枚
四、弁当のふた　一箇

神戸家庭裁判所

左記押収物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

〇昭和二十四年領第一三号（昭和二四年少第三九八号窃盗保護事件）
一、布団　一枚
〇昭和二十五年領第九号（同少第四七五七号同）
一、中古自転車　一台
〇同領第二〇六号（昭和二五年少第二六四三号同）
一、動力用電線　四十一米
二、水道鉛管　一米
〇昭和二十六年領第三六四号（昭和二六年少第六八八四号同）
一、中古自転車　一台
〇同領第五二九号（同少第九一四七号強盗、窃盗保護事件）
一、薄鎌　一挺
〇昭和二十七年領第二二号（同少第九六六九号窃盗保護事件）
一、布製チャック付財布　一箇
〇同領第一二六号（昭和二七年少第一二四四号占有離脱物横領保護事件）
一、電気銅板　一枚
〇昭和二十五年保第四六〇号（昭和二六年少第五八六号食糧管理法違反保護事件）
一、換価代金　二百六十六円
〇同保第四六一号（同少第五六三号同）
一、同　八百二十円
〇昭和二十六年保第七九号（同少第三五二一号同）
一、同　九百二円
〇同保第九一号（同少第四四一〇号同）
一、同　四百七十三円
〇同保第九二号（同）
一、同　六百九十七円
〇同保第二四五号（同少第六九〇四号同）
一、同　六百六十二円
〇同保第三五八号（昭和二四年少第一七七四号同）
一、同　四百四円五十銭

岐阜家庭裁判所

左記押収物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

〇昭和二十四年領第一一号（昭和二四年少第一七号住居侵入保護事件）
一、懐中電燈　一箇
〇同領裁第八号（同少第八六七号窃盗保護事件）
一、現金　一万二千八百八円也
二、空気銃　一挺
三、腕巻時計　一箇
四、チャック付洗面袋　一箇
五、学生服上衣　一枚
六、木綿白ズボン　一枚
七、メリヤスシャツ　一枚
八、白毛糸アンダーシャツ　一枚
九、布手提鞄　一箇
十、風呂敷　一枚
十一、花札　一箇
十二、トランプ　一組
十三、ライター　一箇
十四、日光煙草　一箱
〇昭和二十五年領裁第七号（昭和二五年少第六〇号詐欺保護事件）
一、定期乗車券　一枚
〇同領裁第一五号（同少第一六九号窃盗保護事件）
一、現金百円紙幣　七枚
〇同領裁第五七号（同少第四四四号遺失物横領保護事件）
一、十円紙幣　一枚
〇同領裁第五八号（同少第四四六号窃盗保護事件）
一、千円紙幣　一枚
〇同領裁第六九号（同少第五〇八号同）
一、軍手　一枚
二、ジャックナイフ　一挺
三、マクニン錠剤　十六粒
四、百円紙幣　九枚
五、十円紙幣　十一枚
六、五円紙幣　三枚
七、一円紙幣　七枚
八、五十銭紙幣　五枚
九、十銭紙幣　一枚
十、五銭紙幣　一枚
十一、マクニン錠剤　一粒
十二、鉄製釘抜付金槌　一挺
〇同領裁第七三号（同少第三八五、三八六号同）
一、被害品明細表　一枚
二、書き置き　一枚
〇同領裁第七四号（同少第五二七号窃盗並に恐喝保護事件）
一、十円紙幣　三枚
〇同領裁第一〇八号（同少第八二八号窃盗保護事件）
一、現金　二千二百円
〇同領裁第一〇九号（同少第八二九、八三〇号同）
一、白ランニングシャツ　一枚
二、バックル　一箇
三、定期券入れ　一箇
四、白メリヤスランニングシャツ　一枚
〇同領裁第九七号（同少第七六〇号強盗保護事件）
一、割木　一本
〇同領裁第五五号（同少第四三三号銃砲等所持禁止令違反保護事件）
一、紙函（ボールベアリング三箇入）　一箇
二、円筒鉄片　三箇
三、廃弾　二箇
四、ガラス瓶（マッチ火薬少量入）　一箇
五、細い鉄管　一本
六、スプリング　二箇
七、引鉄様鉄片　四箇
八、太い鉄管　一本
九、製図　五枚
十、辞典の紙片　一枚
十一、鉄製の円筒　一本
十二、模擬ピストルの銃把　二箇
十三、鉄製遊底覆　一箇
十四、鉱力片　一箇
〇同領裁第八四号（同第少六六二号詐欺恐喝保護事件）
一、現金　四十円
〇同領裁第五九号（同第少四五三号窃盗保護事件）
一、ドライバー　一挺
二、懐中電燈　一箇
三、チャックナイフ　一挺
四、マッチ　二箇
五、ローソク　一本
〇同領裁第六一号（同第少四三八号虞犯保護事件）
一、黒豚皮製古財布　一箇
〇同領裁第一二号（同第少一六〇号窃盗保護事件）
一、百円紙幣　三枚
二、十円紙幣　二枚
三、桃色女持チャック付財布　一箇
〇同領裁第六八号（同少第五〇一号窃盗保護事件）
一、二つ折黒色布製財布　一箇
二、中日スポーツ新聞紙　一枚
〇同領裁第七四号（同少第五二七号窃盗並恐喝保護事件）
一、十円紙幣　三枚
〇同領裁第五四号（同少第四二三号窃盗保護事件）
一、手鈎　一丁
二、金槌　一丁
〇同領裁第六号（同少第四七号窃盗政令第三八九号違反）
一、ウイスキー空瓶　三箇

福岡家庭裁判所

左記押収物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

〇昭和二十六年押第一八九号（昭和二六年少第二一一六号窃盗保護事件）
一、女物手提袋　一箇
〇昭和二十五年押第九号（昭和二五年少第一〇二七号同）
一、ネクタイ　一本
〇昭和二十六年押第一九九号（昭和二六年少第二一七一号同）
一、キリン型赤塗玩具用ピアノ　一箇
〇同押第二一四号（同第二三三一号同）
一、女物洋傘　一本
〇同押第二〇二号（同第二三〇〇号同）
一、中古黒サージズボン　一枚
二、中古白半袖開襟シャツ　一枚
〇同押第一九二号（同第二二三〇号同）
一、ナイロン製財布　一箇
二、布製財布　一箇
三、現金　二十円
〇同押第二三〇号（同第二五二六号同）
一、ブラウス　一枚
〇同押第二二七号（同第二四九一号贓物運搬保護事件）
一、中古自転車中山号二六吋　一台
〇同押第一四一号（同第一六七五号恐喝保護事件）
一、十円紙幣　五枚
〇同押第二六一号（同第二八四一号窃盗保護事件）
一、白カッターシャツ　一枚
二、櫛　一本
三、女物洋傘　一本
四、手提籠　一箇
五、赤色ハンドバッグ　一箇
六、白色ハンドバッグ　一箇
七、眼鏡　一箇
〇同押第一六九号（同第一九二六号窃盗保護事件）
一、赤色ナイロンチャック付財布　一箇

二、現金　二百七十五円五十銭
内訳　百円紙幣　二枚
十円紙幣　六枚
一円紙幣　四枚
五十銭紙幣　三枚
五円貨　二枚
三、印鑑（近藤）　一箇
四、鍵　一箇
五、市内線回数券　一枚
六、メタル　一箇
七、ソックス　一足
〇同押第六一号（同第九八二号窃盗保護事件）
一、ファイバートランク　一箇
二、中古オーバー　一枚
三、中古ズボン　三枚
四、毛糸チョッキ　一枚
五、毛糸古腹巻　一枚
六、古首巻　二枚
七、白古シャツ　一枚
八、プリンス懐中時計　一箇
九、ネクタイ　一本
七、古メリヤス　一枚
〇昭和二十七年押第六三号（同第三〇八七号虞犯保護事件）
一、現金　八千八百二十円
内訳　千円紙幣　七枚
百円紙幣　十八枚
十円紙幣　二枚

鹿児島家庭裁判所

左記押収物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

〇昭和二十六年領第一〇二号（昭和二六年少第一七三五号窃盗及占有離脱物横領保護事件）
一、元軍用飯盒　一箇

函館家庭裁判所

左記押収物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

〇昭和二十四年押第一号（昭和二四年少第一号窃盗保護事件）
一、現金　二百七十五円
二、子供手袋　一双
〇同第一二号（同第一三七号遺失物横領保護事件）
一、ゴム手袋　一双
〇同第一四号（同第五五七号窃盗保護事件）
一、ゴム半長靴　二足
二、ゴム長靴、ゴム半長靴　二足
三、ボロ大風呂敷　一枚
〇同第一六号（同第二一二二号窃盗贓物故買保護事件）
一、いかつり用トンボ　一本
二、金巻（二組）　四本
〇同第二五号（同第四五六号窃盗保護事件）
一、毛布製チャック付財布　一箇
二、印鑑（藤田）　一箇
三、鍵　四箇
四、衣料切符　三枚
五、現金　一円六十七銭
六、黒皮財布　一箇
七、印鑑（藤川）　一箇
八、赤皮財布　一箇
九、現金　一百円
一〇、黒皮財布　一箇
一一、現金　六百円
一二、現金　四百十円
一三、三等切符青函間　一枚
〇同第二六号（同第五二五号窃盗保護事件）
一、茶色霜降り首巻　一本
〇同第二七号（同第五一七号同）
一、鎖付懐中時計　一箇
〇同第二八号（同第四七九号同）
一、漫画本　二冊
〇同第三四号（同第四九一号同）
一、小為替　七百十円
〇同第三七号（同第五五七号同）
一、現金　一千一百九十五円
〇同第四〇号（同第四七六号同）
一、漫画本　八冊
〇同第六三号（同第八二二号同）
一、現金　二百円
二、煙草（光）　十一本
〇同第六七号（同第八五一号同）
一、女物赤革短靴　一足
〇同第七一号（同第八八六号横領、窃盗、住居侵入、不法監禁保護事件）
一、いかつり道具箱　一箱
二、飯ごう　一箇
三、棒切　一本
四、ローソク　一本
五、マッチ　一箱
六、綿糸　若干
七、石鹸　一箇
八、脱脂綿　若干
九、綿糸　若干
〇同第七三号（同第九〇八号窃盗保護事件）
一、現金　三千七百七十円七十銭
二、カメラ　三台
三、幻燈機　一機
四、グローブ　一箇
五、ミット　一箇
六、ボール　二箇
七、津軽あめ　一箇
八、雲丹壜詰　一壜
九、ピンポン用ネット　一張
一〇、双眼鏡　一双
一一、書籍（漫画）　十四冊
一二、ノート　七冊
一三、便箋　一冊
一四、ペーパー紙　一冊
一五、風呂敷　二枚
一六、茶色皮二ツ折財布　一箇
一七、玩具用皿　二枚
一八、リンゴ　一籠
一九、懐中電燈　一箇
二〇、学生帽　一箇
〇同第八五号（同第九八五号窃盗保護事件）
一、風呂敷　一枚
二、洗面袋　一枚
三、現金　一百円
四、漫画本　三冊
〇同第一〇号（同第九五一号食糧管理法違反保護事件）
一、換価代金　一千一百八十九円五十銭

旭川家庭裁判所

左記物件について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

〇昭和二十七年押第一号（昭和二六年(少)第一四六五号窃盗横領保護事件）
一、万年筆　一本
〇昭和二十六年押第三号（同(少)第四五号窃盗保護事件）
一、現金　一千二十五円
二、現金　三十円
三、白ヅック靴　一足
四、白半袖シャツ　一枚
五、白丸首シャツ　一枚
六、皮帯　一本
七、沓下　一足
八、ポマード　一箇
九、箱入ハンカチ　一組
一〇、絵はがき　一組
〇昭和二十七年押第三号（昭和二七年(少)第六七号同）
一、ナイロン財布　一箇
二、毛糸製耳かけ　一箇

〇禁治産宣告

●昭和二十六年（家）第一一〇〇七号

本籍山形県西村山郡柴橋村大字中郷九百七十六番地、住所東京都豊島区椎名町四丁目二千六十二番地

事件本人　菅野美代子

東京都豊島区椎名町四丁目二千六十二番地菅野忠三の申立により右事件本人に対し禁治産を宣告した。

昭和二十七年三月二十七日

東京家庭裁判所

●昭和二十七年（家）第一一三三号

本籍神奈川県鎌倉市大町七六〇番地、住所東京都世田谷区上北沢三丁目松沢病院内

事件本人　伊藤豊弘

東京都中央区宝町一丁目一番地一伊藤俊太郎の申立により右事件本人に対し禁治産を宣告した。

昭和二十七年三月八日

東京家庭裁判所

〇公示催告

●昭和二十七年（ヘ）第一号

常呂郡端野村字端野十一番地
申立人　端野村農業協同組合
右代表者理事　茂手木一郎

右申立人から別紙目録記載の貨物引換証について公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年十一月十四日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をしその証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をしなければその無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月十七日

斜里簡易裁判所
裁判官　小林留吉

（別紙）

目録

一　貨物引換証　一通
記号番号　北見七六
品名荷造箇数　未粉澱粉四百六十箇（紙袋二十二瓩五百瓦入）
運送品価格　金五十七万五千円也
運賃料金及び諸掛金　金四千一百八十円也
荷送人　端野村農業協同組合
荷受人　小清水村、上田清
本証券作成地　北見市
同作成年月日　昭和二十六年六月七日
到着地及着扱店名　釧網線止別駅日本通運株式会社網走支店止別営業所
作成者　日本通運株式会社北見支店
支店長　安田貴司一郎

●昭和二十七年（ヘ）第一号

茨城県多賀郡多賀町大久保甲間五九〇、吉久保勇方
申立人　太田さよ
右代理人　鯨井英輔

別紙表示の証券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月二十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に証券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年二月二十七日

横浜簡易裁判所
裁判官　松南健彦

（別紙）

目録

一　株券の種類及び枚数　百株券一枚
株券番号　Cは第三三五八号
株主氏名　太田さよ
額面金額　金五千円也
発行地　横浜市中区
会社の商号　日新運輸倉庫株式会社
会社設立年月日　昭和十三年十二月十四日
発行年月日　昭和二十六年六月三十日
資本総額　金八千万円

〇除権判決

●昭和二十六年（ヘ）第二一九号

京都市下京区室町通松原上ル高辻町六〇三
申立人　津村幸三郎

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十七年二月二十五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十七年二月二十五日右証券の無効を宣言した。

昭和二十七年二月二十五日

大阪簡易裁判所

（別紙）

目録

一　株券額面　金二千五百円也
記号番号　甲第七五七二号、第七五七三号
払込金額　一株に付金五十円全額払込済
発行者　帝国化工株式会社取締役社長中野静夫
発行年月日　昭和二十四年十二月一日
最終株主　津村幸三郎

●昭和二十六年（ヘ）第一一号

高知市梅ケ辻六十七番地　申立人　西村　英樹

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為したところ昭和二十七年二月十五日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十七年二月二十五日

高知簡易裁判所　裁判官　井上　和夫

（別紙）証書の表示

株式会社四国銀行株式　一百株券

此の株券の記号番号　一百株券ひ号第〇二一〇号　一枚

一株の額面　金五十円也

払込金　全額払込済

最終株主　西森　英樹

●昭和二十六年（ヘ）第九号

東京都渋谷区上通四丁目六番地　申立人　大場　柄二

右代理人　岸川　政明

別紙表示の株券につき前記申立人の申立により公示催告をなした処昭和二十七年二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて該株券の無効を宣言する。

昭和二十七年二月十三日

新居浜簡易裁判所　裁判官　沖　小三郎

（別紙）目録

四国機械工業株式会社株式　五百株

一株の額面　金五十円也

一株の払込額　金五十円也

記号番号　ほ乙五五七三、に乙二二九〇五、ほ乙七七四四、ほ乙九〇二一、ほ乙四二五二

発行者　四国機械工業株式会社

最終株主　大場　柄二

最終所持人　大場　柄二

○債権者集会期日

●破産者　社団法人旗桜ミシン技術研究所

右の者に対する昭和二十六年（フ）第一一六号破産事件に付き当裁判所は破産管財人の破産廃止の申立に因り債権者集会を当庁に於て次のように招集する。

一、日時　昭和二十七年四月十八日午後一時

一、会議の目的　破産財団不足に因る破産廃止の意見

右公告する。

昭和二十七年三月二十四日　大阪地方裁判所

会社その他の公告

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十七年二月九日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年三月二十七日

東京都豊島区西巣鴨四丁目二五七番地

需楽自動車工業株式会社　清算人　北村　彰

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十七年三月十五日臨時株主総会の決議に依り解散致しましたから債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。若し期間内に申出のない時は清算より除斥致します。

昭和二十七年三月二十四日

長野市東町二〇一番地

信濃畜産振興株式会社　清算人　神田　男也

解散公告（第三回）

当組合は昭和二十七年三月十五日組合総会の決議に依り解散しましたから債権に対し本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。若し期間内に申出のない時は除斥します。

昭和二十七年三月二十四日

長野市間御所町一二七一番地

長野県削節魚粉協同組合　清算人　神田　男也

解散公告（第二回）

当社は昭和二十七年二月二十八日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年三月二十九日

中央区入船町三の二

株式会社両国丸栄　清算人　根本　栄一

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十五年八月三十一日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十五年九月五日

東京都中央区西八丁堀三丁目一八

新栄化工株式会社　清算人　片山　栄一

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十七年三月十五日の株主総会の決議により同日解散した。当会社に対して債権を有する者は第一回公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。

昭和二十七年三月十八日

大阪府泉北郡福泉町大字草部二七三番地

福泉商事株式会社　代表清算人　穴川　義信

債権申出公告（第二回）

当会社は昭和二十七年二月二十五日株主総会の決議により解散しました。付ては当会社に対し債権を有せらるる方は本公告掲載の日より二箇月以内にその申出をして下さい。若し期日迄に申出がないと清算より除斥致します。

右公告をする。

昭和二十七年三月十日

大阪市西淀川区佃町六の四〇

真鍋鋳造鉄工株式会社　清算人　政辻　林吉

解散公告（第一回）

当社は昭和二十六年十二月三十日株主総会の決議で解散した。当社に対して債権のある者は此の公告の日から二箇月以内に申出られ度い。若し此の期間内に申出のないときは清算から除斥せられる。

昭和二十六年十二月三十日

大阪市阿倍野区天王寺町二千二百七十六番地

株式会社太平社　代表清算人　麻生　大蔵

解散公告（第一回）

当社は昭和二十七年二月十五日株主総会の決議で解散した。当社に対して債権のある者は此の公告の日から二箇月以内に申出られ度い。若し此の期間内に申出のないときは清算から除斥せられる。

昭和二十七年二月十五日

大阪市東区平野町四丁目二十二番地

日本鋳鉄ストーブ株式会社　代表清算人　安岡　亀蔵

解散公告（第一回）

当社は昭和二十七年二月二十九日株主総会の決議で解散した。当社に対して債権ある者は此の公告の日から二箇月以内に申出でられ度い。若し此の期間内に申出のないときは清算から除斥せられる。

昭和二十七年三月十八日

大阪市東区唐物町一丁目二六番地

三商商事株式会社　清算人　山内　省次郎

合併公告

次の甲、乙及丙会社は昭和二十四年十一月十五日の各臨時株主総会で甲会社は乙会社及び丙会社を合併してその権利義務を一切承継して存続し乙会社及丙会社は解散する決議をした。この合併に異議ある債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出られたい。

昭和二十七年三月二十四日

神戸市生田区海岸通一丁目十八番地

（甲）関西油脂興業株式会社

同所同番地

（乙）関西油脂産業株式会社

同所同番地

（丙）関西化学製油株式会社

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十七年二月十六日開催の株主総会の決議により解散しましたから当会社に対して債権を有せられる方は第一回掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出ない時は清算より除外致します。

昭和二十七年三月二十七日

東京都墨田区江東橋二丁目十二番地

地球編物株式会社　代表清算人　播摩　英雄

解散公告（第一回）

当組合は昭和二十七年二月二日の組合員総会の決議により解散しましたので当組合に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。もし右期間内に御申出のない時は清算より除斥致します。

昭和二十七年四月一日

下関市東南部町三十三番地

西部砂糖元卸協同組合　代表清算人　大西　英三

第二十四回決算報告書

（昭和二十六年十二月三十一日現在）

貸借対照表

資産の部	
特許権	四、五〇〇・〇〇
土地及建物	二、六二四、六三六・七九
機械及工具	八二〇、六五二・二六
什器及備品	四二四、八六二・一八
材料及製品	二九、〇一八、七五二・〇五
仮払金	三〇二、三六七・〇〇
出資金	五四六、五〇〇・〇〇
立替金	四二、〇〇〇・〇〇
貸付金	三〇〇、〇〇〇・〇〇
売掛金	六、七三六、四八一・六〇
前渡金	六、一九三、四三七・〇〇
受取手形	五三七、八八〇・〇〇
預金及現金	五、三五五、〇三〇・六一
未経過保険料	二七、九六四・〇〇
計	五二、九三五、〇六三・四九
負債の部	
資本金	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
利益準備金	一、八二四、四一〇・〇〇
別途積立金	九九七、七〇〇・〇〇
特別積立金	六一一、六六四・〇〇
資産再評価積立金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
納税引当金	三八、六二〇・〇八
預り金	一一、四〇〇・〇〇
未払金	二、二八一、〇四九・〇〇
前受手附金	三三、八〇三、三六五・〇〇
前期繰越益金	二四〇、三〇一・一九
当期利益金	七、一二六、五五四・二三
合計	五二、九三五、〇六三・四九

昭和二十七年二月二十三日

東京都大田区羽田三丁目一一〇番地

水道機工株式会社

○「官報物価号外」の廃止について

従来発行の官報物価号外は、三月三十一日付第十号を最終として以後その発行を廃止し、四月一日から物価関係の告示、公示は、官報本紙の該当欄に掲載することといたします。

昭和二十七年四月

印刷庁

◉号外　三月二十七日付衆会第二十五号二四頁●同二十八日付衆会第二十六号二四頁

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰　百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円

発行所
東京都新宿区市谷本村町一五
印刷庁
電話九段(33)三三一一—三五九
振替東京一九〇〇〇　官報課

昭27.4.1.

官報
号外（第三十二号）

目次

法律

○公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正　一頁
○一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律　一
○日本専売公社法の一部改正　一
○日本輸出銀行法の一部改正　二
○国民貯蓄組合法の一部改正　三
○船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律　三
○昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法　四
○捕獲審検所の検定の再審査に関する法律　四

政令

○調達役務審議会令廃止　六
○中央調達不動産審議会令の一部改正　六
○地方調達不動産審議会令の一部改正　六
○工業技術庁設置法施行令の一部改正　六
○日本輸出銀行登記令の一部改正　七
○財産税等収入金特別会計規則廃止　七
○物品税法施行規則の一部改正　七
○自動車登録令の一部改正　七

法律

公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年四月一日
内閣総理大臣　吉田　茂

法律第六十三号

公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律

公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「毎事業年度の収入及び支出の」を「毎事業年度、その」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とする。

第四条第三項中「前条第四項各号」を「前条第二項各号」に改める。

第五条第二項中「公庫」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項中「前二項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の予算総則においては、左の事項に関する規定を設けるものとする。

一　固定資産の取得に要する金額の限度額
二　借入金の借入の限度額
三　前各号に掲げるものの外、予算の執行に関し必要な事項

3　第一項の収入支出予算における収入は、貸付金の利子その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、支出は、借入金（国民金融公庫にあつては恩給債券を含む。）の利子、事務取扱費、業務委託費及び附属諸費とする。

第十条第一項中「第三条第四項第一号」を「第三条第二項第一号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第三条第三項、第四条及び第五条の規定は、前項の追加予算について準用する。この場合において、第四条第一項中「前条第一項」とあるのは「第十条第一項」と、同条第三項中「前条第二項各号に掲げる」とあるのは「第十条第一項に規定する」と読み替えるものとする。

第十一条第一項中「第三条第四項第一号」を「第三条第二項第一号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第三条第三項及び第四条の規定は、前項の規定による予算の修正について準用する。この場合において、第四条第一項中「前条第一項」とあるのは「第十一条第一項」と、同条第三項中「前条第二項各号に掲げる」とあるのは「第十一条第一項に規定する」と読み替えるものとする。

第十二条第二項を次のように改める。

2　第三条第三項、第四条及び第五条の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。この場合において、第四条第一項中「前条第一項」とあるのは「第十二条第一項」と、同条第三項中「前条第二項各号に掲げる」とあるのは「第十二条第一項に規定する」と読み替えるものとする。

第十九条第一項中「第五条第二項」を「第五条第四項」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、公庫の昭和二十七年度分の予算から適用する。

大蔵大臣　池田　勇人
建設大臣　野田　卯一
内閣総理大臣　吉田　茂

一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年四月一日
内閣総理大臣　吉田　茂

法律第六十四号

一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律

政府は、一般会計の歳出の財源に充てるため、昭和二十七年度において、米国対日援助物資等処理特別会計から、四十億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　池田　勇人
通商産業大臣　高橋龍太郎
内閣総理大臣　吉田　茂

日本専売公社法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年四月一日
内閣総理大臣　吉田　茂

法律第六十五号

日本専売公社法の一部を改正する法律

日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（繰越明許費）

第三十四条の二　歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き当該事業年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、あらかじめ国会の議決を経て、翌事業年度に繰り越して使用することができる。

2　前項の規定により翌事業年度に繰り越して使用することができる経費を繰越明許費という。

第三十六条に次の一項を加える。

2　公社は、前項の予備費を使用して、なお事業のため直接必要とする歳出予算に不足を生じたときは、予算の定めるところに従い、専売品の売上量の増加により収入の見積をこえる収入に相当する金額の一部を事業のため直接必要とする経費に使用することができる。

第四十三条の三中「公社は、」の下に「繰越明許費の金額を除く外、」を加え、「歳出予算」を「歳出予算の経費の金額」に、「生じなかつたものに対する経費

毎日文庫

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

号外

昭27. 4. 1.

の金額」を「生じなかつたもの（当該契約その他支出の原因となる行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基きこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）」に改める。

第四十三條の十八中「市中銀行」を「銀行その他大蔵大臣の指定する金融機関」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　池田　勇人
内閣総理大臣　吉田　茂

日本輸出銀行法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十七年四月一日
内閣総理大臣　吉田　茂

法律第六十六号

日本輸出銀行法の一部を改正する法律

日本輸出銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本輸出入銀行法

本則中「日本輸出銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。

第一條中「輸出貿易」を「外国貿易」に、「輸出金融」を「輸出入金融」に改める。

第四條を次のように改める。

第四條　日本輸出入銀行の資本金は、二百十億円とし、政府が一般会計及び米国対日援助見返資金特別会計からその全額を出資する。

第八條第二項中「第一項」を削る。

第十條中「専務理事」を「副総裁」に改める。

第十一條第二項を次のように改める。

2　副総裁は、総裁の定めるところにより、日本輸出入銀行を代表し、総裁を補佐して日本輸出入銀行の事務を掌理し、総裁に事故があるときにはその職務を代理し、総裁が欠員のときにはその職務を行う。

3　理事は、総裁の定めるところにより、日本輸出入銀行を代表し、総裁及び副総裁を補佐して日本輸出入銀行の事務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときには総裁の職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときには総裁の職務を行う。

4　監事は、日本輸出入銀行の業務を監査する。

第十二條第一項中「及び監事」を「、副総裁及び監事」に改め、同條第二項中「専務理事及び」を削る。

第十三條から第十五條まで中「専務理事」を「副総裁」に改める。

第十八條第一項第一号中「銀行をいう。」の下に「第三十九條第一項の場合を除き」を加え、同條第一項第四号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四　本邦からの輸出の振興を図るために必要な原料、材料その他の物資（以下「物資等」という。）の外国からの輸入が確実且つ適時に行われることを促進するため、本邦輸入業者又は本邦製造業者に対して資金を貸し付け、又は銀行に対してこれらの者のためにする手形の割引をすること。但し、資金の貸付については、銀行が日本輸出入銀行とともにその資金の貸付を受けようとする者に対して資金を融通する場合であつて、その者が銀行を通じて当該貸付の申込をするときに限る。

五　設備等の本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人若しくは本邦人からの技術の提供又は物資等の外国からの輸入を促進するため、本邦輸出入業者又は本邦製造業者の債務を保証すること。

第十八條第二項中「第三号」を「第五号」に、「又は手形の割引」を「、手形の割引又は債務の保証」に、「又は輸入（これに伴つてなされる技術の提供又は受入を含む。）」を「若しくは輸入（これに伴つてなされる技術の提供又は受入を含む。）又は外国からの物資等の輸入」に、「又は当該割引」を「、当該割引又は当該保証に係る債務の履行」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3　外国からの物資等の輸入を促進するためにする第一項第四号の規定による資金の貸付若しくは手形の割引又は外国からの物資等の輸入を促進するためにする同項第五号の規定による債務の保証は、前項に規定する場合の外、左の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときに限り行うことができる。

一　外国からの物資等の輸入契約に基きその対価の一部の前払が行われる場合であつて、当該前払に係る資金が、その前払を受ける者によつて、当該輸入契約に基く物資等の本邦への輸出を行うために必要な資源の開発その他事業の拡充に充てられる場合。但し、当該前払を受ける者の信用状態が良好であり、且つ、当該前払に関する債務の履行が確実であると認められる場合に限る。

二　当該外国からの物資等の輸入が、思惑、投機、買だめその他不健全な目的のために行われないと認められる場合。

第十八條の次に次の一條を加える。

第十八條の二　前條第一項第五号の規定による保証に係る債務の現在額及び第三十九條第一項の規定による借入金の額の合計額は、第四條に規定する資本金及び第三十八條に規定する準備金の額の合計額をこえることとなつてはならない。

第十九條の見出し中「及び手形割引歩合」を「、手形割引歩合及び債務保証料率」に改め、同條第一項中「前條第一項第一号から第三号」を「第十八條第一項第一号から第五号」に、「及び手形の割引の歩合」を「、手形の割引の歩合及び債務の保証の料率」に、「及び歩合」を「、歩合及び料率」に、「及び手形割引料」を「、手形割引料及び債務保証料」に、「その他の諸費」を「、第三十九條第一項の規定による借入金の利子、附属諸費」に、「及び手形の割引歩合」を「、手形の割引歩合及び債務の保証料率」に改め、同條第二項中「及び手形の割引歩合」を「、手形の割引歩合及び債務の保証料率」に、「又は手形の割引」を「、手形の割引又は保証に係る債務」に改め、「手形の支払期限、」の下に「債務の保証の期間、」を加え、「及び手形の割引」を「、手形の割引及び債務の保証」に改める。

第二十條の見出し中「及び割引に係る手形の支払期限」を「、割引に係る手形の支払期限及び保証に係る債務の履行期限」に改め、同條第一項中「第三号」を「第五号」に、「又は割引に係る手形」を「、割引に係る手形又は債務の保証」に、「又は手形の支払期限」を「、手形の支払期限又は保証に係る債務の履行期限」に改め、同條第二項中「又は技術の提供若しくは受入」を「若しくは技術の提供若しくは受入又は物資等の輸入」に、「困難である」を「困難であり、又は取引の実情に沿わないもの」に改め、「三年をこえ五年以内」の下に「若しくは三月をこえ六月以内」を加え、同項の次に次の二項を加える。

3　第十八條第一項第二号又は第四号の規定により割り引いた手形の書換のために振り出された手形の割引の期限は、前二項の規定にかかわらず、三月以内のものとすることができる。

4　設備等の本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人若しくは本邦人からの技術の提供又は物資等の外国からの輸入を促進するためにする第一項の債務の保証は、当該設備等の輸出若しくは技術の提供又は物資等の外国からの輸入の契約に基く対価の支払の條件その他の事由により同項の規定によることが困難であり、又は取引の実情に沿わないものと認められるときは、同項の規定にかかわらず、その履行期限が三年をこえ五年以内若しくは三月をこえ六月以内のものとすることができる。

第二十一條中「又は手形の割引」を「、手形の割引又は債務の保証」に改める。

第二十二條中「又は手形の割引」を「、手形の割引又は債務の保証」に、「利率及び期限」を「利率、歩合又は料率及び期限、物資等の品目、」に改め、「回

収の方法」の下に「、債務の保証の履行の方法」を加える。

第二十四條中「輸出金融」を「輸出入金融」に改める。

第二十六條第二項中「手形割引料」の下に「、債務保証料」を加え、「附属諸費及び資産の運用損失金」を「第三十九條第一項の規定による借入金の利子及び附属諸費」に改める。

第三十八條の見出しを「（利益金の処分及び国庫納付金）」に改め、同條第一項中「これ」を「左の各号に掲げる金額のいずれか多い額」に改め、同項に第一号及び第二号として次のように加える。

一　当該利益金の百分の二十に相当する額

二　毎事業年度末における資金の貸付残高及び割引に係る手形の現在額の合計額の千分の七に相当する額（その額が当該利益金の額をこえるときは、当該利益金の額）

第三十八條に次の二項を加える。

3　日本輸出入銀行は、毎事業年度の損益計算上の利益金から第一項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

4　前項の規定による国庫納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十九條を次のように改める。

（資金の借入）

第三十九條　日本輸出入銀行は、第十八條第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、政府から資金の借入をし、又は外国の銀行その他の金融機関から外貨資金の借入をすることができる。

2　政府は、日本輸出入銀行に対して資金の貸付をすることができる。

3　第一項に規定する場合を除く外、日本輸出入銀行は、資金の借入をしてはならない。

第四十三條第一項中「及び監事」を「、副総裁及び監事」に改め、同條第二項中「専務理事及び」及び「専務理事又は」を削る。

第四十六條第五号中「第三十九條」の下に「第三項」を加え、同号を同條第六号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第四号の次に次の一号を加える。

五　第十八條の二に規定する額をこえて債務の保証をし、又は資金の借入をしたとき。

第四十七條中「第八條」を「第七條」に改める。

附則第九項中「日本輸出銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の日本輸出入銀行法第三十八條の規定並びに附則第七項、第八項及び第十三項の規定は、日本輸出入銀行の昭和二十七年四月に始まる事業年度から適用し、日本輸出入銀行の同年三月に終る事業年度分の利益金の処分、所得税、法人税及び地方税については、なお従前の例による。

3　この法律施行の際日本輸出銀行の専務理事である者は、別に辞令を用いないで、その際改正後の日本輸出入銀行法第十二條第一項の規定により日本輸出入銀行の副総裁として任命されたものとみなす。

4　前項に規定する日本輸出入銀行の副総裁の任期は、改正後の日本輸出入銀行法第十三條第一項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が日本輸出銀行の専務理事として在任した期間を控除した期間とする。

5　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「日本輸出銀行」を「日本輸出入銀行」に、「日本輸出銀行法」を「日本輸出入銀行法」に改め、同條第十八号中「日本輸出銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。

6　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ二を次のように改める。

六ノ二　日本輸出入銀行ノ発スル証書帳簿

7　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第六号を次のように改める。

六　日本輸出入銀行

8　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「及び住宅金融公庫」を「、住宅金融公庫及び日本輸出入銀行」に改める。

9　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第五号中「日本輸出銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。

10　貸金業等の取締に関する法律（昭和二十四年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「日本輸出銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。

11　国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「日本輸出銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。

12　予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「日本輸出銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。

13　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号中「住宅金融公庫、」の下に「日本輸出入銀行、」を加える。

第七百四十三條第三号中「住宅金融公庫、」の下に「日本輸出入銀行、」を加える。

内閣総理大臣　吉田　茂
法務総裁　木村篤太郎
大蔵大臣　池田　勇人
通商産業大臣　高橋龍太郎

国民貯蓄組合法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十七年四月一日
内閣総理大臣　吉田　茂

法律第六十七号

国民貯蓄組合法の一部を改正する法律

国民貯蓄組合法（昭和十六年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三條の次に次の一條を加える。

第三條ノ二　一ノ国民貯蓄組合ノ組合員ハ他ノ国民貯蓄組合ノ組合員トナルコトヲ得ズ

第四條中「三万円」を「十万円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行の際現に二以上の国民貯蓄組合の組合員である者については、これらの国民貯蓄組合がこの法律施行の際その者に対しあつ旋している貯蓄の全部が期限の定のないものであるときは、この法律施行の日後三月間、当該貯蓄の全部又は一部が期限の定のあるものであるときは、期限の最もおそい貯蓄の期限の経過した後三月間を限り改正後の国民貯蓄組合法第三條ノ二の規定を適用しない。但し、当該貯蓄の元本を増加することとなる場合（一の国民貯蓄組合があつ旋する貯蓄のみの元本を増加することとなる場合を除く。）は、この限りでない。

大蔵大臣　池田　勇人
内閣総理大臣　吉田　茂

船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十七年四月一日
内閣総理大臣　吉田　茂

号外

昭27. 4. 1.

法律第六十八号

船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律

船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律（昭和二十四年法律第九十七号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　旧法第一條第一項の規定により同項の船員に対する退職手当を合算した金額の交付を受けた船舶所有者は、当該船員に対し、同法別表の基準により算出した金額をすみやかに交付しなければならない。

運輸大臣　村上　義一
内閣総理大臣　吉田　茂

昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十七年四月一日
内閣総理大臣　吉田　茂

法律第六十九号

昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法

（この法律の目的）

第一條　この法律は、木船（ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する船舶及び漁船（漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二條第一項に定める漁船をいう。）を除く。以下同じ。）の所有者が昭和二十六年十月における台風によつてその所有する木船について受けた損害の復旧を円滑にするため、政府が当該復旧に要する資金の融通について損失補償及び利子補給を行うことを目的とする。

（損失補償及び利子補給）

第二條　政府は、政令で定める金融機関（以下「融資機関」という。）が前條の台風によつて自己の所有する木船に損害を受けた者でその復旧のために融資を受けようとするもの又はその者が加入する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）に基く組合（以下「組合」という。）でその者につき当該損害復旧のために融資をしようとするものに対して融資をするときは、政令の定めるところにより、当該融資をすることによつて受けた損失を補償し、且つ、当該融資額につき利子の補給をする旨の契約を当該融資機関と結ぶことができる。

2　前項の規定により政府と融資機関が契約を結ぶことができる融資は、昭和二十七年四月一日から昭和二十八年三月三十一日までになされ、且つ、その償還期限が昭和三十三年三月三十一日以前のものに限る。

3　政府が第一項の規定による契約を結ぶことのできる融資の総額は、三億八千万円を限度とする。

（損失の基準及び損失補償限度）

第三條　前條第一項の損失とは、融資元本の償還期限到来後一年の範囲内で政令で定める期間を経過してなお元本又は利子（政令で定める遅延利子を含む。）の全部又は一部について回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額をいう。

2　前條第一項の規定による契約に基いて政府が行う損失補償の金額の限度は、融資機関ごとに、当該融資機関のした同條同項の融資（以下「融資」という。）の総額の百分の三十に相当する金額とする。

（利子補給の基準）

第四條　第二條第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子は、政令の定めるところにより、融資機関がした融資の融資残高に対し年四分の割合で計算した金額とする。

（利率）

第五條　第二條第一項の規定による契約を結んだ融資機関のする融資の利率は、当該融資機関が通常それと同種類の貸付を行う場合に定める利率を年四分引き下げた利率で当該契約の條件とされたものをこえてはならない。

（組合が組合員に対してする資金の貸付）

第六條　組合が融資機関から融資を受けた資金をその組合員に貸し付ける場合の利率は、当該融資機関から受けた当該融資の利率をこえてはならない。

（債権の保有及び回収）

第七條　融資機関は、第二條第一項の規定による契約に基いてした融資についてこの法律の規定による損失補償を受けた後も、当該融資に係る債権を善良な管理者の注意をもつて保有し、且つ、回収に努めなければならない。

2　前項の場合において融資機関は、当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資についての損失補償を受けない損失のてん補に充当し、なお残額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を政府に納付しなければならない。

（法令等の違反に対する措置）

第八條　政府は、融資機関がこの法律若しくはこの法律に基く命令又は第二條第一項の規定による契約に違反したときは、当該融資機関のした融資について、補給すべき利子の全部若しくは一部について補給をせず、補償すべき損失の全部若しくは一部について補償をせず、又は既にした利子の補給若しくは損失の補償の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（施行規定）

第九條　この法律に定めるものの外、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　融資機関がこの法律施行前第二條第一項に規定する者に対してなした貸付であつて、政令の定めるところによりこの法律に定める條件に該当し又は該当することとなるものがあるときは、政府は、当該貸付をなしたことによつて受けた損失を補償し、且つ、当該貸付につき利子の補給をする旨の契約を当該融資機関と結ぶことができる。

3　前項の場合において、政府が同項の規定による契約を結ぶことができる貸付の総額は、融資の総額とあわせて、三億八千万円を限度とする。

4　第二項の場合において、同項の規定による契約に基いて政府が行う損失補償の金額の限度は、融資機関ごとに当該融資機関のした融資についての損失補償の金額と前項に規定する貸付の総額の合計額の百分の三十に相当する金額とする。

5　第二條第二項、第三條第一項及び第四條から第八條までの規定は、第二項の場合及び同項の規定による契約に係る貸付に準用する。この場合において、第二條第二項中「昭和二十七年四月一日から昭和二十八年三月三十一日」とあるのは「昭和二十六年十月十四日から昭和二十七年三月三十一日」と、「昭和三十三年三月三十一日」とあるのは「昭和三十二年三月三十一日」と読み替えるものとする。

大蔵大臣　池田　勇人
運輸大臣　村上　義一
内閣総理大臣　吉田　茂

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十七年四月一日
内閣総理大臣　吉田　茂

法律第七十号

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律

目次
第一章　総則（第一條・第二條）
第二章　捕獲審検再審査委員会（第三條―第十條）
第三章　再審査（第十一條―第十七條）
第四章　罰則（第十八條）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、日本国が、日本国との平和條約第十七條（a）に規定する義務を履行するため、連合国の要請があつた場合において、旧捕獲審検令（明治二十七年勅令第百四十九号）に基く捕獲審検所又は高等捕獲審検所（以下「捕獲審検所」と総称する。）の検定であつて連合国人の所有権に関係のある事件に関するものを国際法に従つて再審査することを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「連合国」とは、日本国との平和條約第二十五條に規定する連合国をいう。

2　この法律において「連合国人」とは、左の各号に掲げるものをいう。

一　連合国の国籍を有する者

二　連合国の法令に基いて設立された法人その他の団体

三　前号に掲げるものを除く外、営利を目的とする法人その他の団体で前各号若しくは本号に掲げるものがその株式若しくは持分（当該法人その他の団体の役員が前各号又は本号に掲げるものの計算において有する株式又は持分を除く。）の全部を有するもの又は営利を目的としない法人その他の団体で前各号若しくは本号に掲げるものが支配するもの

第二章　捕獲審検再審査委員会

（委員会の設置）

第三條　運輸省に、外局として捕獲審検再審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2　委員会は、連合国の要請があつた場合において、当該連合国の連合国人の所有権に関係のある事件に関する捕獲審検所のした捕獲の検定（以下「検定」という。）の再審査を行う機関とする。

（組織）

第四條　委員会は、委員長及び委員六名をもつて組織する。

2　委員長及び委員は、関係行政機関の職員及び国際法に関し広い知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　委員長及び委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第五條　委員長又は委員で国際法に関し広い知識を有する者のうちから任命された者（以下「学識委員」という。）の任期は、二年とする。但し、補欠の学識委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　学識委員は、再任されることができる。

（委員の罷免）

第六條　内閣総理大臣は、学識委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合、学識委員に職務上の義務違反があると認める場合その他学識委員が委員たるに適しないと認める場合には、委員会の議決を得て、これを罷免することができる。

（委員長）

第七條　委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

2　委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

（職権行使の独立性）

第八條　委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

（議決方法）

第九條　委員会は、委員長及び三人以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2　委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務局）

第十條　委員会に、その事務を整理するため事務局を置く。

2　事務局に、事務局長その他の所要の職員を置く。

第三章　再審査

（再審査の開始）

第十一條　日本政府が検定の再審査についての連合国の要請を受理したときは、委員会は、遅滞なく、検定の再審査を開始しなければならない。

（意見の聴取等）

第十二條　委員会は、検定の再審査のため必要があると認めるときは、左の各号に掲げる事項を行うことができる。

一　参考人に対し、出頭を求めて、その意見又は報告を徴すること。

二　鑑定人に対し、出頭を求めて、鑑定をさせること。

三　検定に係る事件に関係のある書類その他の資料の所有者又は占有者に対し、当該資料の提出を求めること。

（検定の再審査）

第十三條　委員会は、国際法に従い、検定の再審査の審理を行い、検定が国際法に違反すると認めるときは検定の取消の決定をし、検定が国際法に違反しないと認めるときは検定の容認の決定をしなければならない。

（決定書）

第十四條　前條の決定は、決定書の作成によつて行う。

2　決定書には、決定の理由を記載しなければならない。

3　決定書には、委員長及び当該会議に出席した委員が署名押印しなければならない。

4　決定書には、少数意見を附記することができる。

第十五條　委員会は、第十三條の決定をしたときは、遅滞なく、前條の決定書を告示しなければならない。

（所有権の回復）

第十六條　委員会が、検定の取消の決定をしたときは、旧捕獲審検令第二十八條の規定に基き検定によつて国の所有物となつた物件のうち当該決定に係るものの所有権は、検定があつた時にさかのぼつて、その時に当該物件を所有していた者に回復される。

（連合国財産補償法の規定の読替）

第十七條　前條の規定により所有権の回復があつた物件について戦争の結果生じた損害に対する補償については、連合国財産補償法（昭和二十六年法律第二百六十四号）の適用については、同法第十五條第一項中「その国と日本国との間の平和條約の効力発生後十八月以内」とあるのは、「捕獲審検所の検定の再審査に関する法律第十六條の規定により所有権の回復があつた物件についての戦争の結果生じた損害に対する補償については、同法第十五條の決定書の告示の日から十八月以内」と読み替える。

第四章　罰則

第十八條　左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一　第十二條第一号の規定による委員会の要求があつた場合において、出頭して、その意見を陳述せず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第十二條第二号の規定による委員会の要求があつた場合において、出頭して、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三　第十二條第三号の規定による委員会の要求があつた場合において、同号の資料の提出をしない者

附　則

（施行期日）

1　この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

（存続期間）

2　この法律（第十七條の規定を除く。）は、この法律施行後三年を経過した日にその効力を失う。但し、その日において、その日までに行われた連合国の要請に係る検定の再審査であつて、第十五條の決定書の告示が行われていないものがある場合には、その決定書の告示が行われる日までなお効力を有するものとする。

（他の法律の改正）

3　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節　船員労働委員会（第五十七條）」を「第一節　船員労働委員会及び捕獲審検再審査委員会（第五十七條・第五十七條の二）」に改める。

第三條第十一号の次に次の一号を加える。

十二　捕獲審検所の検定の再審査

第五十六條中「船員労働委員会」を「船員労働委員会 捕獲審検再審査委員会」に改める。

号外

昭27.4.1.

第三章中「第一節　船員労働委員会」を「第一節　船員労働委員会及び捕獲審検再審査委員会」に改める。

第五十七條の次に次の一條を加える。

（捕獲審検再審査委員会）

第五十七條の二　捕獲審検再審査委員会の組織、所掌事務及び権限は、捕獲審検所の検定の再審査に関する法律（昭和二十七年法律第七十号）の定めるところによる。

4　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一運輸省の項の委員会の欄中「船員労働委員会」を「船員労働委員会　捕獲審検再審査委員会」に改める。

内閣総理大臣　吉田　茂
外務大臣　吉田　茂
運輸大臣　村上　義一

政令

調達役務審議会令を廃止する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十七年四月一日
内閣総理大臣　吉田　茂

政令第九十号

調達役務審議会令を廃止する政令

内閣は、特別調達庁設置法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三十七号）の施行に伴い、この政令を制定する。

調達役務審議会令（昭和二十五年政令第百六十四号）は、廃止する。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　吉田　茂

中央調達不動産審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十七年四月一日
内閣総理大臣　吉田　茂

政令第九十一号

中央調達不動産審議会令の一部を改正する政令

内閣は、調達庁設置法（昭和二十四年法律第百二十九号）第十二條の三第六項の規定に基き、この政令を制定する。

中央調達不動産審議会令（昭和二十五年政令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一條中「特別調達庁設置法第十二條の四」を「調達庁設置法第十二條の三第一項から第五項まで」に改める。

第二條各号列記以外の部分中「特別調達庁長官」を「調達庁長官」に改め、同條第一号中「連合国軍」を「條約に基いて日本国に駐留する外国軍隊」に改める。

第三條第二項中「特別調達庁次長」を「調達庁次長」に改める。

第六條中「特別調達庁管理部」を「調達庁管理部」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。但し、第二條第一号の改正規定は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

内閣総理大臣　吉田　茂

地方調達不動産審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十七年四月一日
内閣総理大臣　吉田　茂

政令第九十二号

地方調達不動産審議会令の一部を改正する政令

内閣は、調達庁設置法（昭和二十四年法律第百二十九号）第十七條第七項の規定に基き、この政令を制定する。

地方調達不動産審議会令（昭和二十五年政令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一條中「特別調達庁設置法」を「調達庁設置法」に改める。

第二條各号列記以外の部分中「特別調達局長」を「調達局長」に改め、同條第一号中「連合国軍」を「條約に基いて日本国に駐留する外国軍隊」に改める。

第三條第二項中「特別調達局管財部長」を「調達局管財部長」に改める。

第六條中「特別調達局管財部」を「調達局管財部」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。但し、第二條第一号の改正規定は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

内閣総理大臣　吉田　茂

工業技術庁設置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十七年四月一日
内閣総理大臣　吉田　茂

政令第九十三号

工業技術庁設置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、工業技術庁設置法（昭和二十三年法律第二百七号）第八條の二第二項の規定に基き、この政令を制定する。

工業技術庁設置法施行令（昭和二十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第一條を次のように改める。

（試験研究所）

第一條　工業技術庁に置かれる試験研究所は、左の通りとする。

中央計量検定所
機械試験所
東京工業試験所
大阪工業技術試験所
名古屋工業技術試験所
繊維工業試験所
発酵研究所
地質調査所
電気試験所
産業工芸試験所
資源技術試験所

第二條を次のように改める。

（中央計量検定所）

第二條　中央計量検定所は、東京都にこれを置く。

2　中央計量検定所は、メートル原器、キログラム原器及びこれらの副原器の保管、計量の標準の設定、計量器の検定に関する事務の処理、計量器の検定、検査、試験、研究、技術調査、技術指導その他これらに附帯する業務を行う。

第四條を次のように改める。

（東京工業試験所）

第四條　東京工業試験所は、東京都にこれを置く。

2　東京工業試験所は、化学工業及び窯業に関する試験、研究、分析、鑑定、技術調査、技術指導その他これらに附帯する業務を行う。

第四條の次に次の二條を加える。

（大阪工業技術試験所）

第四條の二　大阪工業技術試験所は、大阪市にこれを置く。

2　大阪工業技術試験所は、化学工業及び窯業に関する試験、研究、分析、鑑定、技術調査、技術指導その他これらに附帯する業務を行う。

（名古屋工業技術試験所）

第四條の三　名古屋工業技術試験所は、名古屋市にこれを置く。

2　名古屋工業技術試験所は、機械工業、化学工業及び窯業に関する試験、研究、分析、鑑定、技術調査、技術指導その他これらに附帯する業務を行う。

3　名古屋工業技術試験所は、陶磁器工業に関する試験研究のため製作し、調整し、又は加工した製品又はその原料、材料、原型若しくは意匠図案を売り払い、譲与し、又は貸し付けることができる。

第六條を次のように改める。

第六條　削除

第七條第三項中「第六條第三項」を「第四條の三第三項」に改める。

第十條の見出しを「（産業工芸試験所）」に改め、同條第一項中「工芸指導

所」を「産業工芸試験所」に、「川崎市」を「東京都」に、同條第二項中「工芸指導所」を「産業工芸試験所」に、同條第三項中「第六條第三項」を「第四條の三第三項」に、「工芸指導所」を「産業工芸試験所」に改める。

第十一條を次のように改める。

（資源技術試験所）

第十一條　資源技術試験所は、川口市にこれを置く。

2　資源技術試験所は、左の業務その他これらに附帯する業務を行う。

一　鉱業及び鉱山保安に関する試験、研究、検定、技術調査及び技術指導
二　鉱産物に関する試験、研究、分析、鑑定、技術調査及び技術指導
三　燃料及び熱に関する試験、研究、分析、検定、鑑定、技術調査及び技術指導

第十二條を次のように改める。

第十二條　削除

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

通商産業大臣　高橋龍太郎
内閣総理大臣　吉田　茂

日本輸出銀行登記令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十七年四月一日
内閣総理大臣　吉田　茂

政令第九十四号

日本輸出銀行登記令の一部を改正する政令

内閣は、日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）第六條第一項の規定に基き、この政令を制定する。

日本輸出銀行登記令（昭和二十五年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本輸出入銀行登記令

「日本輸出銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。

第一條第二項第六号中「専務理事」を「副総裁」に改める。

第六條第二項中「日本輸出銀行登記簿」を「日本輸出入銀行登記簿」に改める。

附　則

この政令は、日本輸出銀行法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第六十六号）施行の日（昭和二十七年四月一日）から施行する。

法務総裁　木村篤太郎
大蔵大臣　池田　勇人
内閣総理大臣　吉田　茂

財産税等収入金特別会計規則を廃止する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十七年四月一日
内閣総理大臣　吉田　茂

政令第九十五号

財産税等収入金特別会計規則を廃止する政令

内閣は、財産税等収入金特別会計法を廃止する法律（昭和二十七年法律第四十五号）を実施するため、この政令を制定する。

財産税等収入金特別会計規則（昭和二十一年勅令第五百七十五号）は、廃止する。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　池田　勇人
内閣総理大臣　吉田　茂

物品税法施行規則の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十七年四月一日
内閣総理大臣　吉田　茂

政令第九十六号

物品税法施行規則の一部を改正する政令

内閣は、物品税法（昭和十五年法律第四十号）の規定に基き、及び同法の規定を実施するため、この政令を制定する。

物品税法施行規則（昭和十五年勅令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十二條ノ二中「第一号但書」を削り、同條第二号中「飴、葡萄糖、麦芽糖、」を削る。

第二十三條を次のように改める。

第二十三條　削除

第二十六條第一号を次のように改める。

一　削除

第二十八條　削除

第二十九條中「第四項並ニ」を削る。

第三十條第一項中「第四項但書並ニ」を削る。

第三十一條中「及第二十七條乃至」を「、第二十七條、第二十九條及」に改める。

第三十二條から第三十五條までを次のように改める。

第三十二條乃至第三十五條　削除

別表中第二種第二号を削り、同種第三号を同種第二号とし、同種第四号を同種第三号とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　池田　勇人
内閣総理大臣　吉田　茂

自動車登録令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十七年四月一日
内閣総理大臣　吉田　茂

政令第九十七号

自動車登録令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十九條第一項の規定に基き、及び自動車抵当法施行法（昭和二十六年法律第百八十八号）第七條第一項の規定を実施するため、この政令を制定する。

自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の九項を加える。

2　自動車抵当法施行法（昭和二十六年法律第百八十八号）第七條の規定による質権の登録の申請は、登録権利者が自動車を呈示して行う場合に限り、その者だけで行うことができる。

3　前項の質権の登録を申請する場合において、登録権利者である質権者が質権の目的たる自動車を転質とした場合には、当該質権者は、転質権者の承諾書の添附を同項の自動車の呈示に代えることができる。

4　転質権者は、質権の設定の登録がされていないときでも、附則第二項の規定により転質の登録を申請することができる。

5　都道府県知事は、前項の申請により転質の登録をするときは、職権により、質権の設定の登録をしなければならない。

6　質権の設定又は転質の登録を申請する場合には、申請書に債権の額を記載し、且つ、登録の原因に存続期間若しくは弁済期の定があるとき、違約金若しくは賠償額の定があるとき、その債権に條件を附したとき又は民法第三百四十六條但書の定があるときは、これを記載しなければならない。

7　前六項に定めるものの外、附則第二項の質権の登録については、自動車の抵当権の登録に関する規定を準用する。

8　昭和二十七年四月一日において滞納処分により現に差押中の自動車については、収税官吏又は徴税吏員は、差押の登録を都道府県知事に嘱託しなければならない。

9　収税官吏又は徴税吏員は、前項の規定による差押の登録があつた自動車の差押を解いたときは、差押の登録のまつ消を都道府県知事に嘱託しなければならない。

10　収税官吏又は徴税吏員は、附則第八項の規定による差押の登録があつた自動車を競落人に引き渡したとき

号外

昭27.4.1.

は、自動車の移転登録を都道府県知事に嘱託しなければならない。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

法務総裁　木村篤太郎
大蔵大臣　池田　勇人
運輸大臣　村上　義一
内閣総理大臣　吉田　茂

法務府公告

○押収物還付公告

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

伏見区検察庁

○昭和二十四年押第五〇号（木田利夫外一名森林窃盗事件）
一、片刃ヤスリ　一
一、片刃　一
一、剪提鋏　一
一、竹鋸　一
一、片刃ヤスリ　一
一、片刃鎌　一
一、剪提鋏　一
一、竹鋸　一

○同押第七六号（岩崎勇外一名窃盗事件）
一、タオル　一本
一、板金切端　一枚

○同押第八三号（西原徳吉同）
一、鋸　一

○同押第一一九号（小倉一吉外二名同）
一、鉄製挺　一
一、被覆電線　一
一、男物メリヤスシャツ　一

○同押第一二三号（松川八蔵傷害事件）
一、かにつめペンチ　一

○昭和二十五年押第二六号（奥村秀一外一名軽犯罪法事件）
一、鉄線鋏　一丁
一、鉄切鋸　一丁
一、鉄切鋸歯　一枚
一、花切鋏　一丁

○同押第三〇号（李成鎮軽犯罪違反並に外国人登録令違反事件）
一、ペンチ　一
一、懐中電燈　一
一、ドライバー　一
一、釘抜　一
一、外国人登録証明書　一

○同押第四五号（田中義春外一名窃盗事件）
一、懐中電燈　二個

○同押第六三号（上田幾太郎食糧管理法違反事件）
一、奈良電鉄切符　一

○同押第一二〇号（吉田敏夫外二名窃盗事件）
一、ファイバー製トランク　一
一、紙片　一
一、青色鉛筆　一
一、紙片　一

○同押第一三一号（田上誠太郎こと金大起薬事法違反事件）
一、ネオアゴチン注射液一CC　一七本
一、ネオアゴチン注射液一CC十本入空函　三函
一、ホスピタン注射液一CC十本入空函　一函
一、名刺（橋本啓一名義）　二枚
一、薬品売買控帳　一冊

○同押第二四五号（笹木貞雄食糧管理法違反事件）
一、風呂敷　二
一、袋　六
一、紙箱　一

○同押第二七五号（大石正夫薬事法違反事件）
一、毒劇薬買受証　一
一、譲渡記録帳　一
一、処方箋指示書綴　一

○同押第三一一号（松田三郎こと朴仁出傷害事件）
一、半ジバン　一

○同押第三四八号（酒井一男外四名窃盗事件）
一、ズック靴　一
一、黒洋服上衣　一

○同押第三七九号（山本治こと野呂秀幸同）
一、風呂敷　一
一、乗車券　一

○同押第三八二号（李春鎬同）
一、黒洋服上衣　一
一、国防色シャツ　一
一、黒洋服上衣　一
一、軍手（片方）白ズック靴（一足）茶色靴下（一足）
一、金梃　一
一、低下駄　片方
一、同　片方

○昭和二十六年押第三四号（島津藤次郎外三名賭博事件）
一、花札　一組

○同押第三五号（池一銭窃盗外国人登録令違反事件）
一、手錠　一
一、ハンマー　一
一、バケツ　一

○同押第七五号（本田源二外二名窃盗事件）
一、ボール箱　一
一、風呂敷　二
一、荒縄　一

○同押第九二号（丸野正一同）
一、風呂敷　一
一、銅線　一貫匁

○同押第一一一号（藤野忠男外一名同）
一、天幕　一
一、鋸　一
一、鎌　一
一、天幕　一
一、鋸　一
一、鎌　一

○同押第一一五号（草野保男同）
一、質札　五

○同押第一一六号（新田修三同）
一、麻袋　一

○同押第一二〇号（山本秀夫傷害事件）
一、砥石　一

○同押第一七二号（松井三郎賍物寄蔵事件）
一、えぷろん　一

○同押第一七六号（李文吉窃盗事件）
一、鉄棒一、七米　一本

○同押第一七七号（秋山松太郎食糧管理法違反事件）
一、契約書　一通
一、協定書　一通

○同押第一九八号（奥本保男窃盗事件）
一、ドライバー　一

○同押第一九九号（安井治男同）
一、トリコット製子供セーター　一
一、マッチ軸　八本
一、マッチ摺殻軸　二八本

○同押第二一〇号（石倉菊司傷害事件）
一、松葉杖　一本

○同押第二二四号（広田正外一名窃盗事件）
一、手スリ受金具　八
一、ペンチ　一
一、ドライバー　一
一、ドライバー　一

○同押第二二九号（岩崎作次郎同）
一、赤玉ポートワイン三合ビン入　一
一、焼酎五合入罐　一

○同押第二三三号（山西芳和同）
一、風呂敷　一
一、名刺　一

○同押第二三六号（根来春夫同）
一、ドライバー　一本
一、女物腕時計　一個

○同押第二三九号（長谷川寅吉傷害事件）
一、牛車用囲い板　一枚

○同押第二四五号（浅田重雄窃盗事件）
一、ハンマー　一
一、ドンゴロス　二

○同押第二四八号（中司延匡同）
一、鹿革財布　一

○同押第二五七号（塩野宣松賍物運搬事件）
一、自転車鑑札大阪西成二三四六号　一

○同押第二五八号（奥木奥三郎傷害事件）
一、モンキースパナー　一
一、ステッキ　一本

○同押第二六七号（北川三次郎軽犯罪法違反事件）
一、麻袋　一
一、ペンチ　一

○同押第二七四号（加藤末二窃盗事件）
一、風呂敷　一枚
一、セメント袋　一枚

○同押第二七七号（村上巌同）
一、手提袋　一個
一、登山帽　一

○同押第二七九号（石田輝勇公職選挙法違反事件）
一、大型名刺　四〇枚
一、同　一枚

○同押第二九六号（金田種三こと中川種三覚醒剤取締法違反事件）
一、ボストンバック　一
一、人絹ベビーケープ　一
一、風呂敷　一
一、模造覚醒剤　三、一三八本

○同押第三〇〇号（山原きわ窃盗事件）
一、質札　一枚

○同押第三二七号（大山義男住居侵入事件）
一、二又鍬　一

○同押第三四六号（深川藤次郎漂流物横領事件）
一、洋服ダンス小抽出し　三
一、ハンカチ　六
一、女物毛糸手袋　二
一、女物夏手袋　一
一、女物レインコート用帽子　一
一、女物マフラ　一
一、女物靴下　一足
一、布切　一
一、毛糸　一点

○同押第三六五号（樋口金次郎外一名窃盗事件）
一、風呂敷　一

○同押第三二八号（脇田滋同）
一、風呂敷　一

○同押第三七三号（松永清同）
一、ござむしろ　一

○同押第三七四号（守友義治外一名窃盗賍物運搬並寄蔵事件）
一、ブライヤ　一丁

○同押第三七七号（山本兼重賍物運搬並寄蔵事件）
一、青塗足踏二輪自転車　一
一、黒塗足踏二輪自転車　一

○同押第一五一号（村上喜一窃盗事件）
一、木箱　一
一、布袋　一
一、風呂敷　一

○同押第八号（金木道子食糧管理法違反事件）
一、換価金　二百四十六円

○同押第三六号（大西八重同）
一、同　三百七円

○同押第一八五号（山田すみ子同）
一、同　三百九十三円

○同押第二〇四号（高山光司こと高桂珍同）
一、同　五百三十三円

○同押第二八八号（吉田光子同）
一、同　八百三十四円

○同押第三四二号（松原英子こと孫具南同）
一、同　千六百三十八円

○同押第三五八号（氏名不詳同）
一、同　千六百三十二円
一、布袋　二枚
一、風呂敷　二枚

○同押第三五九号（同）
一、換価金　八百二十五円
一、布袋　一枚
一、風呂敷　一枚

○同押第三八二号（同）
一、換価金　四千百二十三円
一、布袋　五枚
一、風呂敷　三枚
一、手提籠　三個

○同押第三八三号（同）
一、換価金　千六百二十一円
一、風呂敷　二枚

○同押第三八五号（同）
一、換価金　千七百五十八円
一、風呂敷　一枚
一、布袋　四枚

○同押第三八六号（同）
一、換価金　千五百六十二円
一、風呂敷　一枚
一、布袋　四枚
一、買物籠　一個

○同押第三八七号（同）
一、換価金　千百八十円
一、風呂敷　一枚
一、布袋　四枚

○同押第三八八号（同）
一、換価金　八百七十五円
一、風呂敷　一枚
一、布袋　三枚

○同押第三八九号（同）
一、換価金　八百十九円
一、風呂敷　一枚
一、布袋　二枚

○同押第三九〇号（同）
一、換価金　五百三十一円
一、風呂敷　一二枚
一、布袋　二枚

印刷庁

官報
号外（第三十三号）

総理府公告

○公職資格訴願審査結果公告

第十号
昭和二十七年四月一日　内閣官房長官　保利　茂

この表は内閣総理大臣が昭和二十六年法律第二百六十八号により公職資格訴願審査会の審査の結果に基いて覚書該当者としての指定を解除した者の氏名である。

○四月一日解除の分（一、一九四名）

氏名	該当理由	住所
阿部雷作	戦犯陸軍大尉	大分
阿部唯一	〃	山形
安達林	〃	福岡
相坂長一	〃	青森
会沢捨益	〃 憲兵准尉	茨城
秋田照雄	〃	京都
芥川直	〃	熊本
阿久津利	〃 陸軍大尉	栃木
穴口正三	〃	奈良
青木文雄	〃	福岡
荒木徳治	〃 憲兵軍曹	埼玉
荒尾與功	〃 陸軍大佐	東京
浅田幸七	〃 憲兵上等兵	長崎
朝倉豊次	〃 海軍少将	富山
浅海誠	〃 陸軍少将	山口
千葉隆一	〃 憲兵曹長	宮城
千原奈良一	〃	大分
近沢正司	〃 憲兵曹長	高知
江泉茂雄	〃	群馬
江守秀敏	〃 陸軍中尉	神奈川
遠藤嘉寿雄	〃	宮城
遠藤新一	〃 陸軍少将	神奈川
江連茂	〃	栃木
藤森康男	〃 海軍中佐	愛知
藤井順一	〃 憲兵軍曹	広島
藤木三三男	〃	兵庫
藤田正夫	〃	兵庫
藤田隆義	〃	三重
藤谷義男	〃	栃木
藤原伴郎	〃 憲兵軍曹	大分
福田明	〃	熊本
福永武夫	〃	山口
福島邦夫	〃	宮崎
福島武一	〃 憲兵准尉	京都
福山十四八	〃	鹿児島
福吉辰夫	〃	宮崎
船戸親之	〃 憲兵曹長	群馬
船岡正生	〃 陸軍中尉	山口
後藤広三	〃	広島
郡司高之助	〃	茨城
芳賀正康	〃	福島
浜桐二郎	〃	広島
浜野光平	〃	神奈川
花垣芳雄	〃	三重
原田久則	〃 陸軍少佐	福島
原田城太郎	〃 憲兵軍曹	宮崎
原田吉治	〃 憲兵伍長	福岡
原口正市	〃	長崎
長谷良作	〃 憲兵伍長	富山
長谷川芳雄（旧姓羽田）	〃	福島
畑中武夫	〃	三重
島山修三	〃	青森
林正夫	〃	愛知
林豊市	〃	徳島
林保雄	〃	長野
林善人	〃 陸軍大尉	長野
飛田重雄	〃	石川
日高金之助	〃	栃木
平井輝男	〃	北海道
平田貞夫	〃 海軍少尉	愛知
本田同	〃 陸軍中尉	東京
堀江健寿	〃 海軍少佐	神奈川
堀口芳夫	〃	大阪
兵頭直義	〃	愛媛
市川徳次郎	〃	東京
家田仲三	〃	愛知
五十嵐政一	〃	青森
井実朝雄	〃	大阪
池田進	〃	福岡
生田一春	〃 憲兵軍曹	愛知
今田文雄	〃	香川
今川鉄次郎	〃	北海道
今井鎰五郎	〃	愛知
今村和彦	〃 陸軍中尉	熊本
猪久保芳雄	〃 憲兵准尉	埼玉
井上美之	〃	広島
石橋謹二	〃 憲兵兵長	千葉
石部喜代次	〃	新潟
石田英一	〃 陸軍大尉	茨城
石田義雄	〃	東京
石垣良司	〃	東京
石川栄一	〃	東京
石川鬼一	〃 憲兵准尉	兵庫
石川孝三郎	〃 憲兵曹長	新潟
石森初男	〃	北海道
石村権谷	〃 憲兵軍曹	愛媛
一色秋次郎	〃 憲兵曹長	愛媛
伊藤勝	〃	三重
伊藤正義	〃 憲兵曹長	愛知
岩本春吉	〃	茨城
岩波正松	〃	新潟
門永繁雄	〃 憲兵曹長	島根
加賀善志	〃	宮城
柿木福次郎	〃	秋田
柿沢茂雄	〃 憲兵准尉	埼玉
亀田次郎吉	〃	愛知
上川路信也	〃 憲兵曹長	鹿児島
上柳田広	〃 憲兵少尉	広島
加茂政雄	〃 陸軍少佐	新潟
神崎一夫	〃 憲兵少佐	大分
苅田義人	〃 憲兵曹長	愛媛
笠原源吾	〃 陸軍大尉	長野
片岡輝男	〃 憲兵准尉	熊本
片山文彦	〃	山口
片山忠重（旧姓塩見）	〃	京都
加藤福松	〃 憲兵准尉	愛知
加藤久次	〃	東京
加藤武男	〃	岩手
川口正人	〃	長崎
河合義雄	〃 憲兵軍曹	石川
川上末高	〃	長野
川守田庄治郎	〃 陸軍大佐	埼玉
川村智久	〃	愛知
川中政夫	〃 憲兵軍曹	広島
川崎金次郎	〃 憲兵准尉	大阪
川副初一	〃	長崎
木庭喬	〃 憲兵曹長	熊本
木田庫之助	〃 陸軍（法）大尉	大阪
菊島哲郎	〃	東京
木村伝	〃	福岡
木村綏	〃	東京
木下貞男	〃	福岡
木下静雄	〃	長野
桐生真之	〃	京都
木屋茂一	〃	三重
小林福太郎	〃 憲兵准尉	新潟
小林文吉	〃 憲兵曹長	群馬
小林宏衛	〃	新潟
小林茂	〃 憲兵曹長	愛知
小林進	〃	埼玉
小林隆次	〃	新潟
小林陸	〃 憲兵軍曹	兵庫
小原勝雄	〃	長野
小長谷亮作	〃	静岡
小出恒幸	〃 憲兵軍曹	長野
小久保信夫	〃	愛知
国米厚	〃	鳥取
小松清巳	〃 憲兵曹長	長野
鷹田嘉久	〃	北海道
近藤金八	〃	三重
近藤満孝	〃	高知
近藤玉衛	〃 陸軍大佐	東京
河野清志	〃 憲兵准尉	山口
河野千一	〃 憲兵軍曹	宮崎
小山運三郎	〃	北海道
久保田卯一	〃	広島
工藤弘	〃	熊本
倉田政之助	〃	秋田
栗岩尚治	〃 陸軍少将	長野
黒木重徳	〃 憲兵曹長	宮崎
黒沢秀雄	〃 憲兵准尉	埼玉
黒代理助	〃 憲兵准尉	石川
桑野信行	〃 憲兵軍曹	山口
桑田春夫	〃	京都
前田熊一	〃	新潟
前田庸三	〃	三重
前田行夫	〃	宮崎
牧野梅太郎	〃	富山
真部貞男	〃	大分
丸亀勉	〃	広島
丸山尚亮	〃 陸軍大尉	長野
正木真三	〃	秋田
増田文治郎	〃 憲兵伍長	長野
松田修	〃	三重
松川健蔵	〃	福島
松本金治郎	〃 憲兵上等兵	埼玉
松本孫市（旧姓館野）	〃 憲兵曹長	栃木
松村愛蔵（旧姓原口）	〃	鹿児島
松信茂	〃 憲兵曹長	茨城
松尾久次郎	〃	新潟
松尾信一	〃	佐賀
松岡武四郎	〃	長野
黛治夫	〃 海軍大佐	群馬
三木龍男	〃 憲兵上等兵	高知
三木康資	〃 憲兵曹長	長崎
三村泰三	〃	茨城
皆川時雄	〃	新潟
満田忠	〃	鹿児島
三橋由夫	〃	福島
三海松三	〃	青森
宮川一雄	〃 憲兵准尉	青森
宮崎修司	〃 憲兵曹長	千葉
宮内勇	〃	群馬
水口稔	〃	山口
水田勝	〃	山口
望月久雄	〃 憲兵曹長	静岡
毛利岩雄（旧姓加藤）	〃 憲兵伍長	長野
森七十二	〃 憲兵軍曹	熊本
森禎秀	〃 陸軍大尉	高知
森孝雄	〃 憲兵曹長	大阪
森俊夫	〃 憲兵上等兵	高知
森川一郎	〃 憲兵少尉	長崎
森木陸	〃 憲兵准尉	福岡
森野作蔵	〃 憲兵曹長	京都
森坂信夫	〃 憲兵兵長	京都
守田豊蔵	〃 海軍大尉	山口
森田保正	〃 憲兵伍長	茨城
茂呂文治	〃	茨城
向田武雄	〃	山形
村上哲成	〃	島根
村瀬秋久	〃	愛知
長原啓二	〃 陸軍少佐	富山
永原健造	〃 憲兵大尉	鳥取
永井芳蔵	〃	新潟
長野隆一	〃	熊本
永里愛蔵	〃	鹿児島
長田孝重	〃	福岡
永谷岳二	〃	鹿児島
内藤正男（旧姓下井）	〃	三重
仲田忠夫	〃 憲兵准尉	愛知
中村良輔	〃 海軍（医）少佐	大阪
中村繁一	〃 憲兵軍曹	和歌山
中西晴義	〃	奈良
中野八郎	〃 憲兵軍曹	佐賀
中野常一	〃	山口
中尾肇	〃	大分
中尾三夫	〃 憲兵上等兵	福岡
中尾梅作	〃	北海道
中田正之	〃 陸軍大佐	大阪
中谷政太郎	〃	兵庫
中山太良吉	〃	愛知
中沢岬	〃	福島
波部俊太郎	〃 陸軍中尉	兵庫
並木和夫	〃 海軍（技）大尉	東京
名須山健治（旧姓松永）	〃	岩手
根本淩一	〃 陸軍大尉	宮城
根本恒	〃	福島
新井田正巳（旧姓千葉）	〃	宮城
二宮胖	〃 陸軍中尉	福島
西田幸一	〃	大阪
西田朗二	〃 憲兵軍曹	広島
西原直吉	〃	山口
西川義雄	〃	東京
西本健	〃	大阪

毎日文庫

号外

昭27.4.1.

号外

西村丈職	〃		山口
西村琢男	〃	憲兵曹長	長崎
西谷惣平	〃	憲兵准尉	山形
西脇三次郎	〃		新潟
西鶴末男	〃		大分
野田卓	〃		滋賀
野中茂	〃		佐賀
野中正市	〃	陸軍大尉	愛知
沼野貞吉	〃	憲兵兵長	栃木
小田担平	〃	憲兵准尉	島根
小笠原清	〃		北海道
小笠原誠	〃	陸軍中尉	三重
小川宏	〃		栃木
小川亨	〃	陸軍中尉	千葉
小倉清次郎	〃		三重
大橋茂	〃	憲兵曹長	新潟
及川勝見	〃	憲兵伍長	宮城
岡泰蔵	〃	陸軍大尉	和歌山
岡田福一	〃		熊本
岡田一雄	〃		愛知
岡田隆治	〃	陸軍中尉	兵庫
大川彌作	〃	陸軍少尉	静岡
大木元好雄	〃		徳島
奥村利平	〃		岐阜
奥村仙一	〃		長野
奥野薫	〃	憲兵准尉	秋田
奥山峰二郎	〃	憲兵少尉	山形
奥沢健	〃	陸軍(医)大尉	茨城
大中智	〃		広島
大野岩蔵	〃		新潟
大野和彦	〃	憲兵軍曹	富山
大野竹松	〃		新潟
小野為雄	〃		長野
小野寺昌二	〃		岩手
大崎哲司	〃		福岡
大里喜雄	〃	陸軍中尉	兵庫
太田宏	〃		栃木
太田太郎	〃	陸軍(医)少尉	福島
大竹清孝	〃		徳島
大竹道二	〃	陸軍中佐	愛知
大滝晃	〃		大阪
音山政雄	〃	憲兵曹長	熊本
大津四郎	〃		福岡
大槻正夫	〃		京都
大内信太郎	〃	海軍中尉	愛知
尾崎茂	〃		長崎
小沢吉平	〃		神奈川
小沢三武郎（旧姓山田）	〃		新潟
坂上勝	〃	海軍少尉	大阪
坂上元一	〃		山口
坂上徳一郎	〃		新潟

坂口清房	〃		福岡
酒井秀雄	〃		愛知
酒井菅一	〃		兵庫
酒井正司	〃	憲兵曹長	大阪
境目浩	〃		熊本
坂入進	〃		茨城
坂本光次郎	〃		愛媛
坂本隆男	〃		栃木
坂野銀造	〃	憲兵曹長	福井
逆瀬川利徳	〃	憲兵軍曹	鹿児島
佐野伊之吉	〃	憲兵中尉	愛知
猿橋一男	〃		岩手
猿渡徳重	〃	憲兵曹長	熊本
笹原義雄	〃		京都
佐々木徳一（旧姓藤山）	〃		山口
佐藤功	〃		新潟
佐藤正美	〃	憲兵曹長	福島
佐藤正雄	〃		栃木
佐藤政次郎	〃		静岡
佐藤慎一郎	〃		愛媛
沢留三郎	〃		岩手
瀬賀勇吉	〃	憲兵軍曹	新潟
瀬井武一	〃		熊本
関茂樹	〃	憲兵曹長	茨城
関口武江	〃	憲兵軍曹	埼玉
柴直四郎（旧姓岩本）	〃	憲兵准尉	茨城
柴垣光雄	〃		熊本
柴田照夫	〃		神奈川
島野清一郎	〃		大阪
清水忠三郎	〃	憲兵軍曹	栃木
下山金也	〃	海軍中尉	宮城
新開尊義	〃		栃木
篠田周一	〃		神奈川
篠田俊樹	〃	陸軍(医)中尉	福岡
篠原久夫	〃	憲兵軍曹	兵庫
塩田利弘	〃		鹿児島
白井正夫	〃		千葉
宍戸大一	〃		広島
相馬辰彦	〃		山形
薗部六郎	〃	陸軍(医)中尉	東京
園木忠次	〃		福島
末広政治郎	〃		長崎
末延文雄	〃		高知
末吉明	〃	憲兵曹長	鹿児島
菅井穆	〃		宮城
菅井康治	〃	陸軍少尉	新潟
菅野倉雄	〃		福井
菅沢清隆	〃		福島
菅原勘三郎	〃	憲兵曹長	岩手
杉本幸三郎	〃	憲兵軍曹	兵庫

住谷元吉	〃		群馬
諏訪部正人	〃	陸軍大佐	長野
鈴木栄吉	〃	憲兵大尉	福島
鈴木乾	〃		福島
鈴木慶治郎	〃		秋田
鈴木光治	〃		福島
鈴木庄蔵	〃	陸軍大尉	長野
鈴木進	〃		福島
鈴木康正	〃		神奈川
立花友一	〃	憲兵軍曹	兵庫
戸田貢	〃		岡山
多田寅之助	〃	陸軍大尉	福島
田原巖	〃	陸軍中尉	熊本
平盛三	〃	陸軍少尉	東京
平良真弘	〃	憲兵軍曹	宮崎
玉沢惣吉	〃		千葉
田村信次	〃	陸軍中尉	群馬
田村貞二	〃	憲兵軍曹	群馬
田室智治	〃	憲兵曹長	島根
棚部忠勇	〃		三重
田中藤喜	〃		大阪
田中銀之助	〃		東京
田中信雄	〃	憲兵軍曹	岩手
田中俊一	〃		京都
田中留五郎	〃		青森
谷熊男	〃	憲兵大尉	宮崎
太郎館幹	〃		三重
田崎武彦	〃	陸軍中尉	佐賀
高橋三好吉	〃		東京
高橋守市	〃	憲兵准尉	岐阜
高橋孝	〃	憲兵曹長	神奈川
高井守夫	〃	憲兵兵長	岐阜
高見俊一郎	〃	陸軍(医)少尉	三重
高島貞蔵	〃		秋田
竹中一男	〃	陸軍大尉	兵庫
竹中閑松	〃		兵庫
竹之内実男	〃		鹿児島
竹之内吉人	〃		広島
竹下康典	〃	憲兵少佐	山口
竹次源美	〃		宮崎
竹内広男	〃		鹿児島
竹内嘉一郎	〃		富山
竹内義幸	〃	憲兵軍曹	長野
滝野基	〃	陸軍(主)大尉	兵庫
滝沢熊男	〃		広島
徳永明	〃	陸軍少佐	熊本
徳留一雄	〃		鹿児島
徳梅時雄	〃		北海道
当麻清作	〃		青森
富永喜三郎	〃		福岡
鳥井一夫	〃		愛知
辻内孝重	〃	憲兵曹長	大阪

塚北勝	〃	憲兵准尉	兵庫
塚越大三郎	〃	憲兵曹長	群馬
角田三次郎	〃	憲兵准尉	福島
鶴田良孝	〃		愛知
蔦木健次郎	〃		東京
内田文雄	〃		茨城
内田銀之助	〃	陸軍中将	東京
内川時男	〃		熊本
宇田修三	〃	陸軍少尉	大阪
植田治良	〃	憲兵准尉	愛知
上田重雄	〃		神奈川
上田末善	〃	憲兵曹長	福岡
上田孝	〃	憲兵軍曹	大阪
上森正雄	〃	陸軍大尉	神奈川
上野信	〃		栃木
上野松次	〃		栃木
薄井叶	〃	憲兵軍曹	栃木
和田武志	〃		長野
和気一	〃	憲兵曹長	栃木
脇山暢	〃		佐賀
渡辺保	〃	憲兵上等兵	福岡
八木長生	〃		栃木
山田務	〃		広島
山本勝人	〃		熊本
山本安政	〃	陸軍中尉	富山
山中高風	〃		愛知
山中利次	〃		埼玉
山根正次	〃		京都
山城由夫	〃	憲兵軍曹	北海道
山下守	〃	憲兵准尉	三重
大和辰雄	〃		長野
山崎喜一	〃		茨城
柳元信夫	〃	憲兵曹長	鹿児島
矢野徳家	〃		長崎
安江清	〃		北海道
矢田貝潔	〃		栃木
八塚稔	〃		愛媛
横田正夫	〃	憲兵少尉	福島
横山正清	〃		青森
吉見胤義	〃	陸軍(医)大尉	鹿児島
遊佐久太郎	〃	憲兵曹長	福島
阿部芳光	〃	陸軍少将	広島
安倍良夫	〃		広島
足立茂一	〃	憲兵中尉	京都
足立助蔵	〃	海軍少将	京都
安達与助	〃	陸軍少将	山形
相田俊二	〃	陸軍中将	山形
相徳一郎	〃	海軍少将	東京
赤川理代太郎	〃	憲兵大尉	東京
秋田米吉	〃	陸軍少将、翼壮市団長	山口
秋山徳三郎	〃	陸軍中将	東京

秋月胤逸	〃	陸軍少将	広島
雨宮英義	〃	憲兵少尉	神奈川
安藤忠一郎	〃	陸軍少将	秋田
安藤利吉	〃	陸軍大将	宮城
阿野安理	〃	陸軍少将	東京
青木正雄	〃	海軍少将	佐賀
青木成一	〃	陸軍中将、武徳会副支部長	東京
青木孫	〃	陸軍少将	東京
青木高時	〃	憲兵中尉	埼玉
青木武三	〃	陸軍中将	静岡
青山清	〃	陸軍少将、武徳会副支部長	千葉
荒木伝	〃	海軍少将	神奈川
荒木義太郎	〃	憲兵大尉	富山
朝田秀一	〃	憲兵少尉	兵庫
朝枝繁春	〃	陸軍中佐	福岡
浅川喜保	〃	陸軍少将	東京
綾部橋樹	〃	陸軍中将	東京
鮎川常吉	〃	憲兵少佐	鹿児島
伴義一	〃	海軍少将	東京
板東源一	〃	憲兵大尉	徳島
坂西一良	〃	陸軍中将	岩手
坂西利八郎	〃		岩手
千葉慶蔵	〃	海軍少将	東京
千葉熊治	〃	陸軍中将	宮城
千菅三郎	〃	憲兵少尉	宮城
千崎閑吾	〃	憲兵少佐	東京
中頭新左衛門	〃	陸軍少将、明倫会理事	東京
中馬太多彦	〃	憲兵大佐	鹿児島
大道政信	〃	陸軍(医)少佐	福井
出島金市	〃	憲兵中尉	静岡
土橋一次	〃	陸軍中将	鹿児島
土井市之進	〃	陸軍少将	山口
遠藤春山	〃	、翼壮市団長、武徳会副支部長	大阪
円藤作蔵	〃	陸軍中将	兵庫
榎尾義男	〃	海軍大佐	広島
恵藤第四郎	〃	陸軍少将	千葉
藤井一	〃	陸軍(獣)中将	山口
藤井昌造	〃	陸軍中佐	広島
藤本馨	〃	憲兵少尉	兵庫
藤木吉一	〃		和歌山
藤本巧郎	〃	憲兵大尉	山口
藤崎定吉	〃	陸軍少佐	茨城
藤田燕、	〃	憲兵少佐	東京
藤田勝	〃		静岡
藤田直太郎	〃	陸軍少将	東京
藤田瑠一	〃	憲兵大尉	広島
藤原重太郎	〃	憲兵少佐	愛媛

藤吉直四郎	海軍少将	茨城
福田栄太郎	陸軍少将	石川
福田彦助	陸軍中将	山口
福田稔	憲兵少佐	熊本
福田稔	憲兵中尉	福島
福井源次	〃	山口
福井浩太郎	陸軍少将	千葉
福井策三	陸軍中将	東京
福井嘉寿	憲兵中尉	京都
福永栄	憲兵大尉	長崎
福永豊吉	憲兵少尉	佐賀
福富勇	憲兵少佐	熊本
福沢常吉	海軍少将	石川
古沢善太郎	憲兵少尉	大阪
古田康之	憲兵大尉	熊本
後藤光蔵	陸軍中将	千葉
後藤庄一	憲兵少佐	静岡
後藤雄二郎	〃	東京
萩三郎	陸軍中将	北海道
萩之内清	憲兵中尉	鹿児島
箱上春市	陸軍少尉	島根
浜田彌一	憲兵中尉	石川
浜中弘治	〃	石川
葉名尻八百吉	憲兵少尉	岐阜
原田筆次	憲兵少佐	香川
原田貞廠	陸軍少将	東京
原田新一	〃	岩手
原口真一	〃	山口
榛葉茂	憲兵中尉	静岡
長谷川基	陸軍中将	東京
長谷川清三郎	憲兵少佐	大阪
橋場徳二	憲兵少尉	大阪
橋本秀信	陸軍中将	東京
橋本博光	陸軍少将	千葉
橋本虎之助	陸軍中将	東京
秦市松	憲兵大尉	富山
服部勝二	海軍少将	福岡
服部迪雄	憲兵少佐	鳥取
林緑朗	〃	愛知
林三郎	陸軍少将	三重
林重夫	憲兵少佐	熊本
林重貞	陸軍大佐	兵庫
林太平	陸軍少将	鹿児島
林勇蔵	〃	鹿児島
林田順吉	憲兵少佐	熊本
平井正民	陸軍(医)少将	東京
平井昌平	海軍少将	広島
平野秋夫	陸軍少将	京都
平野省三	〃	東京
平野良明	憲兵少尉	和歌山
平岡力	陸軍少将	鹿児島
平瀬太平	〃	大阪
平田啓一	憲兵少佐	和歌山

平田健吉	陸軍中将	和歌山
平田正判	〃	島根
平田昇	海軍中将	神奈川
弘中暁	陸軍少将	東京
広瀬末人	海軍中将	静岡
北條藤吉	陸軍中将	京都
本田勝熊	海軍大佐、海軍特務部	東京
本間彦太郎	憲兵少佐	山形
宝来正芳	憲兵中尉	奈良
堀井龍司	憲兵中佐	東京
堀内好	憲兵少尉	長野
星駒太郎	陸軍少将	東京
星野秀敏	陸軍大佐	福岡
堀田正一	陸軍中将	東京
伊吹不二夫（旧姓指宿）	海軍少将	神奈川
一田次郎	陸軍少将	福岡
市川要一	憲兵大尉	佐賀
飯高勇三	憲兵少佐	埼玉
飯島昌蔵	陸軍少将	東京
池ノ上賢吉	〃	鹿児島
池谷徳治	憲兵少尉	大阪
幾島作二	憲兵中佐	富山
今別府義光	憲兵少佐	鹿児島
今田新太郎	陸軍少将	東京
今井一二三	〃	東京
今市伊宗次	憲兵少佐	鹿児島
今沢捨次郎	陸軍少将	長野
今岡靖夫	〃	東京
今津綱幹	陸軍(医)少将	大分
稲田進	憲兵少尉	和歌山
稲垣軍爾	陸軍大尉	島根
稲垣弘毅	憲兵大佐	東京
井上覚次	陸軍少将	佐賀
井上作己	陸軍中将	東京
井上達三	〃	東京
石橋忠雄	陸軍大佐	広島
石田寿	陸軍少将	京都
石田三郎	陸軍少佐、陸軍特務機関	長崎
石神幸男	憲兵少佐	神奈川
石黒岩太	陸軍少将、武徳会副支部長	兵庫
石原晴雄	陸軍大佐	兵庫
石井正己	陸軍(医)少将	広島
石井正雄	海軍少将	東京
石井敬之	〃、海運報国団理事	東京
石川正三	憲兵少佐	東京
石倉四郎	陸軍大尉	和歌山
石丸繁雄	陸軍大佐	佐賀
石藤松太郎	憲兵少佐	石川

石坂賢次	憲兵大尉	新潟
一色留次郎	陸軍少将、武徳会副支部長	福島
磯義雄	陸軍(薬)少将	大阪
磯村利道	陸軍中尉	山口
板垣金信	海軍大佐	東京
伊藤利三郎	海軍少将	東京
伊藤精司	陸軍少将	新潟
伊東説	〃	東京
伊藤忍	陸軍中将	東京
伊藤秀一	陸軍大佐	愛知
伊東保生	陸軍少将	大阪
伊藤良秋	海軍少将	東京
岩部重雄	陸軍少将	香川
岩本高次	〃	東京
岩本善一	憲兵中尉	富山
岩根清夫	陸軍少将	岐阜
岩佐茂	憲兵少佐	岐阜
岩佐俊	陸軍少将	福岡
和泉市蔵	〃	大分
神野亀市	〃	愛媛
甚野豊治	憲兵中尉	宮城
椛島節雄	海軍中将	福岡
梶栄次郎	陸軍少将	千葉
梶原薫	憲兵大尉	福岡
加来益夫	憲兵中佐	熊本
亀井源八	憲兵大尉	京都
亀井澄雄	憲兵中佐	東京
亀井真清	憲兵少佐	香川
神谷正男	陸軍少将	岐阜
金光義勇	陸軍(医)中佐	京都
金山幾太郎	陸軍(主)少将	山口
金沢正夫	海軍中将	東京
神原主	憲兵少尉	広島
神田実	陸軍少将	東京
金井武	憲兵中尉	富山
金岡嶠	陸軍中将	佐賀
柄沢勇太郎	憲兵中尉	長野
辛島琢麿	憲兵大尉	大分
仮屋豊吉	憲兵少尉	鹿児島
笠原正登	憲兵少佐	東京
笠原三郎	〃	宮城
笠原幸雄	陸軍中将	神奈川
河西郡三	陸軍(医)少将	長野
笠本周治	憲兵少佐	鳥取
粕谷留吉	陸軍少将	福島
片桐英吉	海軍中将	山形
片平琢治	海軍少将	神奈川
加藤尚雄	〃	神奈川
加藤一勝	陸軍少将	千葉
加藤道雄	〃	京都
加藤惣次郎	〃、明倫会本部長、[illegible]	東京

加藤唯雄	海軍少将	神奈川
加藤尹義	陸軍中将	広島
勝野正魚	〃	埼玉
桂巽	陸軍少将	兵庫
川端忠一	憲兵少尉	京都
川内益美	陸軍少将	福岡
河田槌太郎	陸軍中将	神奈川
川越守二	〃	鹿児島
川原直一	陸軍少将、マライ軍政監	東京
川井繁蔵	海軍少将	神奈川
河合長明	陸軍少将	福岡
川尻実	憲兵中尉	佐賀
川俣雄人	陸軍中将	東京
瓦田隆根	陸軍少将	佐賀
川瀬薫	海軍大佐、海軍特務部	大阪
賀谷昇	憲兵中尉	山口
香積見弼	陸軍中将、満州飛行機製造理事長	東京
見城五八郎	陸軍少将	福岡
木田喜一	憲兵中佐	石川
城戸俊一	陸軍少将	福岡
木原義雄	〃	東京
菊池朝三	海軍少将	茨城
菊地武雄	陸軍少将	東京
菊地鶴治	海軍少将	北海道
木本伍六	〃	東京
木村亀吉	憲兵少佐	栃木
木村直樹	陸軍少将	京都
木村民蔵	陸軍中将、国防機械化協会常務理事	青森
記録勇助	陸軍少将	広島
北川潔水	〃	埼玉
北川義広	憲兵大尉	大阪
北村勝三	陸軍少将	長野
北野憲造	陸軍中将	滋賀
北尾薫	憲兵大尉	鳥取
北崎茂三	憲兵少尉	石川
北沢和明	憲兵中尉	長野
北園豊蔵	陸軍少将	鹿児島
橋川良	憲兵中尉	神奈川
木造己之蔵	陸軍少将	兵庫
小林準	〃	新潟
小林島司	〃	新潟
小林四郎	憲兵大尉	長野
小林与喜三	陸軍大佐	佐賀
小林義治	海軍中将	広島
小堀晃	陸軍大佐	東京
小堀金城	陸軍少将	和歌山
児玉久蔵		京都

小玉与一	〃	愛知
古賀秀正	陸軍少佐	東京
古賀正法	憲兵少佐	佐賀
古閑健	陸軍中将	熊本
小出徳重	憲兵大尉	長野
小池友由	憲兵少尉	東京
小島俊治	憲兵少佐	東京
江湖要一	陸軍少将	佐賀
小松光彦	陸軍中将、学徒至誠会理事	東京
小松為次	憲兵少尉	佐賀
駒沢克己	海軍少将	島根
孤田康一	陸軍中将	千葉
小村恒一	憲兵少佐	石川
近藤平三郎	陸軍(薬)少将	東京
近藤凱光	憲兵少尉	大分
河野英雄	海軍少将	兵庫
河野広治	憲兵少尉	東京
河野光太郎	〃	山口
小柴直貞	海軍大佐、海軍特務部	山口
小杉義蔵	憲兵中佐	和歌山
古宇田武郎	海軍少将	大分
小山介蔵	陸軍少将、翼壮市団長	山口
小山義己	陸軍少将	鳥取
久保九次	海軍中将	東京
久保衛	愛郷会本部指導者	茨城
久保満雄	陸軍少将	熊本
久保宗治	〃、陸軍特務機関	長野
工藤岩次郎	陸軍大佐	青森
熊山忠二	憲兵中尉	神奈川
国崎登	陸軍中将	北海道
久野村桃代	〃	東京
倉橋四郎	陸軍少将	神奈川
倉茂三蔵	〃	宮城
倉島一二	憲兵大尉	福島
黒木剛一	海軍少将	東京
桑折勝四郎	陸軍少将	東京
黒瀬浩	海軍少将	京都
来島磯治	陸軍少将	山口
草鹿龍之介	海軍中将	大阪
桑原虎雄	〃	静岡
久住健三郎	憲兵大佐	京都
馬淵逸雄	陸軍少将	静岡
前原秀（旧姓岩切）	陸軍中将	鹿児島
前田八一	憲兵少尉	東京
前中政一	〃	奈良
万城目武雄	陸軍少将	東京
牧野重二	憲兵少尉	鹿児島
丸山敬治	憲兵中尉	長野

昭27.4.1.

正井義人	陸軍中将	島根
正木博	陸軍少将	福岡
正木新三郎	憲兵中尉	長崎
益騂	憲兵少尉	広島
増本琢次	陸軍少佐	山口
益富信雄	憲兵少尉	山口
保賀紀六	海軍少将	神奈川
松原博	〃	長崎
松田千秋	〃	東京
松田嘉次郎	憲兵少佐	長崎
松田仁三郎	陸軍少将	兵庫
松井熊次郎	陸軍大佐	東京
松井節	陸軍少将	鳥取
松井太久郎	陸軍中将	東京
松久保正信	憲兵少佐	徳島
松森茂雄	陸軍大佐	長野
松本栄一	憲兵大尉	鳥取
松本深	憲兵中尉	熊本
松本秀治	陸軍少将	福島
松本健一	〃	大阪
松本標	〃	東京
松本時敬	憲兵大尉	鳥取
松本数	海軍少将	山形
松本頼善	憲兵大尉	大阪
松本吉富	陸軍少佐	長崎
松浦克己	憲兵大佐	東京
松浦豊一	陸軍少将	長崎
松浦幸男	憲兵大尉	熊本
松崎彦	海軍少将	東京
松崎直人	陸軍少将	熊本
右原喜一	憲兵少佐	静岡
南義人	陸軍少将	京都
湊谷静	憲兵大尉	富山
三坂隆精	陸軍少将、明倫会支部長等、翼賛政治体制協議会構成員、郷軍連合分会長	北海道
三井清一郎	陸軍(主)中将	東京
三浦三郎	陸軍中将	東京
三輪潔	陸軍少将	神奈川
宮地英夫	陸軍(主)中佐	愛知
宮前知己	憲兵大尉	宮城
宮本誠三	東亜思想研究所理事	千葉
宮下樟一	憲兵少佐	和歌山
宮下善吉	陸軍大佐、瑞穂クラブ理事	東京
宮崎閑内	憲兵少佐	京都
宮崎次彦	陸軍少将	宮城
美座時成	憲兵大佐	鹿児島
水野準一	海軍少将	東京
望月久之	陸軍(技)大尉	静岡

望月政雄	憲兵少尉	山梨
望月貞喜	〃	千葉
森寿	陸軍中将	東京
毛利末弘	〃	東京
毛利喬	陸軍少将	鹿児島
森尻伊祐	〃翼壮県団長等	富山
森木明義	陸軍大佐	山口
森村鹿之助	陸軍少将	埼玉
森戸隆三	〃	広島
森安精一	憲兵中佐	埼玉
本川貞	憲兵中尉	岐阜
本吉安三	憲兵大尉	佐賀
本杉虎雄	〃	静岡
向井幹夫	憲兵少佐	和歌山
村井清規	陸軍少将	兵庫
村井徳寿	陸軍(医)少将	東京
村上五雄	憲兵少佐	静岡
村上金次	憲兵中尉	福島
村上俊一郎	陸軍大佐	青森
村田凱一	陸軍少将、翼賛府事務局長	山口
村田昌夫	陸軍大佐	山口
村山有	陸軍少将	大阪
室綾蔵	憲兵中尉	福岡
永浜計	憲兵少佐	広島
永洞哲夫	憲兵中尉	北海道
永堀進	陸軍(主)少佐	茨城
長野祐一郎	陸軍中将	島根
長岡正雄	陸軍少将、郷軍連合分会長	山口
長沢貫一	陸軍少将	鳥取
永沢三郎	〃	岩手
長島玉次郎	憲兵大尉	新潟
永田文雄	陸軍少将	宮城
長富初美	〃、翼賛県事務局長等	長崎
名倉栞	陸軍中将	千葉
内藤正憲	憲兵少尉	広島
中永太郎	陸軍中将	千葉
中原国一	憲兵少尉	長崎
中井千万騎	陸軍少将	広島
中井増太郎	陸軍中将	鳥取
中島市太郎	陸軍少将	岐阜
中島継三	〃	福岡
中島鉄蔵	陸軍中将	山形
中島要吉	〃	佐賀
中村半之助	陸軍少将、翼壮団長	京都
中村勇	憲兵大尉	山口
中村孝太郎	陸軍大将	石川
中村久太郎	憲兵大尉	東京
中村定治郎	陸軍(主)少将	京都
中村止	海軍中将	大阪

中村俊久	[illegible]	神奈川
中村美明	陸軍少将	兵庫
中西英紀	憲兵少佐	大阪
中西貞喜	陸軍中将	佐賀
中野英光	〃	佐賀
中野直三	陸軍少将	佐賀
中野貞雄	海軍少将	石川
中野重信	憲兵少佐	滋賀
中野吉雄	陸軍大佐	埼玉
中代豊治郎	陸軍少将	北海道
中山惇	陸軍中将	神奈川
中山政康	〃	茨城
仲沢勝	憲兵少尉	山梨
難波規矩男	海軍少将	埼玉
南角長英	陸軍少将、日国工業専務取締役	東京
成田定之助	憲兵少尉	青森
成谷兵輔	陸軍少佐、明倫会支部長	青森
那須秋広	憲兵少尉	兵庫
根岸莞爾	陸軍(主)少将	福島
根本勝	憲兵中尉	神奈川
二宮義清	陸軍大佐	愛媛
西久	〃	東京
西磨磋人	〃	佐賀
西次雄	陸軍中佐、明倫会支部理事長	熊本
西郡菊之助	陸軍少将	東京
西原貫治	陸軍中将	東京
錦織喜八郎	陸軍少佐	大阪
西村福太郎	陸軍(医)少将	新潟
西村武穂	憲兵少尉	山口
西村敏雄	陸軍少将	山口
西山啓吉	陸軍(医)少将	東京
新田太郎	陸軍大佐	青森
野田九郎	〃	東京
野村容道	〃	千葉
野中利貞	陸軍少将	福岡
能勢淵三	〃	千葉
野副昌徳	陸軍中将	長崎
沼田英治	陸軍少将	宮城
沼田謙	〃	東京
沼田利三郎	憲兵大尉	富山
大足近一	憲兵少尉	茨城
大場四平	陸軍中将	宮城
小原一明	〃	愛媛
小原重孝	陸軍大佐	奈良
小原豊	陸軍中佐	広島
小畑敏四郎	陸軍中将	東京
小幡通徳	陸軍(法)少将	埼玉
越智四十恵	陸軍大佐、瑞穂クラブ支部長	福岡
小田利武	憲兵少佐	佐賀

小田倉広	陸軍(医)少将	佐賀
緒方勝一	陸軍大将	東京
小川貫璽	海軍少将	東京
小川小二郎	陸軍少将	東京
荻州立兵	陸軍中将、翼壮本部副団長	東京
大橋恭三	海軍大佐	東京
大橋龍男	海軍少将	東京
大平秀雄	陸軍少将	東京
大平広治	憲兵大尉	新潟
大井伝重	憲兵少佐	埼玉
及川源七	陸軍中将	東京
岡田元治	陸軍少将	広島
岡田恒吉	陸軍(医)少将	山形
岡市知足	憲兵中佐	京都
岡本鎮臣	陸軍少将	熊本
岡本富雄	憲兵少佐	広島
岡本善平	憲兵大尉	静岡
岡村一郎	憲兵少尉	山口
岡村勝実	陸軍少将	福岡
岡村適三	憲兵中佐	福岡
岡村寧次	陸軍大将	東京
大木直次	憲兵大尉	東京
大河内三郎	陸軍(医)中佐	京都
大窪利正	憲兵大尉	千葉
大熊譲	海軍少将、情報局課長	東京
奥宮松枝	陸軍(医)少将、翼壮市団長	香川
奥村恵	憲兵中佐	東京
奥津啓三郎	陸軍少将	神奈川
大森靖	憲兵少尉	山梨
大村一男	憲兵中尉	静岡
大村信行	陸軍中将	山口
大野要	陸軍少将	埼玉
大野広一	陸軍中将	香川
小野幸吉	陸軍少将	山口
小野富三郎	〃	東京
小野打寛	〃	東京
大迫通貞	陸軍中将、武徳会副支部長	鹿児島
大島良三郎	陸軍少将	京都
大曽根銀蔵	憲兵少尉	茨城
大谷稲穂	海軍大佐	神奈川
大谷修	陸軍中将	東京
大塚清	憲兵中佐	神奈川
尾家剣	陸軍大佐	大阪
尾崎文七郎	陸軍少将	兵庫
尾崎喜三郎	憲兵中尉	和歌山
小崎孝	憲兵少尉	熊本
小沢武夫	陸軍少将	大阪
李垠	陸軍中将	東京
力久唯信	憲兵少尉	福岡

佐枝義重	陸軍中将	静岡
佐伯静夫	陸軍大佐	千葉
匂坂春平	陸軍(法)中将	東京
西郷従吾	陸軍大佐	東京
西城正之	陸軍(獣)少将	東京
斎藤栄章	海軍少将	新潟
斎藤一郎	陸軍少将	宮城
斎藤徹	陸軍(主)少将	京都
斎藤浩三	陸軍大佐	北海道
斎藤正鋭	陸軍少将	千葉
斎藤瀏	〃、言論報国会理事等	長野
斎藤竹次郎	憲兵少佐	静岡
斎藤千城	陸軍中将、翼賛県協議会議長	鳥取
斎藤勤	陸軍(医)少将	滋賀
坂井芳雄	陸軍少将	茨城
酒巻宗孝	海軍中将	兵庫
坂本竹雄	憲兵大尉	静岡
坂本吉太郎	陸軍少将	福岡
坂田勝	憲兵少尉	栃木
桜井勝孝	憲兵中佐	石川
桜井省三	陸軍中将	東京
真田穣一郎	陸軍少将	北海道
三内多喜治	〃	東京
佐野義一	憲兵少尉	大阪
佐野虎太	陸軍中将	東京
佐野常羽	海軍少将	東京
三膳三次	憲兵少佐	新潟
笹路太郎	陸軍少将	神奈川
佐々木春人	憲兵少尉	広島
佐々木庄助	陸軍大佐	京都
佐々木龍夫	憲兵中佐	熊本
笹倉圭介	陸軍大佐	兵庫
佐武勝司	陸軍少将	大分
佐藤文蔵	〃、武徳会副支部長	茨城
佐藤要	陸軍少将	兵庫
佐藤源八	〃	和歌山
佐藤健次郎	憲兵大尉	栃木
佐藤貞雄	憲兵少尉	北海道
佐藤正一	陸軍中将	東京
佐藤質	〃	宮城
佐藤俊美	海軍少将	岩手
佐藤幸徳	陸軍中将	東京
佐藤勇助	陸軍(主)中将	宮崎
沢本理吉郎	陸軍少将	東京
関郁乎	海軍少将	香川
関三一郎	憲兵中佐	石川
関義凞	憲兵少尉	長野
関口卯三郎	憲兵中尉	長崎
瀬谷啓	陸軍中将	東京
瀬戸広吉	憲兵少佐	鹿児島

柴勝男	海軍大佐	東京
渋谷照男	陸軍大佐	山口
七田一郎	陸軍中将	神奈川
重松吉正	陸軍少将	福岡
重藤憲文	〃	福岡
重富広一	陸軍少佐	山口
重安穐之助	陸軍少将	東京
島田藤治郎	海軍少将	愛媛
島津忠預	陸軍(医)少将	山形
清水光美	海軍中将	東京
下山芳吉	憲兵大尉	青森
志村文雄	陸軍少将	宮城
新崎幸雄	陸軍少尉	広島
塩島荘夫	陸軍少将	東京
塩川静	〃	神奈川
塩沢邦男	憲兵少佐	神奈川
塩沢義夫	陸軍少将	山梨
白木孝一	憲兵少尉	山口
白木末成	陸軍大佐	愛知
白滝理四郎	陸軍少将	東京
城見多美彌	〃	東京
城島栄興	陸軍少将	東京
代谷清志	海軍中将	神奈川
庄下亮一	陸軍中将	山口
庄司三助	憲兵中尉	山形
副島大助	海軍中将	神奈川
十川次郎	陸軍中将	東京
相馬信四郎	海軍少将	秋田
染谷孝一	憲兵少佐	東京
曾根原正己	陸軍大尉	長野
須藤栄之助	陸軍中将	広島
末広由己	海軍少将	東京
須貝良民	陸軍大佐、陸軍特務機関	東京
菅原三治郎	憲兵少佐	山形
杉原雅晴	憲兵少尉	山梨
杉本長英	憲兵中尉	秋田
杉本理太郎	陸軍少将	兵庫
杉浦忠基	憲兵少佐	静岡
杉山正則	陸軍少将	佐賀
角健三	〃	静岡
角瀬豊夫	憲兵中尉	徳島
澄田睞四郎	陸軍中将	東京
須長将之	憲兵中尉	東京
鈴木美通	陸軍中将	東京
鈴木春雄	憲兵中尉	静岡
鐸木彦象	陸軍少将	福島
鈴木敬司	〃	静岡
鈴木菊彌	憲兵少尉	山形
鈴木熊太郎	陸軍中将	東京
鈴木貞次	〃	静岡
多田勉吉	〃	広島
多田久雄	憲兵中佐	徳島

多田武雄	海軍中将	東京
多賀哲四郎	陸軍少将	広島
田川泉	陸軍大佐	広島
高田典文	憲兵大佐	福岡
高木尚右	陸軍少将	東京
高橋勝彦	陸軍(医)少将	広島
高橋倉之助	憲兵少尉	福島
高橋正高	陸軍(医)中佐	長野
高橋於菟丸	陸軍中将	東京
高橋佐太郎	陸軍少将	東京
高宮政吉	憲兵少尉	島根
高波祐治	陸軍少将	千葉
高尾一人	憲兵大尉	山口
高崎喜惣	陸軍中将	山口
高島万衛	憲兵大尉	栃木
高島辰彦	陸軍少将	東京
高塚省吾	海軍少将	岡山
高山亀夫	陸軍少将	千葉
高山国光	憲兵大尉	鹿児島
高柳儀八	海軍中将、武徳会本部理事	佐賀
武田盛馨	陸軍中将	滋賀
武田三治	海軍中将	青森
武田三郎	憲兵大尉	滋賀
武田精一	陸軍少将	香川
竹内博介	〃	山口
竹内安守	〃	東京
滝昇	〃	埼玉
滝原三郎	〃	山口
滝本一廳	〃	秋田
滝本範時	憲兵少尉	広島
玉木巽	陸軍少尉	岐阜
田村理七	陸軍少将	山梨
田村正	陸軍大佐	高知
田辺豊雄	陸軍少将	熊本
田中博	陸軍少尉	大阪
田中一郎	陸軍大佐	宮城
田中稔	陸軍中将	兵庫
田中宗久	憲兵少佐	長野
田中繁枝	憲兵少尉	山口
田中透	陸軍少将	東京
田中和三郎	憲兵少尉	大阪
谷壁	陸軍少将	愛媛
谷寿夫	陸軍中将、国防機械化協会副会長	東京
谷口初蔵	陸軍少将	東京
谷本邦夫	憲兵中佐	東京
谷村定規	陸軍少将、郷軍連合分会長	宮崎
田坂専一	陸軍中将	東京
立石方亮	陸軍少将	東京
立古陸吉	〃	静岡

寺内定次郎	憲兵少尉	栃木
戸田忠庸	陸軍大佐、明倫会支部長	東京
徳永勇	憲兵中佐	熊本
徳重徹夫	憲兵少佐	兵庫
富岡初治郎	陸軍少将	千葉
友近美晴	〃	東京
友森多我雄	憲兵大尉	山口
戸波弁治	陸軍少将	大阪
鳥飼竹一	憲兵少尉	滋賀
鳥越新一	海軍少将	東京
坪田歓一	憲兵少尉	長野
坪田吉雄	憲兵大尉	愛媛
土屋治男	陸軍大佐	東京
土橋直二郎	陸軍少将	東京
塚田理喜智	陸軍中将	埼玉
月野木正雄	陸軍少将	鹿児島
津森藤吉	陸軍中佐	香川
常岡寛治	陸軍中将	東京
鶴見駿太郎	陸軍少将	大阪
堤益三郎	憲兵少尉	熊本
内田三郎	陸軍少将	東京
内田辰雄	〃	熊本
内野宇一	〃	福岡
内山清作	憲兵中尉	神奈川
宇高歎	陸軍少将	東京
上田久太郎	〃	東京
植村東彦	陸軍中将	東京
上野敬三	海軍中将	岩手
鵜飼芳男	陸軍少将	神奈川
梅谷薫	海軍少将	埼玉
梅崎延太郎	陸軍中将	東京
宇佐美馨	憲兵大尉	静岡
牛島貞吉	陸軍少将	福岡
牛尾藤雅	海軍少将	山口
白井倹吾	陸軍少将	北海道
宇都宮直賢	〃	神奈川
宇都宮忠	憲兵大尉、郷軍分会長	愛媛
和田操	海軍中将	東京
和田勉	憲兵少佐	鹿児島
若林金吉	憲兵大尉	新潟
若松平治	陸軍少将、武徳会副支部長	福岡
若生清	陸軍少将	京都
脇屋末夫	憲兵少尉	京都
渡部進	〃	福島
渡辺千之	〃	長野
渡辺寿	〃	青森
渡辺岩五郎	陸軍少将	大阪
渡辺金造	陸軍中将、翼壮本部総務等	栃木
渡辺正夫	陸軍中将	大阪

渡辺瑞彦	海軍少将	東京
渡辺三郎	陸軍少将	東京
渡辺渡	〃	神奈川
矢部惣治	憲兵中尉	福島
山田英男	陸軍少将、明倫会理事	東京
山田寿一	憲兵中佐	東京
山田善三郎	憲兵大尉	長崎
山際耕三	憲兵少尉	東京
山本新	陸軍大佐	東京
山本順市	陸軍(医)中将	千葉
山本健児	陸軍中将	高知
山本昌雄	陸軍大尉	東京
山本良一	陸軍大佐	石川
山本敏	陸軍少将	千葉
山本新一	憲兵少尉	山口
山本省三	陸軍少将	東京
山元忠義	憲兵中尉	鹿児島
山本募	陸軍中将	東京
山本芳輔	陸軍少将、翼賛市支部長等、武徳会支所長	山口
山村新	陸軍少将	東京
山村治雄	〃	東京
山中繁茂	陸軍中将	高知
山中朋二郎	海軍中将	東京
山瀬昌雄	陸軍中将	広島
山下正雄	憲兵少尉	大阪
山内時治	憲兵大佐	福井
山脇正男	陸軍中将	高知
山崎正男	陸軍少将	東京
柳勇	〃	福岡
柳沢寛次	〃	東京
簗瀬真琴	〃	福島
安田武雄	陸軍中将	神奈川
安川三郎	陸軍少将	福岡
安永篤次郎	〃	埼玉
谷津愛二郎	〃	東京
八原博通	陸軍大佐	鳥取
横尾彌三郎	憲兵大尉	佐賀
横田俊雄	海軍少将	香川
横山勇	憲兵少尉	福岡
横山憲三	陸軍少将	大阪
横山鎮明	〃、翼壮県副団長	広島
米谷芳太郎	憲兵少尉	愛媛
吉田栄治	陸軍大佐	愛知
吉田弘	陸軍少将	岐阜
吉田喜八郎	陸軍中将	東京
吉田豊彦	陸軍大将、国防機械化協会々長、満州電業会社々長	東京

吉田豊彦	陸軍大佐、北九州郷軍同志クラブ理事、郷軍分会長	福岡
吉田洋三	陸軍少佐	広島
吉原矩	陸軍中将	東京
養原誠知	陸軍少将	兵庫
吉井博道	憲兵少佐	東京
吉川喜芳	陸軍少将	北海道
吉永朴	〃	埼玉
芳仲和太郎	陸軍中将	東京
吉武秀人	陸軍少将	熊本
吉植精逸	陸軍(医)少将	東京
吉崎隆	陸軍少将	東京
吉沢不二男	憲兵大尉	長野
吉積正雄	陸軍中将、産業報国会理事等、情報局部長	東京
湯浅康一	憲兵少佐	徳島
湯浅太郎	陸軍少将	兵庫
湯口俊太郎	〃	京都
由比貞雄	〃	岐阜

法務府公告

○押収物還付公告

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

一宮区検察庁

○昭和二十二年押第二一〇号（江原仙吉食糧管理法違反事件）
一、換価金一百九十五円八十一銭
○同押第二一三号（新井寿学同）
一、同四百七十一円九十四銭
○同押第二一四号（木下政治同）
一、同九十九円四十銭
○同押第二一五号（前田幸太郎同）
一、同三百三十六円八十七銭
○同押第二一六号（豊川清吉同）
一、同二百六十円二十三銭
○同押第二一九号（文本商店某同）
一、同五百三十六円五十八銭
○同押第二二〇号（高橋商店某同）
一、同八十九円九十六銭
○同押第二三一号（森田健次同）
一、同一百四十四円五十銭
○同押第二三二号（鈴木次夫同）
一、同二百三十九円三十六銭
○同押第二三三号（佐藤健一同）
一、同一百八十六円三十七銭
○同押第二二五号（前田勇同）
一、同二百七十九円十二銭
○同押第二二七号（木村武雄同）
一、同二百十一円九十二銭

号外

昭27.4.1.

○同押第二二八号（木村清同）
一、同　九十三円十八銭
○同押第二二九号（高間初子物価統制令違反事件）
一、同　九十六円三十八銭
○同押第二三〇号（開発正治郎食糧管理法違反事件）
一、同　二百二十八円五十八銭
○同押第二三一号（山本敏一同）
一、同　三百七十二円九十七銭
○同押第二三二号（原田藤吉同）
一、同　一百三十八円六銭
○同押第二三三号（田中金一同）
一、同　一百八十六円十五銭
○同押第二三四号（小林久治同）
一、同　一百二十八円三十九銭
○同押第二三五号（吉川清一同）
一、同　一百七十一円三十六銭
○同押第二三六号（沖山勝彦同）
一、同　一百四十四円五十銭
○同押第二三八号（石山太郎同）
一、同　一百十一円五十二銭
○同押第二四一号（佐藤博同）
一、同　一百四十七円七十二銭
○同押第二四二号（太田実同）
一、同　一百七十三円四十九銭
○同押第二四三号（木下清吉同）
一、同　一百七十九円九十三銭
○同押第二四四号（吉本文吉同）
一、同　一百六十円六十銭
○同押第二四五号（田辺正男同）
一、同　一百六十円六十銭
○同押第二四九号（平野光明同）
一、同　一百二十五円十二銭
二、手提袋　二個
三、風呂敷　一枚
○同押第四六六号（酒井市郎同）
一、換価金　一百八十四円八十銭
○同押第四八五号（信武物産株式会社同）
一、同　一百六十六円三十八銭
○同押第四八四号（豊川清吉同）
一、同　二百七十六円三十四銭
○同押第四八六号（前川利通同）
一、同　一百四十一円二十八銭
○同押第四八八号（石原世平同）
一、同　一百二十八円三十九銭
○同押第四九四号（林一郎同）
一、同　一百八十六円三十七銭
○同押第四九五号（協和商店物価統制令違反事件）
一、同　一百十二円二十四銭
○同押第四九六号（福本一松同）
一、同　六百三十六円三十二銭
○同押第四九八号（青島正次同）
一、同　一百八十六円八十一銭

○同押第五〇八号（佐藤信義食糧管理法違反事件）
一、同　一百十一円五十五銭
○同押第五一二号（小山芳雄同）
一、同　三百四十円七十五銭
○同押第五一三号（井上政一同）
一、同　二百五十四円四十八銭
○同押第五一四号（平本友次郎同）
一、同　三百四十三円七十六銭
○同押第五一六号（曾根春夫同）
一、同　一百三十一円六十一銭
○同押第五一七号（山田吉造同）
一、同　二百九十二円二十二銭
○同押第五一八号（大山治郎同）
一、同　一百五十五円十三銭
○同押第五一九号（青松栄斗同）
一、同　八百七十三円五十二銭
○同押第五二〇号（木村一郎同）
一、同　一百三十八円六銭
○同押第五二一号（米田芳郎同）
一、同　二百八十円四十八銭
○同押第五二二号（松岡鶴明同）
一、同　二百二十八円二銭
○同押第五二四号（橋本永吉同）
一、同　四百四十三円三十九銭
○同押第五二五号（吉川任守同）
一、同　二百二十八円六銭
○同押第五二七号（西原政吉同）
一、同　五百十四円二十五銭
○同押第五二八号（中村新吉同）
一、同　一百十五円五十銭
○同押第五二九号（片山信太郎同）
一、同　二百六十九円九十銭
○同押第五三〇号（田中吉夫同）
一、同　一百八十六円三十七銭
○同押第五三一号（豊川清吉同）
一、同　一百七十六円七十一銭
○同押第五三二号（岩本健市同）
一、同　三百五十円九十四銭
○同押第五三三号（岡田吉雄同）
一、同　一百七十九円九十三銭
○同押第五三四号（中村一郎同）
一、同　二百十八円三十六銭
○同押第五三六号（高田正義同）
一、同　一百三十四円八十四銭
○同押第五三七号（山田芳松同）
一、同　三百七十五円九十三銭
○同押第五三八号（宮川栄吉同）
一、同　四百八十一円六十銭
○同押第五三九号（山下武男同）
一、同　一百九十四円二十二銭
○同押第五四〇号（松村義信同）
一、同　九十六円九十七銭
○同押第五四一号（山崎計雄同）
一、同　二百十三円五十銭
○同押第五四二号（小林久一同）
一、同　二百一円八十七銭

○同押第五四三号（松原靖之同）
一、同　九百九十一円八十二銭
○同押第五七三号（青松新一同）
一、同　四百三十八円七十五銭
○同押第五七四号（岩山容学同）
一、同　一百六十円六十銭
○同押第五七五号（早川清一郎物価統制令違反事件）
一、同　一百七十二円三十四銭
○同押第五七六号（太平時衛同）
一、同　八百三十一円六十八銭
○同押第五七八号（新本擯重食糧管理法違反事件）
一、同　九十三円十八銭
○同押第五八四号（佐藤惣夫同）
一、同　二百三十一円七銭
○同押第五七四号（足立長一同）
一、同　一百五十九円三十六銭
○同押第五九八号（青松春子同）
一、同　七百五十八円六十一銭
○同押第六〇〇号（花崎キク同）
一、同　一百九十九円二十銭
○同押第六〇五号（岩野春一物価統制令違反事件）
一、同　一百二十三円五十八銭
○同押第六〇六号（柳井四郎同）
一、同　五百十九円九十銭
○同押第六〇七号（鈴木八郎同）
一、同　五千八百二十四円
○同押第六一〇号（石川営業所食糧管理法違反事件）
一、同　四百三十五円四十九銭
○同押第六一二号（吉田春子同）
一、同　九十三円十八銭
○同押第六一三号（金田鉱京同）
一、同　二百九十五円八十九銭
○同押第六一五号（片山清同）
一、同　一百四十四円二十八銭
○同押第六一八号（安田修同）
一、同　三百二十七円四十三銭
○同押第六二一号（戸屋健二同）
一、同　九十三円十四銭
○同押第六二四号（中島三郎同）
一、同　一百三十五円六銭
○同押第六二五号（宮藤茂夫同）
一、同　九十二円九十六銭
○同押第六二七号（河野孝子同）
一、同　一百九円七銭
○同押第六二八号（西山一郎同）
一、同　一百八円五十二銭
○同押第六三一号（都山清市同）
一、同　一百三十四円十八銭
○同押第六三三号（大原利夫同）
一、同　二百七十九円三十四銭
○同押第六三四号（高山信夫同）
一、同　三百二十四円二十一銭

○同押第六三五号（西野健同）
一、同　三百十七円七十七銭
○同押第六三六号（松本正吉同）
一、同　四百六十五円七十一銭
○同押第六三七号（大村光吉同）
一、同　一百八十六円三十七銭
○同押第六三八号（斎藤恒夫同）
一、同　一百八十六円三十七銭
○同押第六三九号（吉田信泰同）
一、同　五百円七十銭
○同押第六四〇号（胡桃沢ひさ子同）
一、同　九十二円七十四銭
○同押第六四二号（野山政夫同）
一、同　一百八十六円三十七銭
○同押第六四五号（田中富市同）
一、同　一百四十一円三十八銭
○同押第六四七号（徳本順吾同）
一、同　一百六十七円五銭
○同押第六四八号（山田芳弘同）
一、同　一百九十八円八十一銭
○同押第六四九号（新井秀雄同）
一、同　八十九円七十四銭
○同押第六五〇号（斎藤明夫同）
一、同　八十九円七十四銭
○同押第六五一号（田中一郎同）
一、同　九十九円六十三銭
○同押第六五二号（田中一郎同）
一、同　四百八十一円五十九銭
○同押第六五五号（工藤正男同）
一、同　一百七十九円九十三銭
○同押第六五六号（中野春吉同）
一、同　一百七十二円八十二銭
○同押第六五八号（金田春吉同）
一、同　一百三十八円六銭
○同押第六五九号（松田圭松同）
一、同　一百四十一円二十八銭
○同押第六六〇号（佐藤哲三郎同）
一、同　一百八十二円九十三銭
○同押第六六一号（早山喜雄同）
一、同　九十六円十八銭
○同押第六六二号（木村春夫同）
一、同　二百七十九円十二銭
○昭和二十三年押第二九号（平岩アサ同）
一、同　一百十七円六十銭
○同押第七〇号（藤田豊物価統制令違反事件）
一、同　一百五十七円五十銭
○同押第一八一号（加藤政一食糧管理法違反事件）
一、同　一百七十三円三十五銭
○同押第一九八号（加藤保夫同）
一、同　七十四円
○同押第二〇〇号（成田和吉物価統制令違反事件）
一、同　七十円

○同押第二一八号（山内実食糧管理法違反事件）
一、同　二百五十二円
○同押第二三三号（石田正昭同）
一、同　八十四円
○同押第二八六号（伊藤与作同）
一、同　四百七十六円三十六銭
○同押第二八七号（藤原正史同）
一、同　三百九十八円四十銭
○同押第二八九号（吉田豊秋同）
一、同　五百六十二円十一銭
○同押第二九一号（小原トクヱ同）
一、同　二百五十二円三十八銭
○同押第二九二号（金森正吉同）
一、同　一千三十七円十銭
○同押第二九四号（野村正夫同）
一、同　五百六十九円七十八銭
○同押第二九六号（原田武雄同）
一、同　一百九十一円二十三銭
○同押第四一三の一号（加藤正吉同）
一、同　一百五十三円二十五銭
○同押第四二七号（新見正雄物価統制令違反事件）
一、同　二百十九円
○同押第四九三号（田中東光食糧管理法違反事件）
一、同　七十円
○昭和二十二年押第五九〇号（橋本富子同）
一、同　三百五十九円二十銭
○昭和二十三年押第二九九号（野田昭二傷害事件）
一、小刀　一
○同押第四七九号（政春哲平食糧管理法違反事件）
一、換価金　四十五円五十銭

名古屋地方検察庁一宮支部

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十三年押第一四五号（金盛甲食糧管理法違反事件）
一、換価金　二千三十二円三十二銭
○昭和二十五年押第三五号（井上三郎こと金勝吉銃砲等所持禁止令違反事件）
一、日本刀　一振
○同押第三一号（木野喜代一臨時物資需給調整法違反事件）
一、毛織物ラシヤ　一切
○同押第六一四号（須田真三外一名窃盗等事件）
一、ジヤックナイフ　一挺
二、中古黒色スキー帽　一個
三、現金　十五円五十銭

○昭和二十六年押第八五〇号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　一千六百八円
二、布袋　一個
三、風呂敷　一枚
○同押第八五一号（同）
一、換価金　五百六十八円
二、袋　一個
○同押第八五二号（同）
一、換価金　一千四百六十四円
二、布袋　一個
○同押第八五三号（同）
一、換価金　一千二百二十九円
二、袋　一個
○同押第八五四号（同）
一、換価金　一千六百三十六円
二、袋　一個
三、風呂敷　一枚
○同押第八五五号（同）
一、換価金　七百七十四円
二、袋　一個
三、風呂敷　一枚
○同押第八五六号（同）
一、換価金　八百四円
二、袋　一個
三、風呂敷　一枚
○同押第五九号（金山孝仁こと金孝仁覚せい剤取締法違反事件）
一、同　一枚
二、紙箱　一個
○同押第一一四号（浅井みな横領事件）
一、木札　一枚
○同押第四三一号（金明守外一名窃盗事件）
一、ジヤックナイフ　一挺
二、ドライバー　一個
三、棒鑢　一本
四、金明守名義の外国人登録証明書　一通
○同押第七八九号（李尚贊銃砲刀剣類等所持取締令違反事件）
一、自転車警板（中抜板）　一個
二、短刀　一振
○同押第八一五号（畑田文雄遺失物横領事件）
一、中型バッテリー　一個
○同押第八一九号（川瀬隆司同）
一、手提金庫　一個
○昭和二十七年押第六号（中田三夫窃盗事件）
一、直立碍子　四本
二、水道用パイプ　一個
○昭和二十二年押第三七号（保津譲一外三十三名賭博事件）
一、現金　一百五十円

○昭和二十五年押第三八一七号（黄浩宗外二名窃盗等事件）
一、紺色サージ服地　二反
○昭和二十六年押第四九号（柳栄隣窃盗事件）
一、南京袋　二枚
○同押第二〇三一号（今西輝雄詐欺事件）
一、腕巻時計　一個
○同押第二四二八号（金本徳伸外一名強盗未遂事件）
一、現金　二千円
○同押第二五〇四号（宇佐美勝十四窃盗等事件）
一、中古自転車　一台
○同押第二九五五号（野村敬一詐欺事件）
一、通知状　一枚
二、受領書　二枚
○同押第三一二六号（田中正春窃盗事件）
一、布製白ズック靴　一足
二、女向革製バンド　一本
三、メリヤス丸首シャツ　一枚
○同押第三八四六号（太田尚明臨時物資需給調整法違反事件）
一、換価金　一万三千九百四十四円
○同押第三四八五号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、同　一千六百八円
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第五三三号（丸井志乃武外一名猥褻略取事件）
一、雑誌奇譚クラブ　一冊
○同押第九三九号（森嶌左ヱ門外六名業務上横領等事件）
一、建築関係書類　一冊
二、賃金台帳　一冊
三、組合定款　一冊
四、事業成績報告書　二冊
五、雑書類綴　一冊
○同押第一六七二号（朴明五外二名窃盗事件）
一、枕時計　一個
二、男持絹張洋傘　一本
○同押第三三〇七号（石黒銅児横領事件）
一、受取書　一通
○同押第三四八三号（柳木マス窃盗等事件）
一、現金　二百円
○同押第三四八六号（氏名不詳の女食糧管理法違反事件）
一、換価金　二千三百五十四円
二、布袋　二枚
三、風呂敷　二枚

八戸区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年保第二三六号（松崎コシナ食糧管理法違反事件）
一、換価金　二千五百九十四円
○同保第二五二号（谷木キク同）
一、同　七百四十九円
○同保第二九九号（宮崎ハル子同）
一、同　千二百十一円

富田林区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十三年領第四三号（中野鉄男食糧管理法違反事件）
一、米換価金　百九十七円
○昭和二十四年領第二〇九号（李判順同）
一、同　四百五十三円七十五銭
○同領第二一〇号（福本一郎物価統制令違反事件）
一、魚換価金　三百三十一円十四銭
○昭和二十五年領第一八九号（李四万食糧管理法違反事件）
一、米換価金　二千二百四十三円九十銭
○同領第二三五号（山本フサ子同）
一、同　三百八十四円
○昭和二十六年領第一二八号（金成大同）
一、同　一千六百二十六円
○同第一七五号（酢谷三郎窃盗事件）
一、証第一号　紺色綿縞入夏服上衣
一、証第二号　写真機　一

津山区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十七年領第五八号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、米等換価金　千五十一円
一、荷札　一枚
○同領第五二号（同）
一、米等換価金　九百四十四円
一、荷札　一枚
○同領第六四号（同）
一、米等換価金　九百三十六円四十銭
○同領第六三号（同）
一、同　七百八十六円
○同領第七七号（同）
一、同　六千六百五十一円
○同領第七九号（同）
一、同　千六十一円
○同領第八〇号（同）
一、同　二万三千五百四十四円

○同領第六五号（同）
一、同　千七百十七円
○同領第七八号（同）
一、同　九百五十七円
○同領第六七号（同）
一、同　千六百四十四円
○同領第六八号（同）
一、同　九百二円
○同領第六九号（同）
一、同　百五十六円
○同領第三八号（同）
一、同　四千二百五十二円
一、トランク　三
一、リュックサック　一
一、布袋　一
○同領第三九号（同）
一、米等換価金　六千四百五十二円

尾道区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年保第一一八号（氏名不詳十二名食糧管理法違反事件）
一、換価金　四、二一七円
○同保第一一三一号（同）
一、同　九三四円
○同領第八三二号（柳生綱要薬事法違反事件）
一、山人参　四八包

藤岡区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十五年押第八三九号（笹川かつ食糧管理法違反被疑事件）
一、精米換価金　八百六十一円
○同押第六六六号（四分一芳治同）
一、同　八百三十三円
○同押第六六七号（田中孝司同）
一、同　八百三十三円
○昭和二十六年押第一三七号（青木アキ同）
一、同　五百五十三円
○同押第一三六号（小林八千代同）
一、同　一千四百三十二円
○同押第三七一号（中田照光同）
一、同　一千百八十八円
○同押第三七三号（木村建太郎同）
一、同　一千百四十八円
○同押第四一一号（石川かね同）
一、同　一千九十七円
○同押第六五二号（木村てる同）
一、同　六百七十七円八十銭

佐賀区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年保第二二五〇号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　一千八百二十九円
○同保第二二五一号（同）
一、同　七千五百十八円
○同保第二二五二号（同）
一、同　四百六円

京都地方検察庁舞鶴支部

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年押第七〇号（金芳吾酒税法違反事件）
一、蒸溜器　一箇
二、冷却器　一箇
三、密造濁酒　一石
四、五斗桶　二本
○同押第九五号（金在男同）
一、一斗空壷　一本
二、蒸溜器　一箇
三、蒸溜器用釜　一箇
四、濾過器　一箇
○同押第一二六号（片山辰夫詐欺等事件）
一、布製財布　一箇
○同押第一四〇号（三井毅外一名詐欺、窃盗事件）
一、懐中時計　一箇

裁判所公告

（●印は新掲載）

○公示催告

●昭和二十七年（へ）第二号

鎌倉市小町七十五番地
申立人　小池喜一
右代理人弁護士　植谷寿秋

別紙目録表示の株券につき前記申立人より公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年十一月五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月五日
伏見簡易裁判所
裁判官　河村耕太郎

（別紙）　目録

宝酒造株式会社株式二百株
一株額面　金五十円全額払込済
額面及枚数　五千円(百株)券二枚
記号番号　(イ)津甲一七一五一(ロ)津甲二一一〇〇
発行年月日　(イ)(ロ)共昭和二十五年二月一日
発行者　宝酒造株式会社
最終名義人　(イ)玉塚証券株式会社取締役社長玉塚栄次郎(ロ)大沢証券株式会社取締役社長大沢龍次郎

号外

●昭和二十七年(ヘ)第一〇四号

岐阜県揖斐郡西郡村大字中之元七二八
申立人　小森　鐙正
右代理人弁護士　山口進太郎

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月十一日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

（別紙）　目　録

株式会社日本勧業銀行株券百株券一通
株券記番号　和は号三三二六番
一株の金額　金五十円也
最終名義人　小森鐙正

●昭和二十七年(ヘ)第一〇五号

青森県弘前市富田字大野二七館山武義方
申立人　石井　通夫
右代理人　佐藤　次男

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月十日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）　目　録

東洋レーヨン株式会社株式一百株券一枚
額面金額　金五千円也
記号番号　T第二五九四四号
発行年月日　昭和二十四年十二月一日
最終株主　石井通夫
最終所持人　石井通夫

●昭和二十七年(ヘ)第一〇八号

大分県別府市浜脇東町四〇七六
申立人　加藤　省吾
高知県高松市天神前二二五高松管区経済局内
申立人　前川　勝
右代理人　上西　英雄

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月十日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）　株券目録

浅野セメント株式会社十株券五枚
株券の額面　金五百円也
記番号　自る乙第一四四〇号至る乙第一四四四号
発行年月日　昭和十四年十一月二十日
最終名義人　加藤省吾
日本セメント株式会社百株券一枚
株券の額面　金五千円也
記番号　そ丙第八二七九五号
発行年月日　昭和二十五年四月一日
最終名義人　前川勝

●昭和二十七年(ヘ)第一一一号

東京都世田谷区玉川町一一五五四
申立人　多摩精器工業株式会社
右代表取締役　笈川　留吉

別紙表示の約束手形に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に約束手形を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月十一日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

（別紙）　目　録

一　約束手形　二通
番号　(イ)第三〇五号(ロ)第三二三号
金額　(イ)四万九千六百円也(ロ)四万五百円也
支払期日　(イ)昭和二十六年十月三十一日(ロ)同年十一月十日
支払地　東京都千代田区
支払場所　(イ)株式会社日本勧業銀行(ロ)株式会社富士銀行
振出地　東京都千代田区
振出日　昭和二十六年七月十四日
振出人　東京都千代田区丸の内、丸ビル内六四六号室わかもと製薬株式会社専務取締役牧田鉱市
宛名人　多摩精器工業株式会社

●昭和二十七年(ヘ)第一一二号

大阪府豊中市大字新免二四一
申立人　明田　重義
東京都八王子市子安町一七
申立人　斎藤和三郎

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月十日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）　目　録

ヂーゼル自動車工業株式会社株券(一)五十株券二枚(二)十株券一枚
記号番号　(一)ろ丙第二二四八号、ろ丙第二二四九号(二)い乙第三九三〇号
株券額面　(一)金二千五百円(二)金五百円
一株の払込金額　金五十円
発行年月日　昭和十六年八月一日
最終名義人　(一)明田重義(二)斎藤和三郎

●昭和二十七年(ヘ)第一一四号

名古屋市瑞穂区汐路町五の一七
申立人　浜島　辰雄
富山県西礪波郡荒川村芹川三五九八
申立人　高橋　久吉
右二名代理人　上田　直承

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月十一日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

（別紙）　目　録

東洋高圧工業株式会社百株券二枚十株券五枚
記号番号　(イ)丙八四四一、丙八四四二、は一一六二、は一一六三、合は三四五(ロ)RB四六四五四、RB四六四五五
額面金額　RB券五千円、丙券は券合は券五百円(全額払込済)
発行会社　東洋高圧工業株式会社
最終名義人　(イ)浜島辰雄(ロ)高橋久吉

●昭和二十七年(ヘ)第一一六号

静岡県沼津市錦町六七九
申立人　小沢　弘

別紙表示の小切手に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に小切手を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月十日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）　目　録

一　小切手の種類　横線小切手
小切手番号　C〇七九三四
小切手金額　金一十五万円也
発行年月日　昭和二十七年一月二十六日
振出人住所及氏名　東京都千代田区株式会社大森商店専務取締役吉原勧一郎
支払場所　東京都千代田区神田須田町一丁目、株式会社協和銀行神田支店

●昭和二十七年(ヘ)第一一九号

水戸市鷹匠町七三〇
申立人　長谷川金松

別紙表示の約束手形に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に約束手形を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月十日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）　目　録

約束手形
額面　金一百二十四万九千一百円也
支払期日　昭和二十七年四月二十四日
支払地　東京都
支払場所　株式会社三和銀行内幸町支店
振出地　東京都
振出人　株式会社吾妻商会
所持人　長谷川金松
振出日　昭和二十七年二月二十日

●昭和二十七年(ヘ)第一一七号

松山市東一万町八六
申立人　小川　猛
右代理人　蔵野　安雄

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月十一日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

（別紙）　株券目録

日本鋼管株式会社株式二百株
五十株券　二枚
記号番号　丙第七六号、丙第七七号
以上最終株券名義人　黒田緑
十株券　九枚、乙自第二一八四八号至第二一八五二号、戊自第二八七九三号至第二八七九五号、戊第五七七七一号
一株券　十枚、乙第一五三七八号、戊自第二八六一四号至第二八六一八号、戊自第六〇三〇〇号至第六〇三〇三号
以上最終株券名義人　野村証券株式会社岡山支店支配人秋田金一
額面金額　五十株券金二千五百円也、十株券金五百円也、一株券金五十円也
一株の金額　金五十円也全額払込済
以上最終所持人　小川猛

●昭和二十七年(ヘ)第一二三号

静岡県志太郡青島町南新屋三二四の一
申立人　青島　英樹

別紙表示の割引興業債券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に割引興業債券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月十一日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

（別紙）　目　録

第五十一号割引興業債券
額面　金十万円也、十万円券一枚
番号　第一二二二番
発行日　昭和二十六年二月二十八日
償還日　昭和二十七年二月二十八日
発行者　株式会社日本興業銀行
最終所持人　青島英樹

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

昭27.4.1.

官報

号外（第三十四号）

明治二十五年三月十一日
第三種郵便物認可

目次

省令

○薬事工業生産動態統計調査規則　一頁

規則

○信託財産報告書等に関する規則の一部改正　八
○証券取引法に基き、並びに同法を施行するため総則、証券業者及び雑則の一部に関する規則等の一部改正　二

告示

○薬事工業生産動態統計調査の調査範囲から除外する業種指定　一八

省令

◉厚生省令第十号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三條第二項の規定に基き、薬事工業生産動態統計調査規則を次のように定める。

昭和二十七年四月一日

厚生大臣　吉武　惠市

薬事工業生産動態統計調査規則

（省令の趣旨）

第一條　統計法（以下「法」という。）による指定統計である薬事工業生産動態統計調査（以下「生産動態統計調査」という。）の施行に関しては、この省令の定めるところによる。

（調査の目的）

第二條　生産動態統計調査は、医薬品及び避妊用用具に関する毎月の生産の実態を明らかにすることを目的とする。

（定義）

第三條　この省令で「医薬品」とは、薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）第二條第四項に規定する物であつて、脱脂綿、ガーゼ及び衛生家庭綿並びにもつぱら動物に用いられるもの以外のものをいう。

2　この省令で「避妊用用具」とは、ペツサリー、衛生サツク、避妊用スポンジ及び避妊用海綿類並びに家庭用膣内洗じよう器をいう。

（調査の期日）

第四條　生産動態統計調査は、毎月末現在によつて行う。

（調査の範囲）

第五條　生産動態統計調査は、薬事法第二十六條第一項の規定により医薬品製造業の登録を受けて医薬品を製造する製造所及び同項の規定により用具製造業の登録を受けて避妊用用具を製造する製造所について行う。

但し、厚生大臣が厚生省告示で指定する業種に属する製造所を除く。

（調査事項）

第六條　生産動態統計調査は、医薬品及び避妊用用具に関して、左に掲げる事項について行う。但し、避妊用用具については、第二号及び第三号に掲げる事項を除く。

一　生産品
　1　月初在庫高
　2　月間生産高
　3　月間出荷高
　4　月末在庫高
二　従事者
　1　月末在籍生産労働者数
　2　月末在籍管理、事務及び技術労働者数
　3　月間臨時労働者延数
三　その他
　1　操業日数
　2　石炭及び電力の消費量

（申告義務）

第七條　第五條に規定する製造所の管理責任者（以下「申告義務者」という。）は、前條各号に掲げる事項について申告しなければならない。

（申告の方法）

第八條　前條の規定による申告は、厚生大臣が都道府県知事を経由して申告義務者に配布する調査票用紙によつてしなければならない。

2　前項の調査票は、別記第一号様式から第六号様式までによる。

第九條　申告義務者が調査票用紙の配布を受けなかつたときは、調査票提出先にその旨を申し出て、その配布を受けなければならない。

第十條　申告義務者は、調査票用紙に所定の事項を記入し、記名なつ印して、調査月の翌月十五日までに当該製造所所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

第十一條　都道府県知事は、前條の規定により提出された調査票を整理審査し、調査月の翌月二十日までに厚生大臣に提出しなければならない。

（統計調査員）

第十二條　生産動態統計調査の事務に従事させるため、法第十二條第一項に規定する統計調査員を置く。

2　統計調査員は、都道府県知事が任命する。

3　統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、調査票の配布、取集その他の生産動態統計調査に関する事務を行う。

（統計事務職員）

第十三條　生産動態統計調査には、法第十條第三項但書の規定により同條第一項及び第二項に規定する者以外のものをも従事させることができる。

（実施調査）

第十四條　生産動態統計調査に従事する統計官、統計主事、第十二條に規定する統計調査員及び前條の規定により生産動態統計調査の事務に従事する者は、生産動態統計調査のため必要があるときは、法第十三條の規定により申告義務者に質問し、なお不審があるときは、必要な場所に立ち入り、生産高、従業者数若しくは石炭及び電力の消費量について検査をなし、又は調査資料の提出を求めることができる。この場合には、その職務を示す証票を示さなければならない。

（結果表の作成及び公表）

第十五條　厚生大臣は、第十一條の規定により提出された調査票を審査集計して、結果表を作成し、これを調査月の翌々月までに薬事工業生産動態統計調査月報その他により公表する。

（調査票及び結果表の保存）

第十六條　厚生大臣は、調査票については二年間、結果表については五年間保存しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

毎日文庫

号外

昭27.4.1.

第一号様式

㊙

（厚―689 昭27.4.1登録）

薬事工業生産動態統計調査

第Ⅰ票　医薬品生産月報総括表

指定統計 第48号

厚生省薬務局

（総）

1 昭和　年　月分

2 符号				
(1)月別	(2)府県名	(3)事業所名	(4)生産規模番号	(5)労働規模番号
※	※	※	※	※

3 提出枚数					
第Ⅰ票	第Ⅱ票	第Ⅲ票	第Ⅳ票	第Ⅴ票	計
※ 1 枚	枚	枚	枚	枚	枚

調査員記名捺印　※　㊞

4 申告義務者職名，氏名及び捺印　㊞

5 記載担当者氏名及び捺印　㊞

6 生産

項目	(1)月初在庫金額 十億 百万 千円	(2)生産金額 十億 百万 千円	(3)増の補正金額 十億 百万 千円	(4)出荷金額 十億 百万 千円	(5)減の補正金額 十億 百万 千円	(6)月末在庫金額 十億 百万 千円
(a)最終製品						
(b)バルク製品						
計						

7 労働者

		(a)男 千 人	(b)女 千 人	(c)計 千 人
常用労働者	(1)生産労働者			
	(2)管理，事務及び技術労働者			
	(3)計			
(4)臨時労働者の月間における延人員				

8 その他（月間）

(5)操業日数	日
(6)石炭消費量	千 屯
(7)電力消費量	百万 千 KWH

9 備考　本月の生産金額が前月に比較して，10%以上増加又は減少したときは，その理由を簡単にのべられたい。

整理用　※　※　※

製造所登録番号（　）

登録名義又は氏名名称

製造所名

製造所所在地　（電話　）

※印を附した欄には，何も記載しないで下さい。

第二号様式

㊙

（厚―690 昭27.4.1登録）

薬事工業生産動態統計調査

第Ⅱ票　最終製品中特掲医薬品生産月報

指定統計 第48号

厚生省薬務局

（特）

1 昭和　年　月分

2 符号		
(1)月別	(2)府県名	(3)事業所名
※	※	※

3 提出枚数　　枚

調査員記名捺印　※　㊞

4 申告義務者職名，氏名及び捺印　㊞

5 記載担当者氏名及び捺印　㊞

6 品名	7 規格	8 品名番号	9 分類番号 (1)成分分類	(2)薬効分類	(3)剤型分類	(4)行政分類	10 金額 (5)生産 百万 千円	(6)出荷 百万 千円	(7)月末在庫 百万 千円	11 数量 記入単位	(8)生産	(9)出荷	(10)月末在庫
計													

整理用　※　※　※

製造所登録番号（　）

登録名義又は氏名名称

製造所名

製造所所在地　（電話番号　）

※印を附した欄には，何も記載しないで下さい。

号外

昭27．4．1．

第三号様式

（厚－691
昭27.4.1登録）

薬事工業生産動態統計調査

㊙　　(非)

厚生省薬務局

指定統計
第　48　号

第 III 票　最終製品中非特掲医薬品生産月報

1 昭和　年　月分							
2	(1)月別	(2)府県名	(3)事業所名	3 提出枚数			
符号	※	※	※	枚			

	調査員記名捺印	※　　㊞
4	申告義務者職名，氏名及び捺印	㊞
5	記載担当者氏名及び捺印	㊞

6 品名	7 規格	8 品名番号	9 分類番号				10 金額						11 数量			
			(1) 成分分類	(2) 薬効分類	(3) 剤型分類	(4) 行政分類	(5) 生産		(6) 出荷		(7) 月末在庫		記入單位	(8) 生産	(9) 出荷	(10) 月末在庫
							百万	千円	百万	千円	百万	千円				
計																

整理用			製造所登録番号	（　）	登録氏名又は名称		製造所名		製造所所在地
※	※	※							（電話番号　　）

※印を附した欄には，何も記載しないで下さい。

第四号様式

（厚－692
昭27.4.1登録）

薬事工業生産動態統計調査

㊙　　(バ)

厚生省薬務局

指定統計
第　48　号

第 IV 票　バルク製品（医薬品）生産月報

1 昭和　年　月分							
2	(1)月別	(2)府県名	(3)事業所名	3 提出枚数			
符号	※	※	※	枚			

	調査員記名捺印	※　　㊞
4	申告義務者職名，氏名及び捺印	㊞
5	記載担当者氏名及び捺印	㊞

6 品名	7 規格	8 品名番号	9 分類番号				10 金額						11 数量			
			(1) 成分分類	(2) 薬効分類	(3) 剤型分類	(4) 行政分類	(5) 生産		(6) 出荷		(7) 月末在庫		記入單位	(8) 生産	(9) 出荷	(10) 月末在庫
							百万	千円	百万	千円	百万	千円				
計																

整理用			製造所登録番号	（　）	登録氏名又は名称		製造所名		製造所所在地
※	※	※							（電話番号　　）

※印を附した欄には，何も記載しないで下さい。

号外

昭27.4.1.

第五号様式　㊙　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊫

指定統計第48号

（厚—693、昭27.4.1.登録）

薬事工業生産動態統計調査

第Ⅴ票　実生産医薬品生産月報

厚生省薬務局

1. 昭和　　年　　月分		
2. 区分	(1) 月別 ※	(2) 府県名 ※

調査員記名捺印	※	㊞
3. 申告義務者職名、氏名及び捺印		㊞
4. 記載担当者氏名及び捺印		㊞

5. 番号	6. 品名	7. 記入単位	8. 月初在庫数量	9. 実生産数量	10. 消費数量	11. 月末在庫数量
1	亜鉛華軟膏	kg				
2	アクリノール	kg				
3	アセチルサリチル酸	kg				
4	アセトアニリド	kg				
5	アミノピリン	kg				
6	アミノ安息香酸エチル	kg				
7	アルコール	kg				
8	アルゼノベンゾールナトリウム	g				
9	安息香酸ナトリウムカフェイン	kg				
10	インシュリン	国際単位				
11	ウワウルシ流エキス	kg				
12	エストロン	g				
13	エピレナミン	g				
14	塩酸エフェドリン	kg				
15	塩酸プロカイン	kg				
16	果糖	kg				
17	カフェイン	kg				
18	苦味チンキ	kg				
19	クレゾール石鹸液	kg				
20	抗ヒスタミン原末	kg				
21	酢酸カリウム液	kg				
22	サリチル酸ナトリウム	kg				
23	サルチル酸ナトリウムテオブロミン	kg				
24	サントニン	kg				
25	3・4—ジメチル　5—スルファニルアミノイソオキサツオール	kg				
26	次硝酸ビスマス	kg				
27	スルファミン	kg				
28	アセトスルファミン	kg				
29	スルファグアニジン	kg				
30	スルファジアジン	kg				
31	スルファチアゾール	kg				
32	スルファメチルチアゾール	kg				
33	スルファメラジン	kg				
34	ホモスルファミン	kg				
35	ストレプトマイシン	g				
36	ジヒドロストレプトマイシン	g				
37	チアントール	kg				
38	テストステロン	g				
39	D　D　T	kg				
40	乳糖	kg				
41	ネオアルゼノベンゾール	g				
42	脳下垂体後葉注射液	cc				
43	パラオキシ安息香酸ブチル	kg				
44	パラアミノサリチル酸ナトリウム	kg				
45	バルビタール	kg				
46	絆創膏	平方米				
47	B　H　C（99%γ）	kg				
48	〃（40～60%γ）	kg				
49	〃（12%γ）	kg				
50	ビタミンB_1	kg				
51	ビタミンC	kg				
52	ビタミンAカプセル	千球				
53	フェナセチン	kg				
54	ブドウ糖	kg				
55	ブロムワレリル尿素	kg				
56	ヘキシルレゾルシン	kg				
57	ペプトン	kg				
58	ペニシリン	万単位				
59	マーキュロクロム	kg				
60	メチルテストステロン	g				
61	メチルヘキサビタール（溶性を含む。）	kg				
62	木タール軟膏	kg				
63	ヨウ化カリウム	kg				
64	ルチン	g				

整理用 ※　※　※	製造所登録番号	（　　）	登録氏名又は名称		製造所名		製造所所在地	（電話番号　　　　）

※印を附した欄には、何も記載しないで下さい。

第六号様式　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊧

㊙

（厚—694、昭27.4.1登録）

薬事工業生産動態統計調査

第Ⅵ票　避妊用用具生産月報

厚生省薬務局

指定統計第48号

（昭和　　年　　月分）

製造所所在都道府県名	

調査員記名捺印	※	㊞
申告義務者職名、氏名及び捺印		㊞
記載担当者氏名及び捺印		㊞

番号	品名	記入単位	月初在庫		生産		出荷		月末在庫	
			数量	金額（単位千円）	数量	金額（単位千円）	数量	金額（単位千円）	数量	金額（単位千円）
1	衛生サック	グロス								
2	ペッサリー	個								
3	避妊用スポンジ及び避妊用海綿類	個								
4	家庭用膣内洗じょう器	個								

整理用 ※　※　※	製造所登録番号	（　　）	登録氏名又は名称		製造所名		製造所所在地	（電話番号　　　　）

※印を附した欄には、何も記載しないで下さい。

号外

昭27.4.1.

規　　則

◉証券取引委員会規則第一号

証券投資信託法（昭和二十六年法律第百九十八号）第十九條第一項及び第二項の規定に基き、信託財産報告書等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和二十七年四月一日　　証券取引委員会委員長　島居　庄蔵

信託財産報告書等に関する規則の一部を改正する規則

信託財産報告書等に関する規則（昭和二十六年証券取引委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

（様式第一号）

信託財産報告書

証券取引委員会　殿

年　月　日提出

委託会社名　印

代表者　㊞

○○証券投資信託第　期

委託会社名

受託会社名

(1)　貸借対照表

昭和　年　月　日現在

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金		期末元本	
預金		借入金	
金銭信託		未払金	
株券		未払株式払込金	
国債証券		未払税金	
地方債証券		未払事務処理費	
特殊証券		未払運用手数料	
社債券		未払信託報酬	
未収入金		未払利息	
未収配当金		その他未払費用	
未収分配金		前受金	
未収償還金		前受収益	
未収利息		繰越利益金	
その他未収収益		当期未払分配金	
前払金		当期利益金	
繰延勘定			
繰越欠損金			
当期欠損金			
合計		合計	

(2)　有価証券明細表

イ　株券

銘柄	株数	帳簿価額	時価	評価損益	備考
計					

ロ　国債証券

銘柄	券面総額	帳簿価額	時価	評価損益	備考
計					

ハ　地方債証券

銘柄	券面総額	帳簿価額	時価	評価損益	備考
計					

ニ　特殊証券

銘柄	券面総額	帳簿価額	時価	評価損益	備考
計					

ホ　社債券

銘柄	券面総額	帳簿価額	時価	評価損益	備考
計					

（記載上の注意）　備考欄には、評価益中に含まれる経過利子の額を記載すること。

---

(3)　損益計算書

昭和　年　月　日から
昭和　年　月　日まで

損失		利益	
科目	金額	科目	金額
有価証券売買損		有価証券売買益	
税金		株式配当金	
事務処理費		分配金	
運用手数料		償還金	
信託報酬		利息	
利息		解約差益金	
解約差金		その他利益金	
その他欠損金		当期欠損金	
当期分配金			
当期利益金			
合計		合計	

(4)　解約差金処理明細表

	収支年月日	金額	内訳				備考
			売買損益相当額	評価損益相当額	その他損益相当額	株式等収益相当額	
損失							
	計						
利益							
	計						
	差引計						

(5)　受益証券基準価額計算書

昭和　年　月　日現在

項目	金額又は比率
（A）資産総額	
（B）負債総額	
（C）純資産総額（A－B）	
（D）期末元本額	
純資産比率$\left(\frac{C}{D}\right)$	
受益証券基準価額	

備考　1. 資産総額は貸借対照表の資産総額に有価証券評価益（より有価証券評価損）　円　銭を加算（控除）し、更に繰延勘定　円　銭を控除した額である。

2. 負債総額は貸借対照表の負債総額から前受収益　円　銭を控除した額である。

(6)　収益分配金計算書

項目		金額、口数又は比率
前期繰越株式等収益金		
株式等収益金	株式配当金	
	分配金	
	利息	
	その他	
	計	
控除経費	事務処理費	
	運用手数料	
	信託報酬	
	利息	
	税金	
	解約差金	
	計	
差引分配可能額		
当期分配金	（A）分配総額	
	（B）期末受益権口数	
	一口当り分配額$\left(\frac{A}{B}\right)$	
	年分配率	
次期繰越株式等収益金		

号外

昭27.4.1.

(7) 利益金処分(欠損金処理)計算書

項目	金額
当期利益金(当期欠損金)	
前期繰越利益金(前期繰越欠損金)	
当期末処分利益金(当期末処理欠損金)	
これを次のとおり処分(処理)する。	
留保金(次期繰越欠損金)	

様式第二号を次のように改める。

(様式第二号)

証券取引委員会　殿

年　月　日提出

総　計　算　書

○○証券投資信託第　　期

委託会社名　印

代表者　㊞

委託会社名

受託会社名

(1) 一覧表

信託契約期間	信託契約締結日	年　月　日
	信託契約終了日	年　月　日

受益証券の発行価額及び口数	発行年月日	一口発行価額	発行口数	発行総数

		信託契約締結当初	信託契約終了時	差引増減
元本額				
受益権口数	記名式			
	無記名式			
	計			

信託契約終了時資産総額				
信託契約終了時負債総額				
信託契約終了時純資産総額				
信託契約終了時受益権口数				
一口当り償還、分配金額		源泉徴収税額	差引交付金額	償還、分配率
	元本			
	収益			
	計			
償還時までの一口当り収益分配金額	計算期	分配金額	分配率	
	第1期			
	第2期			
	第3期			
	第4期			
	第　期			
	計			
備考				

(2) 貸借対照表

昭和　年　月　日

借方 科目	金額	貸方 科目	金額
現金		期末元本	
預金		借入金	
金銭信託		未払金	
株券		未払株式払込金	
国債証券		未払税金	
地方債証券		未払事務処理費	
特殊債証券		未払運用手数料	
社債券		未払信託報酬	
未収入金		未払利息	
未収配当金		その他未払費用	
未収分配金		繰越利益金	
未収償還金		当期未払分配金	
未収利息		当期利益金	
その他未収収益			
前払金			
繰越欠損金			
当期欠損金			
合計		合計	

(備考) 貸借対照表には、様式第一号による有価証券明細表を添附するものとする。

(3) 損益計算書

昭和　年　月　日から
昭和　年　月　日まで

損失 科目	金額	利益 科目	金額
有価証券売買損		有価証券売買益	
事務処理費		株式配当金	
運用手数料		分配金	
信託報酬		償還金	
利息		利息	
税金		解約差金	
解約差金		有価証券評価益	
有価証券評価損		その他利益金	
その他欠損金		当期欠損金	
当期分配金			
当期利益金			
合計		合計	

(備考) 損益計算書には、様式第1号による解約差金処理明細表を添附するものとする。

(4) 収益分配金計算書

項	目	金額、口数又は比率
株式等収益金	前期繰越株式等収益金	
	株式配当金	
	分配金	
	利息	
	その他	
	計	
控除経費	事務処理費	
	運用手数料	
	信託報酬	
	利息	
	税金	
	解約差金	
	計	
差引分配可能額		
当期分配金	(A) 分配総額	
	(B) 期末受益権口数	
	一口当り分配額 $\left(\frac{A}{B}\right)$	
	年分配率	
元本組入収益金		

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

◉証券取引委員会規則第二号

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八條第三項第一号、第三十四條第四項、第百八十四條第一項、第百八十五條第一項、第百八十八條第五項及び第百九十三條の規定に基き、並びに同法を施行するため、総則、証券業者及び雑則の一部に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和二十七年四月一日

証券取引委員会委員長　島居　庄蔵

総則、証券業者及び雑則の一部に関する規則等の一部を改正する規則

第一條　総則、証券業者及び雑則の一部に関する規則(昭和二十三年証券取引委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十三條を次のように改める。

第十三條　証券業者又は証券取引所の会員は、左に掲げる帳簿、計算書、伝票その他業務に関する書類を作成しなければならない。

一　注文伝票
二　有価証券売買日記帳
三　受渡計算書
四　総勘定元帳
五　日計表
六　現金出納帳
七　有価証券勘定元帳
八　顧客勘定元帳
九　借入金内訳帳
十　有価証券預り証
十一　預り有価証券内訳帳
十二　受渡有価証券記番号帳
十三　保護預り有価証券明細簿
十四　有価証券在高明細表

前項第一号、第二号、第七号及び第十号から第十四号までに掲げる書類は、別表第一に定めるところにより作成しなければならない。

証券業者又は証券取引所の会員は、当該証券業者又は証券取引所の会員の営業所の所在地を管轄する財務局長（財務部の置かれているときは、当該財務部長）の承認を受けた場合においては、第一項各号に掲げる書類のうち、その一部を作成しないことができる。

資本の額又は出資の総額が三百万円に満たない証券業者は、第一項第二号に掲げる書類に代えて別表第二に定めるところにより有価証券取引日記帳を作成することができる。

証券業者又は証券取引所の会員は、第一項第九号に掲げる書類について記載すべき事項がない場合においては、当該書類を作成しないことができる。

第十五條中「様式第六号」を「様式第五号」に改める。

第十六條を次のように改める。

第十六條　法第百八十八條第一項又は第二項の規定による報告書は、様式第六号により、同條第三項の規定による報告書は、様式第七号により、これを作成しなければならない。

附則に次の一項を加える。

資本の額又は出資の総額が三千万円に満たない証券業者又は証券取引所の会員は、当分の間、様式第四号中「㈣剰余金計算書(欠損金計算書)」の欄及び「㈥附属明細書」の欄を記載しないことができる。

様式第一号中営業用純資本額調書を次のように改める。

号外

昭27.4.1.

営業用純資本額調書

（昭和　年　月　日）

会社名

科目	帳簿価額	評価額	摘要
資産	円	円	
現金			
預金			
受取手形			
短期貸付金			
コール・ローン			
社内貸付金			
立替金			
受託売買立替金			
顧客への立替金			
社内立替金			
顧客への貸残高			
代理店への貸			
前払金			
引受代金前払金			
買付代金前払金			
前払費用			
未収入金			
未収収益			
未収手数料			
未収利息			
未収配当金			
所有有価証券			
株券			
国債証券			
地方債証券			
特殊債券			
社債券			
出資証券			

（日本標準規格B4　257×364粍）

外国証券			
差金勘定			
証拠金調整勘定			
取引所証拠金			
現金			
代用有価証券			
保管有価証券			
証拠金代用有価証券			
預り保証金代用有価証券			
借入有価証券			
預り有価証券			
事故証券支払金			
有価証券引渡票支払金			
営業保証金			
現金			
代用有価証券			
会員信認金			
現金			
代用有価証券			
取引所勘定			
協会勘定			
差入保証金			
現金			
代用有価証券			
小計			
控除科目			
所有有価証券のうちの国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券及び特殊出資証券を担保とする借入金額に相当する額			
保管有価証券のうち国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券及び特殊出資証券を担保とする借入金額に相当する額			
信用を供与した場合に資産より控除される額			
控除科目小計			
差引資産計			

（日本標準規格B4　257×364粍）

負債			
短期借入金			
コール・マネー			
銀行当座借越			
手形借入金			
証券金融借入金			
その他信用取引借入金			
社内借入金			
支払手形			
顧客よりの借残高			
代理店よりの借			
未払金			
未払費用			
未払手数料			
未払利息			
未払税金			
前受金			
前受収益			
預り金			
顧客よりの預り金			
従業員預り金			
差金勘定			
証拠金			
現金			
代用有価証券			
証拠金調整勘定			
預り保証金			
現金			
代用有価証券			
借入有価証券			
預り有価証券			
事故証券受入金			
有価証券引渡票受入金			
納税引当金			
小計			

（日本標準規格B4　257×364粍）

控除科目	
土地、建物その他の固定資産を担保とする借入金	
所有有価証券のうちの国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券及び特殊出資証券を担保とする借入金	
保管有価証券のうちの国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券及び特殊出資証券を担保とする借入金	
信用を供与した場合に負債より控除される額	
控除科目小計	
差引負債計	
差引営業用純資本額	

（日本標準規格B4　257×364粍）

様式第四号工業務報告中「(3)営業所及び代理店数異動状況」の欄から「(7)有価証券の引受・売出及び募集又は売出の取扱状況」の欄までを次のように改める。

(3) 役員及び使用人の状況(一)

役員			使用人					計
常勤	非常勤	小計	支配人	市場代理人	外務員	その他	小計	

(4) 当期の業況(二)

営業所又は代理店の名称	位置	営業日数	有価証券売買高		摘要
			市場	市場外	
			円	円	
計	╲	╲			

（日本標準規格B4　257×364粍）

号外

昭27．4．1．

(5)　売買その他の取引の状況(ホ)

区分	有価証券市場		有価証券市場外	
	受託売買高（　株）円	自己売買高（　株）円	受託売買高（　株）円	自己売買高（　株）円
株券				
国債証券				
地方債証券				
特殊債券				
社債券				
出資証券				
外国証券				
計				

(6)　有価証券の引受及び募集又は売出の取扱状況(ヘ)

区分	引受								募集の取扱		売出の取扱	
	期首たな卸高		当期引受高		当期売却高		残高					
	数量	金額 円	数量	金額 円	数量	金額 円	数量	金額 円	数量	金額 円	数量	金額 円
株券												
国債証券												
地方債証券												
特殊債券												
社債券												
出資証券												
外国証券												
計												

（日本標準規格B4　257×364粍）

(7)　担保の目的物となつている資産の状況(ト)

区分	数量	金額 円	所在	備考
計				

（日本標準規格B4　257×364粍）

同様式Ⅰ業務報告中「(9)　保護預り有価証券の内容」の欄の標題を「(9)　保護預り有価証券の内容(チ)」に、「(10)　有価証券売買損益の状況」の欄を次のようにそれぞれ改める。

(10)　有価証券売買損益の状況(リ)

種類	期首たな卸高 円	当期仕入高 円	期末現在高 円	当期売上高 円	当期売上損益 円	評価損益 円	期末たな卸高 円
株券							
国債証券							
地方債証券							
特殊債券							
社債券							
出資証券							
外国証券							
計							
前期に対する増減(△)額							

（日本標準規格B4　257×364粍）

同様式中「Ⅱ貸借対照表」の欄及び「Ⅲ損益計算書」の欄をそれぞれ次のように改める。

㈠　貸借対照表

昭和　年　月　日

会社名

資産の部	金額
流動資産	
現金	
預金	
受取手形	
短期貸付金	
コール・ローン	
社内貸付金	
立替金	
受託売買立替金	
顧客への立替金	
社内立替金	
顧客への貸残高	
代理店への貸	
前払金	
引受代金前払金	
買付代金前払金	
前払費用	
未収入金	
未収収益	
未収手数料	
未収利息	
未収配当金	
所有有価証券	
株券	
国債証券	
地方債証券	
特殊債券	
社債券	
出資証券	
外国証券	
差金勘定	
証拠金調整勘定	
取引所証拠金	
現金	
代用有価証券	
保管有価証券	
証拠金代用有価証券	
預り保証金代用有価証券	
借入有価証券	
預り有価証券	
事故証券支払金	
有価証券引渡票支払金	
差入保証金	
現金	
代用有価証券	
流動資産計	
貸倒引当金	
固定資産	
有形固定資産	
土地	
建物	
減価償却引当金	
備品器具	
減価償却引当金	
建設仮勘定	
無形固定資産	
営業権	
借地権	
借家権	
投資	
投資有価証券	

負債の部	金額
流動負債	
短期借入金	
コール・マネー	
銀行当座借越	
手形借入金	
証券金融借入金	
その他信用取引借入金	
社内借入金	
支払手形	
顧客よりの借残高	
代理店よりの借	
未払金	
未払費用	
未払手数料	
未払利息	
未払税金	
前受金	
前受収益	
預り金	
顧客よりの預り金	
従業員預り金	
差金勘定	
証拠金	
現金	
代用有価証券	
証拠金調整勘定	
預り保証金	
現金	
代用有価証券	
借入有価証券	
預り有価証券	
事故証券受入金	
有価証券引渡票受入金	
引当金	
納税引当金	
退職給与引当金	
流動負債計	
固定負債	
社債	
長期借入金	
銀行借入金	
社内借入金	
固定負債計	
兼業勘定	
負債合計	

資本の部	金額
資本金	
資本剰余金	
資本準備金	
再評価積立金	
その他の資本剰余金	
利益剰余金	
利益準備金	
任意積立金	
当期未処分利益剰余金又は当期未処理欠損金	
繰越利益剰余金期末残高又は繰越欠損金期末残高	
当期純利益又は当期純損失	

（日本標準規格B4　257×364粍）

（日本標準規格B4　257×364粍）

号外

昭27.4.1.

出資金
長期貸付金
営業保証金
現金
代用有価証券
会員出資金
会員信認金
現金
代用有価証券
取引所勘定
清算基金
協会勘定
長期差入保証金
現金
代用有価証券
固定資産計
繰延勘定
創業費
繰延勘定計
兼業勘定
兼業資産合計

資本合計
負債資本合計

（日本標準規格B4　257×364粍）

㈢ 損益計算書

昭和　年　月　日から昭和　年　月　日まで　会社名

摘要	内訳	金額
有価証券売上高		
有価証券売上原価		
期首たな卸高		
当期仕入高		
計		
期末現在高		
売上総利益		
手数料収入高		
委託手数料		
媒介手数料		
引受手数料		
募集手数料		

（日本標準規格B4　257×364粍）

売出手数料
総営業利益
営業経費
販売費
支払手数料
外務員給料
広告及び宣伝費
通信費
取引所費
協会費
小計
一般管理費
給料
交際費
旅費
税金公課
固定資産減価償却費
納税引当損
貸倒引当損
小計
営業利益
営業外収益
有価証券評価益
受取利息及び割引料
有価証券利息
受取配当金
有価証券償還益
信用取引による受入日歩及び品貸料
営業外費用
有価証券評価損
支払利息及び割引料
創業費償却
信用取引による支払日歩及び品借料
当期純利益

（日本標準規格B4　257×364粍）

同様式「㈣剰余金計算書(欠損金計算書)」の欄、「㈤剰余金処分計算書」の欄及び「㈥欠損金処理計算書」の欄中各項目の項番号を削り、同様式「(記載上の注意)」中「(ハ)」から「(ホ)」までを次のように改める。

(ハ)　役員及び使用人の状況
兼務のある場合には、本務についてのみ記載すること。

(ニ)　当期の業況
(1)　位置欄には、本店その他の営業所又は代理店の所在地（何市又は何県何町）を記載すること。
(2)　他業を営んでいる営業所又は代理店については、その旨及び営業の内容を摘要欄に記載すること。
(3)　有価証券売買高は、約定高により記載すること。
(4)　本表に限り、有価証券売買高には、委託取引を含めたものを記載すること。
(5)　本店、支店その他の営業所間の内部取引は、記載しないこと。

(ホ)　売買その他の取引の状況
(1)　株券については、株数を当該欄に括弧書すること。
(2)　売買高は、約定高により記載すること。
(3)　本店、支店その他の営業所間の内部取引は記載しないこと。

(ヘ)　有価証券の引受及び募集又は売出の取扱状況
(1)　本表は、約定高により帳簿価額を記載すること。
(2)　引受欄には、有価証券の売出の目的をもつて当該有価証券を取得し、又は有価証券の募集若しくは売出に際して他に当該有価証券を取得する者がない場合に、その残部を取得する契約をした場合の当該有価証券について記載すること。

(ト)　担保の目的物となつている資産の状況
(1)　区分欄には、土地、建物、有価証券等の区別を記載すること。
(2)　金額欄は、時価によつて記載すること。
(3)　所在欄には、銀行、保険会社等の区別を記載すること。
(4)　備考欄には、当該資産によつて担保権が設定されている負債科目及びその金額等を記載すること。

(チ)　保護預り有価証券の内容
保護預りの委託を受けて保管している有価証券について記載すること。

(リ)　有価証券売買損益の状況
(1)　自己売買に係る有価証券について、その受渡高によつて記載すること。
(2)　期首たな卸高、当期仕入高及び期末現在高は、それぞれ損益計算書の当該欄に合致するものであり、当期売上高及び当期売上損益は、それぞれ損益計算書の有価証券売上高及び売上総利益に合致するものである。

様式第五号を削り、「様式第六号」を「様式第五号」に、「様式第七号」を「様式第六号」に、「様式第七号の二」を「様式第七号」にそれぞれ改め、同様式の次に次の別表第一及び別表第二を加える。

別表第一

書類の種類	記載事項	備考
注文伝票	自己・委任の区別、顧客名、銘柄、数量、指値又は成行、取引の種類、約定月日、約定価格	
有価証券売買日記帳 一 有価証券売買約定帳	約定月日、取引先、銘柄、数量、単価、金額、受渡月日	一 自己の計算において行う売買その他の取引について記載すること。 二 売買を同一帳簿に記載する場合にあつては、買を左側（又は右側）、売を右側（又は左側）に記載して、その区分を明りようにすること。 三 有価証券市場における売買取引と有価証券市場によらない売買とに区分し、各別冊に記載すること。
二 有価証券売付（買付）約定帳	約定月日、委任者、銘柄、数量、単価、金額、受渡月日、相手方	一 顧客の計算において行う売買その他の取引について記載すること。 二 売付と買付を同一帳簿に記載する場合にあつては、買付を左側（又は右側）、売付を右側（又は左側）に記載して、その区分を明りようにすること。 三 有価証券市場における売買取引と有価証券市場によらない売買とに区分し、各別冊に記載すること。
有価証券勘定元帳	月日、約定月日、取引先、単価、借方（数量、金額）、貸方（数量、金額）、借又は貸、残高（数量、金額）	有価証券の銘柄ごとに区分し、別冊又は別葉とすること。
有価証券預り証	預り年月日、預り先、有価証券の種類、銘柄、株数又は券面総額、社名、社印	
預り有価証券内訳帳	預り月日、預り先、銘柄、数量、単価、金額、所在、引出月日	
受渡有価証券記番号帳	受入月日、受入先、銘柄、数量、券面額、記号、番号、名義人、引渡月日、引渡先	一 自己の計算において行う売買その他の取引による受渡有価証券と顧客の計算による受渡有価証券とに区分し、各別冊に記載すること。 二 顧客の計算において行う有価証券市場における売買取引によるものは、取引の種類の異なるごとに区分して記載すること。
保護預り有価証券明細簿	預り月日、預り先、銘柄、株数又は券面総額、券面額、記号、番号、名義人、引出月日	
有価証券在高明細表	銘柄、数量、所在の内訳（在庫、書換等）	所有有価証券と保管有価証券とに区分し、各別紙に記載すること。

別表第二

書類の種類	記載事項	備考
有価証券取引日記帳（自己）	買　約定月日、買入先、株数、単価、金額、受渡月日 売　約定月日、売渡先、株数、単価、金額、受渡月日	買は左側に、売は右側に記載すること。
有価証券取引日記帳（委託）	約定月日、銘柄、株数、単価、金額、売付又は買付委任者、相手方氏名、受入月日、引渡月日	

号外

昭27.4.1.

第二條　証券業者の営業用純資本額及び負債総額の計算に関する規則（昭和二十五年証券取引委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一條各号を次のように改める。

一　現金
二　預金
三　受取手形
四　短期貸付金
五　立替金
六　顧客への貸残高　但し、買付に基く信用取引（証券業者の信用の供与に関する規則（昭和二十六年証券取引委員会規則第六号）第一條第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。）によつて、顧客の提供した証拠金の額に相当する額を除く。
七　代理店への貸
八　前払金
九　前払費用
十　未収入金
十一　未収収益
十二　所有有価証券　但し、法第二條第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券を担保とする借入金に相当する額を除く。（第十六号において同じ。）
十三　差金勘定
十四　証拠金調整勘定
十五　取引所証拠金
十六　保管有価証券　但し、保護預り有価証券及び信用取引により生じた保管有価証券を除く。
十七　事故証券支払金
十八　有価証券引渡票支払金
十九　営業保証金、会員信認金及びその他の差入保証金　但し、顧客の買付に基く信用取引によつて、融資先に差し入れた保証金及び顧客の売付に基く信用取引によつて、借株先に差し入れた保証金代用有価証券を除く。
二十　取引所勘定
二十一　協会勘定

第二條各号を次のように改める。

一　短期借入金　但し、土地、建物その他の固定資産又は法第二條第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券を担保とする借入金及び顧客の買付に基く信用取引によつて、融資先に差し入れた保証金の額に相当する額を除く。
二　支払手形
三　顧客よりの借残高
四　代理店よりの借
五　未払金
六　未払費用
七　前受金
八　前受収益
九　預り金
十　差金勘定
十一　証拠金　但し、買付に基く信用取引によつて顧客の提供した証拠金及び売付に基く信用取引によつて顧客の提供した証拠金代用有価証券を除く。
十二　証拠金調整勘定
十三　預り保証金
十四　借入有価証券　但し、信用取引により生じた借入有価証券を除く。
十五　預り有価証券　但し、信用取引により生じた預り有価証券を除く。
十六　事故証券受入金
十七　有価証券引渡票受入金
十八　納税引当金

別記第五号中「三十度」を「二十九度」に改める。

第三條　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和二十五年証券取引委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別記第三十八号を次のように改める。

三十八　削除

附　則

1　この規則は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2　この規則施行前において、改正前の総則、証券業者及び雑則の一部に関する規則（昭和二十三年証券取引委員会規則第一号）第十三條第三項の規定により同條第一項に掲げる書類の作成の省略について承認を受けた証券業者又は証券取引所の会員は、当該書類の作成の省略について改正後の同條第三項の規定により承認を受けたものとみなす。

告　示

◉厚生省告示第六十三号

薬事工業生産動態統計調査規則（昭和二十七年厚生省令第十号）第五條但書の規定に基き、薬事工業生産動態統計調査の調査範囲から除外する業種を次のように指定する。

昭和二十七年四月一日　厚生大臣　吉武　恵市

一　医薬品の製造業であつて昭和二十四年二月厚生省告示第十八号（医薬品、用具及び化粧品の製造業者、薬局開設者、医薬品の販売業者等の登録の基準を定める件）第一号(6)によつて登録を受けたもの
二　避妊用用具の製造業であつて、小分のみ行うもの。

法務府公告

○押収物還付公告

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

東京地方検察庁

○昭和二十六年押第七二六二号（被疑者不詳窃盗事件）
一、濃紺セーター　一枚
二、カーキ色ズボン　一枚
三、白色ズボン下　一枚
○同押第七二六三号（同）
一、建築用青写真　一枚
二、ノート　一冊
○同押第七二六四号（同）
一、風呂敷（茶色）　一枚
○同押第七二六八号（同）
一、手袋　一双
○同押第七二七二号（同）
一、ドライバー　一本
○同押第七三一二号（同）
一、霜降りズボン　一枚
二、チヨツキ　一枚
三、毛ズボン下　一枚
四、ズロース　一枚
五、ラクダシヤツ　一枚
六、革バンド　一本
○同押第七三一七号（同）
一、ジヤッキ　一台
二、自動車用スパナー　一本
○同押第七三七二号（同）
一、茶背広上衣　一枚
二、水色長ズボン　一枚
三、鼠色長ズボン　一枚
四、茶色長ズボン　一枚
五、縞入ワイシヤツ　一枚
六、絹アンダーシヤツ　一枚
七、赤色ネクタイ　一本
八、白靴下　片方
九、警笛　一個
一〇、ローソク　二本
○同押第七三九三号（同）
一、女物下駄　一足
○同押第七三九四号（同）
一、ドライバー　一本
○同押第七三九五号（同）
一、カーキ色布製鞄　一個
二、メリヤスズボン下　一枚
三、男物着物　一枚
四、弁当箱　一個
○同押第七三九六号（同）
一、カナヅチ　一個
○同押第七三九七号（同）
一、ドライバー　一本
○同押第七三九八号（同）
一、赤皮製短靴　一足
○同押第七三九九号（同）
一、茶色セーター　一枚
二、メリヤス白半袖シヤツ　一枚
三、絹紺ズボン　一枚
四、革バンド　一本
五、白木綿ズボン下　一枚
○同押第七四〇〇号（同）
一、霜降縦縞ズボン　一枚
○同押第七四〇一号（同）
一、旧陸軍軍服上衣　一枚
二、紺サージズボン　一枚
三、鼠色ズボン　一枚
四、青色靴下　一足
○同押第七四〇二号（同）
一、ゴムタイヤ裏草履　一足
二、ドライバー　一本
○同押第七四〇七号（同）
一、短靴　一足
○同押第七四九一号（同）
一、女物下駄　一足
○同押第七四九二号（同）
一、茶色革バンド　一本
二、紺ズボン　一枚
三、靴下（茶）　一足
四、茶色セーター　一枚
五、白ワイシヤツ　一枚
六、白パンツ　一枚
七、現金一円
○同押第七五〇七号（同）
一、旧軍隊用外套　一枚
○同押第七五〇八号（同）
一、白麻繩　一本
○同押第七五〇九号（同）
一、白木綿袋　一枚
○同押第七五一〇号（同）
一、ナタ　一挺
二、毛手袋（右片方）　一枚
○同押第七五一二号（同）
一、ゴム裏草履　一足
二、紺靴下　一足
○同押第七五二〇号（同）
一、学生服（紺上衣）　一枚
二、白人絹ワイシヤツ　一枚
三、メリヤスズボン下　一枚
四、白木綿パンツ　一枚
○同押第七五二一号（同）
一、コール天コゲ茶ズボン　一枚
二、革バンド　一本
三、メリヤスシヤツ　一枚
四、メリヤスズボン下　一枚
五、白木綿パンツ　一枚
○同押第七五二二号（同）
一、風呂敷　一枚
○同押第七五二三号（同）
一、小刀　一挺
○同押第七五三二号（同）
一、男物手袋　一双
○同押第七五三三号（同）
一、黒短靴　一足
○同押第七五三四号（同）
一、黒学生服上衣　一枚
二、カラー　一枚
三、鼠色ズボン（バンド付）　一枚
四、パンツ　一枚
五、メリヤスズボン下　一枚
六、ワイシヤツ　一枚
七、アンダーシヤツ　一枚
八、メリヤスシヤツ　一枚
九、現金五円

○同押第七五三五号（同）
一、メリヤスシヤツ　一枚
二、軍隊用冬シヤツ　一枚
三、毛チヨツキ　一枚
四、木綿ズボン下　一枚
五、ランニングシヤツ　一枚
六、パンツ　一枚
七、紫色靴下　一足
○同押第七五三八号（同）
一、現金二六円
二、カーキ色上衣　一枚
三、ホームスパンズボン　一枚
四、毛シヤツ　一枚
五、手袋　一双
六、靴下　一足
七、革バンド　一本
八、褌　一枚
九、煙草　八本
○同押第七六〇二号（同）
一、小切手（額面九千五百円勧業銀行横山支店宛）　一枚
○同押第七七九三号（椎名芳一郎窃盗事件）
一、久留米カスリ男物ユカタ　一枚
二、人絹赤色女長襦袢　一枚
三、黒シユス女物帯　一本
四、人絹格子縞ユカタ　一枚
五、黒地メリンス（解物）　一枚
六、右同　一枚
七、女物紫色袷　一枚
八、木綿縦縞半天　一枚
九、黒地シヨール　一枚
一〇、バラ模様チリメン（解物）　一枚
一一、カーキ色作業ズボン　一枚
一二、百合花模様女羽織　一枚
一三、霜降男物オーバー　一枚
一四、縦縞男物（解物）　一枚
一五、人絹女羽織　一枚
一六、カーキ色軍隊オーバー　一枚
一七、格子縞女物ユカタ　一枚
一八、カーキ色旧海軍用上衣　一枚
一九、男物レインコート　一枚
二〇、カーキ色ポロシヤツ　一枚
二一、カーキ色襦袢　一枚
二二、毛ポロシヤツ　一枚
二三、白木綿襦袢　一枚
二四、カーキ色作業上衣　一枚
二五、木綿縦縞女半天　一枚
二六、カーキ色ズボン　一枚
二七、紺サージ上衣　一枚
二八、赤短靴　一足
○同押第七七九七号（同）
一、青色ズボン　一枚
二、メリヤスズボン下　一枚
三、白パンツ　一枚
四、メリヤスシヤツ　一枚
五、紺毛シヤツ　一枚
六、黒足袋　一足
七、革バンド　一本
○同押第七七九九号（同）
一、紺背広上衣　一枚
二、茶ズボン　一枚
三、メリヤスシヤツ　一枚
四、白パンツ　一枚
五、マフラー　一枚
六、紺靴下　一足
七、スプリングバンド　一本
八、下駄　一足
○同押第七八〇〇号（同）
一、カーキ色ジヤンパー　一枚
○同押第七九〇七号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金三、〇二六円
二、同　二、九八〇円
三、同　二、一七六円
四、リツクサツク　一個
五、風呂敷　五枚
六、布袋　三枚
七、紙袋　一枚
○同押第七九〇八号（同）
一、換価金二、〇四九円
二、風呂敷　三枚
三、紙袋　一枚
○同押第七九〇九号（同）
一、換価金　七五七円
二、布袋　一枚
○同押第七九七一号（被疑者不詳窃盗事件）
一、村山大島羽織　一枚
二、絣羽織　一枚
○同押第七九七五号（同）
一、茶色短靴　一足
○同押第七九七八号（同）
一、赤短靴　一足
○同押第七九八〇号（被疑者不詳詐欺未遂事件）
一、鉛活字　四個
二、ゴム印　二個
三、軸付ペン　二本
四、セルロイド筆入　一個
○同押第七九八一号（被疑者不詳窃盗事件）
一、赤短靴　一足
○同押第七九八二号（同）
一、綿タオル　一枚
○同押第七九八三号（同）
一、風呂敷　一枚
二、布切　一枚
○同押第七九八四号（被疑者不詳詐欺事件）
一、小型ラジオ　一台
二、電気ゴテ　一個
○同押第七九八五号（被疑者不詳窃盗事件）
一、薄鼠色ギヤバジンズボン　一枚
二、黒木綿ズボン　一枚
三、チヨツキ　一枚
四、黒セーター　一枚
五、メリヤスズボン下　一枚
六、縞木綿ワイシヤツ　一枚
七、メリヤスシヤツ　一枚
八、黒足袋　一足
九、褌　一枚
○同押第七九八六号（同）
一、雑誌「婦人の友」　一冊
二、日本ピストンリング株式会社総会通知　一通
○同押第七九八九号（同）
一、チヤツク付鞄　一個
二、箸入　一個
三、弁当箱　一個
四、鉛筆　一本
○同押第八一三六号（同）
一、電燈　一個
○同押第八一三八号（同）
一、バール　一本
○同押第八一三九号（同）
一、ゴム長靴　一足
二、青シヤツ　一枚
三、ドライバー　一本
四、白木綿靴下　一足
○同押第八三二八号（高橋恒吉外一名物価統制令違反事件）
一、メモ　一枚
○同押第八四六六号（長塚重雄食糧管理法違反事件）
一、換価金　二九三円
○同押第八五〇二号（岩淵昌介同）
一、同　三六九円
○同押第八五六三号（被疑者不詳窃盗事件）
一、白木綿風呂敷　一枚
二、セメンエン　一枚
○同押第八五九一号（同）
一、女物袷　一枚
二、男物パジヤマ　一枚
三、枕カバー　二枚
四、子供夏シヤツ　一枚
五、白木綿（三尺位）　一枚
六、男物夏シヤツ　一枚
七、タオル　一枚
八、紙包（汚物）　一包
九、エプロン　一枚
一〇、木綿糸　二束
一一、針　一本
一二、金網製手提籠　一個
一三、鍵　一個
○同押第八五九二号（同）
一、男物駒下駄　一足
○同押第八五九七号（同）
一、サンダル下駄　一足
○同押第八五九九号（同）
一、白ワイシヤツ　一枚
二、靴下　一足
○同押第八六〇〇号（同）、
一、木綿白手袋　一双
二、メリヤス手袋　一双
三、木綿白手袋　片方
四、紺靴下　一足
五、紫手袋　片方
六、白手袋　片方
○同押第八六〇四号（同）
一、黒ズツク靴　一足
二、女物駒下駄　二足
○同押第八七二〇号（同）
一、黒塗自転車　一台
二、封筒入手紙　一通
○同押第九〇五七号（同）
一、鉛　四貫七百匁
二、銅線　四貫四百匁
三、ズツク製鞄　一個
四、赤木綿風呂敷　一枚
○同押第九〇八七号（同）
一、紺色学生服上衣　一枚
二、黒ジヤンパー　一枚
三、カーキ色帽子　一個
四、作業ズボン　二枚
五、ワイシヤツ　一枚
六、布製バンド　一本
七、ハンカチーフ　一枚
八、襟巻　一枚
○同押第九一〇八号（同）
一、ゴム長靴　一足
○同押第九一一八号（同）
一、茶色風呂敷　一枚
二、錦紗風呂敷　一枚
三、箱型電燈　一個
○同押第九一二六号（同）
一、洋傘　一本
○同押第九一三二号（被疑者不詳傷害事件）
一、安全剃刀の刃（半分）　一枚
○同押第九一三三号（被疑者不詳窃盗事件）
一、ゴム長靴　一足
二、黒毛マフラー　一枚
○同押第九一三四号（同）
一、メリヤスズボン下　一枚
二、現金一円
○同押第九一九六号（同）
一、カーキ色国民服上衣　一枚
二、紺背広上下　一組
三、白ズボン下　一枚
四、白毛シヤツ　一枚
五、茶皮バンド　一本
六、メリヤスパンツ　一枚
○同押第九二〇七号（同）
一、竹籠　六個
二、電線　約二八貫
○同押第九二二八号（同）
一、ラシヤ茶霜降シングルオーバー　一枚
二、マフラー　一枚
○同押第九二三三号（同）
一、飛行帽　一個
二、ナイフ　一挺
三、軍手袋　片方
○同押第九四三六号（被疑者不詳詐欺事件）
一、紫色人絹風呂敷　一枚
二、人絹袋　一枚
三、ズツク手提袋　一枚
○同押第九四四七号（被疑者不詳窃盗事件）
一、白ハンカチーフ　一枚
二、白靴下　片方
○同押第九四四八号（同）
一、出刃庖丁　一挺
○同押第九四五一号（同）
一、黒オーバー　一枚
二、靴ベラ　一個
三、革鞄　一個
四、ニユーム弁当箱　一個
○同押第九四五五号（同）
一、ワイシヤツ　一枚
二、ジヤンパー　一枚
○同押第九四五六号（同）
一、男物下駄（右）　片方
○同押第九四五八号（同）
一、ドライバー　一本
二、豆乾電池　二個
三、タバコケース　一個
○同押第九四五九号（同）
一、茶色レインコート　一枚
○同押第九四六〇号（同）
一、豆電池　一組
二、豆電球　一個
三、短刀　一本
○同押第九四六一号（同）
一、サンダル下駄　一足
○同押第九四六二号（同）
一、ゴム製草履　一足
○同押第九四六三号（同）
一、手拭　一枚
○同押第九四六五号（同）
一、青色女物レインコート　一枚
○同押第九四六六号（同）
一、霜降ズボン　一枚
○同押第九四六七号（同）
一、黒短靴　一足
○同押第九四七〇号（同）
一、旧軍服上衣　一枚

号外

昭27.4.1.

○同押第九五二九号（同）
一、中古ゴム長靴一足
○同押第九五三四号（同）
一、ペンチ一挺
○同押第九五三六号（被疑者不詳詐欺事件）
一、手紙一通
二、小切手一枚
三、受取書一枚
○同押第九五三七号（被疑者不詳窃盗事件）
一、男物洋傘一本
○同押第九五六六号（同）
一、旧陸軍軍服上衣一枚
二、風呂敷一枚
三、布袋一枚
四、ランニングシヤツ一枚
五、コテ一個
六、カナヅチ一個
七、ベルト一本
八、釘入袋一個
九、石ケン箱一枚
一〇、歯ブラシ一本
一一、スモカ歯磨粉一個
一二、スーパートランス一個
一三、釘若干
○同押第九五六七号（同）
一、赤革手提鞄一個
二、布手提鞄一個
三、万年筆一本
四、手帳一冊
五、骨筆一本
○同押第九五六八号（同）
一、メリヤスパンツ一枚
二、紺色チヨツキ一枚
三、白木綿シヤツ二枚
四、メリヤスシヤツ一枚
五、黒木綿ズボン一枚
六、カーキ色水兵着一枚
七、ビロードズボン一枚
○同押第九五七〇号（同）
一、雨外被一枚
○同押第九五七一号（同）
一、洋傘一本
二、白木綿袴下一枚
三、白木綿猿又一枚
○同押第九五八六号（同）
一、中古自転車一台
○同押第九六八六号（同）
一、赤短靴一足
○同押第九六八七号（同）
一、洋服掛一個
○同押第九七〇三号（被疑者不詳詐欺事件）
一、リユツクサツク一
二、紙袋二枚
三、煮干七匹
四、新聞紙一枚
○同押第九六八五号（被疑者不詳窃盗事件）
一、女物桐駒下駄一足
○同押第九六九四号（被疑者不詳詐欺事件）
一、略図一枚
○同押第九八〇九号（被疑者不詳窃盗事件）
一、竹籠一個
○同押第九八一〇号（同）
一、ボブリンワイシヤツ一枚
二、木綿襦袢一枚
○同押第九八一四号（同）
一、ドライバー一本
二、草履一足
○同押第九八一六号（同）
一、晒褌一枚
二、下駄一足
○同押第九八一八号（同）
一、ジヤンパー一枚
二、紺木綿ズボン一枚
三、茶木綿ズボン下一枚
四、白木綿パンツ一枚
五、白木綿丸首シヤツ一枚
六、革バンド一本
七、煙草（新生）七本
八、マツチ一箱
○同押第九八二五号（同）
一、メリヤスシヤツ一枚
○同押第九八二七号（同）
一、風呂敷一枚
○同押第九八二八号（同）
一、マフラー一枚
二、白タオル一枚
○同押第九八七三号（同）
一、鼠色ソフト帽子一個
○同押第九八八六号（同）
一、赤短靴一足
○同押第九九二一号（同）
一、ナイフ一個
○同押第九九二二号（同）
一、ドライバー一本
○同押第九九二三号（同）
一、同一本
○同押第九九二三号（同）
一、桐下駄一足
○同押第九九六一号（同）
一、背広上衣一枚
○同押第一〇二〇〇号（福田次夫政令違反事件）
一、書簡一通
○同押第一〇六三〇号（家城六郎銃砲等所持禁止令違反事件）
一、匕首一本
二、鋏一挺
三、カミソリ一挺
○同押第一〇〇九七号（被疑者不詳窃盗事件）
一、霜降ジヤンパー一枚
二、紺色サージズボン一枚
三、メリヤスシヤツ上下各一枚
四、木綿パンツ一枚
五、革バンド一本
○同押第一〇〇九八号（同）
一、カスガイ一本
○同押第一〇〇九九号（同）
一、黒羅紗半コート一枚
○同押第一〇一〇〇号（同）
一、茶色レインコート二枚
○同押第一〇一〇一号（同）
一、ボール箱一箱
○同押第一〇一〇二号（同）
一、ノート一冊
○同押第一〇一〇四号（被疑者不詳詐欺事件）
一、黒レインコート一枚
○同押第一〇一五三号（被疑者不詳窃盗事件）
一、カーキ色上衣一枚
二、木綿黒ズボン一枚
三、革バンド一本
四、ランニングシヤツ一枚
五、越中褌一枚
○同押第一〇一五五号（同）
一、黒短靴一足
○同押第一〇一六四号（同）
一、ホームスパンズボン一枚
二、ズボン下（夏物）一枚
三、足袋一足
○同押第一〇一六七号（同）
一、黒短靴一足
○同押第一〇一八二号（同）
一、紺ズボン一枚
二、白ワイシヤツ一枚
三、純毛セーター一枚
○同押第一〇一八七号（被疑者不詳過失致死事件）
一、古鍋（破損せるもの）一個
○同押第一〇一八九号（被疑者不詳詐欺事件）
一、赤風呂敷一枚
二、茶皮製蟇口一個
三、チヤツク付洗面袋一個
四、化粧用クリーム一個
五、コンパクト二個
六、クシ一個
七、カミソリ一挺
八、チリ紙一帳
九、ポマード一個
一〇、化粧ブラシ一個
一一、現金九一銭
○同押第一〇二七二号（被疑者不詳窃盗事件）
一、鞄一個
二、雑誌サンデー一冊
三、弁当箱一個
四、茶一袋
五、タオル一枚
六、サントリーウイスキー一本
七、甘納豆一袋
八、耳搔き一本
九、現金五千円
○同押第一〇二七三号（同）
一、卓上電話器一台
二、ペンチ（中型）一挺
三、ペンチ（小型）一挺
四、ドライバー一本
五、風呂敷一枚
○同押第一〇二七六号（同）
一、手袋（女用左）一枚
○同押第一〇二七七号（同）
一、茶背広上衣一枚
○同押第一〇二七八号（同）
一、赤革トランク一個
二、鍵三個
三、靴下片方
○同押第一〇二七九号（同）
一、スカート一枚
二、ワンピース一枚
三、子供ワンピース一枚
四、冬シヤツ一枚
五、子供ブラウス一枚
六、徳久利二本
○同押第一〇二八六号（同）
一、鼠色ソフト帽一個
○同押第一〇二八七号（同）
一、モーター一〇（四分の一馬力）一台
○同押第一〇二八八号（同）
一、女物メリヤスシヤツ一枚
二、ズロース一枚
三、黒色スキー帽一個
四、風呂敷一枚
五、木片一本
○同押第一〇二八九号（同）
一、男物下駄一足
○同押第一〇二九〇号（同）
一、青色靴下一足
○同押第一〇二九一号（同）
一、風呂敷一枚
○同押第一〇二九二号（同）
一、布切一枚
○同押第一〇二九三号（同）
一、人絹風呂敷一枚
二、白麻夏服上衣二枚
三、寝巻一枚
四、白ワイシヤツ三枚
五、白夏シヤツ四枚
六、白ランニングシヤツ一枚
七、紺夏シヤツ一枚
八、冬毛シヤツ五枚
九、パンツ一枚
一〇、縞メリヤスズボン下二枚
一一、麻半ズボン一枚
一二、メリヤスシヤツ四枚
一三、縞ワイシヤツカラー二枚
○同押第一〇三〇七号（被疑者不詳殺人未遂事件）
一、黒豚革短靴一足
二、タオル一枚
三、和傘一本
○同押第一〇三一五号（被疑者不詳窃盗事件）
一、風呂敷一枚
○同押第一〇三一六号（同）
一、中古自転車一台
○同押第一〇三五六号（同）
一、茶色背広上衣一枚
二、紺色ジヤンパー一枚
○同押第一〇三六六号（同）
一、換価金二、二二三円
○同押第一〇三七六号（同）
一、手提籠二個
二、風呂敷二枚
三、下駄一足
○同押第一〇三七七号（同）
一、ボストンバツク一個
二、ズボン一枚
三、ナイトガウン一枚
四、網一枚
○同押第一〇三七八号（同）
一、カーキ色ズボン一枚
二、ネクタイ一本
○同押第一〇三七九号（同）
一、鋸切一個
二、ドライバー一本
三、マツチ一個
○同押第一〇三八〇号（同）
一、紺サージズボン一枚
二、白シヤツ一枚
三、半袖シヤツ一枚
○同押第一〇三八六号（同）
一、短靴一足
二、スリツパー一足
○同押第一〇三八七号（同）
一、軍手一双
○同押第一〇三八九号（同）
一、タオル一枚
○同押第一〇四三五号（同）
一、手提籠一個
○同押第一〇四三六号（同）
一、水色フラノスプリングコート一枚
二、濃紺マフラー一枚

○同押第一〇四三七号（同）
一、カーキ色上衣一枚
二、白ワイシヤツ一枚
三、ズボン一枚
四、パンツ一枚
五、赤皮バンド一本
○同押第一〇四三八号（同）
一、洋傘一本
○同押第一〇四八五号（同）
一、黒サージズボン一枚
二、紺足袋一足
三、パンツ一枚
四、サンダル一足
五、革バンド一本
○同押第一〇四八六号（同）
一、手提鞄一個
二、ドライバー一本
三、ヤスリ一本
○同押第一〇四八八号（同）
一、地下足袋一足
○同押第一〇四八九号（同）
一、風呂敷一枚
○同押第一〇四九三号（同）
一、短靴一足
○同押第一〇四九五号（同）
一、眼鏡一個
○同押第一〇五〇七号（同）
一、白ワイシヤツ一枚
二、茶色ズボン一枚
三、革バンド一本
四、褌一枚
○同押第一〇五九〇号（同）
一、風呂敷（小）一枚
二、同（大）一枚
三、羽子板ボート一個
○同押第七四一一号（同）
一、黒色女物ズボン一枚
二、アンダーシヤツ一枚
三、丸首シヤツ一枚
四、パンツ一枚
五、女物革バンド一本
○同押第一〇五九九号（同）
一、カーキ色上衣一枚
二、ワイシヤツ一枚
三、ズボン下一枚
四、肌着一枚
五、ズボン一枚
六、チヨツキ一枚
七、革バンド一本
○同押第一〇六〇〇号（同）
一、カヂヤ一本
二、紺セル上衣一枚
三、鼠色ズボン一枚
四、白ワイシヤツ一枚
五、駒下駄一足
○同押第一〇六一一号（同）
一、エンピ一挺
○同押第一〇六一三号（同）
一、ヤスリ一本
○同押第一〇六一四号（同）
一、ワイシヤツ一枚
二、半袖開襟シヤツ一枚
○同押第一〇六一二号（同）
一、木綿黒詰襟上衣一枚
二、カーキ色綿ズボン一枚
三、革バンド一本
四、手拭一枚
五、黒真綿一包
○同押第一〇六二八号（同）
一、短靴一足
○同押第一〇六二九号（同）
一、黒オーバー一枚
二、カーキ色ジヤンパー一枚
○同押第一〇六八一号（同）
一、小切手一枚
二、便箋一枚
三、封筒一枚
○同押第一〇六八二号（同）
一、手紙一通
○同押第一〇六八三号（同）
一、下帯一枚
二、ズボン下一枚
三、モモヒキ一枚
四、木綿シヤツ一枚
五、着物一枚
○同押第一〇六八六号（同）
一、ホームスパンズボン一枚
二、現金二五円
○同押第一〇六八七号（同）
一、エビ茶女用ズボン一枚
二、エビ茶セーター一枚
三、パンツ一枚
四、人絹白袴下一枚
五、タオルハンカチーフ一枚
六、革バンド一本
七、丸首シヤツ一枚
○同押第一〇六八九号（同）
一、紺ズボン一枚
二、カーキ色ズボン一枚
三、同上衣一枚
四、桃色女物シヤツ一枚
五、茶色セーター一枚
六、革バンド一本
七、ゴム裏ズボン一枚
○同押第一〇六九〇号（同）
一、石油空罐（五ガロン入）一個
○同押第一〇六九一号（同）
一、作業服上衣二枚
○同押第一〇六九二号（被疑者不詳詐欺事件）
一、新聞紙包一包
○同押第一〇七四二号（被疑者不詳窃盗事件）
一、白ズボン一枚
二、カーキ色上衣（ネーム村田）一枚
三、革バンド一本
四、万年筆及鍵各一個
五、読売新聞一枚
六、現金二七円
○同押第一〇七四三号（同）
一、ゴム長靴一足
○同押第一〇七四七号（同）
一、黒オーバー一枚
二、ゴム長靴一足
○同押第一〇七四八号（同）
一、男物下駄一足
○同押第一〇七五〇号（同）
一、海老茶色襟巻一枚
○同押第一〇七五一号（同）
一、黒短靴一足
○同押第一〇七七六号（同）
一、茶縞風呂敷一枚
○同押第一〇七七七号（同）
一、旧陸軍用外被一枚
○同押第一〇七七八号（同）
一、黒サージ背広上衣一枚
二、紺木綿ズボン一枚
三、白ワイシヤツ一枚
四、ランニングシヤツ一枚
五、チヨツキ一枚
六、メリヤスズボン下一枚
七、木綿シヤツ一枚
八、下帯一枚
○同押第一〇七七九号（同）
一、黒オーバー一枚
○同押第一〇七八〇号（同）
一、粗毛製タビカバー一足
○同押第一〇七八一号（同）
一、カーキ色作業衣一枚
○同押第一〇七八二号（同）
一、綿靴下二足
二、手拭一枚
○同押第一〇七八五号（同）
一、紺サージ背広上衣一枚
二、シヤープペンシル一本
三、鉛筆一本
四、現金五〇銭
五、チリメン風呂敷一枚
○同押第一〇八三二号（被疑者不詳放火事件）
一、焼け残りたる番傘の頭一個
○同押第一〇八三三号（被疑者不詳窃盗事件）
一、鍵五個
○同押第一〇八三四号（同）
一、洗面器一個
二、タオル一枚
三、現金一〇〇円
○同押第一〇八三五号（同）
一、自転車一台
○同押第一〇八三六号（同）
一、ズボン一枚
二、男短靴一足
三、ハンカチーフ一枚
○同押第一〇八三七号（同）
一、靴下一足
○同押第一〇八三八号（同）
一、丸首半袖シヤツ一枚
二、ワイシヤツ一枚
三、パンツ一枚
四、ズボン一枚
五、革バンド一本
○同押第一〇八三九号（同）
一、少年用運動帽一個
二、パラソル一本
○同押第一〇八五五号（同）
一、黒綿シングルオーバー一枚
二、木印一個
三、紙片一枚
四、燐寸一個
五、女物サンダル下駄一足
○同押第一〇八五七号（同）
一、ジヤンパー一枚
○同押第一〇八七二号（同）
一、黒綿作業服一枚
二、紺ズボン一枚
三、パンツ一枚
四、革バンド一本
五、ベンベルグシヤツ一枚
○同押第一〇八七三号（同）
一、紺色ジヤンパー一枚
二、ゴム草履一足
三、釘抜一挺
四、釘一本
○同押第一〇八七四号（同）
一、人絹ワイシヤツ一枚
二、黒色背広チヨツキ一枚
三、木綿ハンカチーフ一枚
四、スケール一本
○同押第一〇九二四号（同）
一、水色木綿ワイシヤツ一枚
二、薄茶ネル猿又一枚
三、白木綿猿又一枚
四、茶色シヤツ一枚
五、ズボン一枚
六、革バンド一本
七、ビロード黒足袋一足
八、ゴム裏草履一足
九、現金一〇円
一〇、木箱マツチ二個
○同押第一〇九二六号（同）
一、布袋一枚
二、チヤツク付袋一枚
三、バール一本
四、鉤二個
五、風呂敷一枚
○同押第一〇九二七号（同）
一、カーキ色半外套一枚
二、紺色作業ズボン一枚
三、麻上衣
四、メリヤスシヤツ（半袖）一枚
五、猿又一枚
六、駒下駄一足
○同押第一〇九三〇号（同）
一、カーキ色古オーバー一枚
○同押第一〇九三一号（同）
一、赤皮手提鞄一個
○同押第一〇九三二号（同）
一、ドライバー一本
○同押第一〇九三三号（同）
一、紺色ズボン一枚
二、メリヤスズボン下一枚
三、革バンド（バツクル無し）一本
○同押第一〇九三九号（同）
一、古洋傘（女物）一本
二、古軍手一双
三、ハンカチーフ一枚
四、雑布一枚
○同押第一〇九八七号（同）
一、カーキ色ズボン一枚
二、鼠色チヨツキ一枚
三、鼠色背広上衣一枚
四、紺色ズボン一枚
五、スプリングコート一枚
六、紺色レインコート一枚
七、紺色チヨツキ一枚
八、半袖下着一枚
九、カーキ色靴下一足
一〇、青色靴下一足
一一、風呂敷一枚
一二、同一枚
○同押第一〇九九三号（同）
一、ドライバー一本
○同押第一〇九九四号（同）
一、鉈一挺
○同押第一〇九九五号（同）
一、ゴム裏草履一足
二、紺色靴下一足
○同押第一〇九九六号（同）
一、靴下一足
○同押第一〇九九七号（同）
一、ホームスパンダブル背広上衣一枚
二、黒サージズボン一枚
三、白メリヤス肌着一枚
四、白パンツ一枚
五、木綿帯紐一本
六、石鹸箱一個

号外

P.20

昭27.4.1.

〇同押第一〇九九八号（同）
一、旧軍帽子一個
〇同押第一〇九九九号（同）
一、女物サンダル下駄一足
二、フライパンの柄一本
〇同押第一一〇〇〇号（同）
一、メモ一冊
〇同押第一一〇〇一号（同）
一、紺色木綿ズボン一枚
二、絹製茶色バンド一本
三、白ガーゼ製マスク一個
四、現金一円
〇同押第一一〇〇二号（同）
一、カーキ色作業衣（上）一枚
二、縞ズボン一枚
三、白アンダーシャツ一枚
四、風呂敷一枚
五、茶色毛チョッキ一枚
六、黒木綿足袋一足
七、革バンド一本
八、褌一枚
〇同押第一一〇〇九号（同）
一、鼠色ズボン一枚
二、白ワイシャツ一枚
三、メリヤスズボン下一枚
四、丸首シャツ一枚
五、メリヤスパンツ一枚
六、革バンド一本
七、定期券入二個
八、ハンカチーフ一枚
〇同押第一一〇四四号（山我徳一公職選挙法違反事件）
七、鍼反ニュースのビラ一六〇枚
八、都政批判一八部
〇同押第一一〇八一号（被疑者不詳窃盗事件）
一、ズック靴一足
二、ゴム底草履一足
三、作業上衣一枚
四、毛セーター一枚
〇同押第一一〇八八号（同）
一、紺サージズボン一枚
二、鼠色サージダブル背広上衣一枚
三、ポプリンワイシャツ一枚
四、靴下一片方
〇同押第一一〇九四号（同）
一、綿紺足袋一足
〇同押第一一〇九九号（同）
一、毛手袋一双
〇同押第一一一〇〇号（同）
一、赤短靴一足
〇同押第一一一〇一号（同）
一、地下足袋一足
〇同押第一一一〇二号（同）
一、綿ジャケツ一枚
二、綿チョッキ一枚
三、綿モヽヒキ一枚

〇同押第一一一〇三号（同）
一、靴下二足
〇同押第一一一〇四号（同）
一、駒下駄一足
〇同押第一一一〇五号（同）
一、懐中電燈一個
〇同押第一一一〇八号（同）
一、鉄釘一本
〇同押第一一一〇六号（同）
一、カーキ色上衣一枚
二、鼠色縞ズボン一枚
三、アンダーシャツ一枚
四、紺足袋一足
五、下駄一足
六、革バンド一本
〇同押第一一一〇七号（同）
一、麻縄一本
〇同押第一一一三七号（同）
一、計量器一台
〇同押第一一一三八号（同）
一、靴下一足
〇同押第一一一三九号（同）
一、風呂敷一枚
〇同押第一一一四〇号（同）
一、白木綿一反風呂敷一枚
〇同押第一一一四一号（同）
一、駒下駄一足
〇同押第一一一四二号（同）
一、鉄切鋸の刃一個
〇同押第一一一四三号（同）
一、布製ボストンバック一個
二、カーキ色雨外套ズキン一個
〇同押第一一一四四号（同）
一、サンダル下駄一足
〇同押第一一一五九号（被疑者不詳詐欺事件）
一、手提鞄一個
二、羅紗見本二枚
三、案内書一枚
四、見本発行に就て（米山商店東京支店発行）一枚
五、手合書一枚
六、羅紗見本書一三枚
七、目論見書一冊
八、万年筆一本
九、三菱鉛筆一本
一〇、古新聞（テーイリースポーツ）若干
一一、名刺（小松義一名義）一枚
一二、日除見本布地二枚
〇同押第一一一六〇号（同）
一、ゴム半長靴一足
〇同押第一一一六三号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金一八、二七〇円
二、同一、八九円
三、同八、九円
四、同一、一六八円

五、同一、〇六六円
六、同一、〇七円
七、同一、三九円
八、同三四一円
九、同一、四六一円
一〇、同一、四〇五円
一一、紙袋一七枚
一二、布袋二枚
一三、風呂敷六枚
一四、ボール箱二個
一五、麻袋一枚
〇同押第一一二一〇号（被疑者不詳窃盗事件）
一、革手袋一双
二、メリヤス手袋一双
三、パイプ一個
〇同押第一一二二一号（同）
一、雑記帳の紙片一枚
二、紙片一枚
〇同押第一一二二六号（同）
一、黒背広上衣一枚
〇同押第一一二三〇号（同）
一、女物洋傘一本
二、下駄一足
〇同押第一一二七三号（平島達司外一名薬事法違反事件）
一五、二〇瓦入包薬二包
一六、能書
一七、長谷川閏平宛封筒一枚
〇同押第一一三一〇号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金一、五五九円
二、同一、〇四五円
三、同一、六一九円
四、同一、七〇五円
五、同一、二七〇円
六、同一、二八〇円
七、同一、八六二円
八、同七七円
九、同七、一三九円
一〇、同六八〇円
一一、風呂敷二一枚
一二、布袋一七枚
一三、紙袋六枚
一四、リュックサック三個
一五、手提籠一個
一六、紙箱一個
〇同押第一一三三〇号（被疑者不詳窃盗事件）
一、人絹風呂敷一枚
二、空ボール箱一個
〇同押第一一三三七号（同）
一、男物洋傘一本
〇同押第一一三四〇号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金八八一円
二、同一、一六八円

三、同一、八七六円
四、同一、〇七四円
五、同二、二〇九円
六、同六〇七円
七、同一、〇四五円
八、同一、一二七円
九、同一、六八〇円
一〇、同[illegible]
一一、風呂敷一三枚
一二、布袋一二枚
一三、紙袋九枚
一四、リュックサック一個
〇同押第一一三四七号（同）
一、換価金一、三三六円
二、同八二一円
三、同八一四円
四、同一、四三九円
五、同一、七五〇円
六、同七八一円
七、同六六二円
八、風呂敷一〇枚
九、布袋七枚
一〇、紙袋五枚
一一、手提袋一個
一二、弁当箱一個
〇同押第一一三五三号（被疑者不詳窃盗事件）
一、カーキ色半ズボン一枚
〇同押第一一三五四号（同）
一、駒下駄一足
〇同押第一一三五五号（同）
一、黒チョッキ一枚
〇同押第一一三五六号（同）
一、ズボン二枚
二、下駄一足
三、バンド一本
〇同押第一一三五七号（同）
一、布団一枚
〇同押第一一三六〇号（同）
一、黒学生服上衣一枚
〇同押第一一三六一号（同）
一、黒短靴片方
二、綿手袋片方
〇同押第一一三六二号（同）
一、屑鉄一個
〇同押第一一三六三号（同）
一、五寸釘一本
二、鍵一個
〇同押第一一三六四号（同）
一、印刷活字二箱
〇同押第一一三六六号（同）
一、鍵一個
〇同押第一一三六七号（同）
一、同一個
〇同押第一一三六八号（同）
一、自転車一台

〇同押第一一四三五号（同）
一、下駄の鼻緒通し一本
〇同押第一一四四六号（同）
一、エナメル草履一足
〇同押第一一四四七号（同）
一、冬オーバー一枚
二、カーキ色上衣一枚
三、女物上衣一枚
四、カーキ色縞ズボン一枚
五、メリヤスシャツ一枚
六、メリヤスズボン下一枚
〇同押第一一四四八号（同）
一、カーキ色作業衣一枚
二、ゴム引バンド一本
〇同押第一一四八四号（同）
一、白ズボン下一枚
二、白ポプリンワイシャツ二枚
三、人絹ハンカチーフ一枚
〇同押第一一四八五号（同）
一、軍手一双
〇同押第一一四八六号（被疑者不詳詐欺事件）
一、小切手一枚
二、朱肉一個
三、印鑑（関本）一個
〇同押第一一四八七号（被疑者不詳窃盗事件）
一、褌一個
〇同押第一一四八八号（同）
一、靴下一足
〇同押第一一四八九号（被疑者不詳詐欺事件）
一、名刺一枚
〇同押第一一四九八号（被疑者不詳窃盗事件）
一、万年筆一本
〇同押第一一四九九号（同）
一、人絹スカート一枚
〇同押第一一五〇〇号（同）
一、カーキ色作業衣一枚
二、黒色ズボン一枚
三、白メリヤスシャツ一枚
四、猿又一枚
五、バンド一本
〇同押第一一五〇一号（同）
一、白ワイシャツ一枚
二、青色縦縞ワイシャツ一枚
三、カーキ色純毛靴下二足
四、タオル一枚
五、紺靴下一足
〇同押第一一五〇二号（同）
一、黒短靴一足
〇同押第一一五〇四号（同）
一、財布一個
二、赤ナイロンチャック付金入一個
三、ガーゼ一枚
四、現金九五銭

〇同押第一一五二一号（李漢基外国人登録令違反事件）
一、登録証明書一枚
〇同押第一一五七二号（小井戸久富臨時物資需給調整法違反事件）
一、換価金四〇、四四六円
〇同押第一一五九一号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、同六二九円
二、同一五円
三、同一、二二九円
四、同一、二三九円
〇同押第一一六一四号（被疑者不詳窃盗事件）
一、雨外被一枚
二、角帽一個
三、風呂敷二枚
四、白綿布一枚
五、マッチ小箱一個
六、新聞紙七枚
〇同押第一一六一五号（同）
一、自転車一台
二、ガソリン（一斗入）二罐
〇同押第一一六二五号（同）
一、黒色詰襟上衣一枚
二、女物黒ラシャ上衣一枚
三、黒ズボン一枚
四、進駐軍放出ズボン一枚
五、白ズロース一枚
六、黒足袋一足
〇同押第一一六二六号（同）
一、古下駄一足
〇同押第一一六二七号（同）
一、毛ズボン下一枚
〇同押第一一六三二号（同）
一、中古編上靴一足
〇同押第一一六四〇号（同）
一、茶短靴一足
〇同押第一一六四一号（同）
一、シャベル一挺
二、鉄棒一本
〇同押第一一六四二号（同）
一、綿白手袋片方
〇同押第一一六五六号（同）
一、中古サンダル一足
〇同押第一一六五二号（同）
一、黒ジャンパー一枚
二、鼠色背広上衣一枚
三、ギャバジン褐色ズボン一枚
四、白ステテコ一枚
五、白シャツ一枚
六、申又一枚
七、サンダル一足
八、革バンド一本
〇同押第一一六五七号（同）
一、鉄切カッター一台

〇同押第一一六五八号（同）
一、ドライバー一本
二、新割一本
〇同押第一一六五九号（同）
一、握鋏（片刃）一個
〇同押第一一六六〇号（同）
一、毛茶色手袋一双
〇同押第一一六六一号（同）
一、短靴一足
〇同押第一一六六二号（同）
一、黒短靴一足
二、紺靴下一足
〇同押第一一六六九号（同）
一、チョコレート色ハイヒール一足
二、黒色ハイヒール一足
三、同一足
四、チョコレート布製ハイヒール一足
〇同押第一一六七〇号（同）
一、カーキ色作業服上衣一枚
二、紺ズボン一枚
三、メリヤスズボン下一枚
四、アンダーシャツ一枚
五、パンツ一枚
六、革バンド一本
七、セーター一枚
八、白ハンカチーフ一枚
九、パス入一個
一〇、認印（佐藤）一個
一一、現金七円一〇銭
〇同押第一一六八〇号（西末子東京都売春条令違反事件）
一、現金二、〇〇〇円
〇同押第一一七〇二号（被疑者不詳窃盗事件）
一、茶色バンド一本
〇同押第一一七〇六号（同）
一、カーキ色ジャンパー一枚
〇同押第一一七〇七号（同）
一、ジャンパー一枚
二、西洋剃刀一挺
三、手拭二枚
四、猿又一枚
〇同押第一一七〇八号（同）
一、茶色ハンドバック一個
二、洗面具一式
三、化粧品一式
四、靴下（ナイロン及木綿）各一足
五、万年筆一本
〇同押第一一七〇九号（同）
一、草履一足
二、風呂敷一枚
三、鉄製さび落し一本
〇同押第一一八一一号（同）
一、換価金一、六五九円
二、かます一枚
三、自転車一台

〇同押第一一八一二号（同）
一、手提電燈一個
二、磁石一個
〇同押第一一八一三号（同）
一、駒下駄一足
〇同押第一一八一四号（同）
一、黒革製チャック付鞄一個
二、黒短靴一足
三、アルマイト弁当箱一個
〇同押第一一八一五号（同）
一、鉄切鋸の刃一本
二、きせる一個
〇同押第一一八一六号（同）
一、女物駒下駄一足
〇同押第一一八一七号（同）
一、白ハンカチーフ一枚
二、女物下駄一足
〇同押第一一八一八号（同）
一、靴下一足
〇同押第一一八一九号（同）
一、鋸一挺
〇同押第一一八二〇号（同）
一、杉丸太棒（長さ四尺位）一本
二、白メリヤス丸首シャツ一枚
〇同押第一一八二一号（同）
一、男物洋傘一本
二、女物洋傘一本
〇同押第一一八二二号（同）
一、自転車一台
二、りんご空箱一個
三、天幕一枚
〇同押第一一八二三号（同）
一、子供用自転車一台
〇同押第一一八二四号（同）
一、黒塗自転車一台
〇同押第一一八二五号（同）
一、黒塗自転車一台
〇同押第一一八二六号（同）
一、リヤカー一台
二、ペンチ一挺
三、バール一本
〇同押第一一八二七号（同）
一、黒塗自転車一台
〇同押第一一九〇二号（同）
一、婦人用雨靴一足
〇同押第一一九〇四号（同）
一、ドライバー一本
二、大風呂敷一枚
〇同押第一一九〇六号（同）
一、茶色ズボン一枚
二、紺ジャンパー一枚
三、メリヤスシャツ一枚
四、革バンド一本
〇同押第一一九一五号（同）
一、純毛茶色ズボン一枚
二、白ワイシャツ一枚

三、メリヤスパンツ一枚
四、鼠色人絹靴下一足
五、革バンド一本
六、靴下止二本
七、白綿カラー一個
同　カフスボタン一個
〇同押第一一九九五号（同）
一、作業服一枚
二、鉄棒一本
〇同押第一一九九六号（同）
一、毛布（但し半切）一枚
二、草履一足
三、古タオル一枚
四、茶靴下一足
〇同押第一一九九七号（同）
一、中古ゴム長靴（右足）一個
〇同押第一一九九八号（同）
一、メリヤスシャツ一枚
二、越中褌一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

上田区検察庁

〇昭和二十六年証第三八号（遠藤フミ酒税法違反事件）
一、清酒換価金七円
二、一升罎一本
〇昭和二十五年証第一五二号（加藤秋造外十五名賭博被告事件）
一、現金五百円
二、白紐一
〇昭和二十六年証第二九七号（土肥正喜窃盗事件）
一、中古自転車一
〇昭和二十五年証第七八三号（村上義昭外一名公職選挙法違反事件）
一、新長野特報二枚
二、うゑだの旅号外二十六枚
〇昭和十五年乙証第二号（波田野性詐欺事件）
一、貴重品預り袋一
二、ハトロン封筒一
三、小豆色革手提鞄一
四、紺人絹兵児帯一
五、人絹靴下一
六、人絹化粧品袋一
七、空気枕一
八、古手拭一
九、木綿湯衣一
一〇、木綿縮シャツ一
一一、ワイシャツ一
一二、旅行案内一
〇昭和十六年乙証第九号（青木徳之助古物商取締法事件）
一、物品売買交換明細帳一冊

〇同乙証第一七号（片桐明司窃盗事件）
一、男物下駄（中古）一
二、中古兵児帯一
三、毛糸襟巻一
〇同第一八号（茂木忠こと大平忠窃盗等事件）
一、古タオル一
〇昭和十七年乙証第二号（横尾行雄詐欺事件）
一、赤革製トランク一
内容品
メリンス風呂敷一
黒朱子古足袋一
ガーゼ手拭一
紐一
〇同第四号（横尾行雄同）
一、紫色人絹紐（二尺位）一
〇同第一六号（中島文雄同）
一、茶色中折帽子一
二、風呂敷一
三、ステッキ一
〇同第一七号（藤波一郎窃盗詐欺事件）
一、ボストンバック一
二、手拭一
三、洗面袋一
四、歯ブラシ一
五、同粉一
六、櫛一
七、切符一
八、茶色夏帽子一
〇同第二四号（小柳シン窃盗事件）
一、風呂敷一
〇昭和十八年乙証第七号（前田清詐欺等事件）
一、ボストンバック（雑品在中）一
二、現金三十三銭
三、赤革製短靴一
四、夏中折帽子一
五、木綿布切一
〇昭和十九年乙証第二号（杉山健詐欺事件）
一、手提鞄一

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

高田区検察庁

〇昭和二十六年第八四五号（松本敏夫窃盗事件）
一、マルコフラシン軟膏五十罐入一箱

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

宇都宮地方検察庁大田原支部
大田原区検察庁

〇昭和二十年第一二六号（川口正吉国家総動員法違反事件）
一、金四百円
二、肉切包丁一丁

号外

○同領第一五一号（笹沼ミヨ食糧管理法違反事件）
一、金四円六十九銭
○昭和二十一年領第四四号（八島安雄賍物収受事件）
一、金千六百円
二、金千五十円
○同領第二二八号（隅築峰吉窃盗事件）
一、中古自転車（車体のみ）　一台
○同領第二八一号（吉成秋次郎暴力行為等処罰に関する法律違反事件）
一、錦　四丁
○昭和二十二年領第二〇号（黒崎文左衛門窃盗事件）
一、中古自転車　一台
二、リックサック　二ケ
三、自転車々体部分品　一台分
○昭和二十三年領第五号（大森ハツエ同）
一、金六十二円四十八銭
○同領第三五九号（橋本洋賍物故買事件）
一、中古自転車　一台
○昭和二十四年領第七号（田辺甲子雄賭場開張事件）
一、金百円
○同領第八号（渋谷喜一賍物故買事件）
一、自転車解体　一台分
○同領二八三号（大槻喜一窃盗事件）
一、雨靴ゴム製婦人用　一足
○昭和二十五年領第五号（栗原昭治同）
一、バール　二丁
二、ズボン　一着
○昭和二十六年領第七九号（鈴木要次遺失物横領事件）
一、腕時計　十型　一ケ
○同領第一一八号（小川福次窃盗事件）
一、つるはし　一丁
○同領第一二〇号（三浦忠子物価統制令違反事件）
一、風呂敷包紙袋　一ケ
二、布袋二ケ入リックサック　一ケ
三、風呂敷包布袋入　四ケ
四、紙袋　二ケ
五、布袋　二ケ
六、石油罐　三ケ
七、包装紙　一枚
○同保第八四五号（同）
一、金一万七千四百四十五円七十四銭
○同保第八八一号（相馬キミ同）
一、金千六百二十七円十二銭
○同保第九三六号（須佐キク同）
一、金一万八千三百六円
○同保第一〇七三号（岩井三郎食糧管理法違反事件）
一、金二千十八円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
横浜地方検察庁

○昭和二十一年押第二八二号（宮本謙三有価証券偽造行使等事件）
一、名刺　八十九枚
二、木製丸印　一個
三、貸家広告書取り紙　一枚
四、小為替証書原稿　一枚
五、再度小為替証書原稿　一枚
六、小為替証書　一枚
七、神田郵便局長名刺証明書　一枚
八、神田郵便局長角印原稿　一枚
○昭和二十四年押第五一七六号（荒木実横領事件）
一、領収書　一枚
○同押第八四八二号（中村正夫強盗傷人事件）
一、仮売渡書　一通
○昭和二十五年押第一三九七号（日原不二男詐欺等事件）
一、名刺　一枚
○昭和二十六年押第二五七〇号（押田達治同）
一、質札　一枚
○同押第二九五一号（安本勇吉傷害事件）
一、ブランデー空壜　一個

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
松戸区検察庁

○昭和二十七年押第四二号（不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　二万八千二百七円
○同押第五七号（同）
一、同　五千百五十九円
○同押第一二二号（同）
一、同　二千七百三十五円
○同押第一三一号（同）
一、同　一千六百二十六円
○同押第一五八号（同）
一、同　四百二十五円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
滝川区検察庁

○昭和二十六年領第六三二号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　二、四二〇円
一、リックサック　一個
一、白木綿袋　一枚
○同領第六三三号（同）
一、換価金　七四〇円
一、木綿風呂敷　二枚
一、綿入袖無　一枚
○同領第六三四号（同）
一、換価金　八六八円
一、黒縞布袋　一枚
一、朱色布袋　一枚
○昭和二十七年領第二八号（同）
一、換価金　六〇〇円
一、風呂敷　二枚
一、米袋　二枚
一、弁当箱　一個
○昭和二十六年保第六七八号（吉本久義同）
一、換価金　三、一九六円
○同保第六八五号（丸山ユキ子同）
一、同　一、六三二円
○同保第六八六号（杉本テツ同）
一、同　八一八円
○同保第七〇〇号（山下ハル同）
一、同　二、〇五五円
○同保第七〇一号（佐藤チヨ同）
一、同　二、三〇一円
○同保第七〇二号（山田良一同）
一、同　一、六二七円
○同保第七〇三号（鈴木トヨ同）
一、同　九〇〇円
○同保第七〇四号（荘原徳平同）
一、同　二、〇一〇円
○同保第七〇五号（松本フミ子同）
一、同　九九五円
○同保第七二八号（清川ソノ同）
一、同　一三二六円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
取手区検察庁

○昭和二十五年押第一三九五号（中村善四郎窃盗事件）
一、ドライバー　一挺
二、棒電燈　一個
三、ネズミ色毛手袋　一足
四、ゴム長靴　一足
五、赤革製鞄　一個
○昭和二十七年押第六六号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　二千三十円
二、赤革鞄　一個
三、木綿袋　四枚
四、木綿風呂敷　三枚
○同押第六七号（同）
一、換価金　三千八百五十七円
二、木綿風呂敷　五枚
三、人絹風呂敷　一枚
四、米袋（白木綿）　七枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
松江地方検察庁益田支部

○昭和二十七年押第八号（金花光酒税法違反事件）
一、一斗容壺　一個
二、焼酎　一斗

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
津島区検察庁

○昭和二十六年押第五七三号（土屋兼光外四名賭博被疑事件）
一、花札　四十二枚
○昭和二十七年押第一号（所有者不明食糧管理法違反被疑事件）
一、角型竹籠　一籠
二、白木綿袋　一袋
三、モーフ切　一枚
四、角型竹籠　一籠
五、紙米袋　一袋
六、白木綿米袋　一袋
七、リュックサック　一袋
八、南京袋　一袋
九、換価金　四千四百五十七円
○同押第二号（同）
一、シート　一枚
二、南京袋　一袋
三、人絹風呂敷　一枚
四、繩　一本
五、コモ　一枚
六、木綿茶赤黒縞風呂敷　一枚
七、ボール箱　一箱
八、白木綿米袋　一袋
九、木綿花模様風呂敷　一枚
十、白木綿米袋　一袋
十一、繩　一本
十二、木綿茶縞風呂敷　一枚
十三、白木綿米袋　一袋
十四、木綿泉器模様風呂敷　一枚
十五、紙茶色袋　一袋
十六、木綿花模様風呂敷　一枚
十七、白木綿米袋　一袋
十八、小柄模様木綿風呂敷　一枚
十九、白木綿米袋　一袋
二十、木綿白草色模様風呂敷　一枚
二十一、黒米袋　一袋
二十二、木綿かれ草模様風呂敷　一枚
二十三、木綿藤色米袋　一袋
二十四、木綿水色風呂敷　一枚
二十五、白木綿米袋　一袋
二十六、木綿黒赤縞風呂敷　一枚
二十七、木綿白米袋　一袋
二十八、木綿黒米袋　一袋
二十九、竹籠　一籠
三十、木切　一本
三十一、換価金　一万一千七百九十四円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
鎌倉区検察庁

○昭和二十六年押第一四一号（氏名不詳食糧管理法違反被疑事件）
一、米換価金　四千七百九十九円十銭
二、麦換価金　九十八円五十六銭
三、風呂敷　九枚
四、布袋　八枚
五、布紐　三本
六、包紙　三枚
七、手提籠　一個
八、弁当箱　一個
九、手拭　一本
○同押第一五九号（同）
一、米換価金　七百三十五円
二、リュックサック　一個
○同押第二六二号（同）
一、米換価金　千十円
二、風呂敷　一枚
三、布袋　一枚
○同押第二六八号（同）
一、米換価金　千七百四円
二、風呂敷　三枚
三、布袋　三枚
四、弁当箱（箸付）　一個
五、木綿細紐　二本
六、麻紐　三本
七、マッチ小箱　一個
八、セルロイド製クリーム入　一個
九、竹手提籠　一個
○同押第二六九号（同）
一、米換価金　二千三百十一円
二、風呂敷　六枚
三、紙袋　二枚
○同押第二八三号（同）
一、米換価金　四百二十八円
二、風呂敷　二枚
三、布袋　二枚
○同押第二八四号（同）
一、米換価金　八百十五円
二、風呂敷　一枚
三、布袋　一枚
○同押第二五一号（山本みよ同）
一、米換価金　六百十九円七十八銭
○同押第一五一号（保科大三郎窃盗被疑事件）
一、クローム製懐中時計　一個
二、定期乗車券（牛久―上野）　一枚
○同押第一八七号（西条貞保同）
一、スリッパ　一個
二、たばこケース　一個
三、マッチ小箱　一個
○同押第二八〇号（石田八月同）
一、ハンマー　一個
二、手提籠　一個
三、手拭　一本

昭27.4.1.

官報

号外（第三十五号）

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

毎日文庫

目次

省令

○大蔵省組織規程の一部改正　一頁
○出納官吏事務規程の一部改正　一
○国民貯蓄組合法施行規則の一部改正　二
○植物防疫法施行規則の一部改正　二
○家畜伝染病予防法施行規則等の一部改正　一〇
○河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則の一部改正　一三
○建設用石油製品割当規則の一部改正　一三
○測量法施行規則の一部改正　一三
○建築士法施行規則の一部改正　一四
○建築基準法施行規則の一部改正　一四

告示

○家畜衛生試験場動物用生物学的製剤販売規程の一部改正　一四
○家畜衛生試験場において売り払う動物用生物学的製剤の販売価額　一四
○家畜伝染病予防法施行規則第三十九條第五号の区域等の指定に関する件の一部改正　一四
○植物防疫所の支所及び出張所の名称、位置及び所掌事務を定める件　一五
○動物検疫所の支所及び出張所の名称、位置及び所掌事務　一五
○北海道さけ・ますふ化場の支場及び事業場の名称、位置及び所掌事務　一五
○百人以上の労働者を使用する事業で昭和二十六年十二月三十一日において保険関係成立後三年以上を経過したものについての昭和二十七年度の保険料を定める件の別表の一部改正　一六

省令

◉大蔵省令第三十八号

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）第十七條、第十九條第三項、第二十三條第二項、第三十八條第二項及び第四十條第三項の規定に基き、並びに同法を実施するため、大蔵省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年四月一日

大蔵大臣　池田　勇人

大蔵省組織規程の一部を改正する省令

大蔵省組織規程（昭和二十四年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八條の三」を「第三十八條の二」に、「第七十七條の四」を「第七十七條の二」に、「第百三十七條」を「第百三十七條の二」に改める。

第五條第一号及び第十二條第二号中「支出負担行為」の下に「の実施計画」を加える。

第三十一條第八号中「の準備」を削る。

第三十二條から第三十八條までを次のように改める。

（管財局の分課）

第三十二條　管財局に、左の六課を置く。

総務課
国有財産第一課
国有財産第二課
外国財産管理課
外国財産補償課
閉鎖機関課

2　前項に掲げるものの外、当分の間、管財局に公団清算室を置く。

（総務課の事務）

第三十三條　総務課においては、左の事務をつかさどる。

一　国家公務員の宿舎を設置、維持及び管理し、並びにこれらに関し総合調整を行うこと。

二　国有財産の経費に関すること。

三　前各号に掲げるものの外、管財局の事務で、他課室の所掌に属さないものを行うこと。

（国有財産第一課の事務）

第三十四條　国有財産第一課においては、左の事務をつかさどる。

一　国有財産制度を調査、企画及び立案すること。

二　国有財産の管理及び処分を統一し、必要な調整を行うこと。

三　国有財産の管理及び処分に関し、報告を徴し、実地監査を行うこと。

四　国有財産の増減、現在額及び現状を明らかにすること。

五　国の出資を行い、これを管理すること。但し、公団清算室の所掌に属するものを除く。

六　普通財産のうち、特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利を管理及び処分すること。

七　普通財産のうち有価証券を管理及び処分すること。

八　社寺境内地の管理及び処分に関すること。

（国有財産第二課の事務）

第三十五條　国有財産第二課においては、左の事務をつかさどる。

一　普通財産の管理処分に関し、企画及び立案すること。

二　普通財産を管理及び処分すること。但し、国有財産第一課及び公団清算室の所掌に属するものを除く。

三　普通財産の調査及び統計の作製を行うこと。

四　外国政府による不動産の取得又は賃借のための手続を行うこと。

（外国財産管理課の事務）

第三十六條　外国財産管理課においては、左の事務をつかさどる。

一　連合国財産（運輸省の所掌に属するものを除く。以下同じ。）の調査、保全及び返還に関すること。

二　ドイツ財産の管理及び処分に関すること。

三　国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関すること。

2　前項に定めるものの外、外国財産管理課においては、当分の間、旧賠償庁の所掌に属していた特殊財産で大蔵大臣が管理することとなつたものの処理に関する事務をつかさどる。

（外国財産補償課の事務）

第三十七條　外国財産補償課においては、左の事務をつかさどる。

一　連合国財産の損害の調査及び補償に関すること。

二　連合国財産補償審査会に関すること。

三　連合国財産の返還及び補償について生ずる紛争の処理のための委員会に関すること。

（閉鎖機関課の事務）

第三十八條　閉鎖機関課においては、左の事務をつかさどる。

一　閉鎖機関の特殊清算を監督すること。

二　閉鎖機関の渉外債権及び渉外債務並びに在外資産及び在外負債を調査すること。

第三十八條の二第二項及び第三十八條の三を削る。

第四十條第四号中「日本輸出銀行」を「日本輸出入銀行」に改める。

第五十三條第一項に次の一号を加える。

十一　在外公館等の借入金の返済に関すること。

第五十六條第一項第八号を次のように改める。

八　削除

同項第十一号を削り、同項第十二号を同項第十一号とし、同條第二項を削る。

第六十三條に次の一号を加える。

二十　在外公館等の借入金の返済に関すること。

第六十四條第十号を削り、同條第十一号を同條第十号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第三章第二節第三款中第百三十七條の次に次の一條を加える。

（次長）

第百三十七條の二　東京国税局及び大阪国税局の調査査察部に、当分の間、次長各一人を置くことができる。

2　次長は、調査査察部長を助け、調査査察部の事務を整理する。

第百四十條第一項第二十三号を削り、同項第二十四号を同項第二十三号とし、同項第二十五号を同項第二十四号とし、同條第二項を削る。

別表第五表税関出張所及び税関支署出張所の名称及び位置表函館税関の部船川税関支署土崎出張所の項中「土崎」を「秋田」に改める。

別表第八表税務署の名称、位置及び管轄区域表熊本国税局の部鹿児島税務署の項中「三島村」を「三島村、十島村」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。但し、第五十六條（同條第一項第八号を除く。）、第六十四條及び第百四十條の改正規定は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

◉大蔵省令第三十九号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四條の規定に基き、出納官吏事務規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年四月一日

大蔵大臣　池田　勇人

出納官吏事務規程の一部を改正する省令

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

号外

昭27.4.1.

第三十二條第三項中「国家公務員有料宿舎使用料金額表」の下に「、警察予備隊警察官食事料金額表」を加える。

第三十五條中「「失業保険料被保険者負担金」又は「国家公務員有料宿舎使用料」」を「「失業保険料被保険者負担金」、「国家公務員有料宿舎使用料」又は「警察予備隊警察官食事料」」に改める。

第四十條中「失業保険の被保険者又は国家公務員有料宿舎使用者」を「失業保険の被保険者、国家公務員有料宿舎使用者又は警察予備隊警察官」に、「保険料又は国家公務員有料宿舎使用料」を「保険料、国家公務員有料宿舎使用料又は警察予備隊警察官食事料」に改める。

第五十四條中「第十三号の三書式」の下に「、警察予備隊警察官食事料金額表は第十三号の四書式」を加える。

第十三号の三書式の次に次の書式を加える。

第十三号の四書式

「何」会計　警察予備隊警察官食事料金額表

収入取扱庁

主管（又は所管）	年度	現金、小切手又は国庫金振替書	警察予備隊警察官氏名	食事料	備考
				円	

上記の警察予備隊警察官食事料を払い込みました。

昭和「何」年「何」月「何」日

「何庁資金前渡官吏　官　氏　名　㊞」

「何庁収入官吏　官　氏　名」殿

備考　用紙寸法は、日本標準規格A列5とすること。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　第十三号の四書式については、当分の間適宜の用紙を使用することを妨げない。

◉大蔵省令第四十号

国民貯蓄組合法（昭和十六年法律第六十四号）を実施するため、国民貯蓄組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年四月一日

大蔵大臣　池田　勇人

国民貯蓄組合法施行規則の一部を改正する省令

国民貯蓄組合法施行規則（昭和十六年大蔵省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第三号ノ二中「無尽会社、」の下に「信用金庫、」を加える。

第三條中「貿易組合、漁業協同組合、」を「漁業協同組合及」に改め、「及自動車運送事業組合」を削る。

第五條第三項中「若ハ信託会社」を「、信託会社若ハ信用金庫」に改める。

第十三條ノ二中「無尽会社、」の下に「信用金庫、」を加える。

第十九條中「貿易組合、漁業協同組合又ハ」を「漁業協同組合又ハ」に改め、「又ハ自動車運送事業組合」を削る。

第二十二條中「貯蓄銀行預金、」の下に「相互銀行預金、信用金庫預金、」を加える。

第二十三條中「貯蓄銀行預金又ハ信用協同組合貯金」を「貯蓄銀行預金、相互銀行預金、信用金庫預金、信用協同組合貯金、農業協同組合貯金、漁業協同組合貯金又ハ水産加工業協同組合貯金」に改める。

第二十四條第二項第一号中「三万円」を「十万円」に、同項第二号中「一万円」を「三万円」に、同項第三号中「三百円」を「千円」に改める。

第三十七條中「定ムルモノハ」の下に「国民貯蓄組合ノ組合員ニシテ法第三條ノ二ノ規定ニ違反シタル者並」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◉農林省令第二十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）に基き、及び同法を施行するため、植物防疫法施行規則（昭和二十五年六月農林省令第七十三号）の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年四月一日

農林大臣　広川　弘禅

植物防疫法施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　指定種苗の検査（第三十一條―第三十五條）」を

「第四章　指定種苗の検査（第三十二條―第三十五條）
第五章　緊急防除（第三十六條―第三十九條）
第六章　指定有害動植物の防除
　第一節　指定有害動植物（第四十條）
　第二節　薬剤の譲与（第四十一條―第四十六條）
　第三節　防除用器具の無償貸付（第四十七條―第五十八條）
第七章　都道府県の防疫（第五十九條）
第八章　国の負担金及び補助金の交付（第六十條―第六十五條）」

に改める。

第二條中「法第二十三條第一項」を「法第三十六條第一項」に改める。

第二章及び第三章中「動植物検疫所」を「植物防疫所」に改める。

第二十四條第一項第二号中「五月三十一日（九州においては四月三十日）」を「四月三十日（九州においては三月三十一日）」に、第三号中「四月十五日」を「三月三十一日」に改める。

第二十六條中「合格証明書」を「合格証票」に改める。

第三十條見出し「（合格証明書の交付）」を「（合格証明書等の交付）」に、第二項中「当該植物を合格としたときは、第二十四條第二項の標札に証印（第十九号様式）を押印し、且つ、当該申請者に対し、合格証明書（第十九号様式）を交付しなければならない。但し、みかんについては、第二十四條第二項の標札に証印（第十九号様式）を押せばよい。」を「当該植物を合格としたときは、当該申請者に対し、合格証明書（第十九号様式）及び合格証票（第十九号様式）を交付しなければならない。但し、みかんについては、合格証明書を交付すればよい。」に改める。

第四章の次に次の三章を加える。

第五章　緊急防除

（緊急防除）

第三十六條　法第十八條第二項の規定による農林大臣の命令は、緊急措置命令書（第二十三号様式）を交付して行う。

（協力命令書の様式）

第三十七條　法第十九條第二項の協力命令書の様式は、別記第二十四号様式とする。

（協力成績の報告）

第三十八條　法第十九條第二項の規定により協力命令書の交付を受けた者は、当該協力命令書に記載された防除に関する業務の完了後一箇月以内に協力成績書（第二十五号様式）を都道府県知事を経由して農林大臣に提出しなければならない。

（費用の請求）

第三十九條　法第十九條第二項の規定により協力命令書の交付を受けた者が、同條第三項の規定による費用の弁償を受けようとするときは、当該協力命令書に記載された防除に関する業務の完了後一箇月以内に費用請求書（第二十六号様式）に費用の支出を証明する書類を添えて、これを都道府県知事を経由して農林大臣に提出しなければならない。

第六章　指定有害動植物の防除

第一節　指定有害動植物

（指定有害動植物）

第四十條　法第二十二條第一項の農林大臣の指定する有害動物又は有害植物は、次の通りとする。

いねいもち病菌
いねしらはがれ病菌
いねうんか類
いねめい虫類
いねくろかめむし
いねはもぐりばえ
いねどろおいむし
むぎさび病菌類
むぎうどんこ病菌
むぎあかかび病菌
むぎゆきぐされ病菌類

第二節　薬剤の譲与

（譲与の相手方）

第四十一條　法第二十七條第一項の規定により農林大臣が防除に必要な薬剤（以下「防除用薬剤」という。）を譲与する相手方は、指定有害動植物が風水害等の災害により異常発生した場合において、みずから防除を行うことが著しく困難であると認められる者とする。

（譲与の申請）

第四十二條　防除用薬剤の譲与を受けようとする者は、譲与申請書（第二十七号様式）を都道府県知事を経由して農林大臣に提出しなければならない。

（譲与の決定等）

第四十三條　農林大臣は、前條の譲与申請書を受理したときは、その内容を審査して譲与するかどうかを決定し、当該申請者に対し、譲与する場合にあつては譲与すべき防除用薬剤の使用その他必要な事項を記載した譲与承認書（第二十八号様式）を交付し、譲与しない場合にあつてはその旨を通知する。

（引渡）

第四十四條　法第二十七條第一項の規定により譲与する防除用薬剤の引渡は、前條の譲与承認書に記載された期日及び場所において行うものとする。

2　前項の規定により防除用薬剤の引渡を受けた者（以下「譲受人」という。）は、当該引渡後直ちに、受領書（第二十九号様式）を農林大臣に提出しなければならない。

（防除用薬剤の使用等の制限）

第四十五條　譲受人は、第四十三條の譲与承認書に記載された條件に違反して当該防除用薬剤を使用し、譲与し、又は譲渡してはならない。

2　農林大臣は、譲受人が前項の規定に違反したときは、当該防除用薬剤の全部若しくは一部若しくはこれに相当する薬剤の返還を命じ、又はこれに相当額の対価の納入を命ずることがある。

（報告の徴取）

第四十六條　譲受人は、譲与を受けた防除用薬剤による防除を完了したときは、一箇月以内に防除実績報告書（第三十号様式）を都道府県知事を経由して農林大臣に提出しなければならない。

第三節　防除用器具の無償貸付

（申請）

第四十七條　法第二十七條第一項の規定により防除用器具を借り受けようとする者は、借受申請書（第三十一号様式）を都道府県知事を経由して植物防疫所長に提出しなければならない。

（貸付）

第四十八條　農林大臣は、前條の借受申請書を受理したときは、その内容を審査して貸付を承認するかどうかを決定し、貸し付ける場合にあつては防除用器具の使用方法その他必要な事項を定める。

2　植物防疫所長は、前項の決定に基き、当該申請者に対し、貸し付ける場合にあつては貸付承認通知書（第三十二号様式）を交付し、貸し付けない場合にあつては其の旨を通知する。

（引渡）

第四十九條　防除用器具の引渡は、前條第二項の貸付承認通知書に記載された期日及び場所において行うものとする。

2　前項の規定により防除用器具の引渡を受けた者（以下「借受人」という。）は、当該引渡後直ちに、請書（第三十三号様式）を植物防疫所長に提出しなければならない。

（貸付期間の延長申請）

第五十條　借受人は、第四十八條第二項の貸付承認通知書に記載された貸付期間満了の日までに防除を完了することができないと認めるときは、農林大臣に対し、貸付期間の延長を申請することができる。

2　前項の申請は、貸付期間満了の日の五日前までに都道府県知事を経由して貸付期間延長申請書（第三十四号様式）を植物防疫所長に提出して、しなければならない。

3　植物防疫所長は、農林大臣が前項の申請書を受理した場合において期間の延長を承認したときは、当該申請人に対し貸付期間延長承認通知書（第三十五号様式）を交付する。

（借受人の義務）

第五十一條　借受人は、その借り受けた防除用器具を、善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

2　借受人は、その借り受けた防除用器具を他に転貸してはならない。

第五十二條　借受人は、その借り受けた防除用器具を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく書面をもつてその旨及び事由を詳細に植物防疫所長に報告しなければならない。この場合において、当該滅失又はき損が火災又は盗難に係るものであるときは、火災又は盗難があつた旨を証する関係官公署の発行する証明書を添えるものとする。

第五十三條　借受人は、その責に帰すべき事由によりその借り受けた防除用器具を滅失し、又はき損したときは、植物防疫所長の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は国にその補償金を納入しなければならない。

2　前項の補償金は、植物防疫所の歳入徴収官の発行する納入告知書によつて納入するものとする。

（返納）

第五十四條　借受人は、その借り受けた防除用器具を第四十八條第二項の貸付承認通知書又は第五十條第三項の貸付期間延長承認通知書に記載された期日及び場所において返納するとともに返納届（第三十六号様式）を植物防疫所長に提出しなければならない。

第五十五條　農林大臣は、他の緊急の用途に供するため当該防除用器具を必要とする場合その他特に必要があると認める場合は、貸付期間内においても、期日及び場所を指定してその返納を命ずることがある。

（違約金の徴収）

第五十六條　借受人は、第四十八條第二項の貸付承認通知書又は第五十條第三項の貸付期間延長承認通知書に記載された返納期日（前條の場合にあつては、当該返納命令による指定期日）までにその借り受けた防除用器具を返納しないときは、その翌日から返納があつた日までの日数につき、防除用器具の種類ごとに農林大臣の定める額の違約金を支払わなければならない。但し、天災地変その他農林大臣がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

2　前項の違約金の納入については、第五十三條第二項の規定を準用する。

（費用の負担）

第五十七條　防除用器具の引取、管理及び返納に要する一切の費用は、借受人の負担とする。

（報告の徴取）

第五十八條　借受人は、その借り受けた防除用器具の返納後一箇月以内に、防除実績報告書（第三十七号様式）を植物防疫所長に提出しなければならない。

第七章　都道府県の防疫

（病害虫防除所設置承認申請等）

第五十九條　都道府県は、法第三十二條第三項の規定による病害虫防除所の設置のための承認を受けようとするときは、左に掲げる事項を記載した病害虫防除所設置承認申請書を農林大臣に提出しなければならない。

一　名称、位置及び管轄区域
二　施設の概要
三　職員の職種別定数
四　その他必要な事項

2　都道府県は、前項第一号から第三号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項を記載した報告書を農林大臣に提出しなければならない。

第八章　国の負担金及び補助金の交付

（申請）

第六十條　都道府県が法第二十三條第三項の負担金又は第三十二條第七項若しくは第三十五條第二項の補助金の交付を申請しようとするときは、交付申請書に事業計画書及び収支予算書を添え、農林大臣に提出しなければならない。

2　農林大臣は、前項の書類の外必要な書類の提出を求めることがある。

第六十一條　法第二十五條第二項の書類は、事業計画書（第三十八号様式）及び収支予算書（第三十九号様式）とする。

2　法第二十五條第一項の補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（第四十号様式）に事業計画書及び収支予算書を添え、当該都道府県知事を経由して農林大臣に提出しなければならない。

3　農林大臣は、第一項の書類の外必要な書類の提出を求めることがある。

（流用の禁止）

第六十二條　都道府県又は法第二十五條第一項の補助金の交付を受けた者は、その交付を受けた負担金又は補助金を相互に又は他の経費に流用してはならない。但し、農林大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

（計画変更の届出義務）

第六十三條　都道府県は、第六十條の規定により提出した書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ農林大臣に届け出なければならない。

2　法第二十五條第一項の補助金の交付を申請した者は、第六十一條第二項の規定により提出した書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ農林大臣の承認を受けなければならない。

（事業成績書等の提出義務）

第六十四條　負担金又は補助金の交付を受けた者は、事業成績書（第三十八号様式）に収支決算書（第三十九号様式）を添え翌年度六月三十日までに農林大臣に提出しなければならない。

（還付命令等）

第六十五條　農林大臣は、負担金又は補助金の交付を受けた者が左の各号の一に該当するときは、負担金又は補助金の全部若しくは一部の還付を命ずることがある。

一　法令の規定に違反したとき。
二　事業の施行方法が不適当と認められたとき。
三　支出額が予算額に比して減少したとき。

内閣文庫

号外

別表を次のように改める。

別表

地域	植物	備考（対象とする有害動物又は有害植物）
一、インドシナ、タイ、英領マライ、ビルマ、インド、パキスタン、パレスタイン、シリア、トルコ、サイプラス、ギリシヤ、アルバニア、イタリア、フランス、ドイツ、スイス、マルタ、スペイン、ポルトガル、アフリカ州、ベルムダ、西印度諸島、ヴエネズエラ、ブラジル、ウルグアイ、アルゼンチン、ハワイ諸島、オーストラリア連邦、ニユー・ジーランド	生果実（但し、パインアップルを除く。）	ちちゆうかいみばえ
二、北緯二十九度以南の南西諸島、台湾、ミクロネシア、中華民国、香港、フイリッピン群島、インドシナ、タイ、英領マライ、英領ボルネオ、インドネシア連邦、オーストラリア連邦、ビルマ、インド、パキスタン、セイロン、ケニヤ、ハワイ諸島、ニユー・ギニア	きうり、すいか、まくわうり、かぼちや、その他のうり科植物の茎葉及びその他の生果実、トマト、マンゴウ、パパイヤ、いんげんまめ、ささげ及びきまめの生果実	うりみばえ
三、ソヴイエト連邦、ビルマ、インド、パキスタン、イラン、アフガニスタン、イラク、パレスタイン、サイプラス、ヨーロッパ州、アフリカ州、カナダ、アメリカ合衆国、ブラジル、ウルグアイ、アルゼンチン、チリ、ペルー、オーストラリア連邦、ニユー・ジーランド	りんご、なし、まるめろ、もも、すもも、あんず及びさくらんぼうの生果実並びにくるみの生果実及び核子	コドリンが
四、小笠原諸島、硫黄列島、北緯二十九度以南の南西諸島、台湾、ミクロネシア、中華民国、香港、フイリッピン群島、インドシナ、タイ、英領マライ、英領ボルネオ、インドネシア連邦、ビルマ、インド、パキスタン、セイロン、ハワイ諸島、オーストラリア連邦	かんきつ類、びわ、かき、すもも、もも、マンゴウ、パパイヤ、りゆうがん、れいし、ごれんし、ばんじろう、アボカド、ランブータン、くろづく、やんばるなすび、びんろうじゆ、ふともも属植物（ふともも、れんぶ等）ぱんのき属植物（ぱんのき、ぱらみつ等）、ばんれいし属植物、ふくぎ属植物、とうがらし属植物及び成熟したバナナの生果実	みかんこみばえ
五、小笠原諸島、硫黄列島、北緯二十九度以南の南西諸島、台湾、ミクロネシア、中華民国、香港、フイリッピン群島、インドシナ、タイ、英領マライ、英領ボルネオ、インドネシア連邦、ビルマ、インド、パキスタン、セイロン、アフリカ州、アメリカ合衆国、西印度諸島、ギアナ、ブラジル、ハワイ諸島、ポリネシア、メラネシア、オーストラリヤ連邦、ニユー・ジーランド	さつまいも属植物の茎葉、種子及び生塊根	ありもどきぞうむし、さつまいものめいが、いもぞうむし、さつまいものてんぐす病、さつまいものコルク病
六、インドネシア連邦、ビルマ、インド、パキスタン、サイプラス、ヨーロッパ州、アフリカ州、北アメリカ州、南アメリカ州、ハワイ諸島、グアム島、オーストラリア連邦、ニユー・ジーランド	ばれいしよ、なす、トマト、とうがらしその他のなす科植物の茎葉、生果実及び生塊茎	ばれいしよがんしゆ病菌、ばれいしよ粉状そうか病菌、ばれいしよが、コロラド甲虫
七、ソヴイエト連邦、イラン、小アジア、ヨーロッパ州、北アメリカ州、ニユー・ジーランド	むぎわら（つと、こも、その他これに類する加工品を含む。）及びかもじぐさ属植物の茎葉	ヘシアンばえ
八、中華民国	りんごその他のりんご属植物及びさんざし属植物の生果実	まんしゆうりんごひめしんくいむし
九、韓国（朝鮮）、琉球列島及び台湾を除く諸外国	いねわら及びその加工品並びに種もみ及びもみがら	ヂチレンクス・アングスツス、トリコクニス・カウダアタア、エフエリス・オリーゼ、その他の日本に産しない各種の病菌害虫

第一号様式(イ)中「第二十六條」を「第四十一條」に改める。

第二号様式、第四号様式から第十二号様式まで（第七号様式中の(イ)及び第八号様式中の(イ)を除く。）、第十四号様式、第十五号様式及び第十九号様式(イ)を除く。）から第二十一号様式までの中「動植物検疫所」を「植物防疫所」に、第四号様式から第十二号様式まで（第七号様式中の(イ)及び第八号様式中の(イ)を除く。）、第十四号様式、第十五号様式、第十九号様式（(イ)を除く。）及び第二十号様式中「出張所」を「支所又は出張所」に改める。

第三号様式中「Animal and Plant Quarantine Station」を「Plant Protection Station」に改める。

第七号様式(イ)を次のように改める。

(イ)

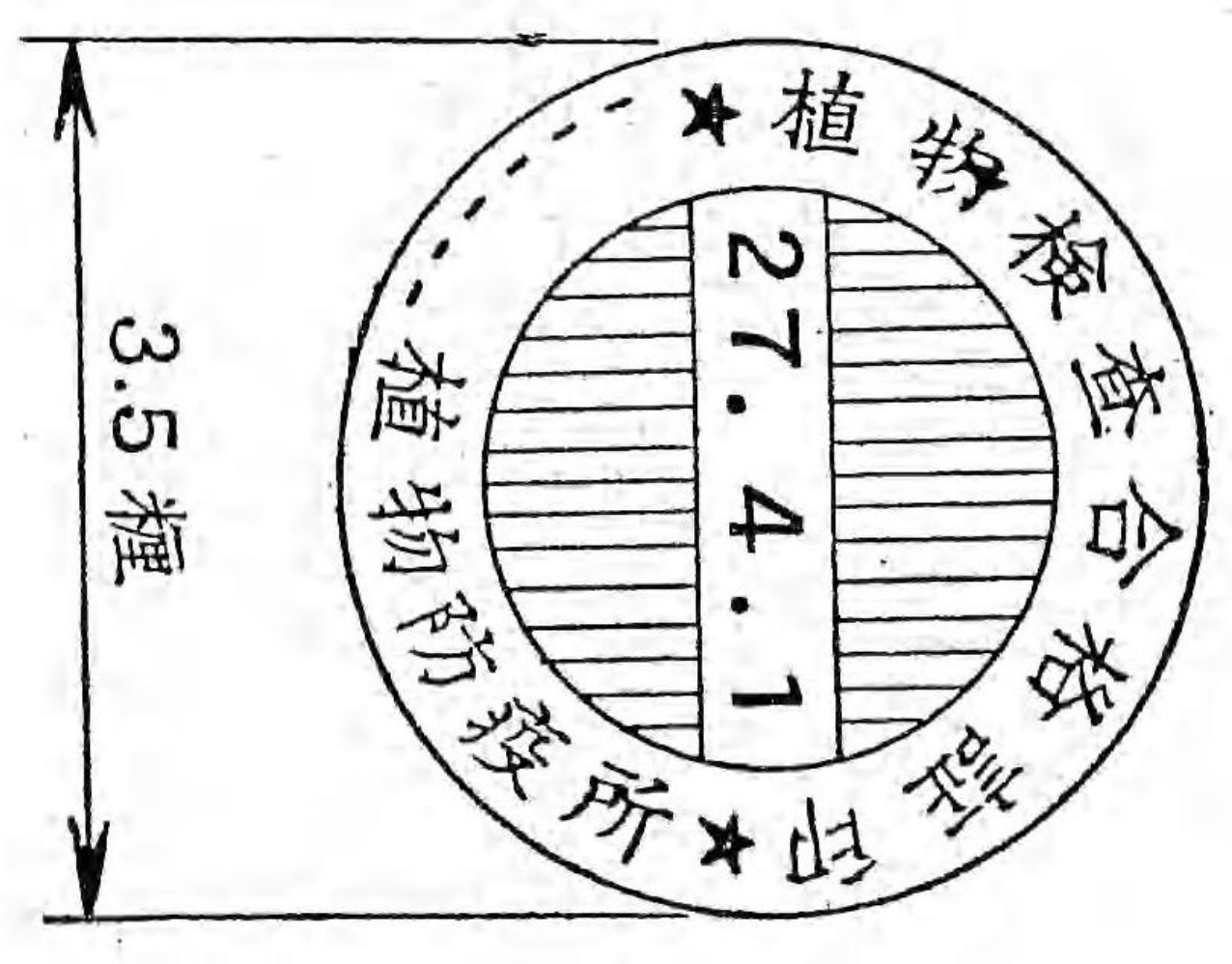

備　考

(1)…………の所には、植物防疫所（支所又は出張所）の名称を記入すること。

(2)数字は、検査年月日を表わすものとする。

第八号様式(イ)を次のように改める。

(イ)

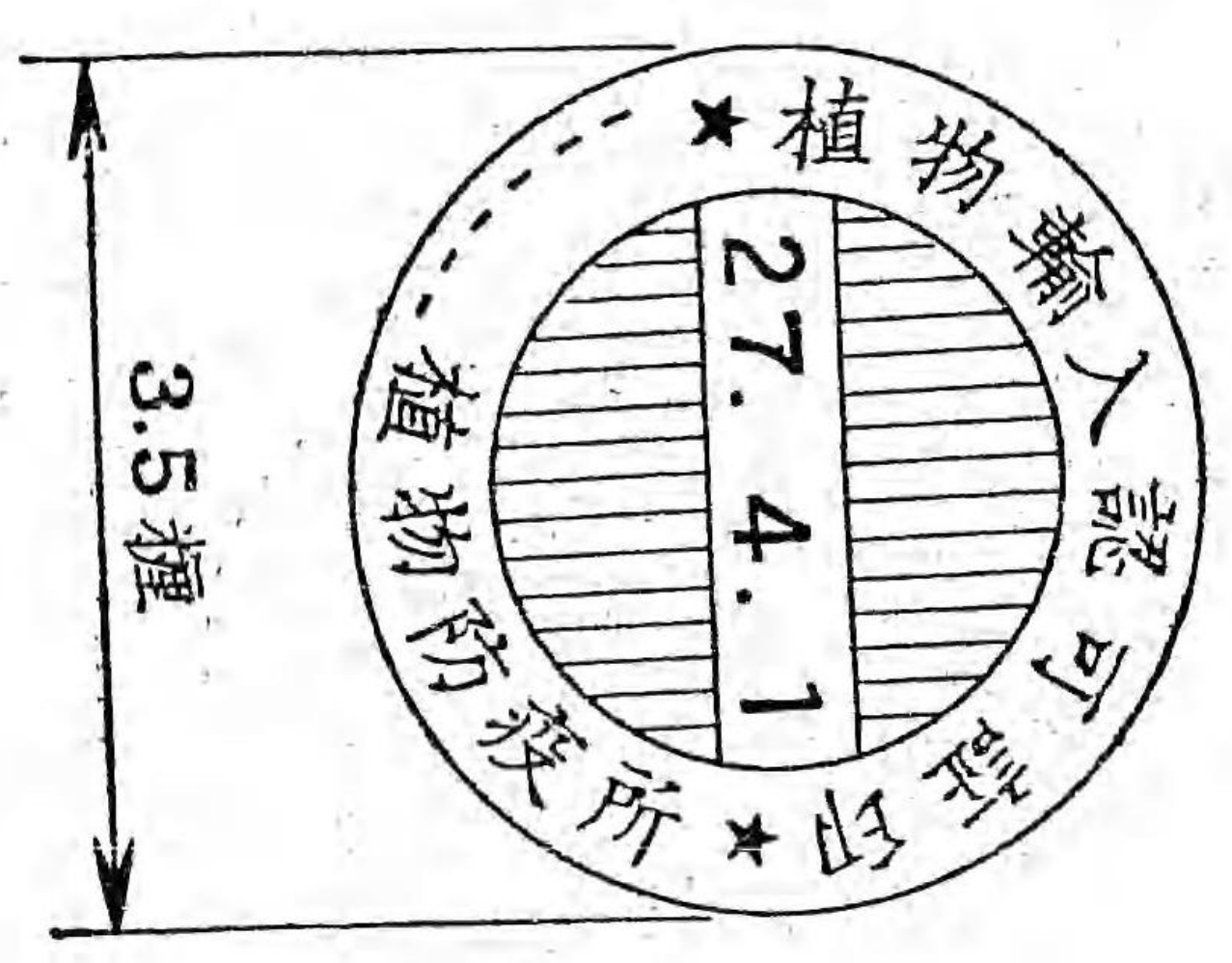

備　考

(1)…………の所には、植物防疫所（支所又は出張所）の名称を記入すること。

(2)数字は、検査年月日を表わすものとする。

第十四号様式註2中「栽培地検査合格証明書」を「栽培地検査合格証票」に改める。

第十八号様式中(イ)及び(ロ)を次のように改め、(ハ)(ニ)(ホ)及び(ヘ)を削る。

(イ)

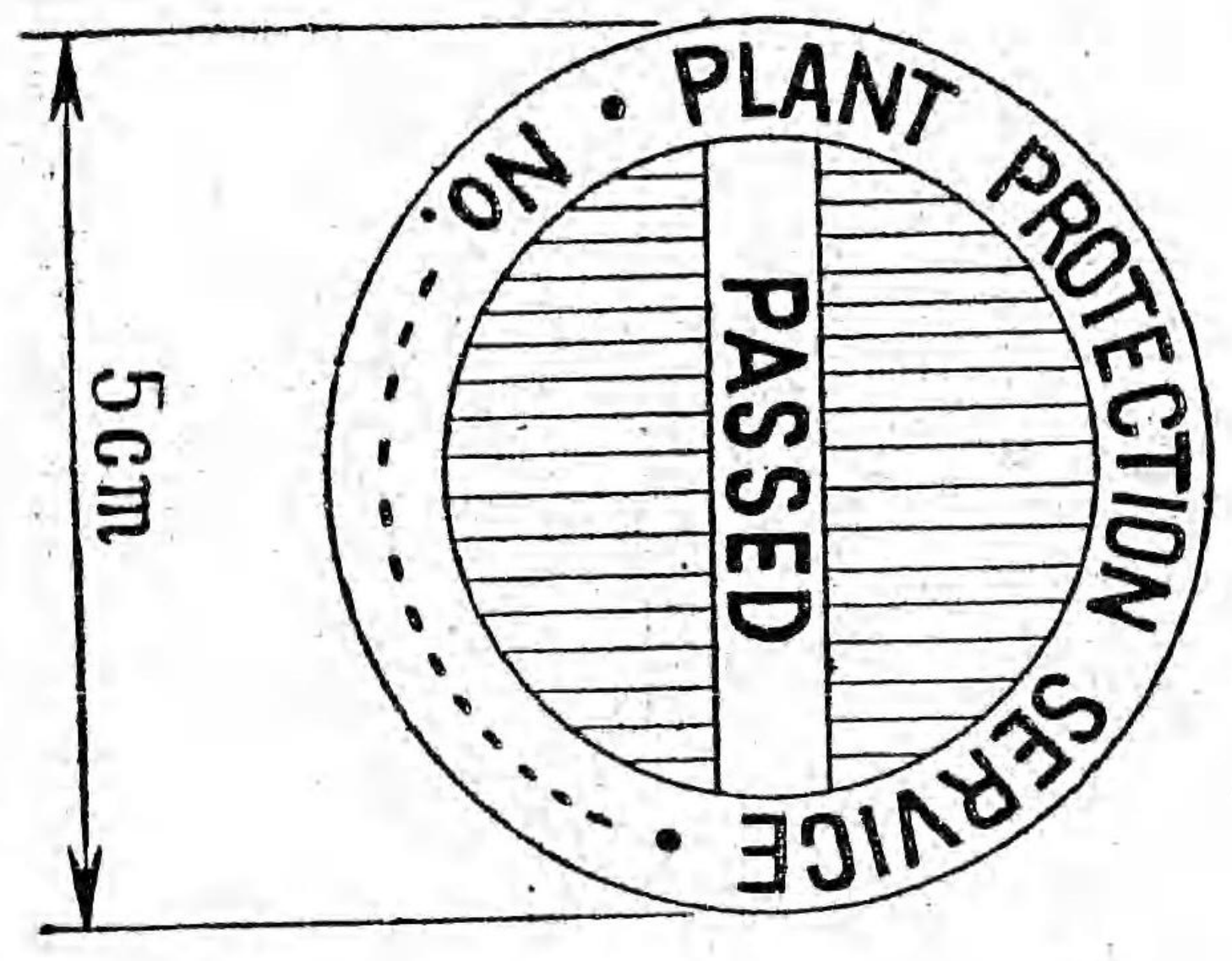

備　考

…………の所には、植物防疫所の検査合格証印の番号を記入すること。

(ロ)

JAPANESE GOVERNMENT
PLANT PROTECTION SERVICE
PHYTOSANITARY CERTIFICATE

PLANT PROTECTION STATION　No. ....
.... JAPAN

This is to certify
that the plants, parts of plants or plant products described below or representative samples of them were thoroughly examined on (date) .... by (name) .... an authorized officer of the .... Plant Protection Station and were found to the best of his knowledge to be substantially free from injurious diseases and pests; and that the consignment is believed to conform with the current phytosanitary regulations of the importing country both as stated in the additional declaration hereon and otherwise.

Fumigation or disinfection treatment (if required by importing country):
Date ____________　Treatment ____________
Duration of exposure ____________　Chemical and concentration ____________

Additional declaration

____________, 19 ______
____
(Signature)
____
Inspector in charge

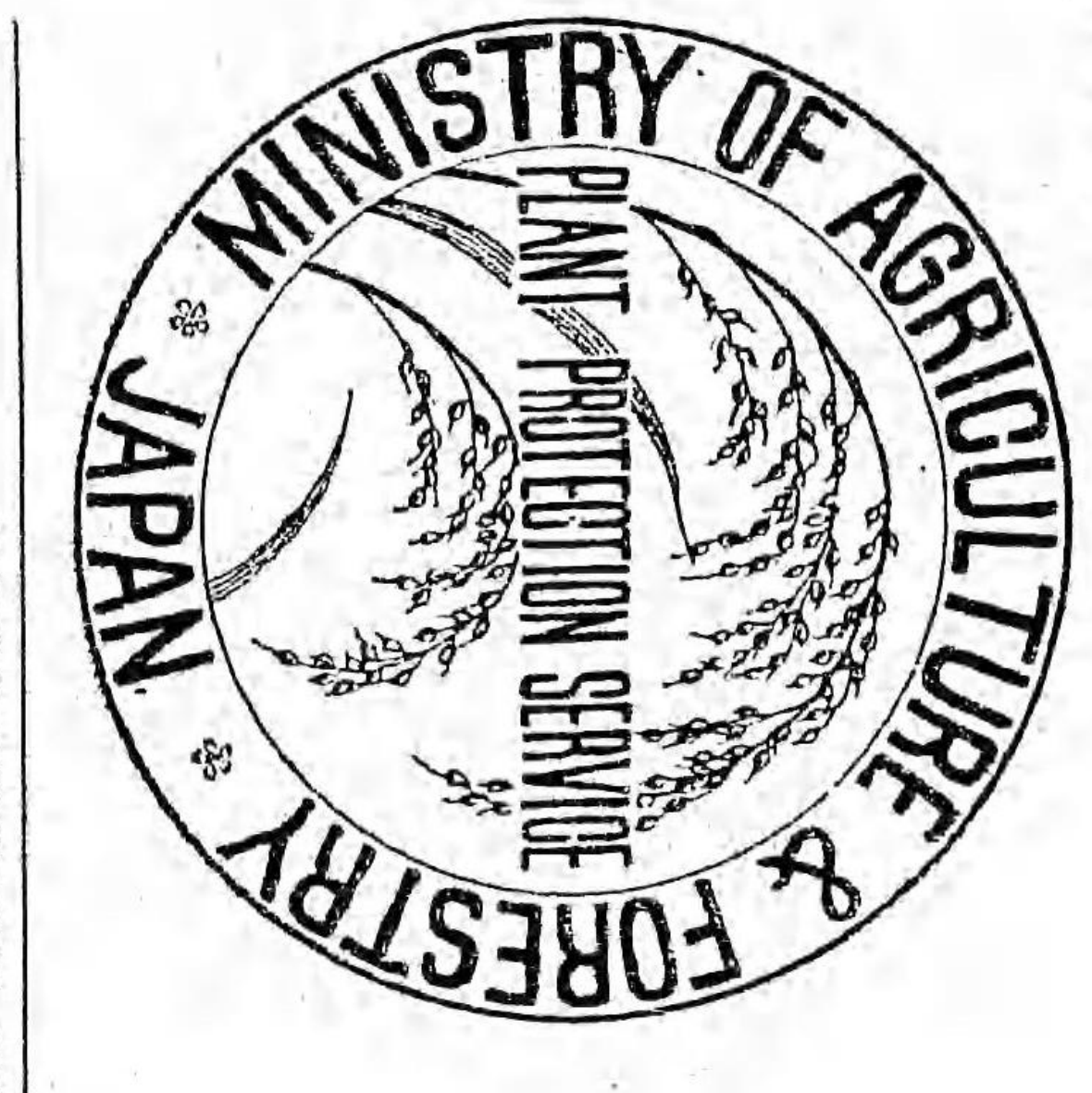

DESCRIPTION OF THE CONSIGNMENT

Name and address of exporter : ____________
Name and address of consignee : ____________
Number and description of packages : ____________
Distinguishing marks : ____________
Origin (if required by importing country) : ____________
Means of Conveyance : ____________
Point of Entry : ____________
Quantity and name of produce : ____________
Botanical name (if required by importing country) : ____________

昭27.4.1.

第十九号様式(イ)を次のように改め、(ロ)中「栽培(生育)地検査合格証明書」を「栽培地検査合格証票」に改める。

(イ)

栽培地検査合格証明書

第　　号

下記……は、植物防疫法第10條の規定による栽培地検査に合格したことを証明する。

生産者　住所
　　　　氏名　　殿

……植物防疫所(……支所又は出張所)
植物防疫官　㊞

栽培地及びその番号	品種名	面積	合格数	備考

第二十二号様式を次のように改める。

検査合格証票

○
昭和＿年度＿作
……検査合格証票
（合格証明書抄本）
品種
栽培地　　道県　　村
生産者氏名
農林省……植物防疫所
（……支所又は出張所）
植物防疫官

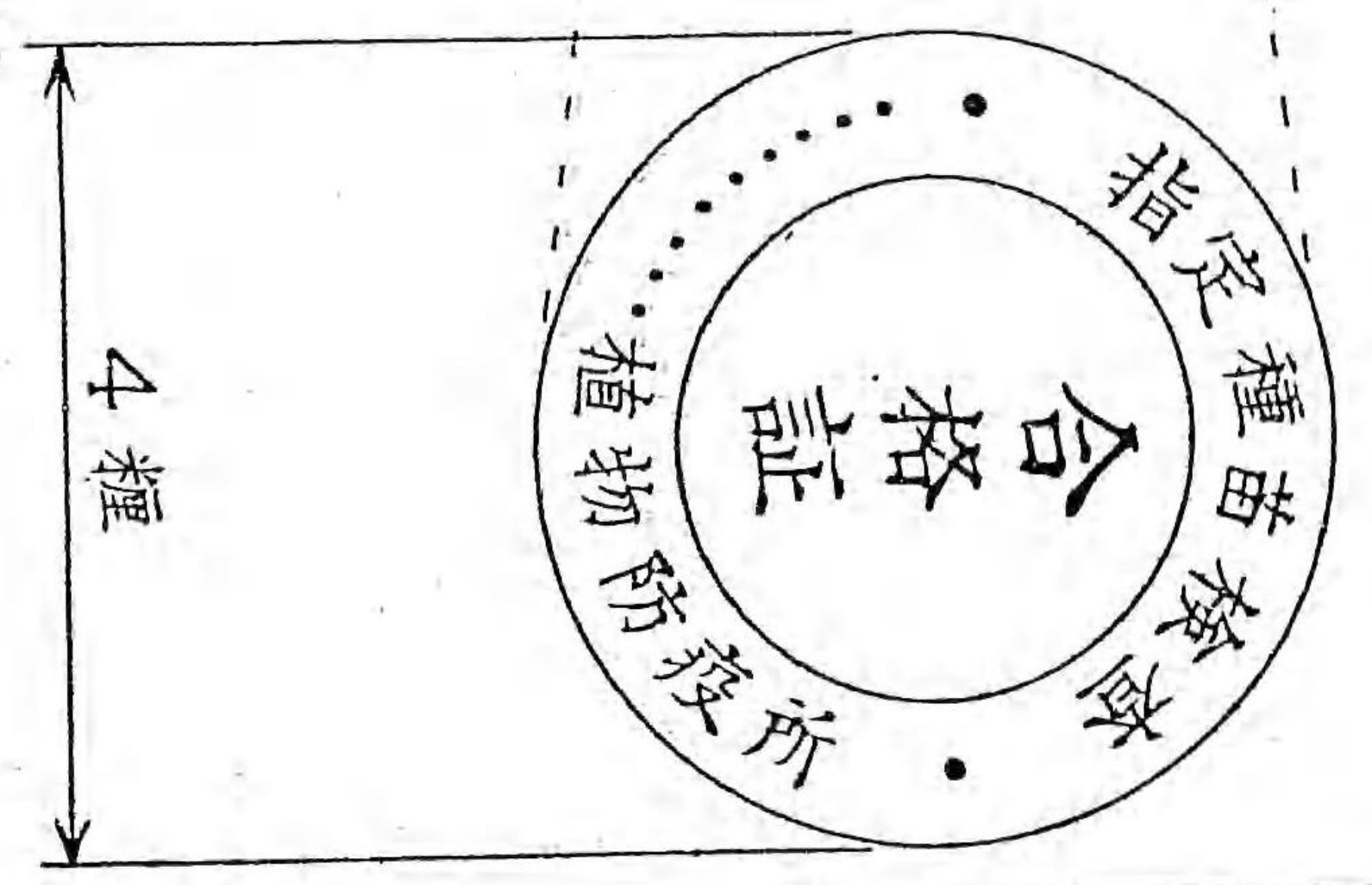

備考　……の所には、植物防疫所の名称を記入すること。

第二十二号様式の次に次の十七号様式を加える。

第二十三号様式

年　月　日

殿

農林大臣　㊞

緊急措置命令書

植物防疫法第十八條第二項の規定に基き、左記の措置を命ずる。

記

一　消毒、除去、廃棄等の措置を行うべきものの品名及び数量
二　消毒、除去、廃棄等の措置を行うべきものの所在地
三　消毒、除去、廃棄等の措置を行うべき期日又は期間
四　消毒、除去、廃棄等の措置を行うべき場所
五　消毒、除去、廃棄等の方法
六　その他必要な事項

第二十四号様式

年　月　日

殿

農林大臣　㊞

緊急防除協力命令書

植物防疫法第十九條第一項の規定に基き、左記により防除に関する業務に協力することを命ずる。

記

一　対象とする有害動物又は有害植物の種類
二　協力実施の区域及び期間
三　協力の内容
四　その他必要な事項

第二十五号様式（日本標準規格Ｂ４）

年　月　日

農林大臣　殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名　㊞

緊急防除協力成績書

昭和　年　月　日付協力命令書により命令を受けた緊急防除協力の成績を左記の通り報告します。

記

一　協力命令を受けた対象とする有害動物又は有害植物の種類
二　協力実施の区域及び期間
三　協力実施の方法
四　協力実施の効果
五　その他必要な事項

第二十六号様式（日本標準規格Ｂ４）

年　月　日

農林大臣　殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名　㊞

協力費用請求書

植物防疫法第十九條第一項の規定に基き、昭和　年　月　日付協力命令書により命ぜられた緊急防除の協力に左記費用を要したので、別紙の通り費用の支出を証明する書類を添えてその支払を請求します。

記

金　　円也

右の内容

区分	員数	単価	金額	備考

第二十七号様式（日本標準規格Ｂ４）

年　月　日

農林大臣　殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名　㊞

防除用薬剤譲与申請書

指定有害動植物の異状発生を防止する必要があるため、植物防疫法第二十七條第一項の規定により防除用薬剤の譲与を受けたく、左記の通り申請します。

この申請により防除用薬剤の譲与を受けた場合は、植物防疫法施行規則及び譲与承認書による指示事項に従い、譲受人の義務を完全に履行することを約束いたします。

記

一　譲与希望薬剤の種類及び数量
二　異常発生の概況
　(イ)　指定有害動植物の種類及び被害作物の種類
　(ロ)　異常発生の原因
　(ハ)　異常発生の面積
　(ニ)　被害の程度
　(ホ)　今後の見込
三　農業者みずから防除を行うことが著しく困難である理由
四　防除の計画
　(イ)　防除の区域、実面積及び延面積
　(ロ)　防除の時期
五　その他必要な事項

注意

1　防除の区域の略図を添付すること。
2　申請者が都道府県である場合においては、記載事項を病害虫防除所ごとに記載すること。
3　申請者が都道府県であり、譲与を受けた防除用薬剤を農業者又はその団体に譲与して、その者に防除を行わせようとするときは、譲与しようとする相手方、防除用薬剤の量、譲与の方法等を五の項に明記すること。

第二十八号様式

年　月　日

殿

農林大臣　㊞

防除用薬剤譲与承認書

昭和　年　月　日付防除用薬剤譲与申請に対し、左記により譲与することになつたから通知する。

記

一　譲与薬剤の種類及び数量
二　引渡の期日及び場所
三　使用方法その他の指示事項

第二十九号様式（日本標準規格Ｂ４）

防除用薬剤受領書

一　薬剤の種類及び数量
二　受領年月日
三　受領場所

昭和　年　月　日付防除用薬剤譲与承認書に基き、右の通り受領しました。

譲与を受けた防除用薬剤については、植物防疫法施行規則及び譲与承認書による指示事項に従い、譲受人の義務を完全に履行することを約束します。

年　月　日

住所
氏名又は名称及び代表者氏名　㊞

農林大臣　殿

第三十号様式（日本標準規格Ｂ４）

年　月　日

住所
氏名又は名称及び代表者氏名　㊞

農林大臣　殿

防疫実績報告書

昭和　年　月　日付防除用薬剤譲与承認書に基き、譲与を受けた防除用薬剤による防除実績を左記の通り報告します。

記

一　防除の状況
　(イ)　指定有害動植物の種類及び防除を行つた作物の種類
　(ロ)　防除区域及び面積
　(ハ)　防除を行つた期間
　(ニ)　防除実施の方法
二　防除の効果
三　その他必要な事項

注意

1　報告者が都道府県である場合には、記載事項を病害虫防除所ごとに記載すること。
2　報告者が都道府県であり、防除用薬剤譲与承認書に記載された指示事項に基いて、農業者又はその団体に譲与を受けた防除用薬剤を譲与して、それらの者に防除を実施させたときは、譲与の相手方、譲与の量、譲与の期日、引渡の場所、薬剤の使用方法等必要な事項を三の項に明記すること。

号外

昭27.4.1.

第三十一号様式（日本標準規格Ｂ４）

年　　月　　日

住所
氏名又は名称及び代表者氏名　㊞

農林大臣　　殿

防除用器具借受申請書

指定有害動植物の異常発生の防除を緊急に実施する必要があるため、植物防疫法第二十七條第一項の規定により防除用器具を借り受けたいから左記の通り申請します。

この申請により貸付許可を受けた場合は、植物防疫法施行規則及び貸付承認通知書による指示事項に従い、借受人の義務を完全に履行することを約束します。

記

一　借受希望防除用器具の種類及び台数
二　借受希望期間
三　防除の計画
(イ)　指定有害動植物の種類及び被害作物の種類
(ロ)　防除の区域、実面積及び延面積
(ハ)　申請者の使用可能な防除に必要な器具の種類及び台数
四　その他必要な事項

注　意

1　申請者が都道府県である場合は、記載事項を病害虫防除所ごとに記載すること。
2　防除の区域の略図を添付すること。
3　この申請書は、三部提出すること。

第三十二号様式

年　　月　　日

植物防疫所長　㊞

殿

防除用器具貸付承認通知書

昭和　　年　　月　　日付防除用器具借受申請に対し、左記により貸付する旨の決定があつたから通知する。

記

一　防除用器具の種類及び台数
二　貸付の期間　　年　　月　　日から　年　　月　　日まで
三　貸付の期日及び場所
四　返納の期日及び場所
五　その他の指示事項

第三十三号様式（日本標準規格Ｂ４）

請　　書

年　　月　　日

住所
氏名又は名称及び代表者氏名　㊞

農林大臣　　殿

種類	附属品	数量	農林省管理番号	借受終了期日	備考

昭和　　年　　月　　日付貸付承認通知書に基き、昭和　　年　　月　　日右の通り受領しました。借受期間中は、植物防疫法施行規則及び貸付承認通知書による指示事項に従い、借受人の義務を完全に履行することを約束します。

第三十四号様式（日本標準規格Ｂ４）

年　　月　　日

住所
氏名又は名称及び代表者氏名　㊞

農林大臣　　殿

防除用器具貸付期間延長申請書

昭和　　年　　月　　日付貸付承認通知書により借り受けた防除用器具は、左記により期間の延長を願いたく申請します。

記

一　貸付終了期日　　年　　月　　日
二　貸付延長期間　　年　　月　　日から　年　　月　　日まで
三　貸付期間延長の理由

第三十五号様式

年　　月　　日

植物防疫所長　㊞

殿

防除用器具貸付期間延長承認通知書

昭和　　年　　月　　日付防除用器具貸付期間延長申請に対し、左記により期間を延長する旨の決定があつたから通知する。

記

一　貸付延長期間　　年　　月　　日から　年　　月　　日まで
二　返納の期日及び場所
三　その他必要な事項

第三十六号様式（日本標準規格Ｂ４）

年　　月　　日

住所
氏名又は名称及び代表者氏名　㊞

農林大臣　　殿

防除用器具返納届

種類	附属品	数量	農林省管理番号	返納期日	備考

右は昭和　　年　　月　　日付貸付承認通知書によつて借り受けたが、借受期間満了したので同書に指定された返納の場所において返納します。

第三十七号様式（日本標準規格Ｂ４）

年　　月　　日

住所
氏名又は名称及び代表者氏名　㊞

農林大臣　　殿

防除実績報告書

昭和　　年　　月　　日付貸付承認通知書に基き、貸付を受けた防除用器具による防除実績を左記の通り報告します。

記

一　防除の状況
(イ)　指定有害動植物の種類及び防除を行つた作物の種類
(ロ)　防除区域及び面積
(ハ)　防除を行つた期間
(ニ)　防除実施の方法
二　使用薬剤の種類及び数量
三　借受防除用器具別か働状況

種類	農林省管理番号	か働日数	か働延時間数	借受防除用器具による総防除面積	故障の有無及び補修の状況

四　防除に要した経費
五　防除の効果
六　その他必要な事項

注　意

1　報告者が、都道府県である場合には、記載事項を病害虫防除所ごとに記載すること。
2　この報告書は、三部提出すること。

第三十八号様式（日本標準規格Ｂ４）

事業計画書（又は事業成績書）

一　防除実施期間
二　防除に必要な薬剤

指定有害動植物名	防除実施予定面積		使用反当		所要量	使用薬剤の譲受別数量				計
	実面積	延面積	薬剤名	使用量		国からの譲与	国の整備	その他		
								既に補助を受けたもの	未だ補助を受けないもの	
	町	町		瓩	瓩	瓩	瓩	瓩	瓩	瓩
計										

補助対象薬剤名	数量	同上薬剤購入平均単価	同上薬剤購入金額	備考
	瓩	円	円	
計				

三　防除に必要な器具

種類	員数	購入単価	金額	備考
	台	円	円	
計				

四　経費の支出負担状況
五　防除の方法
六　その他必要な事項

注　意

1　この計画書の提出者が、都道府県である場合には、記載事項を病害虫防除所ごとに記載すること。
2　二の表は、同一種類の薬剤を使用する指定有害動植物名を列記し、これを一括してその合計数量を記入すること。
3　二の表中「国の整備」の欄には、全国購買農業協同組合連合会が、国からの補助金の交付を受けて、整備している薬剤を購入するものにつき記載すること。
4　この計画書は四部提出すること。
5　二の表中「備考」に薬剤購入単価の算出基礎を記入すること。
6　事業成績書は、事業計画書の様式に準じて実績を記入すること。

号外

第三十九号様式（日本標準規格B4）

収支予算書（収支決算書）

収入の部

種別	予算額（決算額）	前年度予算額（本年度予算額）	増減	備考
国庫補助金	円	円	円	
県（都道府県）費（又は同補助金）				
自己負担金				
計				

支出の部

種別	予算額（決算額）	前年度予算額（本年度予算額）	増減	備考
薬剤購入費	円	円	円	
――				
――				
防除用器具購入費				
――				
計				

第四十号様式（日本標準規格B4）

年　月　日

住所

氏名又は名称及び代表者氏名　㊞

農林大臣　殿

昭和　年度指定有害動植物防除農薬及び防除用器具に関する国の補助金交付申請書

昭和　年　月　日都道府県告示第　号に基き、指定有害動植物の防除を別紙事業計画書の通り実施したいので、植物防疫法第二十五条第二項の規定に基き、国の補助金の交付を受けたく、左記の通り申請します。

記

一　金額

注　意

この申請書は四部提出すること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。但し、第二十四條第一項第二号及び第三号を改正する規定は、昭和二十八年一月一日から施行する。

（病菌害虫防除用機具貸付規則の改正）

2　病菌害虫防除用機具貸付規則（昭和二十五年六月農林省令第七十二号）第十七條中「動植物検疫所長」を「植物防疫所長」に改める。

◉農林省令第二十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）及び狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）に基き、並びに農林省設置法等の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三十九号）を実施するため、家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年四月一日　農林大臣　広川　弘禅

家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「移動する群」を「移動する最小輸送単位」に、同條第三項中「その住所地を管轄する都道府県知事」を「その検査に係る家畜の検査時における所在地を管轄する都道府県知事」に改める。

第八條中「家畜の種類別の群」を「家畜の種類別の最小輸送単位」に改める。

第五十條第一項の表の下欄中「動植物検疫所」を「動物検疫所」に改める。

第五十五條中「第十二條、」を「第十二條、第十三條、」に、「第三十條第二号及び第六十條」を「第三十條第二号、第三十六條及び第六十條」に、「「動植物検疫所長」」を「「動物検疫所長」」に改める。

様式第三号から様式第五号まで中「経由県」を「経路」に改める。

様式第四号、様式第五号、様式第九号及び様式第十一号中「都道府県知事　氏　名㊞」を「都道府県知事（家畜保健衛生所長）　氏　名㊞」に改める。

様式第九号の二中「ひな白痢検査証明書」を

「ひな白痢検査証明書
家きんコレラ予防液（血清）注射証明書
家きんペスト予防液注射証明書
ニユーカツスル病予防注射証明書
家きんジフテリヤ予防液（血清）注射証明書
鶏痘予防注射証明書」

に、「ひな白痢の検査」を「ひな白痢の検査」に、「検査成績」を「検査（注射の）成績（方法）」に、「判定」を「判定（予防液（血清）名及び用量）」に、

「ひな白痢の検査
家きんコレラ予防液（血清）の注射
家きんペスト予防液の注射
ニユーカツスル病予防液の注射
家きんジフテリヤ予防液（血清）の注射
鶏痘予防液の注射」

に改める。

様式第二十号中「何何動植物検疫所」を「動物検疫所」に改める。

様式第二十一号中「Animal and Plant Quarantine Station」を「Animal Quarantine Station」に改める。

様式第二十三号及び様式第二十九号中「何何動植物検疫所（何何出張所）長殿」を「動物検疫所長殿」に改める。

様式第二十四号中「何何動植物検疫所（何何出張所）」を「農林省動物検疫所」に、

「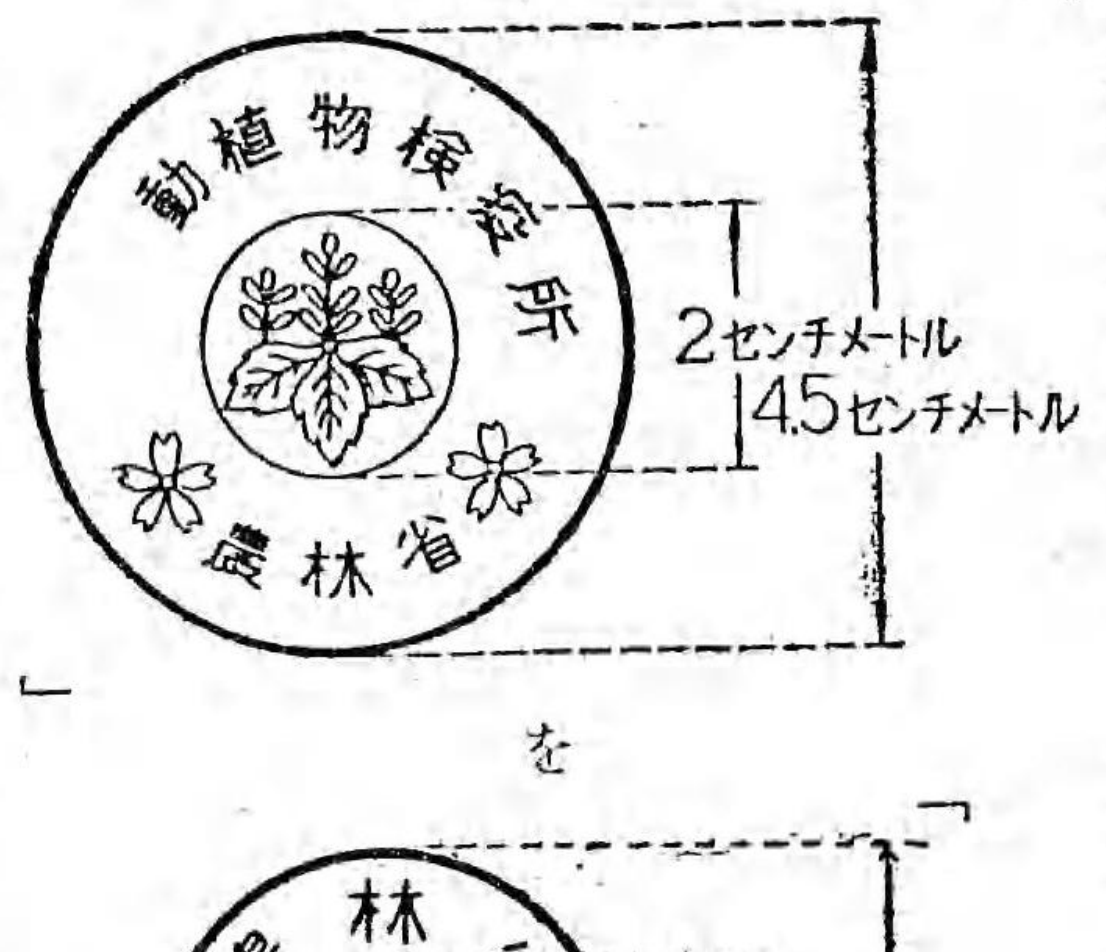
動植物検疫所
農林省
2センチメートル
4.5センチメートル

」

を

「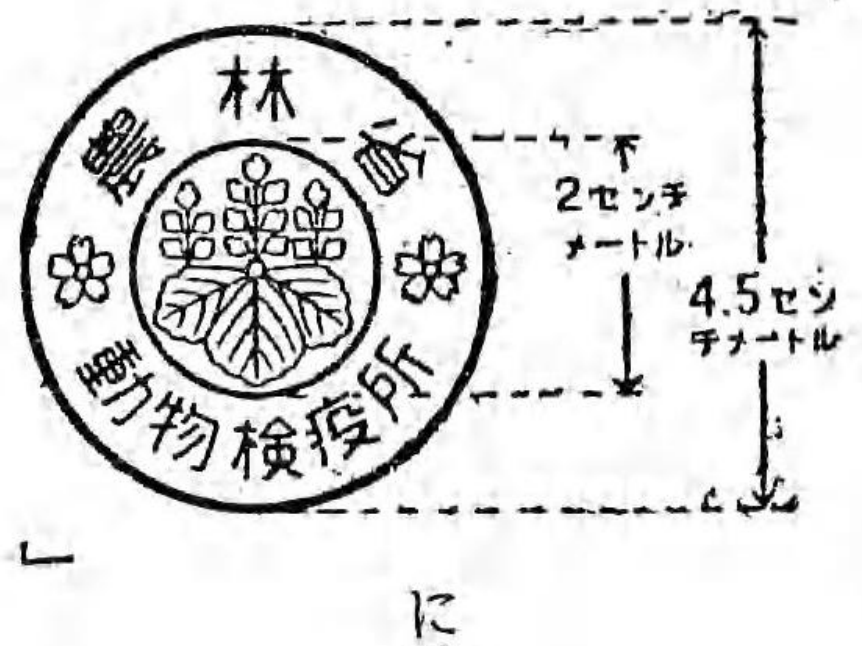
農林省
動物検疫所
2センチメートル
4.5センチメートル

」

に改める。

様式第二十七号中

「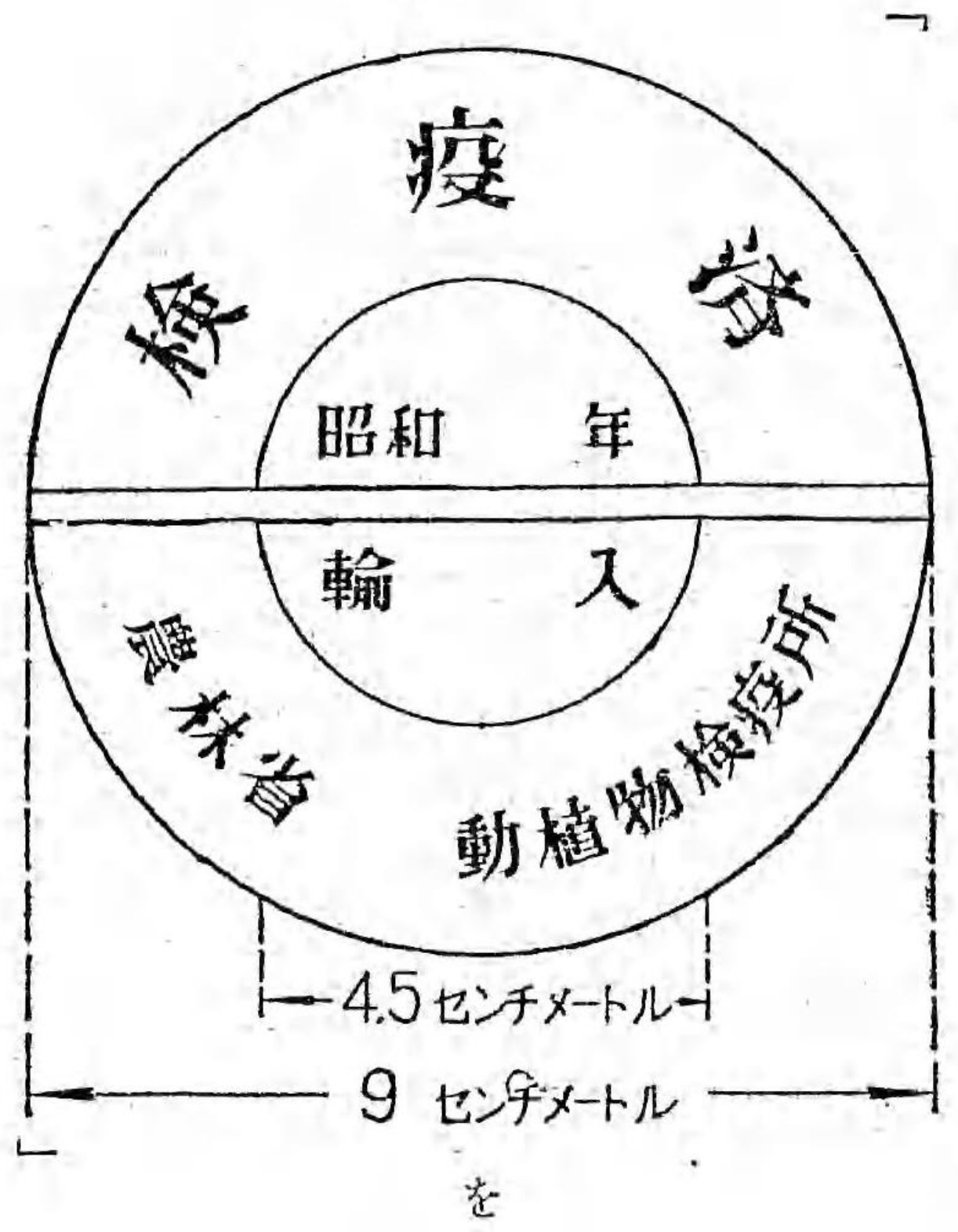
検疫済
昭和　年
輸入
農林省
動植物検疫所
4.5センチメートル
9センチメートル

」

を

「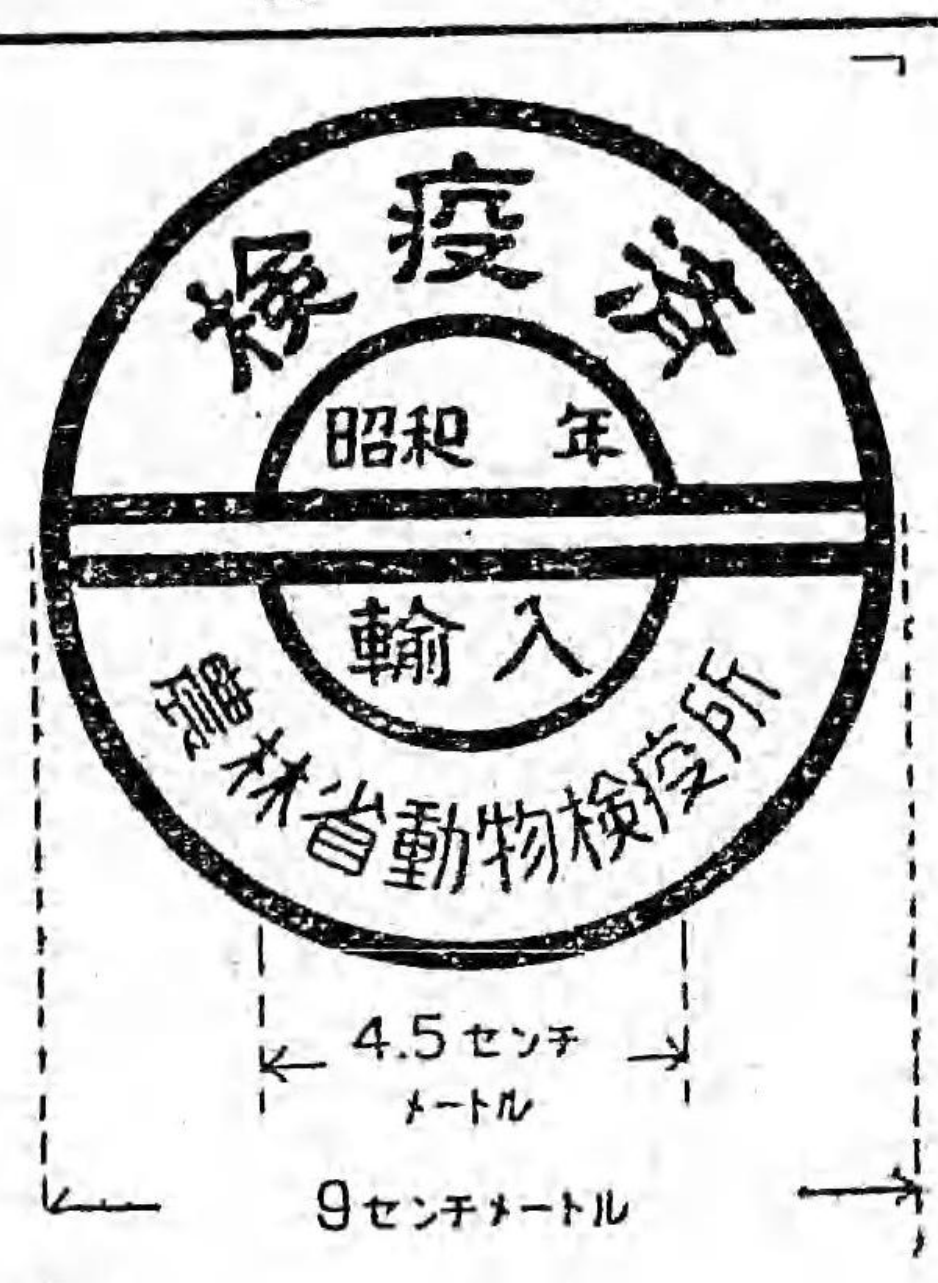
検疫済
昭和　年
輸入
農林省動物検疫所
4.5センチメートル
9センチメートル

」

に、

「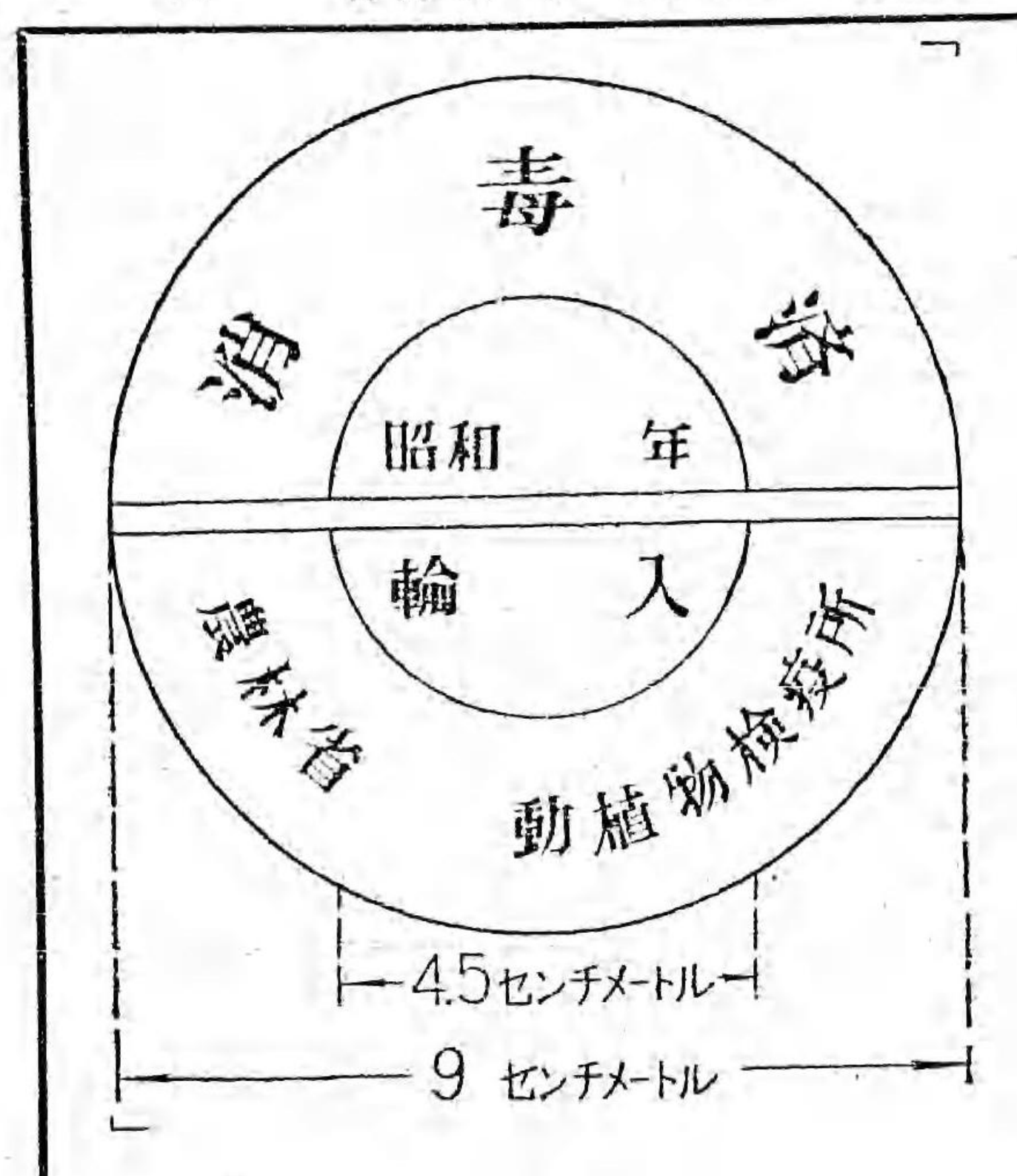
消毒済
昭和　年
輸入
農林省
動植物検疫所
4.5センチメートル
9センチメートル

」

を

「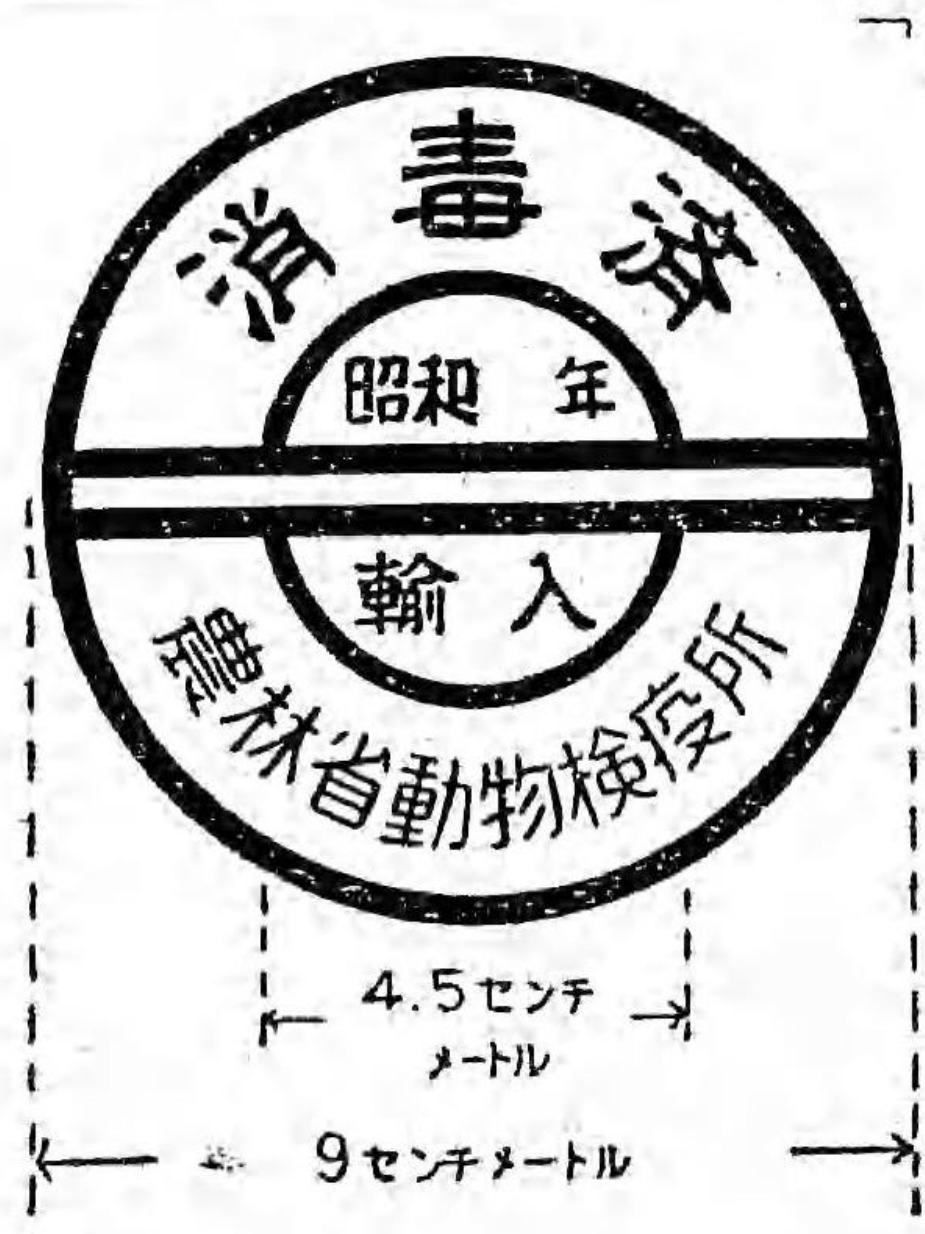
消毒済
昭和　年
輸入
農林省動物検疫所
4.5センチメートル
9センチメートル

」

に改める。

様式第二十八号中

「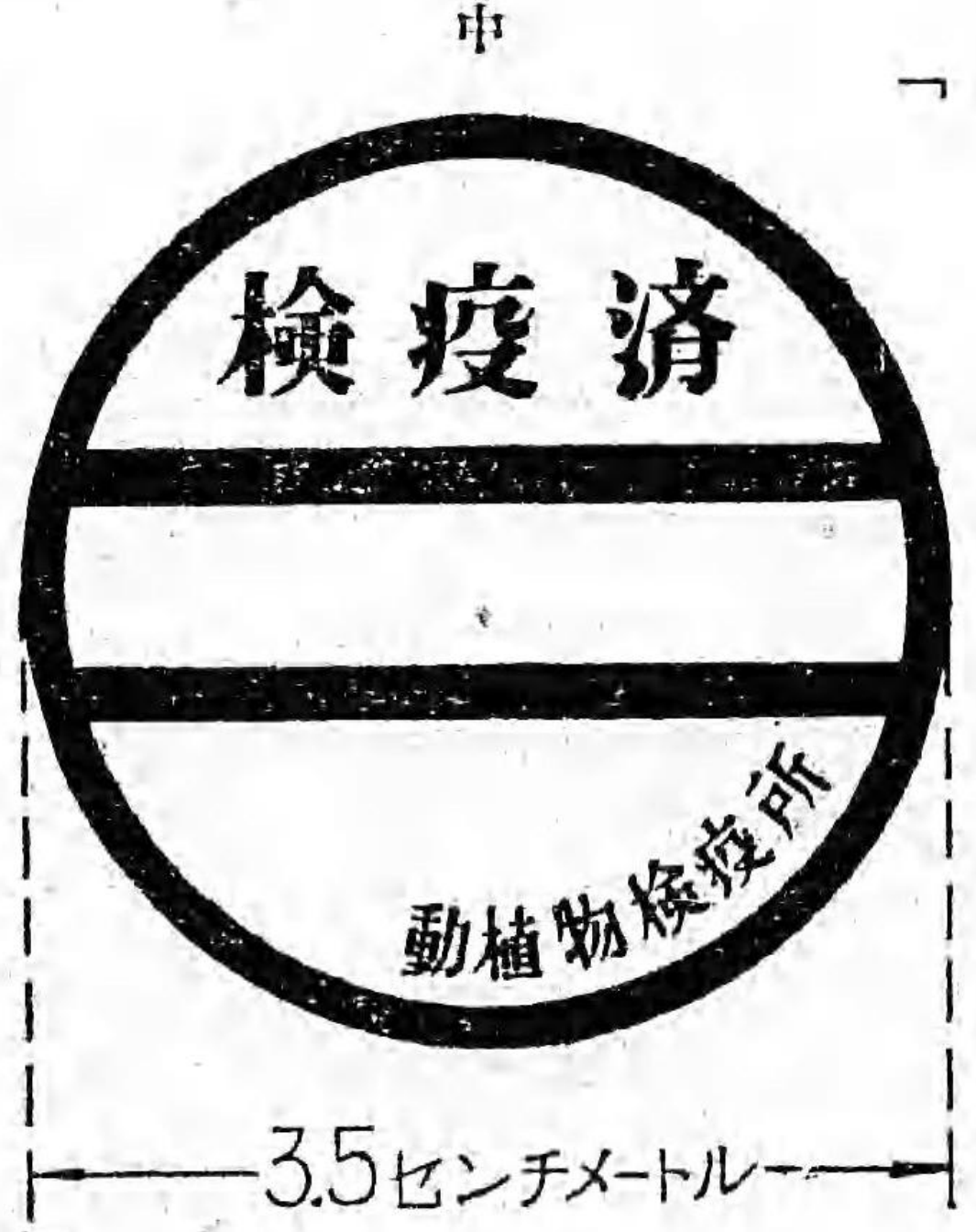
検疫済
動植物検疫所
3.5センチメートル

」

を

「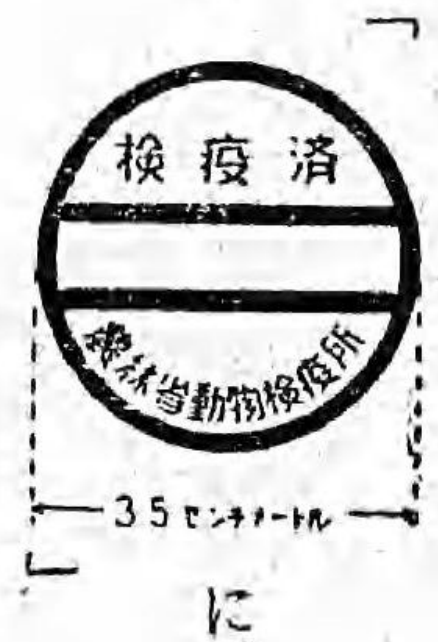
検疫済
農林省動物検疫所
3.5センチメートル

」

に、

「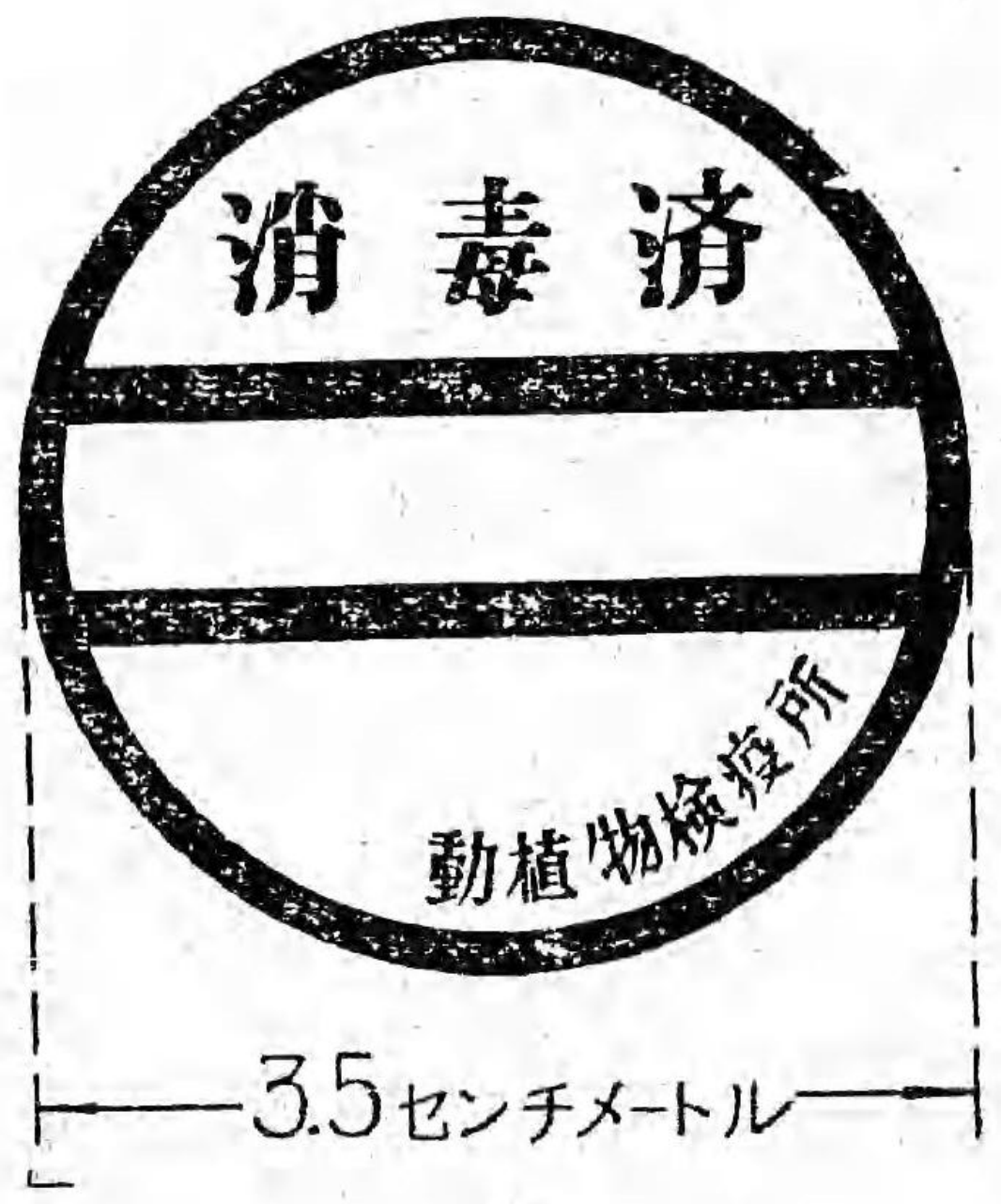
消毒済
動植物検疫所
3.5センチメートル

」

を

「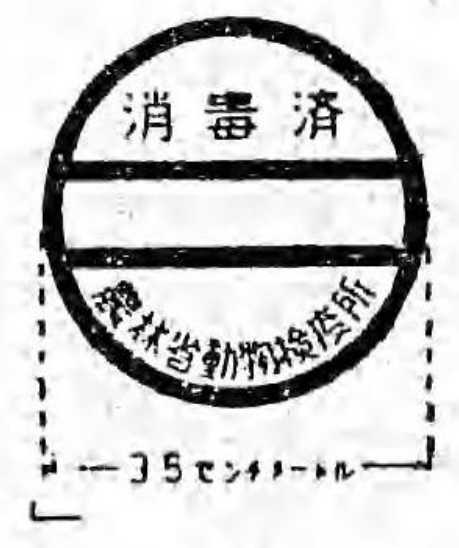
消毒済
農林省動物検疫所
3.5センチメートル

」

に、「何何動植物検疫所（何何出張所）」を「農林省動物検疫所」に、「Animal and Plant Quarantine Station」を「Animal Quarantine Service, Ministry of Agriculture and Forestry」に改める。

様式第三十号中「何何動植物検疫所（何何出張所）」を「農林省動物検疫所」に改める。

別表第一を次のように改める。

昭27.4.1.

別表第一

区分	検査の方法		
	術式	要領	判定
結核病	1 ツベルクリン検査 皮内注射法による。但し、牛については、あらかじめ農林大臣に協議して皮下注射法によることができる。 一 皮内注射法 (イ) 注射に用いるツベルクリンは、牛にあつてはツベルクリン原液とし、山羊にあつては五〇%ツベルクリン液とし、注射量は、〇・一ccとする。 (ロ) 注射部位は、尾根部の一側の皺襞の軟部を消毒用アルコールで十分消毒したのち皮内に注射するものとする。 二 皮下注射法 注射に用いるツベルクリンは、〇・五%石炭酸水でツベルクリン原液を十倍にうすめたものの液とし、注射量は、左の区分によるものとする。 満一才以上　五cc 満一才未満　三cc 2 ツベルクリン以外の検査 一 疫学的検査 二 臨床検査	1 皮内注射法の場合 一 ツベルクリンの注射後七十二時間を経過した時における注射部位の皮膚の厚さと注射前における同部位の皮膚の厚さとの差（以下「腫脹の差」という。）及び注射部位の皮膚の組織の硬結（以下「硬結」という。）の有無により陽性、陰性又は疑反応を判定すること。 二 注射前における注射部位の皮膚の厚さの測定と注射後における注射部位の皮膚の厚さの測定は、やむをえない事由がある場合の外は同一人が行うこと。 三 腫脹の差が五ミリメートル以上であつて硬結を伴うものを陽性、腫脹の差が三ミリメートル以下であつて硬結を伴わないものを陰性、陽性及び陰性でないものを疑反応とすること。 四 ツベルクリンの注射後四十八時間を経過した時における注射部位の皮膚の厚さと注射前における同部位の皮膚の厚さとの差が五ミリメートル以上であつて硬結を伴うものは、その時において陽性の判定をすることができる。 五 結核病の疑似患畜については、十四日から六十日までの期間において行う検査を繰り返すこと。 六 結核病の患畜又は疑似患畜と同居した牛については、十四日から六十日までの期間において行う検査を繰り返し、引き続き二回の検査においてその牛及びその牛と同居するすべての牛が陰性であるまで検査を行うこと。 2 皮下注射法の場合 一 ツベルクリンの注射後八時から二十四時までの間に二時間ごとに行う検温における最高体温と注射前に四時間ごとに三回以上行つた検温における最高体温との差及び注射後における熱候により陽性、陰性又は疑反応を判定すること。 二 体温の差が摂氏一度以上の増温を示し、熱候の持続するものを陽性、摂氏〇・六度以下の増温にとどまり熱候の持続しないものを陰性、陽性又は陰性でないものを疑反応とすること。 三 注射後二十時の検温において引き続き体温の上昇する傾向のあるものは、更に二十四時から三十六時の間に検査を行い、判定をすること。	1 左の各号の一に該当するものは、結核病の患畜とする。 一 ツベルクリンの反応が陽性であるもの 二 ツベルクリンの反応が陽性でないがツベルクリンによる検査以外の検査により明らかに結核病にかかつていると診断できるもの 三 結核病の疑似患畜についての再検査において引き続き二回ツベルクリン反応が疑反応であるもの 2 左の各号の一に該当するものは、結核病の疑似患畜とする。 一 ツベルクリン反応が疑反応であるもの 二 ツベルクリンの反応が陰性であるがツベルクリンによる検査以外の検査により結核病にかかつている疑があると診断できるもの 3 前記1及び2に該当しないものは、結核病の患畜又は疑似患畜でないものとする。
馬伝染性貧血	1 一般検査 一 体温検測 二 栄養状態 2 細部検査 一 粘膜及び結膜の状態 二 心音、脈搏及び心臓衰弱の状態 3 疫学的検査 4 特殊検査（但し、第三号の事項については、必要と認める場合に行えばよい。） 一 担鉄細胞の検出 二 赤血球数の計算 三 肝臓組織の病変	1 細部検査の場合 心搏動が虚弱なもの、心悸亢進を認めるもの、搏動数の著しい増加を認めるもの又は心悸亢進し易く、且つ、弱脈若しくは不等脈を伴うものを心臓衰弱とすること。 2 特殊検査の場合 一 担鉄細胞の検出は、白血球をしゆう集塗抹の上、十分乾燥した後、メタノール固定（三―五分間固定）、ベルリン青染色を施した標本について行うこと。この場合において疫学的見地から必要があると認められるときは、白血球数五十万個以上について行うこと。 二 赤血球の計算は、血球計算器又はチヨツケ試験管を用いて行うものとし、チヨツケ試験管によるときの赤血球数の計算は、クエン酸ナトリウムの十%水溶液を用い、摂氏十五度から二十度までの室温において静置して行い、沈降した赤血球層は、二時間静置の場合においては一分かくの赤血球数を百七十五万、二十四時間静置の場合においては二百万として計算すること。 三 肝臓組織の検査においては、ヘマトキシリン、エオジン複染色、ベルリン青染色等を施した組織標本について行い、クッパー氏星芒細胞の腫脹増殖が顕著であつてヘモジデリン顆粒を貪食した細胞が肝小葉内毛細血管、中心静脈等に認められるもの若しくは淋巴球様細胞が小葉及びグリソン氏鞘内に著明に増殖（浸潤）しているもの又はこれらの病理組織像がともに認められるものは、本病の病変があるものとする。 四 細部検査及び特殊検査を行う場合にはトリパノゾーマ病及びピロプラズマ病との類症鑑別に注意すること。	1 左の各号の一に該当するものは、馬伝染性貧血の患畜とする。 一 白血球しゆう集塗抹標本において担鉄細胞が白血球一万個（一視野五〇〇―四〇〇個の白血球塗抹標本において二〇―二五視野）に対し一個以上の割合で認められるもの 二 肝臓穿刺で得た肝臓の組織片に病変の認められるもの 三 認めることができる原因がないのに時々発熱し、血液一立方ミリメートル中に赤血球が五〇〇万以下のものであつて心臓衰弱を認めるもの 四 血液一立方ミリメートル中に赤血球数が四〇〇万以下のものであつて左の条件のいずれかの一を備えるもの (イ) 認めることができる原因がないのに時々発熱すること。 (ロ) 認めることができる原因がないのに心臓衰弱を認めること。 (ハ) 白血球しゆう集塗抹標本において担鉄細胞が白血球一万個に対し一個未満の割合で認められること。 五 馬伝染性貧血の疑似患畜であつて第一回の検査の日から三十日ごとに検査を行い、第一回又は第二回の再検査における白血球しゆう集塗抹標本において担鉄細胞を認めるもの 2 左の各号の一に該当するものは、馬伝染性貧血の疑似患畜とする。 一 白血球しゆう集塗抹標本において担鉄細胞が白血球一万個に対し一個未満の割合で認められるもの 二 左の条件のいずれか二を備えるもの (イ) 認めることができる原因がないのに時々発熱すること。 (ロ) 認めることができる原因がないのに血液一立方ミリメートル中の赤血球が五〇〇万以下であること。 (ハ) 認めることができる原因がないのに心臓衰弱を認めること。 3 左の各号の一に該当するものは、馬伝染性貧血の患畜又は疑似患畜でないものとする。 一 前記1及び2に該当しないもの 二 馬伝染性貧血の疑似患畜であつて第一回の検査の日から三十日ごとに[illegible]の再検査において担鉄細胞を認めないもの 三 [illegible] (イ) 認めることができる原因がないのに時々発熱すること。 (ロ) 認めることができる原因がないのに血液一立方ミリメートル中に赤血球数が五〇〇万以下であること。 (ハ) 認めることができる原因がないのに心臓衰弱を認めること。

犬の輸出入検疫規則（昭和二十五年農林省令第百三号）の一部を次のように改正する。

第一条、第三条及び第五条中「動植物検疫所」を「動物検疫所」に、第二条及び第九条中「動植物検疫所長」を「動物検疫所長」に改める。

第一号様式中「何動植物検疫所長殿」を「動物検疫所長殿」に改める。

第三号様式及び第四号様式中「動植物検疫所名」を「動物検疫所」に改める。

第六号様式中「動植物検疫所」を「動物検疫所」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◉**建設省令第六号**

河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則（昭和二十六年建設省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月一日
建設大臣　野田　卯一

第十一条の次に次の一条を加える。

（地方建設局長への権限の委任）

第十二条　左の各号の一に該当する附帯工事については、この省令に規定する建設大臣の権限は、地方建設局長が行うものとする。

一　排水施設に関する工事で国が負担すべき費用の総額が百万円未満のもの

二　排水施設以外の施設に関する工事で国が負担すべき費用の総額が五十万円未満のもの

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◉**建設省令第七号**

建設用石油製品割当規則（昭和二十四年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月一日
建設大臣　野田　卯一

第一条第二項中「「建設工事」とは、別表第二に掲げる工事をいい、「主燃料」とは、揮発油、燈油、軽油、又は重油をいう。」を「「建設工事」とは、別表第二に掲げる工事をいう。」に改める。

第二条から第六条までを次のように改める。

第二条　削除

第三条　削除

第四条　削除

第五条　削除

第六条　削除

第十条及び第十一条を次のように改める。

第十条　削除

第十一条　削除

第十三条を削る。

別記様式一から別記様式四までを削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◉**建設省令第八号**

測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月一日
建設大臣　野田　卯一

別表第一の一永久標識の形状中図根点標石の次に次のように加える。

多角点標石

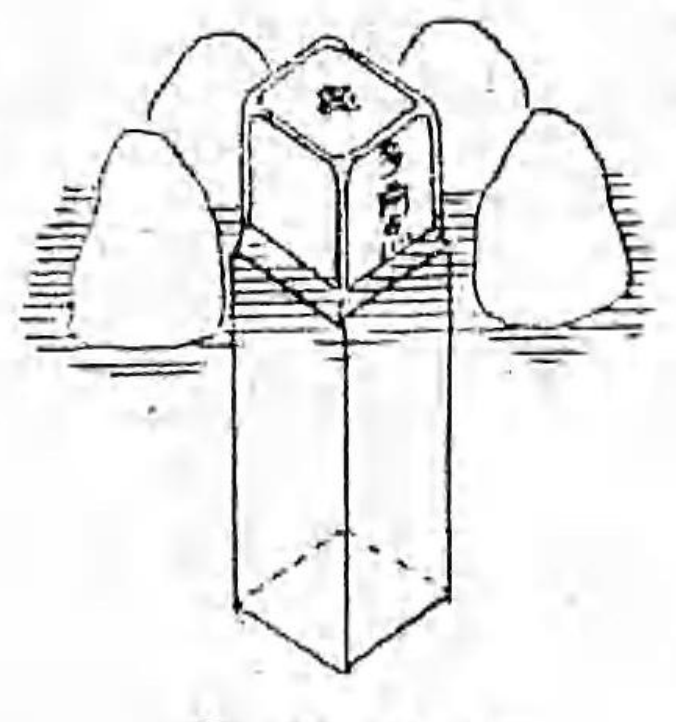

この標石は、一個の柱石からなる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

号外

昭27.4.1.

◉建設省令第九号

建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月一日　建設大臣　野田　卯一

附則第一項の次に次の一項を加える。

2　昭和二十七年十二月三十一日までに行われる一級建築士試験において、同時に三科目又は四科目に合格点を得た者については、第十一條第二項の規定にかかわらず、当該試験の後に行われる最初の二回の一級建築士試験を受ける場合に限り、当該科目及び当該試験の後に合格点を得た科目の試験を免除する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◉建設省令第十号

建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年四月一日　建設大臣　野田　卯一

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十條を次のように改める。

（資格検定の申込書の提出）

第十條　建築主事資格検定を受けようとする者は、受検申込書を住所地又は勤務地の都道府県知事を経由して、建設大臣に提出するものとする。

別記第一号様式中3欄を次のように改める。

3　設計者資格　住所氏名印　建築士事務所名　級建築士登録　第　号　電話　印　番

同様式中4欄を5欄とし、以下順次一欄ずつ繰り下げ、3欄の次に次の一欄を加える。

4　工事監理者資格　住所氏名　建築士事務所名　級建築士登録　第　号　電話　番

同号様式副本の（注意）欄中「工事施工者未定のときは空欄にしておいて下さい。」を「3．4欄は、設計者又は工事監理者が建築士事務所を定めてあるか又はこれに所属している場合には、その名称を書き、住所はその事務所の所在地を書いて下さい。4．5欄は、未定のときは空欄にしておいて下さい。」に改める。

別記第十一号様式を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

◉農林省告示第百二十一号

家畜衛生試験場動物用生物学的製剤販売規程（昭和二十五年農林省告示第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月一日　農林大臣　広川　弘禅

第一條を次のように改める。

第一條　家畜衛生試験場において販売する動物用生物学的製剤は、次の通りとする。

炭疽血清、破傷風血清、気腫疽血清、牛流行性感冒血清、子牛パラチフス血清、馬パラチフス血清、腺疫血清、豚コレラ血清、豚丹毒血清、気管枝敗血症血清（犬用）、家きんコレラ血清、家きんヂフテリヤ血清、流行性脳炎予防液（日本脳炎）、狂犬病予防液（石炭酸不活化）、炭疽第二予防液、破傷風予防液、気腫疽予防液、子牛パラチフス予防液、馬パラチフス予防液、豚コレラ予防液（クリスタルバイオレット不活化）、豚丹毒予防液、伝染性肺炎予防液（豚用）、家きんコレラ予防液、家きんペスト予防液、ニューカッスル病予防液、鶏痘予防液、家きんヂフテリヤ予防液、炭疽沈でん素血清、ブルセラ診断用菌液（バング）、ブルセラ急速診断用菌液（バング）、ツベルクリン、牛肺疫診断用アンチゲン、マレイン、馬パラチフス急速診断用菌液、ひな白痢急速診断用菌液

◉農林省告示第百二十二号

家畜衛生試験場動物用生物学的製剤販売規程（昭和二十五年農林省告示第二百九十九号）第三條の規定により、家畜衛生試験場において売り払う動物用生物学的製剤の販売価額を次のように定める。

昭和二十七年四月一日　農林大臣　広川　弘禅

品　名	単　価	販売価額（単位円）
炭疽血清	一〇〇cc につき	六〇〇
破傷風血清	〃	一,二〇〇
気腫疽血清	〃	六〇〇
牛流行性感冒血清	〃	一,〇〇〇
子牛パラチフス血清	〃	六〇〇
馬パラチフス血清	〃	七〇〇
腺疫血清	〃	八〇〇
豚コレラ血清	〃	一,三〇〇
豚丹毒血清	〃	七〇〇
気管枝敗血症血清（犬用）	〃	六〇〇
家きんコレラ血清	〃	六〇〇
家きんヂフテリヤ血清	〃	六〇〇
流行性脳炎予防液（日本脳炎）	〃	七〇〇
狂犬病予防液（石炭酸不活化）	〃	一,三〇〇
炭疽第二予防液	〃	三,〇〇〇
破傷風予防液	〃	四〇〇
気腫疽予防液	〃	四〇〇
子牛パラチフス予防液	〃	三〇〇
馬パラチフス予防液	〃	一〇,〇〇〇
豚コレラ予防液（クリスタルバイオレット不活化）	〃	二,五〇〇
豚丹毒予防液	〃	五〇〇
伝染性肺炎予防液（豚用）	〃	三〇〇
家きんコレラ予防液	〃	三〇〇
家きんペスト予防液	〃	六〇〇
ニューカッスル病予防液	〃	六〇〇
家きんヂフテリヤ予防液	〃	三〇〇
鶏痘予防液	〃	一,一〇〇
炭疽沈でん素血清	〃	三,五〇〇
ブルセラ診断用菌液（バング）	〃	三〇〇
ブルセラ急速診断用菌液（バング）	〃	五,〇〇〇
ツベルクリン	〃	八,〇〇〇
牛肺疫診断用アンチゲン	〃	二,〇〇〇
マレイン	〃	二,〇〇〇
馬パラチフス急速診断用菌液	〃	三,五〇〇
ひな白痢急速診断用菌液	〃	三,五〇〇

㈠　この表の販売価額は、通常の容器包装代を含み、持込渡しの場合のものとする。但し、冷蔵輸送その他特別の包装又は輸送方法を必要とするものについては、これにより増加した費用は、購入者の負担とする。

㈡　この表の単位量以外で販売する場合は、一〇〇cc当りの比率をもつて算出した額とする。

附　則

1　この告示は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2　昭和二十五年農林省告示第三百号（家畜衛生試験場において売り払う動物用生物学的製剤の販売価額の指定に関する件）は、廃止する。

3　この告示の施行前に現品の引渡し又は発送が行われたものについての販売価額は、なお従前の例による。

◉農林省告示第百二十三号

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第三十九條第五号の規定に基き、昭和二十六年農林省告示第二百十四号（家畜伝染病予防法施行規則第三十九條第五号の区域及び第四十三條第一号の地域の指定に関する件）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月一日　農林大臣　広川　弘禅

第一項を次のように改める。

1　家畜伝染病予防法施行規則第三十九條第五号の農林大臣の指定する区域は、左の区域とする。

北海道の区域

青森県の区域

岩手県の区域

宮城県古川市、玉造郡、加美郡、志田郡、栗原郡、宮城郡、黒川郡、遠田郡、柴田郡、登米郡、桃生郡、牡鹿郡の区域

秋田県横手市、鹿角郡、北秋田郡、山本郡、南秋田郡のうち一日市町、昭和町、船越町、船川港町、北浦町、五城目町、飯田川町、大川村、下井河村、富津内村、上新城村、太平村、払戸村、脇本村、潟西村、五里合村、面潟村、天王村、金足村、下新城村、飯島村、外旭川村、男鹿中村、河辺郡のうち和田町、仁井田村、豊岩村、四ツ小屋村、川添村、種平村、大正寺村、下北手村、船岡村、上北手村、豊島村、戸米川村、由利郡のうち本荘町、矢島町、象潟町、平沢町、金浦町、子吉村、西目村、鮎川村、院内村、小出村、上郷村、道川村、南内越村、小友村、石沢村、東滝沢村、西滝沢村、上浜村、仙北郡のうち神宮寺町、刈和野町、角館町、長野町、六郷町、金沢町、土川村、雲沢村、豊川村、豊岡村、清水村、横堀村、神代村、檜木内村、飯詰村、金沢西根村、峰吉川村、中川村、西明寺村、藤木村、内小友村、千屋村、横沢村、畑屋村、高梨村、四ツ屋村、平鹿郡のうち角間川町、浅舞町、沼館町、大森町、黒川村、川西村、阿気村、館合村、里見村、福地村、境町村、田根森村、吉田村、植田村、睦合村、雄勝郡のうち明治村、新成村の区域

山形県新庄市、鶴岡市、酒田市、最上郡、東田川郡、西田川郡、飽海郡の区域

福島県平市、白河市、東白川郡、西白河郡、石川郡、岩瀬郡、田村郡、石城郡、双葉郡のうち川内村の区域

◉農林省告示第百二十四号

農林省組織規程（昭和二十四年五月三十一日農林省令第四十七号）第二百八十六條の規定に基き、植物防疫所の支所及び出張所の名称、位置及び所掌事務を次のように定め、昭和二十五年一月十二日農林省告示第三号（動植物検疫所の出張所の設置に関する件）は、廃止する。

昭和二十七年四月一日　農林大臣　広川　弘禅

名　称	位　置	所　掌　事　務
横浜植物防疫所東京支所	東京都	農林省設置法第二十七條第一項の事務
横浜植物防疫所羽田出張所	東京都	農林省設置法第二十七條第一項第一号の事務
横浜植物防疫所小樽支所	小樽市	農林省設置法第二十七條第一項の事務
横浜植物防疫所函館出張所	函館市	農林省設置法第二十七條第一項第一号の事務
横浜植物防疫所横須賀出張所	横須賀市	農林省設置法第二十七條第一項第一号の事務
横浜植物防疫所清水支所	清水市	農林省設置法第二十七條第一項の事務
神戸植物防疫所敦賀出張所	敦賀市	農林省設置法第二十七條第一項の事務
神戸植物防疫所四日市出張所	四日市市	農林省設置法第二十七條第一項第一号の事務
神戸植物防疫所大阪支所	大阪市	農林省設置法第二十七條第一項の事務
神戸植物防疫所名古屋支所	名古屋市	農林省設置法第二十七條第一項の事務
神戸植物防疫所舞鶴出張所	舞鶴市	農林省設置法第二十七條第一項第一号の事務
神戸植物防疫所広島支所	広島市	農林省設置法第二十七條第一項の事務
門司植物防疫所下関出張所	下関市	農林省設置法第二十七條第一項第一号の事務
門司植物防疫所長崎出張所	長崎市	農林省設置法第二十七條第一項第一号の事務
門司植物防疫所福岡出張所	福岡市	農林省設置法第二十七條第一項第一号の事務
門司植物防疫所佐世保出張所	佐世保市	農林省設置法第二十七條第一項第一号の事務
門司植物防疫所鹿児島出張所	鹿児島市	農林省設置法第二十七條第一項第一号の事務

◉農林省告示第百二十五号

農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）第二十八條第三項及び第四項並びに農林省組織規程（昭和二十四年農林省令第四十七号）第二百八十六條の六の規定に基き、動物検疫所の支所及び出張所の名称、位置及び所掌事務を次のように定める。

昭和二十七年四月一日　農林大臣　広川　弘禅

動物検疫所の支所及び出張所の名称	位　置	所　掌　事　務
動物検疫所函館出張所	函館市	農林省設置法第二十八條第一項各号に掲げる事務
動物検疫所羽田出張所	東京都	農林省設置法第二十八條第一項各号に掲げる事務
動物検疫所名古屋支所	名古屋市	農林省設置法第二十八條第一項各号に掲げる事務
動物検疫所神戸支所	神戸市	農林省設置法第二十八條第一項各号に掲げる事務
動物検疫所神戸支所大阪出張所	大阪市	農林省設置法第二十八條第一項各号に掲げる事務
動物検疫所神戸支所敦賀出張所	敦賀市	農林省設置法第二十八條第一項各号に掲げる事務
動物検疫所門司支所	門司市	農林省設置法第二十八條第一項各号に掲げる事務
動物検疫所門司支所長崎出張所	長崎市	農林省設置法第二十八條第一項各号に掲げる事務

◉農林省告示第百二十六号

農林省組織規程（昭和二十四年農林省令第四十七号）第三百七十九條の二の規定に基き、北海道さけ・ますふ化場の支場及び事業場の名称、位置及び所掌事務を次のように定める。

昭和二十七年四月一日　農林大臣　広川　弘禅

名　称	位　置	所　掌　事　務
北海道さけ・ますふ化場北見支場	北海道北見市兵村二区	さけ類及びます類のふ化、放流及び所管事業場の業務の統括
北海道さけ・ますふ化場根室支場	北海道標津郡中標津町	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場十勝支場	北海道河西郡大正村	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場天塩支場	北海道中川郡美深町	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場千歳支場	北海道千歳郡千歳町	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場渡島支場	北海道山越郡八雲町	所管事業場の業務の統括
北海道さけ・ますふ化場北見支場幌内事業場	北海道紋別郡雄武町	さけ類及びます類のふ化及び放流
北海道さけ・ますふ化場北見支場興部事業場	北海道紋別郡興部村	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場北見支場渚滑事業場	北海道紋別郡上渚滑村	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場北見支場湧別事業場	北海道紋別郡上湧別村	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場北見支場網走事業場	北海道網走市	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場北見支場西網走事業場	北海道網走市	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場北見支場藻琴事業場	北海道網走郡東藻琴村	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場北見支場斜里事業場	北海道斜里郡上斜里村	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場北見支場岩尾別事業場	北海道斜里郡斜里村	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場根室支場目梨事業場	北海道目梨郡羅臼村	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場根室支場薫別事業場	北海道標津郡標津村	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場根室支場伊茶仁事業場	北海道標津郡標津村	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場根室支場標津事業場	北海道標津郡中標津町	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場根室支場当幌事業場	北海道野付郡別海村	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場根室支場虹別事業場	北海道川上郡標茶村	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場根室支場風連事業場	北海道厚岸郡浜中村	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場十勝支場尾幌事業場	北海道厚岸郡太田村	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場十勝支場釧路事業場	北海道川上郡弟子屈町	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場十勝支場雪裡事業場	北海道阿寒郡鶴居村	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場十勝支場幕別事業場	北海道中川郡幕別町	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場十勝支場白人事業場	北海道中川郡幕別町	右に同じ

号外

北海道さけ・ますふ化場十勝支場大樹事業場	北海道広尾郡大樹町	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場天塩支場徳志別事業場	北海道枝幸郡枝幸町	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場天塩支場歌登事業場	北海道枝幸郡歌登村	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場天塩支場頓別事業場	北海道枝幸郡頓別村	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場天塩支場名寄事業場	北海道上川郡下川村	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場天塩支場暑寒別事業場	北海道増毛郡増毛町	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場天塩支場音江事業場	北海道空知郡音江村	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場天塩支場東神楽事業場	北海道上川郡東神楽村	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場千歳支場石狩事業場	北海道石狩郡石狩町	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場千歳支場支笏湖事業場	北海道千歳郡千歳町	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場千歳支場幌別事業場	北海道浦河郡浦河町	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場千歳支場元浦河事業場	北海道浦河郡荻伏村	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場千歳支場三石事業場	北海道三石郡三石村	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場千歳支場静内事業場	北海道静内郡静内町	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場千歳支場勇払事業場	北海道苫小牧市	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場千歳支場敷生事業場	北海道白老郡白老村	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場渡島支場長万部事業場	北海道山越郡長万部町	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場渡島支場遊楽部事業場	北海道山越郡八雲町	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場渡島支場八雲事業場	北海道山越郡八雲町	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場渡島支場知内事業場	北海道上磯郡知内村	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場渡島支場厚沢部事業場	北海道檜山郡厚沢部村	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場渡島支場利別事業場	北海道瀬棚郡東瀬棚村	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場渡島支場朱太事業場	北海道歌棄郡作開村	右に同じ
北海道さけ・ますふ化場渡島支場尻別事業場	北海道磯谷郡南尻別村	右に同じ

◉労働省告示第五号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和二十二年労働省令第一号）の一部改正に伴い、百人以上の労働者を使用する事業で昭和二十六年十二月三十一日において保険関係成立後三年以上を経過したものについての昭和二十七年度の保険料を定める件（昭和二十七年三月労働省告示第三号）の別表の一部を次のように改める。

昭和二十七年四月一日

労働大臣　吉武　恵市

昭和二十七年三月労働省告示第三号別表中石炭鉱業、漁業、土石採取の事業、石切業、金属精錬業、その他の金属工業、金属製品製造業、工業薬品製造業、製紙業、その他の化学工業、その他の窯業又は土石工業、電気業、水道業、自動車による運輸業、鉄道軌道業又は索道による運輸業、ゴム製品製造業及びその他の工業については、当該別表に定めた左表中段に掲げる「賃金一円当りの保険料」をそれぞれ下段のとおり改める。

事業の種類	賃金一円当りの保険料												
石炭鉱業	七五・四厘	七二・五	六九・六	六六・七	六三・八	六〇・九	五八・〇	五五・一	五二・二	四九・三	四六・四	四三・五	四〇・六
	六五・〇厘	六二・五	六〇・〇	五七・五	五五・〇	五二・五	五〇・〇	四七・五	四五・〇	四二・五	四〇・〇	三七・五	三五・〇
漁業土石採取の事業石切業	三二・五	三一・二五	三〇・〇	二八・七五	二七・五	二六・二五	二五・〇	二三・七五	二二・五	二一・二五	二〇・〇	一八・七五	一七・五
	三六・四	三五・〇	三三・六	三二・二	三〇・八	二九・四	二八・〇	二六・六	二五・二	二三・八	二二・四	二一・〇	一九・六
金属精錬業	二六・〇	二五・〇	二四・〇	二三・〇	二二・〇	二一・〇	二〇・〇	一九・〇	一八・〇	一七・〇	一六・〇	一五・〇	一四・〇
	二三・四	二二・五	二一・六	二〇・七	一九・八	一八・九	一八・〇	一七・一	一六・二	一五・三	一四・四	一三・五	一二・六
その他の金属工業	一五・六	一五・〇	一四・四	一三・八	一三・二	一二・六	一二・〇	一一・四	一〇・八	一〇・二	九・六	九・〇	八・四
	一八・二	一七・五	一六・八	一六・一	一五・四	一四・七	一四・〇	一三・三	一二・六	一一・九	一一・二	一〇・五	九・八
金属製品製造業	一一・七	一一・二五	一〇・八	一〇・三五	九・九	九・四五	九・〇	八・五五	八・一	七・六五	七・二	六・七五	六・三
	一三・〇	一二・五	一二・〇	一一・五	一一・〇	一〇・五	一〇・〇	九・五	九・〇	八・五	八・〇	七・五	七・〇
工業薬品製造業製紙業	一三・〇	一二・五	一二・〇	一一・五	一一・〇	一〇・五	一〇・〇	九・五	九・〇	八・五	八・〇	七・五	七・〇
	一一・七	一一・二五	一〇・八	一〇・三五	九・九	九・四五	九・〇	八・五五	八・一	七・六五	七・二	六・七五	六・三
その他の化学工業	一三・〇	一二・五	一二・〇	一一・五	一一・〇	一〇・五	一〇・〇	九・五	九・〇	八・五	八・〇	七・五	七・〇
	一〇・四	一〇・〇	九・六	九・二	八・八	八・四	八・〇	七・六	七・二	六・八	六・四	六・〇	五・六
その他の窯業又は土石工業	一一・七	一一・二五	一〇・八	一〇・三五	九・九	九・四五	九・〇	八・五五	八・一	七・六五	七・二	六・七五	六・三
	一〇・四	一〇・〇	九・六	九・二	八・八	八・四	八・〇	七・六	七・二	六・八	六・四	六・〇	五・六
電気業水道業自動車による運輸業	一〇・四	一〇・〇	九・六	九・二	八・八	八・四	八・〇	七・六	七・二	六・八	六・四	六・〇	五・六
	九・一	八・七五	八・四	八・〇五	七・七	七・三五	七・〇	六・六五	六・三	五・九五	五・六	五・二五	四・九
鉄道軌道業又は索道による運輸業ゴム製品製造業	九・一	八・七五	八・四	八・〇五	七・七	七・三五	七・〇	六・六五	六・三	五・九五	五・六	五・二五	四・九
	七・八	七・五	七・二	六・九	六・六	六・三	六・〇	五・七	五・四	五・一	四・八	四・五	四・二
その他の工業	三・九	三・七五	三・六	三・四五	三・三	三・一五	三・〇	二・八五	二・七	二・五五	二・四	二・二五	二・一
	五・二	五・〇	四・八	四・六	四・四	四・二	四・〇	三・八	三・六	三・四	三・二	三・〇	二・八

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

印刷庁

昭27. 4. 1.

官報
号外（第三十六号）

目次

省令

○領事官の徴収する手数料の額を定める省令 一
○輸出品取締法施行規則の一部改正 三
○非鉄金属等需給動態統計調査規則制定 三
○石油製品需給動態統計調査規則制定 四
○通商産業省組織規程の一部改正 五
○工業技術庁組織規程の一部改正 五

告示

○指定生産資材割当規則第十六条第三項の特例に関する件廃止 六
○非鉄金属等需給動態統計調査規則による非鉄金属等および成分指定 六
○非鉄金属等需給動態統計調査規則により調査票の様式を定める件 六
○石油製品需給動態統計調査規則による調査票の様式 一三
○指定生産資材割当規則に基く告示のうち廃止する告示 一七

省令

◉外務省令第四号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項の規定に基き、領事官の徴収する手数料の額を定める省令を次のように定める。

昭和二十七年四月一日

外務大臣 吉田 茂

領事官の徴収する手数料の額を定める省令

領事官の徴収する手数料の額は、別表に定める額とする。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 日本政府在外事務所において徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十五年外務省令第二十号）は、廃止する。

別表

種別＼国又は地別	アメリカ合衆国（単位ドル）	カナダ（単位ドル）	メキシコ（単位ペソ）	ドミニカ（単位ペソ）	ペルー（単位ソル）	チリ（単位ペソ）	ブラジル（単位クルゼイロ）	ウルグアイ（単位ペソ）	アルゼンチン（単位ペソ）	大韓民国（単位ウオン）	台湾（単位元）	香港（単位ドル）	フィリピン（単位ペソ）	ヴィエトナム、ラオス、カンボディア（単位ピアストル）
一 遺産の保護管理	遺産の額の百分の二	遺産の額の百分の二	遺産の額の百分の二	遺産の額の百分の二	遺産の額の百分の二	遺産の額の百分の二	遺産の額の百分の二	遺産の額の百分の二	遺産の額の百分の二	遺産の額の百分の二	遺産の額の百分の二	遺産の額の百分の二	遺産の額の百分の二	遺産の額の百分の二
二 遺言の公証	六・〇〇	六・〇〇	五〇・五〇	六・〇〇	八七・五〇	一八一・五〇	一一五・〇〇	一四・五〇	八五・〇〇	一五〇・〇〇	九一・〇〇	四〇・五〇	一二・〇〇	一三〇・五〇
三 一般旅券の発給	四・五〇	四・五〇	三六・五〇	四・五〇	六三・〇〇	一三〇・〇〇	八二・五〇	一〇・五〇	五九・五〇	一〇七・一四	六五・五〇	二九・〇〇	八・五〇	八六・五〇
四 一般旅券の渡航先の追加	一・五〇	一・五〇	一二・五〇	一・五〇	二一・〇〇	四三・五〇	二七・五〇	三・五〇	二〇・〇〇	三五・七一	二二・〇〇	一〇・〇〇	三・〇〇	二九・〇〇
五 一般旅券の書換発給	一・五〇	一・五〇	一二・五〇	一・五〇	二一・〇〇	四三・五〇	二七・五〇	三・五〇	二〇・〇〇	三五・七一	二二・〇〇	一〇・〇〇	三・〇〇	二九・〇〇
六 一般旅券の再発給	三・〇〇	三・〇〇	二四・五〇	三・〇〇	四二・〇〇	八六・五〇	五五・〇〇	七・〇〇	三九・五〇	七一・四二	四三・五〇	一九・五〇	六・〇〇	五七・五〇
七 一般入国査証	四・五〇	四・五〇	三六・五〇	四・五〇	六三・〇〇	一三〇・〇〇	八二・五〇	一〇・五〇	五九・五〇	一〇七・一四	六五・五〇	二九・〇〇	八・五〇	八六・五〇
八 数次入国査証	九・〇〇	九・〇〇	七二・五〇	九・〇〇	一二五・〇〇	二五九・五〇	一六四・五〇	二一・〇〇	一一八・五〇	二一四・二八	一三〇・〇〇	五七・五〇	一七・〇〇	一七二・五〇
九 通過査証	〇・五〇	〇・五〇	三・五〇	〇・五〇	六・〇〇	一三・〇〇	八・〇〇	一・〇〇	六・〇〇	一〇・七一	六・五〇	三・〇〇	一・〇〇	八・五〇
一〇 国籍証明	四・〇〇	四・〇〇	三四・〇〇	四・〇〇	五八・五〇	一二一・〇〇	七七・〇〇	五・〇〇	五五・〇〇	一〇〇・〇〇	六〇・五〇	二七・〇〇	八・〇〇	八〇・五〇
一一 在留証明	二・〇〇	二・〇〇	一七・〇〇	二・〇〇	二九・〇〇	六〇・五〇	三八・五〇	五・〇〇	二七・五〇	五〇・〇〇	三〇・五〇	一三・五〇	四・〇〇	四〇・〇〇
一二 出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	二・〇〇	二・〇〇	一七・〇〇	二・〇〇	二九・〇〇	六〇・五〇	三八・五〇	五・〇〇	二七・五〇	五〇・〇〇	三〇・五〇	一三・五〇	四・〇〇	四〇・〇〇
一三 職業証明	二・〇〇	二・〇〇	一七・〇〇	二・〇〇	二九・〇〇	六〇・五〇	三八・五〇	五・〇〇	二七・五〇	五〇・〇〇	三〇・五〇	一三・五〇	四・〇〇	四〇・〇〇
一四 呼寄せ証明	四・〇〇	四・〇〇	三四・〇〇	四・〇〇	五八・五〇	一二一・〇〇	七七・〇〇	一〇・〇〇	五五・〇〇	一〇〇・〇〇	六〇・五〇	二七・〇〇	八・〇〇	八〇・五〇
一五 再渡航証明	四・〇〇	四・〇〇	三四・〇〇	四・〇〇	五八・五〇	一二一・〇〇	七七・〇〇	一〇・〇〇	五五・〇〇	一〇〇・〇〇	六〇・五〇	二七・〇〇	八・〇〇	八〇・五〇
一六 翻訳証明	六・〇〇	六・〇〇	五〇・五〇	六・〇〇	八七・五〇	一八一・五〇	一一五・〇〇	一四・五〇	八五・〇〇	一五〇・〇〇	九一・〇〇	四〇・五〇	一二・〇〇	一三〇・五〇
一七 署名証明	六・〇〇	六・〇〇	五〇・五〇	六・〇〇	八七・五〇	一八一・五〇	一一五・〇〇	一四・五〇	八五・〇〇	一五〇・〇〇	九一・〇〇	四〇・五〇	一二・〇〇	一三〇・五〇
一八 遺骨証明	三・〇〇	三・〇〇	二四・〇〇	三・〇〇	四一・五〇	八六・五〇	五五・〇〇	七・〇〇	三九・五〇	七一・四二	四三・五〇	一九・〇〇	五・五〇	五七・五〇
一九 原産地証明	四・〇〇	四・〇〇	三四・〇〇	四・〇〇	五八・五〇	一二一・〇〇	七七・〇〇	一〇・〇〇	五五・〇〇	一〇〇・〇〇	六〇・五〇	二七・〇〇	八・〇〇	八〇・五〇
二〇 日本品の外国輸入証明	四・〇〇	四・〇〇	三四・〇〇	四・〇〇	五八・五〇	一二一・〇〇	七七・〇〇	一〇・〇〇	五五・〇〇	一〇〇・〇〇	六〇・五〇	二七・〇〇	八・〇〇	八〇・五〇
二一 輸入品積みもどし証明	四・〇〇	四・〇〇	三四・〇〇	四・〇〇	五八・五〇	一二一・〇〇	七七・〇〇	一〇・〇〇	五五・〇〇	一〇〇・〇〇	六〇・五〇	二七・〇〇	八・〇〇	八〇・五〇
二二 商品鑑定証明	四・〇〇	四・〇〇	三四・〇〇	四・〇〇	五八・五〇	一二一・〇〇	七七・〇〇	一〇・〇〇	五五・〇〇	一〇〇・〇〇	六〇・五〇	二七・〇〇	八・〇〇	八〇・五〇
二三 第一〇号から前号までに掲げるもの以外の証明	三・〇〇	三・〇〇	二四・〇〇	三・〇〇	四一・五〇	八六・五〇	五四・五〇	七・〇〇	三九・五〇	七一・四二	四三・五〇	一九・〇〇	五・五〇	五七・五〇

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

毎日文庫

号外

昭27. 4. 1.

国又は地別／種別	一 遺産の保護管理	二 遺言の公証	三 一般旅券の発給	四 一般旅券の渡航先の追加	五 一般旅券の書換発給	六 一般旅券の再発給	七 一般入国査証	八 数次入国査証	九 通過査証	一〇 国籍証明	一一 在留証明	一二 出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	一三 職業証明	一四 呼寄せ証明	一五 再渡航証明	一六 翻訳証明	一七 署名証明	一八 遺骨証明	一九 原産地証明	二〇 日本品の外国輸入証明	二一 輸入品積みもどし証明	二二 商品鑑定証明	二三 第一〇号から前号までに掲げるもの以外の証明
タイ（単位バーツ）	遺産の額の百分の二	一二九・五〇	九二・五〇	三一・〇〇	三一・〇〇	六二・〇〇	九二・五〇	一八四・五〇	九・〇〇	八六・〇〇	四三・〇〇	四三・〇〇	四三・〇〇	八六・〇〇	八六・〇〇	一二九・五〇	一二九・五〇	六一・五〇	八六・〇〇	八六・〇〇	八六・〇〇	八六・〇〇	六一・五〇
シンガポール（単位ドル）	遺産の額の百分の二	一八・〇〇	一三・〇〇	四・五〇	四・五〇	九・〇〇	一三・〇〇	二五・五〇	一・五〇	一三・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	一三・〇〇	一三・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇	八・五〇	一三・〇〇	一三・〇〇	一三・〇〇	一三・〇〇	八・五〇
ビルマ（単位ルピー）	遺産の額の百分の二	二八	二〇	七	七	一四	二〇	四〇	二	一九	九	九	九	一九	一九	二八	二八	一三	一九	一九	一九	一九	一三
インドネシア（単位ルピア）	遺産の額の百分の二	六七・〇〇	四八・〇〇	一六・〇〇	一六・〇〇	三二・〇〇	四八・〇〇	九五・五〇	五・〇〇	四四・五〇	二二・五〇	二二・五〇	二二・五〇	四四・五〇	四四・五〇	六七・〇〇	六七・〇〇	三二・〇〇	四四・五〇	四四・五〇	四四・五〇	四四・五〇	三二・〇〇
インド（単位ルピー）	遺産の額の百分の二	二八	二〇	七	七	一四	二〇	四〇	二	一九	九	九	九	一九	一九	二八	二八	一三	一九	一九	一九	一九	一三
パキスタン（単位ルピー）	遺産の額の百分の二	一九	一四	五	五	一〇	一四	二八	一	一三	六	六	六	一三	一三	一九	一九	九	一三	一三	一三	一三	九
セイロン（単位ルピー）	遺産の額の百分の二	二八	二〇	七	七	一四	二〇	四〇	二	一九	九	九	九	一九	一九	二八	二八	一三	一九	一九	一九	一九	一三
オーストラリア（単位シリング）	遺産の額の百分の二	五三	三八	一三	一三	二五	三八	七五	四	三五	一七	一七	一七	三五	三五	五三	五三	二五	三五	三五	三五	三五	二五
ニュージーランド（単位シリング）	遺産の額の百分の二	四二	三一	一〇	一〇	二〇	三一	六〇	三	二八	一四	一四	一四	二八	二八	四二	四二	二〇	二八	二八	二八	二八	二〇
スウェーデン（単位クローナ）	遺産の額の百分の二	三〇・五〇	二二・〇〇	七・五〇	七・五〇	一四・五〇	二二・〇〇	四三・五〇	二・〇〇	二〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	三〇・五〇	三〇・五〇	一四・五〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	二〇・〇〇	一四・五〇
ノールウェー（単位クローネ）	遺産の額の百分の二	四二・〇〇	三〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	二〇・〇〇	三〇・〇〇	六一・〇〇	三・〇〇	二八・〇〇	一四・〇〇	一四・〇〇	一四・〇〇	二八・〇〇	二八・〇〇	四二・〇〇	四二・〇〇	二〇・〇〇	二八・〇〇	二八・〇〇	二八・〇〇	二八・〇〇	二〇・〇〇
ユーゴースラヴィア（単位ディナ）	遺産の額の百分の二	二九三・五〇	二〇九・五〇	六九・五〇	六九・五〇	一四〇・〇〇	二〇九・五〇	四一九・〇〇	二一・〇〇	一九五・五〇	九八・〇〇	九八・〇〇	九八・〇〇	一九五・五〇	一九五・五〇	二九三・五〇	二九三・五〇	一三九・五〇	一九五・五〇	一九五・五〇	一九五・五〇	一九五・五〇	一三九・五〇
デンマーク（単位クローネ）	遺産の額の百分の二	四〇・五〇	二九・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一九・五〇	二九・〇〇	五八・〇〇	三・〇〇	二七・〇〇	一三・五〇	一三・五〇	一三・五〇	二七・〇〇	二七・〇〇	四〇・五〇	四〇・五〇	一九・五〇	二七・〇〇	二七・〇〇	二七・〇〇	二七・〇〇	一九・五〇
ドイツ（単位マルク）	遺産の額の百分の二	二四・五〇	一八・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	一二・〇〇	一八・〇〇	三五・〇〇	一・五〇	一六・五〇	八・〇〇	八・〇〇	八・〇〇	一六・五〇	一六・五〇	二四・五〇	二四・五〇	一一・五〇	一六・五〇	一六・五〇	一六・五〇	一六・五〇	一一・五〇
オランダ（単位ギルダー）	遺産の額の百分の二	二二・五〇	一六・〇〇	五・五〇	五・五〇	一一・〇〇	一六・〇〇	三二・〇〇	一・五〇	一五・〇〇	七・五〇	七・五〇	七・五〇	一五・〇〇	一五・〇〇	二二・〇〇	二二・〇〇	一〇・五〇	一五・〇〇	一五・〇〇	一五・〇〇	一五・〇〇	一〇・五〇
ベルギー（単位フラン）	遺産の額の百分の二	二九五・五〇	二一一・〇〇	七〇・五〇	七〇・五〇	一四一・〇〇	二一一・〇〇	四二三・〇〇	二一・〇〇	一九七・〇〇	九八・五〇	九八・五〇	九八・五〇	一九七・〇〇	一九七・〇〇	二九五・五〇	二九五・五〇	一四〇・五〇	一九七・〇〇	一九七・〇〇	一九七・〇〇	一九七・〇〇	一四〇・五〇
スイス（単位フラン）	遺産の額の百分の二	二五・五〇	一八・五〇	六・五〇	六・五〇	一二・五〇	一八・五〇	三六・〇〇	二・〇〇	一七・〇〇	八・五〇	八・五〇	八・五〇	一七・〇〇	一七・〇〇	二五・五〇	二五・五〇	一二・〇〇	一七・〇〇	一七・〇〇	一七・〇〇	一七・〇〇	一二・〇〇
イタリア（単位リラ）	遺産の額の百分の二	三六・八四	二六・三二	八・七七	八・七七	一七・五四	二六・三二	五二・六三	二・六三	二四・五六	一二・二八	一二・二八	一二・二八	二四・五六	二四・五六	三六・八四	三六・八四	一七・五四	二四・五六	二四・五六	二四・五六	二四・五六	一七・五〇
トルコ（単位リラ）	遺産の額の百分の二	一六・五〇	一二・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	八・〇〇	一二・〇〇	二三・五〇	一・〇〇	一一・〇〇	五・五〇	五・五〇	五・五〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一六・五〇	一六・五〇	八・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇	八・〇〇
連合王国（単位シリング）	遺産の額の百分の二	四二	三〇	一〇	一〇	二〇	三〇	六〇	三	二八	一四	一四	一四	二八	二八	四二	四二	二〇	二八	二八	二八	二八	二〇
フランス（単位フラン）	遺産の額の百分の二	二〇・五八	一四・七〇	四・九〇	四・九〇	九・八〇	一四・七〇	二九・四一	一・四七	一三・七二	六・八六	六・八六	六・八六	一三・七二	一三・七二	二〇・五八	二〇・五八	九・八〇	一三・七二	一三・七二	一三・七二	一三・七二	九・八〇
スペイン（単位ペセタ）	遺産の額の百分の二	二三三・五〇	一六七・〇〇	五六・〇〇	五六・〇〇	一一一・〇〇	一六七・〇〇	三三三・五〇	一六・五〇	一五五・五〇	七八・〇〇	七八・〇〇	七八・〇〇	一五五・五〇	一五五・五〇	二三三・五〇	二三三・五〇	一一一・〇〇	一五五・五〇	一五五・五〇	一五五・五〇	一五五・五〇	一一一・〇〇
ポルトガル（単位エスクード）	遺産の額の百分の二	一六九・五〇	一二一・五〇	四〇・五〇	四〇・五〇	八一・〇〇	一二一・五〇	二四二・五〇	一二・〇〇	一一三・〇〇	五六・五〇	五六・五〇	五六・五〇	一一三・〇〇	一一三・〇〇	一六九・五〇	一六九・五〇	八一・〇〇	一一三・〇〇	一一三・〇〇	一一三・〇〇	一一三・〇〇	八一・〇〇
エジプト（単位ピアスター）	遺産の額の百分の二	二〇四・五〇	一四六・五〇	四九・〇〇	四九・〇〇	九七・五〇	一四六・五〇	二九二・五〇	一四・〇〇	一三六・五〇	六八・〇〇	六八・〇〇	六八・〇〇	一三六・五〇	一三六・五〇	二〇四・五〇	二〇四・五〇	九七・五〇	一三六・五〇	一三六・五〇	一三六・五〇	一三六・五〇	九七・五〇
南アフリカ連邦（単位シリング）	遺産の額の百分の二	四二	三〇	一〇	一〇	二〇	三〇	六〇	三	二八	一四	一四	一四	二八	二八	四二	四二	二〇	二八	二八	二八	二八	二〇

◉厚生、農林、通商産業、運輸省令第一号

輸出品取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように制定する。

昭和二十七年四月一日

厚生大臣　吉武　恵市
農林大臣　広川　弘禅
通商産業大臣　高橋龍太郎
運輸大臣　村上　義一

輸出品取締法施行規則の一部を改正する省令

輸出品取締法施行規則（昭和二十六年厚生、農林、通商産業、運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十條中

「一　千島列島（琉球諸島を含む。）
二　小笠原諸島、硫黄列島、大東島諸島、沖鳥島、南鳥島
三　竹の島
四　北緯三十度以南の南西諸島（ロの島を含む。）」

を

「一　北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）
二　孀婦岩の南方諸島（小笠原諸島、西の島及び火山列島を含む。）
三　沖の鳥島及び南鳥島」

に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◉通商産業省令第二十六号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三條第二項の規定に基き、非鉄金属等需給動態統計調査規則を次のように制定する。

昭和二十七年四月一日

通商産業大臣　高橋龍太郎

非鉄金属等需給動態統計調査規則

（省令の目的）

第一條　非鉄金属等需給動態統計（指定統計第四十九号）を作成するための調査（以下「非鉄金属調査」という。）の施行に関しては、この省令の定めるところによる。

（調査の目的）

第二條　非鉄金属調査は、非鉄金属等の需給の実態を明らかにすることを目的とする。

（調査の期日）

第三條　非鉄金属調査は、毎月末日現在によつて行う。

（調査の範囲）

第四條　非鉄金属調査は、別表に掲げる非鉄金属等（以下「非鉄金属等」という。）の販売業者、消費者およびその他の所有者に属する事業所であつて、通商産業大臣が定める基準に基いて通商産業局長が指定するものについて行う。

2　「販売業者」とは、自己の名および自己の計算において、非鉄金属等の販売を業とするものをいう。

3　「消費者」とは、製造または加工（他の委託を受けてする製造または加工を含む。以下同じ。）のために、非鉄金属等を消費する者をいう。

4　「その他の所有者」とは、非鉄金属等の生産（再生を含む。）を業とする者、販売業者および消費者以外の者であつて、非鉄金属等を所有するものをいう。

（調査事項）

第五條　非鉄金属調査は、非鉄金属等に関し、左の各号に掲げる事項について行う。

一　月初在庫量
二　月間受入量
三　月間出荷量
四　月間消費量
五　月末在庫量

2　非鉄金属等のうち、通商産業大臣が告示で指定するものについては、これらを消費して製造または加工した物品に関し、左に掲げる事項についても行う。

一　月間生産量
二　月間出荷量
三　前二号における通商産業大臣が告示で指定する成分の含有量

（調査の方法）

第六條　非鉄金属調査は、非鉄金属等入荷月報、非鉄金属等産業別出荷月報、非鉄金属等消費月報およびニッケル、コバルト、タングステン、モリブデン含有製品出荷月報（以下「調査票」と称する。）によつて行い、その様式は、通商産業大臣が告示で定める。

2　第四條第一項の規定により指定を受けた事業所の管理責任者（以下「申告義務者」という。）は、配布された調査票により、前條に規定する事項について申告しなければならない。

3　申告義務者は、調査票の配布を受けなかつたときは、その所在地を管轄する通商産業局長にその旨を申し出て、その配布を受けなければならない。

4　第四條第二項の販売業者または同條第四項のその他の所有者に属する申告義務者は、非鉄金属等入出荷月報および非鉄金属等産業別出荷月報に、同條第三項の消費者に属する申告義務者は、非鉄金属等消費月報（前條第二項に規定する事項についても申告する者にあつては、非鉄金属等消費月報およびニッケル、コバルト、タングステン、モリブデン含有製品出荷月報）に、それぞれ所定の事項を記入し、記名押印または署名の上、翌月十日までに二部をその所在地を管轄する通商産業局長に提出しなければならない。

第七條　通商産業局長は、受理した調査票を整理審査した上、その一部を保存し、一部に業態別提出者名簿を添付して、翌月十五日までに通商産業大臣に提出しなければならない。

（集計の方法）

第八條　通商産業大臣は、受理した調査票を審査集計する。

（公表）

第九條　通商産業大臣は、前條の規定による集計の結果を翌々月末までに公表する。

（統計職員）

第十條　非鉄金属調査には、統計法第十條第三項但書の規定により、同條第一項および第二項に定める者以外の者を従事させることができる。

（統計調査員）

第十一條　非鉄金属調査の事務に従事させるため、統計法第十二條第一項の規定による統計調査員（以下「非鉄金属調査員」という。）を置く。

2　非鉄金属調査員は、通商産業局長が任命する。

3　非鉄金属調査員は、通商産業局長の指揮監督を受けて、調査票の配布、取り集めその他の事務に従事する。

第十二條　非鉄金属調査員の任期は、一年とする。ただし、重任を妨げない。

2　通商産業局長は、非鉄金属調査員が統計法または同法の規定に基く命令の規定に違反し、任務を怠り、その他不都合な行為があつたときは、任期中でも解任することができる。

（実地調査）

第十三條　非鉄金属調査の事務に従事する統計官、第十條の規定により非鉄金属調査の事務に従事する者および非鉄金属調査員は、この調査のため必要があるときは、統計法第十三條の規定により、必要な場所に立ち入り、第五條に規定する事項について、検査し、調査資料の提供を求め、または関係者に対し質問することができる。

（調査票の使用）

第十四條　通商産業大臣は、統計法第十五條第二項の規定により、調査票を非鉄金属等の需給調整の基礎資料として利用することができる。

（関係書類の保存期間）

第十五條　通商産業局長の保存する調査票の保存期間は、二年とし、通商産業大臣に提出された調査票の保存期間は、三年とする。

2　通商産業大臣の作成した集計表の保存期間は、永久とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別表

品目	摘要
1　電気銅	JIS　H二一〇一銅地金第一種または第二種（さお銅を除く。）
2　再生銅	JIS　H二一〇一銅地金第三種または第四種
3　銅の故またはくず	銅の故もしくはくずまたはこれらを流し替えたもので、銅の含有量九七パーセント以上のもの
4　銅合金の故またはくず	黄銅、青銅その他の銅合金の故もしくはくずまたはこれらを流し替えたもので、銅の含有量五〇パーセント以上のもの
5　電気鉛	JIS　H二一〇五鉛地金特種、第一種または第二種で、電気分解またはパークス法その他の溶煉によつて主として鉱石から製造されたもの
6　再生鉛	鉛の故もしくはくずまたは半田、活字合金その他の鉛合金の故もしくはくずを再生し、または流し替えたもので、鉛およびアンチモンの含有量九七パーセント以上のもの

号外

昭27．4．1．

7	鉛の故またはくず	鉛の故、くずもしくはさいもしくは半田、活字合金その他の鉛合金の故、くずもしくはさいまたはこれらを流し替えたもので、鉛の含有量五〇パーセント以上のもの
8	電気亜鉛または蒸りゆう亜鉛	ＪＩＳ　Ｈ二一〇七亜鉛地金
9	再生亜鉛	亜鉛の故またはくずを再生し、または流し替えたもので、亜鉛の含有量九七パーセント以上のもの
10	亜鉛の故またはくず	亜鉛の故、くずもしくはさい類もしくは活字合金その他の亜鉛合金の故、くずもしくはさいまたはこれらを流し替えたもので、亜鉛の含有量五〇パーセント以上のもの
11	すず地金	ＪＩＳ　Ｈ二一〇八すず地金またはそれ以外の電解すずで、すずの含有量九七パーセント以上のもの
12	すずの故またはくず	すずの故もしくはくずもしくは半田、減摩合金その他のすず合金の故もしくはくずまたはこれらを流し替えたもので、すずの含有量四四パーセント以上のもの
13	アンチモン地金	ＪＥＳ　金属二一〇六アンチモン地金
14	水銀	
15	ニッケル地金	ＪＥＳ　金属二一〇四ニッケル地金またはそれ以外のニッケルの含有量九〇パーセント以上のもの
16	硫酸ニッケル	純度九七パーセント以上のもの
17	フエロニッケル	鉄およびニッケル以外の含有物が三パーセント以下の合金鉄で、ニッケルの含有量五パーセント以上のもの
18	ニッケルまたはニッケル合金の故またはくず	ニッケルの故もしくはくずまたはモネルメタル、洋白、ステンレス鋼その他のニッケル合金の故もしくはくずで、ニッケル含有量二パーセント以上のもの
19	コバルト地金	コバルトの含有量九七パーセント以上のもの
20	酸化コバルト	
21	コバルトニッケル合金	コバルトおよびニッケル以外の含有物が一〇パーセント以下で、コバルトの含有量五〇パーセント以上のもの
22	コバルトまたはコバルト合金の故またはくず	コバルトの故もしくはくずまたは磁石鋼、高速度鋼その他のコバルト合金の故もしくはくずで、コバルトの含有量二パーセント以上のもの
23	金属タングステン	タングステンの含有量九九パーセント以上の粉状のもの
24	フエロタングステン	ＪＩＳ　Ｇ二三〇六フエロタングステン
25	タングステンの鉱石または精鉱	
26	タングステンまたはフエロタングステンの故またはくず	タングステンの含有量五〇パーセント以上のもの
27	金属モリブデン	モリブデンの含有量九九パーセント以上の粉状のもの
28	フエロモリブデン	ＪＩＳ　Ｇ二三〇七フエロモリブデン
29	モリブデンの鉱石または精鉱	
30	モリブデンまたはフエロモリブデンの故またはくず	モリブデンの含有量五〇パーセント以上のもの

◉通商産業省令第二十七号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三條第二項の規定に基き、石油製品需給動態統計調査規則を次のように制定する。

昭和二十七年四月一日

通商産業大臣　高橋龍太郎

石油製品需給動態統計調査規則

（省令の目的）

第一條　石油製品需給動態統計（指定統計第五十一号）を作成するための調査（以下「石油製品調査」という。）の施行に関しては、この省令の定めるところによる。

（調査の目的）

第二條　石油製品調査は、石油製品の需給の実態を明らかにすることを目的とする。

（調査の期日）

第三條　石油製品調査は、毎月末日現在によつて行う。

（調査の範囲）

第四條　石油製品調査は、別表に掲げる石油製品（以下「石油製品」という。）の製造業者、輸入業者、販売業者または消費者に属する事業所であつて、石油製品を輸入、販売または消費するもののうち、通商産業大臣が定める基準に基いて通商産業局長が指定するものについて行う。

2　「製造業者」とは、石油製品の製造を業とする者をいう。

3　「輸入業者」とは、製造業者以外の者であつて、石油製品の輸入を業とするものをいう。

4　「販売業者」とは、製造業者および輸入業者以外の者であつて、自己の名および自己の計算において石油製品の販売を業とするものをいう。

5　「消費者」とは、製造業者、輸入業者および販売業者以外の者であつて、石油製品を消費するものをいう。ただし、運輸業を営む者および漁業を営む者を除く。

（調査事項）

第五條　石油製品調査は、石油製品に関し、左の各号に掲げる事項について行う。

一　月初在庫量
二　月間受入量
三　月間出荷量
四　月間消費量
五　月末在庫量

（調査の方法）

第六條　石油製品調査は、石油製品製造業者・輸入業者受払月報、石油製品販売業者受払月報、石油製品産業別販売月報および石油製品消費月報（以下「調査票」と総称する。）によつて行い、その様式は、通商産業大臣が告示で定める。

2　第四條第一項の規定により指定を受けた事業所の管理責任者（以下「申告義務者」という。）は、配布された調査票により、前條に規定する事項について申告しなければならない。

3　申告義務者は、調査票の配布を受けなかつたときは、その所在地を管轄する通商産業局長にその旨を申し出て、その配布を受けなければならない。

4　第四條第二項の製造業者または同條第三項の輸入業者に属する申告義務者は、石油製品製造業者・輸入業者受払月報および石油製品産業別販売月報に、同條第四項の販売業者に属する申告義務者は、石油製品販売業者受払月報および石油製品産業別販売月報に、同條第五項の消費者に属する申告義務者は、石油製品消費月報に、それぞれ所定の事項を記入し、記名押印または署名の上、翌月十二日までに二部をその所在地を管轄する通商産業局長に提出しなければならない。

第七條　通商産業局長は、受理した調査票を整理審査した上、その一部を保存し、他の一部に業態別提出者名簿を添付して、翌月十七日までに通商産業大臣に提出しなければならない。

（集計の方法）

第八條　通商産業大臣は、受理した調査票を審査集計する。

（公表）

第九條　通商産業大臣は、前條の規定による集計の結果を翌々月末までに公表する。

（統計職員）

第十條　石油製品調査には、統計法第十條第三項但書の規定により、同條第一項および第二項に定める者以外の者を従事させることができる。

（統計調査員）

第十一條　石油製品調査の事務に従事させるため、統計法第十二條第一項の規定による統計調査員（以下「石油製品調査員」という。）を置く。

2　石油製品調査員は、通商産業局長が任命する。

3　石油製品調査員は、通商産業局長の指揮監督を受けて、調査票の配布、取り集めその他の事務に従事する。

第十二條　石油製品調査員の任期は、一年とする。ただし重任を妨げない。

2　通商産業局長は、石油製品調査員が統計法または同法の規定に基く命令の規定に違反し、任務を怠り、その他不都合な行為があつたときは、任期中でも解任することができる。

（実地調査）

第十三條　石油製品調査の事務に従事する統計官、第十條の規定により石油製品調査の事務に従事する者および石油製品調査員は、この調査のため必要があるときは、統計法第十三條の規定により、必要な場所に立ち入り、第五條に規定する事項について、検査し、調査資料の提供を求め、または関係者に対して質問することができる。

（調査票の使用）

第十四條　通商産業大臣は、統計法第十五條第二項の規定により、調査票を石油製品の需給調整の基礎資料として利用することができる。

（関係書類の保存期間）

第十五條　通商産業局長の保存する調査票の保存期間は、二年とし、通商産業大臣に提出された調査票の保存期間は、三年とする。

2　通商産業大臣の作成した集計表の保存期間は、永久とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別表

一　揮発油
二　燈油
三　軽油
四　重油
五　潤滑油
六　パラフイン
七　グリース
八　アスフアルト

◉通商産業省令第二十八号

通商産業省組織規程の一部を改正する省令を次のように制定する。

昭和二十七年四月一日

通商産業大臣　高橋龍太郎

通商産業省組織規程の一部を改正する省令

通商産業省組織規程（昭和二十四年通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六十五條中「及び鋳鍛造品課」を「、鋳鍛造品課及び特別調査室」に改める。

第六十六條第四号、第五号および第六号をそれぞれ第五号、第六号および第七号とし、同條第三号の次に次の一号を加える。

四　兵器、航空機等の生産制限に関する件（昭和二十年商工省令、文部省令、農林省令、運輸省令第一号）の施行に関すること。（他局課の所掌に係ることを除く。）

第七十一條の次に次の一條を加える。

第七十一條の二　特別調査室においては、兵器、航空機等に関する調査及び法制の審議に関する事務をつかさどる。

2　特別調査室に室長及び室員若干人を置く。

第八十八條の二中「業務第一課、業務第二課、業務第三課」を「業務課」に改める。

第八十八條の三中「業務第一課」を「業務課」に改め、同條第二号中「の総括」を、および同條第三号を削り、同條第四号および第五号をそれぞれ第三号および第四号とする。

第八十八條の四から第八十八條の八までを次のように改める。

第八十八條の四から第八十八條の八まで　削除

第八十八條の九第四号の次に次の一号を加える。

五　未収債権の処理に関すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◉通商産業省令第二十九号

工業技術庁組織規程の一部を改正する省令を次のように制定する。

昭和二十七年四月一日

通商産業大臣　高橋龍太郎

工業技術庁組織規程の一部を改正する省令

工業技術庁組織規程（昭和二十四年通商産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五條第四号中「度量衡および」を削る。

第十四條から第十九條までを次のように改める。

（中央計量検定所）

第十四條　中央計量検定所に第一部、第二部、企画課および庶務課を置く。

第十五條　第一部においては、左の業務をつかさどる。

一　メートル原器、キログラム原器およびこれらの副原器の保管に関すること。
二　長さ、質量、温度、面積、角度、密度、濃度、粒度、湿度および比重に関する標準の設定に関すること。
三　長さ計、温度計、面積計、角度計、密度計、濃度計、粒度計、湿度計および比重計に関する試験研究等に関すること。
四　長さ計、温度計、面積計、角度計、密度計、濃度計、粒度計、湿度計および比重計の検定に関する事務の処理およびこれらの計量器の検定、比較検査および基準器検査ならびにこれらの検定および検査の技術の統一に関すること。

第十六條　第二部においては、左の業務をつかさどる。

一　体積、速さ、加速度の大きさ、力の大きさ、圧力、仕事、流量、粘度、周波数、繊度、かたさ、衝撃値、引張強さおよび圧縮強さに関する標準の設定に関すること。
二　はかり、体積計、速さ計、力計、圧力計、仕事計、流量計、粘度計、周波数計、繊度計、かたさ試験機、衝撃値試験機、引張強さ試験機および圧縮強さ試験機に関する試験研究等に関すること。
三　はかり、体積計、速さ計、力計、圧力計、仕事計、流量計、粘度計、周波数計、繊度計、かたさ試験機、衝撃値試験機、引張強さ試験機および圧縮強さ試験機の検定に関する事務の処理およびこれらの計量器の検定、比較検査および基準器検査ならびにこれらの検定および検査の技術の統一に関すること。

第十七條　企画課においては、左の業務をつかさどる。

一　試験、研究、検定、検査等の調整に関すること。
二　事業報告書の作成に関すること。
三　調査統計資料および図書に関すること。
四　基準器および検査用機器の整備、保管および貸付に関すること。
五　渉外事務に関すること。
六　工業標準の調査に関すること。

第十八條　庶務課においては、左の業務をつかさどる。

一　所内の庶務、会計、営繕および職員の厚生に関すること。
二　工業技術庁依頼試験、分析等および設備の使用規則（昭和二十四年通商産業省令第五十四号）による分析、試験等の成績書等に関すること。
三　他部課および支所の所掌に属しない業務に関すること。

第十九條　中央計量検定所の支所においては、中央計量検定所の所掌業務の一部を分掌する。

2　前項の支所の名称および位置は、左の通りとする。

名　称	位　置
中央計量検定所大阪支所	大阪市
中央計量検定所福岡支所	福岡市
中央計量検定所名古屋支所	名古屋市

第二十八條第二号中「（昭和二十四年通商産業省令第五十四号）」を削り、同條第三号中「および支所」を削る。

第二十九條を次のように改める。

第二十九條　削除

第三十一條中「（陶磁器を除く。）」を削る。

第四十條第二項の表を次のように改める。

名　称	位　置
東京工業試験所平塚支所	平塚市

第四十一條の見出しを「（大阪工業技術試験所）」に改め、同條中「大阪工業試験所」を「大阪工業技術試験所」に改める。

第四十八條第三号中「支所」を「出張所」に改める。

第四十九條中「大阪工業試験所」を「大阪工業技術試験所」に、「支所」を「出張所」に改める。

第四十九條の次に次の十一條を加える。

（名古屋工業技術試験所）

第四十九條の二　名古屋工業技術試験所に第一部、第二部、第三部、第四部、第五部、第六部、工務課、企画課および庶務課を置く。

第四十九條の三　第一部においては、機械工業に関する試験研究等に関する業務をつかさどる。（第二部の所掌に係るものを除く。）

第四十九條の四　第二部においては、金属材料および鋳鍛造に関する試験研究等に関する業務をつかさどる。

第四十九條の五　第三部においては、化学工業に関する試験研究等に関する業務をつかさどる。

第四十九條の六　第四部においては、窯業に関する試験研究等に関する業務をつかさどる。（第五部および第六部の所掌に係るものを除く。）

号外

昭27．4．1．

第四十九條の七　第五部においては、陶磁器の原材料に関する試験研究等に関する業務をつかさどる。

第四十九條の八　第六部においては、陶磁器の製造技術に関する試験研究等に関する業務および窯業製品の試作に関する業務をつかさどる。

第四十九條の九　工務課においては、試験研究用の設備および機器の設計、工作および保守ならびに研究品の試作（第六部の所掌に係るものを除く。）に関する業務をつかさどる。

第四十九條の十　企画課においては、左の業務をつかさどる。

一　試験研究等の調整に関すること。
二　事業報告書の作成に関すること。
三　調査統計資料および図書に関すること。
四　渉外事務に関すること。
五　工業標準の調査に関すること。

第四十九條の十一　庶務課においては、左の業務をつかさどる。

一　所内の庶務、会計、営繕および職員の厚生に関すること。
二　工業技術庁依頼試験、分析等および設備の使用規則による分析、試験等の成績書等に関すること。
三　技術員の養成に関すること。
四　他部課の所掌に属しない業務に関すること。

第四十九條の十二　名古屋工業技術試験所に技術顧問を置く。

2　技術顧問は、第四十九條の八に規定する業務に関し、特殊な学識経験を必要とする専門事項について、名古屋工業技術試験所長の諮問に応ずるものとする。

第五十五條から第五十九條まで　削除

第七十五條第二項の表を次のように改める。

名称	位置
地質調査所北海道支所	札幌市

第八十六條から第百三條までを次のように改める。

（産業工芸試験所）

第八十六條　産業工芸試験所に、指導部、意匠部、技術部、包装部および庶務課をおく。

第八十七條　指導部においては、次の業務をつかさどる。

一　試験研究等の調整に関すること。
二　事業報告書の作成ならびに調査統計資料および図書に関すること。
三　工芸、意匠および包装に関する技術調査および技術指導に関すること。
四　技術員の養成に関すること。
五　渉外事務に関すること。
六　工業標準の調査に関すること。

第八十八條　意匠部においては、工芸品、包装および工業製品の意匠、図案および設計に関する試験研究等に関する業務をつかさどる。

第八十九條　技術部においては、工芸品の工作技術に関する試験研究等に関する業務をつかさどる。

第九十條　包装部においては、包装に関する試験研究等に関する業務をつかさどる。

第九十一條　庶務課においては、左の業務をつかさどる。

一　所内の庶務、会計、営繕および職員の厚生に関すること。
二　工業技術庁依頼試験、分析等および設備の使用規則による分析、試験等の成績書等に関すること。
三　他部、支所および出張所の所掌に属しない業務に関すること。

第九十二條　産業工芸試験所に技術顧問を置く。

2　技術顧問は、第八十八條、第八十九條および第九十條に規定する業務に関し、特殊な学識経験を必要とする専門事項について、産業工芸試験所長の諮問に応ずるものとする。

第九十三條　産業工芸試験所の支所および出張所においては、産業工芸試験所の所掌事務の一部を分掌する。

2　前項の支所および出張所の名称および位置は、左の通りとする。

名称	位置
産業工芸試験所東北支所	仙台市
産業工芸試験所九州出張所	久留米市

（資源技術試験所）

第九十四條　資源技術試験所に第一部、第二部、第三部、第四部、第五部、第六部、燃料技術員養成所、分析課、企画課および庶務課を置く。

第九十五條　第一部においては、石炭、亜炭、コークスの組成、性質および利用に関する試験研究等に関する業務をつかさどる。（分析課の所掌に係るものを除く。）

第九十六條　第二部においては、金属および非金属鉱産物の組成、性質および利用に関する試験研究等に関する業務をつかさどる。（第一部、第三部および分析課の所掌に係るものを除く。）

第九十七條　第三部においては、石油その他の液体燃料およびタールの組成、性質および利用に関する試験研究等に関する業務をつかさどる。（分析課の所掌に係るものを除く。）

第九十八條　第四部においては、燃焼および熱の利用に関する試験研究等に関する業務をつかさどる。

第九十九條　第五部においては、選鉱および選炭に関する試験研究等に関する業務をつかさどる。

第百條　第六部においては、採鉱、採炭、採油および鉱山保安に関する試験研究等ならびに鉱山坑内用品の試験、検定等に関する業務をつかさどる。

第百一條　燃料技術員養成所においては、燃料技術員の養成に関する業務をつかさどる。

第百二條　分析課においては、鉱産物に関する分析、試験等に関する業務をつかさどる。

第百三條　企画課においては、左の業務をつかさどる。

一　試験研究等の調整に関すること。
二　事業報告書の作成に関すること。
三　調査統計資料および図書に関すること。
四　渉外事務に関すること。
五　工業標準の調査に関すること。

第百三條の次に次の四條を加える。

第百四條　庶務課においては、左の業務をつかさどる。

一　所内の庶務、会計、営繕および職員の厚生に関すること。
二　工業技術庁依頼試験、分析等および設備の使用規則による分析、試験等の成績書等に関すること。
三　他部課、燃料技術員養成所および支所の所掌に属しない業務に関すること。

第百五條　資源技術試験所に技術顧問を置く。

2　技術顧問は、第九十九條に規定する業務に関し、特殊な学識経験を必要とする専門事項について、資源技術試験所長の諮問に応ずるものとする。

第百六條　資源技術試験所の支所においては、資源技術試験所の所掌業務の一部を分掌する。

2　前項の支所の名称および位置は、左の通りとする。

名称	位置
資源技術試験所九州支所	直方市
資源技術試験所北海道支所	札幌市

第百七條　前各條に定めるものの他、試験研究所の部の組織の細則ならびに支所および出張所の内部組織は、通商産業大臣の承認を受けて、工業技術庁長官が定める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

◉農林省 通商産業省告示第一号

昭和二十四年十二月農林省 通商産業省告示第六号（指定生産資材割当規則第十六條第三項の特例に関する件）は、廃止する。

昭和二十七年四月一日

農林大臣　広川弘禅
通商産業大臣　高橋龍太郎

◉通商産業省告示第六十九号

非鉄金属等需給動態統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第二十六号）第五條第二項の規定による非鉄金属等および成分を次のように指定する。

昭和二十七年四月一日

通商産業大臣　高橋龍太郎

品目	成分
ニッケル地金 硫酸ニッケル フエロニッケル ニッケルまたはニッケル合金の故またはくず	ニッケル
コバルト地金 酸化コバルト ニッケル合金 コバルトまたはコバルト合金の故またはくず	コバルト
金属タングステン フエロタングステン タングステンの鉱石または精鉱 タングステンまたはフエロタングステンの故またはくず	タングステン
金属モリブデン フエロモリブデン モリブデンの鉱石または精鉱 モリブデンまたはフエロモリブデンの故またはくず	モリブデン

◉通商産業省告示第七十号

非鉄金属等需給動態統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第二十六号）第六條第一項の規定により調査票の様式を次のように定める。

昭和二十七年四月一日

通商産業大臣　高橋龍太郎

指定統計第49号

※販　売　業　者
※その他の所有者

非鉄金属等入出荷月報

昭和　　年　　月分

単位　瓩

番号	項目 品目	月初在庫量	月間入荷量						月間出荷量	過欠補正	月末在庫量	備考
			生産業者	輸入	政府機関	販売業者	その他	計				
1	電気銅											
2	再生銅											
3	銅の故またはくず											
4	銅合金の故またはくず											
5	電気鉛											
6	再生鉛											
7	鉛の故またはくず											
8	電気亜鉛または蒸りゆう亜鉛											
9	再生亜鉛											
10	亜鉛の故またはくず											
11	すず地金											
12	すずの故またはくず											
13	アンチモン地金											
14	水銀											
15	ニッケル地金											
16	硫酸ニッケル											
17	フエロニッケル											
18	ニッケルまたはニッケル合金の故またはくず											
19	コバルト地金											
20	酸化コバルト											
21	コバルトニッケル合金											
22	コバルトまたはコバルト合金の故またはくず											
23	金属タングステン											
24	フエロタングステン											
25	タングステンの鉱石または精鉱											
26	タングステンまたはフエロタングステンの故またはくず											
27	金属モリブデン											
28	フエロモリブデン											
29	モリブデンの鉱石または精鉱											
30	モリブデンまたはフエロモリブデンの故またはくず											

註　この報告書は、需給調整の基礎資料として利用できる。

誓　約：　この報告書は、完全、かつ、正確であります。

昭和　　年　　月　　日

署名または記名押印

署名（記名）者の職名

会社名

事業所名

事業所の所在地

事業所番号	

号外

昭27.4.1.

指定統計第49号

非鉄金属等産業別出荷月報

昭和　年　月分

単位　瓲

※	販売業者
※	その他の所有者

大分類	中分類	小分類	品目番号													
			品目													
農林・漁業			1													
鉱業			2													
建設業			3													
製造業	紡織業		4													
	紙およびパルプ製造業		5													
	印刷および出版業		6													
	化学工業	化学肥料	7													
		化学繊維	8													
		その他の化学工業	9													
	ガラスおよび土石製品製造業		10													
	第一次金属製造業	鉄鋼業	11													
		非鉄金属製錬業	12													
		非鉄金属再生業	13													
		電線業	14													
		伸銅業	15													
		鉛管板業	16													
		非鉄金属鋳物製造業	17													
		非鉄金属粉末製造業	18													
		減摩合金および半田製造業	19													
		その他の第一次金属製造業	20													
	金属製品製造業	メッキ業	21													
		その他の金属製品製造業	22													
	電気機械器具製造業	蓄電池製造業	23													
		その他の電気機械器具製造業	24													
	機械製造業(電気機械を除く。)		25													
	輸送用機械製造業	鉄道車輌製造業	26													
		船舶製造および修理業	27													
		その他の輸送用設備製造業	28													
	その他の製造業		29													
運輸通信およびその他の公益事業	鉄道業		30													
	通信業		31													
	電気およびガス業		32													
	その他の公益事業		33													
販売業者向			34													
輸出向			35													
特需向			36													
保安向			37													
自家消費向			38													
社内移動			39													
その他			40													
合計																

備考

註　この報告書は、需給調整の基礎資料として利用することができる。

誓　約：　この報告書は、完全、かつ、正確であります。

昭和　年　月　日

署名または記名押印

署名(記名)者の職名

会社名

事業所名

事業所の所在地

事業所番号	

指定統計第49号

非鉄金属等消費月報(その一)

昭和　年　月分

単位　瓲

消費者			
産業番号		産業名	

1　受払

品目番号	項目 品目	月初在庫量	月間受入量							月間払出量			過欠補正	月末在庫量	備考
			自家発生生産	生産業者	輸入	政府機関	販売業者	その他	計	消費量	出荷量	計			
1	電気銅														
2	再生銅														
3	銅の故またはくず														
4	銅合金の故またはくず														
5	電気鉛														
6	再生鉛														
7	鉛の故またはくず														
8	電気亜鉛または蒸りゅう亜鉛														
9	再生亜鉛														
10	亜鉛の故またはくず														
11	すず地金														
12	すずの故またはくず														
13	アンチモン地金														
14	水銀														

2　用途別消費　　　3　産業別出荷

品目番号	用	用	用	用	用	用	用	用	消費量計							出荷計	備考
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	

註　この報告書は、需給調整の基礎資料として利用することができる。

誓　約：　この報告書は、完全、かつ、正確であります。

昭和　年　月　日

署名または記名押印

署名(記名)者の職名

会社名

事業所名

事業所の所在地

事業所番号	

号外

昭27．4．1．

指定統計第49号

非鉄金属等消費月報（その二）

昭和　年　月分

消費者			
産業番号		産業名	

単位　瓩

1　受払

品目番号	項目／品目	月初在庫量	月間受入量							月間払出数量			過欠補正	月末在庫量	備考
			自家発生生産	生産業者	輸入	政府機関	販売業者	その他	計	消費量	出荷量	計			
15	ニツケル地金														
16	硫酸ニツケル														
17	フエロニツケル														
18	ニツケルまたはニツケル合金の故またはくず														
19	コバルト地金														
20	酸化コバルト														
21	コバルトニツケル合金														
22	コバルトまたはコバルト合金の故またはくず														
23	金属タングステン														
24	フエロタングステン														
25	タングステンの鉱石または精鉱														
26	タングステンまたはフエロタングステンの故またはくず														
27	金属モリブデン														
28	フエロモリブデン														
29	モリブデンの鉱石または精鉱														
30	モリブデンまたはフエロモリブデンの故またはくず														

2　用途別消費

3　産業別出荷

品目番号	用		用		用		用		用		用		消費量計				出荷量計	備考
	消費量	製品の生産量（含有量）	消費量	製品の生産量（含有量）	消費量	製品の生産量（含有量）	消費量	製品の生産量（含有量）	消費量	製品の生産量（含有量）	消費量	製品の生産量（含有量）						
15		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）						
16		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）						
17		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）						
18		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）						
19		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）						
20		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）						
21		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）						
22		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）						
23		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）						
24		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）						
25		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）						
26		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）						
27		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）						
28		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）						
29		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）						
30		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）		（　）						

註　この報告書は、需給調整の基礎資料として利用することができる。

誓　約：　この報告書は、完全、かつ、正確であります。

昭和　年　月　日

署名または記名押印

署名（記名）者の職名

会社名

事業所名

事業所の所在地

事業所番号	

指定統計第49号

ニツケル、コバルト、モリブデン、タングステン含有製品出荷月報

昭和　年　月分

単位　瓩

1　ニツケル含有製品の出荷

部門／項目／製品名	民需		保安		特需		輸出		計		備考
	出荷量	ニツケル含有量	出荷量	ニツケル含有量	出荷量	ニツケル含有量	出荷量	ニツケル含有量	出荷量	ニツケル含有量	
a. 低ニツケル鋼または鋳鉄											
b. ステンレス鋼または耐熱鋼											
c. 磁性合金											
d. b以外の耐熱合金											
e. その他の非鉄合金											
f. 電気メツキ											
g. その他											

2　コバルト含有製品の出荷

部門／項目／製品名	民需		保安		特需		輸出		計		備考
	出荷量	コバルト含有量	出荷量	コバルト含有量	出荷量	コバルト含有量	出荷量	コバルト含有量	出荷量	コバルト含有量	
a. 高速度鋼											
b. 耐熱合金											
c. 磁性合金											
d. 超硬工具											
e. 乾燥剤フリツトまたは顔料											
f. その他											

号外

P. 10

昭27.4.1.

3　タングステン含有製品の出荷

製品名	項目		出荷量	タングステン含有量	備考
a. 高速度鋼	民需	タングステン15%以上含有			
		その他			
		計			
	保安				
	特需				
	輸出				
	計				
b. a以外の工具鋼	民需	切削用			
		その他			
		計			
	保安				
	特需				
	輸出				
	計				
c. aおよびb以外の特殊鋼	民需	内燃機関用バルブスチールその他の耐熱鋼			
		磁石鋼			
		その他			
		計			
	保安				
	特需				
	輸出				
	計				
d. 超硬工具	民需				
	保安				
	特需				
	輸出				
	計				
e. タングステンの線または板	民需				
	保安				
	特需				
	輸出				
	計				
f. その他	民需				
	保安				
	特需				
	輸出				
	計				

4　モリブデン含有製品の出荷

製品名	項目		出荷量	モリブデン含有量	備考
a. 低モリブデン鋼または鋳鉄	民需	ベアリング			
		自転車			
		航空機			
		石油精製			
		電力			
		その他の構造用鋼			
		鋳鋼			
		鋳鉄			
		その他			
		計			
	保安				
	特需				
	輸出				
	計				
b. 高速度鋼	民需				
	保安				
	特需				
	輸出				
	計				
c. b以外の工具鋼	民需				
	保安				
	特需				
	輸出				
	計				
d. 耐しよく鋼	民需	食品工業			
		化学工業			
		その他			
		計			
	保安				
	特需				
	輸出				
	計				
e. 耐熱合金	民需	鉄合金			
		非鉄合金			
		計			
	保安				
	特需				
	輸出				
	計				
f. モリブデンの線または板	民需				
	保安				
	特需				
	輸出				
	計				
g. その他	民需				
	保安				
	特需				
	輸出				
	計				

註　この報告書は、需給調整の基礎資料として利用することができる。

誓約：この報告書は、完全、かつ、正確であります。

昭和　年　月　日

署名または記名押印

署名（記名）者の職名

会社名

事業所名

事業所の所在地

事業所番号	

◉通商産業省告示第七十一号

石油製品需給動態統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第二十七号）第六條第一項の規定により調査票の様式を次のように定める。

昭和二十七年四月一日

通商産業大臣　高橋龍太郎

指定統計第 51 号

石油製品製造業者・輸入業者受払月報（Ⅰ）

昭和　　年　　月分

A　品種別受払

区分＼品種名		揮発油	燈油	軽油	A・B重油（混合重油を含む。）	C重油	潤滑油	計	アスファルト	グリース	パラフィン
月初在庫量		竏	竏	竏	竏	竏	竏	竏	瓩	瓩	瓩
月間受入量	自家生産										
	輸入										
	製造業者・輸入業者										
	品種振替										
	増量										
	転入										
	その他										
	計										
月間払出量	販売業者										
	消費者										
	輸出										
	製造業者・輸入業者										
	品種振替										
	自家消費										
	減量										
	転送										
	その他										
	計										
月末在庫量											

誓約：この報告書は、完全、かつ、正確であります。

提出年月日

署名または記名押印

署名（記名）者の職名

製造業者	輸入業者
事業所名	
所在地	
指定番号	

指定統計第 51 号

石油製品製造業者・輸入業者受払月報（Ⅱ）

昭和　　年　　月分

B　潤滑油受払内訳　単位：立

区分＼品種名		絶縁油	スピンドル油	冷凍機油	ダイナモ油	タービン油	マシン油	マリンエンジン油	モビール油	ディーゼルエンジン油	シリンダー油	車軸油	切削油	焼入油	流動パラフィン	その他の潤滑油	合計
月初在庫量																	
月間受入量	自家生産																
	輸入																
	製造業者・輸入業者																
	品種振替																
	増量																
	転入																
	その他																
	計																
月間払出量	販売業者																
	消費者																
	輸出																
	製造業者・輸入業者																
	品種振替																
	自家消費																
	減量																
	転送																
	その他																
	計																
月末在庫量																	

誓約：この報告書は、完全、かつ、正確であります。

提出年月日

署名または記名押印

署名（記名）者の職名

製造業者	輸入業者
事業所名	
所在地	
指定番号	

号外

昭27.4.1.

指定統計第51号

石油製品販売業者受払月報

昭和　　年　　月分

		品種名＼区分	単位	月初在庫量	月間受入量					月間払出量					月末在庫量	
					製造業者・輸入業者	販売業者	輸入	その他	計	消費者	販売業者	自家消費	その他	計		
1		揮発油	竏													1
2		燈油	竏													2
3		軽油	竏													3
4		A・B重油（混合重油を含む。）	竏													4
5		C重油	竏													5
6		潤滑油	竏													6
7		計	竏													7
8		アスファルト	瓲													8
9		グリース	瓩													9
10		パラフイン	瓩													10
11	潤滑油内訳	絶縁油	立													11
12		スピンドル油	立													12
13		冷凍機油	立													13
14		ダイナモ油	立													14
15		タービン油	立													15
16		マシン油	立													16
17		マリンエンヂン油	立													17
18		モビール油	立													18
19		ヂーゼルエンヂン油	立													19
20		シリンダー油	立													20
21		車軸油	立													21
22		切削油	立													22
23		焼入油	立													23
24		流動パラフイン	立													24
25		その他の潤滑油	立													25
26		計	立													26

誓約：この報告書は、完全、かつ、正確であります。

事業所名		卸売業・小売業
所在地		
指定番号		

提出年月日＿＿＿＿＿＿　署名または記名押印＿＿＿＿＿＿　署名（記名）者の職名＿＿＿＿＿＿

指定統計第51号

石油製品消費月報

昭和　　年　　月分

		品種名＼区分	単位	月初在庫量	月間受入量					月間払出量						月末在庫量	
					製造業者・輸入業者	販売業者	輸入	その他	計	輸送用	機械用	熱源用	洗滌用	その他	計		
1		揮発油	竏														1
2		燈油	竏														2
3		軽油	竏														3
4		A・B重油（混合重油を含む。）	竏														4
5		C重油	竏														5
6		潤滑油	竏														6
7		計	竏														7
8		アスファルト	瓲														8
9		グリース	瓩														9
10		パラフイン	瓩														10
11	潤滑油内訳	絶縁油	立														11
12		スピンドル油	立														12
13		冷凍機油	立														13
14		ダイナモ油	立														14
15		タービン油	立														15
16		マシン油	立														16
17		マリンエンヂン油	立														17
18		モビール油	立														18
19		ヂーゼルエンヂン油	立														19
20		シリンダー油	立														20
21		車軸油	立														21
22		切削油	立														22
23		焼入油	立														23
24		流動パラフイン	立														24
25		その他の潤滑油	立														25
26		計	立														26

誓約：この報告書は、完全、かつ、正確であります。

事業所名	
所在地	
指定番号	

提出年月日＿＿＿＿＿＿　署名または記名押印＿＿＿＿＿＿　署名（記名）者の職名＿＿＿＿＿＿

号外

昭27.4.1.

指定統計第51号

石油製品産業別販売月報

（消費者向販売）

昭和　　年　　月分

産業名		産業番号	揮発油 立	燈油 立	軽油 立	A.B重油（混合重油を含む。） 立	C重油 立	潤滑油 立	計 立	アスファルト 瓩	グリース 瓩	パラフィン 瓩	
農業		1											1
林業および狩猟業		2											2
漁業	捕鯨業	3											3
	遠洋漁業	4											4
	その他の漁業	5											5
鉱業	金属鉱業	6											6
	石炭鉱業	7											7
	原油および天然ガス生産業	8											8
	非金属鉱業	9											9
建設業		10											10
製造業	食料品製造業	11											11
	紡織業	12											12
	紙および類似品製造業	13											13
	印刷出版および類似産業	14											14
	化学工業	15											15
	石油および石炭製品製造業	16											16
	ゴム製品製造業	17											17
	ガラスおよび土石製品製造業	18											18
	第一次金属製造業：製鉄、製鋼および圧延ならびにその他の鉄鋼業	19											19
	第一次金属製造業：非鉄金属の製錬および精錬業	20											20
	第一次金属製造業：非鉄金属の圧延、伸展および鋳物製造業	21											21
	金属製品製造業（機械および車輛を除く。）	22											22
	機械製造業（電気機械器具を除く。）	23											23
	電気機械器具製造業	24											24
	輸送用機械器具製造業：自動車および附属品製造業	25											25
	輸送用機械器具製造業：船舶製造および修理業	26											26
	輸送用機械器具製造業：航空機および部分品製造業	27											27
	輸送用機械器具製造業：鉄道車輛製造業	28											28
	輸送用機械器具製造業：その他の輸送用機械器具製造業	29											29
	その他の製造業	30											30
運輸、通信およびその他の公益事業	鉄道業（地方鉄道業および軌道業を除く。）	31											31
	地方鉄道業および軌道業	32											32
	道路旅客運送業：一般および貸切自動車運送業	33											33
	道路旅客運送業：その他の道路旅客運送業	34											34
	道路貨物運送業	35											35
	水運業：海洋運輸業	36											36
	水運業：沿海運輸業	37											37
	水運業：その他の水運業	38											38
	航空運輸業	39											39
	運輸に附帯するサービス業	40											40
	通信業	41											41
	電気業	42											42
	ガス業	43											43
	その他	44											44
公務		45											45
特需		46											46
保安		47											47
その他の産業		48											48
非産業		49											49
総計		50											50

誓約：この報告書は、完全、かつ、正確であります。

提出年月日　　　署名または記名押印　　　署名（記名）者の職名

製造業者	輸入業者	販売業者（卸売業・小売業）	
事業所名			
所在地			
指定番号			

◉通商産業省告示第七十二号

指定生産資材割当規則（昭和二十三年総理庁令、法務庁令、大蔵省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、逓信省令、労働省令第一号）の規定に基く告示のうち左に掲げるものは、廃止する。

昭和二十七年四月一日

通商産業大臣　高橋龍太郎

昭和二十四年九月通商産業省告示第八十六号（注文票を交附する指定生産資材の品目、注文票の様式等）

昭和二十五年四月通商産業省告示第六十号（小口需要者に対して割り当てられる指定生産資材の品目および数量の指定）

法務府公告

○押収物還付公告

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。

高松区検察庁

○昭和二十六年保第一〇九〇号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　三九四円
○同保第一〇九一号（同）
一、同　三八九円
○同保第一〇九二号（同）
一、同　三八九円
○同保第一〇九三号（同）
一、同　七八三円
○同保第一〇九四号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一〇九五号（同）
一、同　三九四円
○同保第一〇九六号（同）
一、同　四〇〇円
○同保第一〇九七号（同）
一、同　三八三円
○同保第一〇九八号（同）
一、同　四〇〇円
○同保第一〇九九号（同）
一、同　三八九円
○同保第一一〇〇号（同）
一、同　八一二円
○同保第一一〇一号（同）
一、同　八一二円
○同保第一一〇二号（同）
一、同　八一二円
○同保第一一〇三号（同）
一、同　四〇〇円
○同保第一一〇四号（同）
一、同　四〇〇円
○同保第一一〇五号（同）
一、同　四〇〇円
○同保第一一〇六号（同）
一、同　三八九円
○同保第一一〇七号（同）
一、同　六三八円
○同保第一一〇八号（同）
一、同　五八〇円
○同保第一一〇九号（同）
一、同　六三八円
○同保第一一一〇号（同）
一、同　六九六円
○同保第一一一一号（同）
一、同　五八〇円
○同保第一一一二号（同）
一、同　七五四円
○同保第一一一三号（同）
一、同　七五四円
○同保第一一一四号（同）
一、同　六九六円
○同保第一一一五号（同）
一、同　七八三円
○同保第一一一六号（同）
一、同　七八三円
○同保第一一一七号（同）
一、同　七五四円
○同保第一一一八号（同）
一、同　七五四円
○同保第一一一九号（同）
一、同　七五四円
○同保第一一二〇号（同）
一、同　七五四円
○同保第一一二一号（同）
一、同　三四八円
○同保第一一二二号（同）
一、同　三七七円
○同保第一一二三号（同）
一、同　七五四円
○同保第一一二四号（同）
一、同　三八三円
○同保第一一二五号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一一二六号（同）
一、同　三八九円
○同保第一一二七号（同）
一、同　四〇〇円
○同保第一一二八号（同）
一、同　三八九円
○同保第一一二九号（同）
一、同　四七六円
○同保第一一三〇号（同）
一、同　三〇七円
○同保第一一三一号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一一三二号（同）
一、同　四六四円
○同保第一一三三号（同）
一、同　四三五円
○同保第一一三四号（同）
一、同　四三五円
○同保第一一三五号（同）
一、同　七八三円
○同保第一一三六号（同）
一、同　八一二円
○同保第一一三七号（同）
一、同　八一九円
○同保第一一三八号（同）
一、同　九〇一円
○同保第一一三九号（同）
一、同　三、三二一円
○同保第一一四〇号（同）
一、同　一、八〇八円
○同保第一一四一号（同）
一、同　二、二九三円
○同保第一一四二号（同）
一、同　七、五八四円
○同保第一一四五号（同）
一、同　六三八円
○同保第一一四六号（同）
一、同　八一二円
○同保第一一四九号（同）
一、同　四六四円
○同保第一一五〇号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一一五一号（同）
一、同　三四八円
○同保第一一五二号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一一五三号（同）
一、同　四三五円
○同保第一一五四号（同）
一、同　三七七円
○同保第一一五五号（同）
一、同　三七七円
○同保第一一五六号（同）
一、同　三七七円
○同保第一一五七号（同）
一、同　三七七円
○同保第一一五八号（同）
一、同　二九〇円
○同保第一一五九号（同）
一、同　三七七円
○同保第一一六〇号（同）
一、同　三七七円
○同保第一一六一号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一一六二号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一一六三号（同）
一、同　三八九円
○同保第一一六四号（同）
一、同　三八九円
○同保第一一六五号（同）
一、同　三二五円
○同保第一一六六号（同）
一、同　三八九円
○同保第一一六七号（同）
一、同　三八九円
○同保第一一六八号（同）
一、同　三四八円
○同保第一一六九号（同）
一、同　三七七円
○同保第一一七〇号（同）
一、同　四六四円
○同保第一一七一号（同）
一、同　二三二円
○同保第一一七二号（同）
一、同　四三五円
○同保第一一七三号（同）
一、同　四六四円
○同保第一一七四号（同）
一、同　八〇〇円
○同保第一一七五号（同）
一、同　七八三円
○同保第一一七六号（同）
一、同　八一二円
○同保第一一七七号（同）
一、同　八〇〇円
○同保第一一七八号（同）
一、同　八〇〇円
○同保第一一七九号（同）
一、同　八〇〇円
○同保第一一八〇号（同）
一、同　八〇〇円
○同保第一一八一号（同）
一、同　八〇〇円
○同保第一一八二号（同）
一、同　七八三円
○同保第一一八三号（同）
一、同　八〇〇円
○同保第一一八四号（同）
一、同　八〇〇円
○同保第一一八五号（同）
一、同　三九四円
○同保第一一八六号（同）
一、同　八〇〇円
○同保第一一八七号（同）
一、同　七八三円
○同保第一一八八号（同）
一、同　三九四円
○同保第一一八九号（同）
一、同　三九四円
○同保第一一九〇号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一一九一号（同）
一、同　三九四円
○同保第一一九二号（同）
一、同　三九四円
○同保第一一九三号（同）
一、同　三七七円
○同保第一一九四号（同）
一、同　三九四円
○同保第一一九五号（同）
一、同　三七七円
○同保第一一九六号（同）
一、同　三七七円
○同保第一一九七号（同）
一、同　三七七円
○同保第一一九八号（同）
一、同　三七七円
○同保第一一九九号（同）
一、同　三九四円
○同保第一二〇〇号（同）
一、同　七八三円
○同保第一二〇一号（同）
一、同　三九四円
○同保第一二〇二号（同）
一、同　三七七円
○同保第一二〇三号（同）
一、同　七八三円
○同保第一二〇四号（同）
一、同　七二五円
○同保第一二〇五号（同）
一、同　八一二円
○同保第一二〇六号（同）
一、同　二三二円
○同保第一二〇七号（同）
一、同　三一九円
○同保第一二〇八号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一二〇九号（同）
一、同　四三五円
○同保第一二一〇号（同）
一、同　四六四円
○同保第一二一一号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一二一二号（同）
一、同　三七七円
○同保第一二一三号（同）
一、同　八一二円
○同保第一二一四号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一二一五号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一二一六号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一二一七号（同）
一、同　四六四円
○同保第一二一八号（同）
一、同　三七七円

号外

昭27．4．1．

○同保第一二一九号（同）
一、同　三九四円
○同保第一二二〇号（同）
一、同　三九四円
○同保第一二二一号（同）
一、同　三九四円
○同保第一二二二号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一二二三号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一二二四号（同）
一、同　三九四円
○同保第一二二五号（同）
一、同　三九四円
○同保第一二二六号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一二二七号（同）
一、同　三八九円
○同保第一二二八号（同）
一、同　三九四円
○同保第一二二九号（同）
一、同　三九四円
○同保第一二三〇号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一二三一号（同）
一、同　三九四円
○同保第一二三二号（同）
一、同　三九四円
○同保第一二三三号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一二三四号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一二三五号（同）
一、同　八七〇円
○同保第一二三六号（同）
一、同　八〇〇円
○同保第一二三七号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一二三八号（同）
一、同　八一二円
○同保第一二三九号（同）
一、同　八〇〇円
○同保第一二四〇号（同）
一、同　三九四円
○同保第一二四一号（同）
一、同　二六二円
○同保第一二四二号（同）
一、同　三九五円
○同保第一二四三号（同）
一、同　三七七円
○同保第一二四四号（同）
一、同　三一九円
○同保第一二四五号（同）
一、同　四〇〇円
○同保第一二四六号（同）
一、同　三九四円

○同保第一二四七号（同）
一、同　三九四円
○同保第一二四八号（同）
一、同　一六二円
○同保第一二四九号（同）
一、同　三九四円
○同保第一二五〇号（同）
一、同　三八九円
○同保第一二五一号（同）
一、同　三九四円
○同保第一二五二号（同）
一、同　三七七円
○同保第一二五三号（同）
一、同　三八九円
○同保第一二五四号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一二五五号（同）
一、同　三九四円
○同保第一二五六号（同）
一、同　三九四円
○同保第一二五七号（同）
一、同　四〇〇円
○同保第一二五八号（同）
一、同　四〇〇円
○同保第一二五九号（同）
一、同　七八三円
○同保第一二六〇号（同）
一、同　七八三円
○同保第一二六一号（同）
一、同　七八三円
○同保第一二六二号（同）
一、同　七八三円
○同保第一二六三号（同）
一、同　七八三円
○同保第一二六四号（同）
一、同　七八三円
○同保第一二六五号（同）
一、同　七八三円
○同保第一二六六号（同）
一、同　七六六円
○同保第一二六七号（同）
一、同　七八三円
○同保第一二六八号（同）
一、同　三七七円
○同保第一二六九号（同）
一、同　三七七円
○同保第一二七〇号（同）
一、同　三七七円
○同保第一二七一号（同）
一、同　七八三円
○同保第一二七二号（同）
一、同　七八三円
○同保第一二七三号（同）
一、同　七八三円
○同保第一二七四号（同）
一、同　一、〇四四円

○同保第一二七五号（同）
一、同　七八三円
○同保第一二七六号（同）
一、同　七五四円
○同保第一二七七号（同）
一、同　七八二円
○同保第一二七八号（同）
一、同　一、五六六円
○同保第一二七九号（同）
一、同　七八二円
○同保第一二八〇号（同）
一、同　六六七円
○同保第一二八一号（同）
一、同　八一九円
○同保第一二八二号（同）
一、同　一七四円
○同保第一二八三号（同）
一、同　四七六円
○同保第一二八四号（同）
一、同　四八七円
○同保第一二八五号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一二八六号（同）
一、同　五三四円
○同保第一二八七号（同）
一、同　四九三円
○同保第一二八八号（同）
一、同　三九四円
○同保第一二八九号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一二九〇号（同）
一、同　三一九円
○同保第一二九一号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一二九二号（同）
一、同　八一二円
○同保第一二九三号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一二九四号（同）
一、同　五五一円
○同保第一二九五号（同）
一、同　三四二円
○同保第一二九六号（同）
一、同　五八〇円
○同保第一二九七号（同）
一、同　七八三円
○同保第一二九八号（同）
一、同　七八三円
○同保第一二九九号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一三〇〇号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一三〇一号（同）
一、同　四八一円
○同保第一三〇二号（同）
一、同　八一二円

○同保第一三〇三号（同）
一、同　五一〇円
○同保第一三〇四号（同）
一、同　四九三円
○同保第一三〇五号（同）
一、同　五二二円
○同保第一三〇六号（同）
一、同　八一二円
○同保第一三〇七号（同）
一、同　三一一円
○同保第一三〇八号（同）
一、同　五〇五円
○同保第一三〇九号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一三一〇号（同）
一、同　七九四円
○同保第一三一一号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一三一二号（同）
一、同　四七六円
○同保第一三一三号（同）
一、同　二〇三円
○同保第一三一四号（同）
一、同　四一二円
○同保第一三一五号（同）
一、同　五六三円
○同保第一三一六号（同）
一、同　五六三円
○同保第一三一七号（同）
一、同　五五一円
○同保第一三一八号（同）
一、同　三七七円
○同保第一三一九号（同）
一、同　三一九円
○同保第一三二〇号（同）
一、同　三四二円
○同保第一三二一号（同）
一、同　八〇〇円
○同保第一三二二号（同）
一、同　三一九円
○同保第一三二三号（同）
一、同　二四四円
○同保第一三二四号（同）
一、同　二二〇円
○同保第一三二五号（同）
一、同　三九四円
○同保第一三二六号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一三二七号（同）
一、同　三五四円
○同保第一三二八号（同）
一、同　三九四円
○同保第一三二九号（同）
一、同　一二八円
○同保第一三三〇号（同）
一、同　一六二円

○同保第一三三一号（同）
一、同　二二一円
○同保第一三三二号（同）
一、同　三一五円
○同保第一三三三号（同）
一、同　四三五円
○同保第一三三四号（同）
一、同　三八五円
○同保第一三三五号（同）
一、同　三九四円
○同保第一三三六号（同）
一、同　三九四円
○同保第一三三七号（同）
一、同　三八九円
○同保第一三三八号（同）
一、同　三八三円
○同保第一三三九号（同）
一、同　四〇〇円
○同保第一三四〇号（同）
一、同　三九四円
○同保第一三四一号（同）
一、同　三九四円
○同保第一三四二号（同）
一、同　三九四円
○同保第一三四三号（同）
一、同　三七七円
○同保第一三四四号（同）
一、同　八一二円
○同保第一三四五号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一三四六号（同）
一、同　三四八円
○同保第一三四九号（田中弘三同）
一、同　一、九八二円
○同保第一三五〇号（杉本清市同）
一、同　三、二一〇円
○同保第一三五一号（氏名不詳同）
一、同　三七七円
○同保第一三五二号（榎本政吉同）
一、同　二、四四二円
○同保第一三五三号（山下某同）
一、同　一、一七〇円
○同保第一三五四号（森寅一同）
一、同　八八〇円
○同保第一三五五号（沢井義弘同）
一、同　一、四一一円
○同保第一三五六号（田中鉄工所同）
一、同　二、四二七円
○同保第一三五七号（山口広光同）
一、同　八一七円
○同保第一三五八号（田中清枝同）
一、同　二、四三九円
○同保第一三五九号（山田正一同）
一、同　二、〇〇五円
○同保第一三六〇号（田中長吉同）
一、同　二、〇〇七円

○同保第一三六一号（西本某同）
一、同　三、一六六円
○同保第一三六二号（吉川某同）
一、同　三、二五四円
○同保第一三六三号（池田某同）
一、同　二、三八八円
○同保第一三七四号（氏名不詳同）
一、同　三七七円
○同保第一三七五号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一三七六号（同）
一、同　三四八円
○同保第一三七七号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一三七八号（同）
一、同　三七七円
○同保第一三七九号（同）
一、同　三四八円
○同保第一三八〇号（同）
一、同　三四八円
○同保第一三八一号（同）
一、同　三四八円
○同保第一三八二号（同）
一、同　三一九円
○同保第一三八三号（同）
一、同　四三五円
○同保第一三八四号（同）
一、同　三九四円
○同保第一三八五号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一三八六号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一三八七号（同）
一、同　六三八円
○同保第一三八八号（同）
一、同　三四八円
○同保第一三八九号（同）
一、同　一、三八〇円
○同保第一三九〇号（同）
一、同　一、二一八円
○同保第一三九九号（中村一夫同）
一、同　一、三四四円
○同保第一四〇六号（山下某同）
一、同　八二〇円
○同保第一四〇七号（木田某同）
一、同　一、六三四円
○同保第一四〇八号（森末市同）
一、同　一、〇八三円
○同保第一四〇九号（田中和夫同）
一、同　一、一四一円
○同保第一四一二号（氏名不詳同）
一、同　七五四円
○同保第一四一三号（同）
一、同　七五四円
○同保第一四一四号（同）
一、同　七五四円

○同保第一四一五号（同）
一、同　五五一円
○同保第一四一六号（同）
一、同　七八三円
○同保第一四一七号（同）
一、同　七八三円
○同保第一四一八号（同）
一、同　七五四円
○同保第一四一九号（同）
一、同　七八三円
○同保第一四二〇号（同）
一、同　七八三円
○同保第一四二一号（同）
一、同　八五一円
○同保第一四二二号（同）
一、同　七八三円
○同保第一四二三号（同）
一、同　七八三円
○同保第一四二四号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一四二五号（同）
一、同　七八三円
○同保第一四二六号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一四二七号（同）
一、同　六三八円
○同保第一四二八号（同）
一、同　七五四円
○同保第一四二九号（同）
一、同　八一二円
○同保第一四三〇号（同）
一、同　七八三円
○同保第一四三一号（同）
一、同　七五四円
○同保第一四三二号（同）
一、同　四三五円
○同保第一四三三号（同）
一、同　七五四円
○同保第一四三四号（同）
一、同　七五四円
○同保第一四三五号（同）
一、同　五五一円
○同保第一四三六号（同）
一、同　七八三円
○同保第一四三七号（同）
一、同　三七七円
○同保第一四三八号（同）
一、同　七八三円
○同保第一四三九号（同）
一、同　七五四円
○同保第一四四〇号（同）
一、同　七八三円
○同保第一四四一号（同）
一、同　七八三円
○同保第一四四二号（同）
一、同　七八三円

○同保第一四四三号（同）
一、同　七八三円
○同保第一四四四号（同）
一、同　七八三円
○同保第一四四五号（同）
一、同　七八三円
○同保第一四四六号（同）
一、同　七五四円
○同保第一四四七号（同）
一、同　七五四円
○同保第一四四八号（同）
一、同　七五四円
○同保第一四四九号（同）
一、同　七八三円
○同保第一四五〇号（同）
一、同　七五四円
○同保第一四五一号（同）
一、同　七五四円
○同保第一四五二号（同）
一、同　七六四円
○同保第一四五三号（同）
一、同　二三二円
○同保第一四五四号（同）
一、同　四〇〇円
○同保第一四五五号（同）
一、同　三七七円
○同保第一四五六号（同）
一、同　三九四円
○同保第一四五七号（同）
一、同　三九四円
○同保第一四五八号（同）
一、同　四一〇円
○同保第一四五九号（同）
一、同　三七七円
○同保第一四六〇号（同）
一、同　三九四円
○同保第一四六一号（同）
一、同　三八九円
○同保第一四六二号（同）
一、同　三八九円
○同保第一四六九号（同）
一、同　三九四円
○同保第一四七〇号（同）
一、同　四〇〇円
○同保第一四七一号（同）
一、同　四〇〇円
○同保第一四七二号（同）
一、同　四〇〇円
○同保第一四七三号（同）
一、同　八二二円
○同保第一四七四号（同）
一、同　八二二円
○同保第一四七五号（同）
一、同　七五四円
○同保第一四七六号（同）
一、同　六六七円

○同保第一四七七号（同）
一、同　七八三円
○同保第一四七八号（同）
一、同　一五一円
○同保第一四七九号（同）
一、同　一六四円
○同保第一四八〇号（同）
一、同　四一〇円
○同保第一四八一号（同）
一、同　四一〇円
○同保第一四八二号（同）
一、同　二九〇円
○同保第一四八三号（同）
一、同　三七七円
○同保第一四八四号（同）
一、同　三九四円
○同保第一四八五号（同）
一、同　三七七円
○同保第一四八六号（同）
一、同　三三二円
○同保第一四八七号（同）
一、同　三九四円
○同保第一四八八号（同）
一、同　三四八円
○同保第一四八九号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一四九〇号（同）
一、同　七八三円
○同保第一四九一号（同）
一、同　四五五円
○同保第一四九二号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一四九三号（同）
一、同　三七七円
○同保第一四九四号（同）
一、同　三九四円
○同保第一四九五号（同）
一、同　三七七円
○同保第一四九六号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一四九七号（同）
一、同　三七七円
○同保第一四九八号（同）
一、同　三九四円
○同保第一四九九号（同）
一、同　三七七円
○同保第一五〇〇号（同）
一、同　三九四円
○同保第一五〇一号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一五〇二号（同）
一、同　四二三円
○同保第一五〇三号（同）
一、同　三九四円
○同保第一五〇四号（同）
一、同　三七七円

○同保第一五〇五号（同）
一、同　三四八円
○同保第一五〇六号（同）
一、同　三七七円
○同保第一五〇七号（同）
一、同　一四五円
○同保第一五〇八号（同）
一、同　七八三円
○同保第一五一六号（森ヨネ同）
一、同　一、二四四円
○同保第一五一八号（氏名不詳同）
一、同　五六八円
○同保第一五一九号（同）
一、同　七八九円
○同保第一五二〇号（同）
一、同　七九五円
○同保第一五二一号（同）
一、同　七九一円
○同保第一五二二号（同）
一、同　五八〇円
○同保第一五二三号（同）
一、同　八一二円
○同保第一五二四号（同）
一、同　四〇六円
○同保第一五二五号（同）
一、同　三九四円
○同保第一五二六号（同）
一、同　三七七円
○同保第一五二七号（同）
一、同　二三二円
○同保第一五二八号（同）
一、同　二三二円
○同保第一五二九号（同）
一、同　二三二円
○同保第一五三〇号（同）
一、同　一、二七六円
○同保第一五三一号（同）
一、同　五一三円
○同保第一五三二号（同）
一、同　五五三円
○同保第一五三三号（同）
一、同　一七四円
○同保第一五三四号（同）
一、同　三一九円
○同保第一五三五号（同）
一、同　三三二円
○同保第一五三六号（同）
一、同　一、六二四円
○同保第一五三七号（同）
一、同　八七〇円
○同保第一五三八号（同）
一、同　二、一二七円
○同保第一五三九号（同）
一、同　三、五九六円
○同保第一五四〇号（同）
一、同　二、七二六円

号外

昭27.4.1.

〇同保第一五四一号（同）
一、同　一、七一七円
〇同保第一五四二号（同）
一、同　一三、二九四円
〇同保第一五四三号（同）
一、同　六、五五四円
〇同保第一五四四号（同）
一、同　七、〇七六円
〇同保第一五四五号（同）
一、同　四九三円
〇同保第一五四六号（同）
一、同　三、九七六円
〇同保第一五五三号（同）
一、同　二、〇一三円
〇同保第一五五四号（同）
一、同　四九二円
〇同保第一五六〇号（大平某同）
一、同　一、六〇五円
〇同保第一五六一号（山川某同）
一、同　一、六〇五円
〇同保第一五六六号（渡辺政吉同）
一、同　八七三円
〇同保第一五七一号（津村商店同）
一、同　一、一三六円
〇同保第一六〇三号（氏名不詳二二名同）
一、同　一二、九四九円
〇同保第一六〇四号（氏名不詳同）
一、同　一、六八五円
〇同保第一六〇五号（同十一名同）
一、同　七、八八二円
〇同保第一六〇六号（同）
一、同　二、三一八円
〇同保第一六〇七号（同）
一、同　八一二円
〇同保第一六〇八号（氏名不詳七名同）
一、同　二、五二三円
〇同保第一六〇九号（氏名不詳同）
一、同　七〇〇円
〇同保第一六一〇号（氏名不詳推定七〇名同）
一、同　六〇二、九一〇円三四銭
〇同保第一六三七号（氏名不詳同）
一、同　四〇六円
〇同保第一六三八号（同）
一、同　四〇六円
〇同保第一六三九号（同）
一、同　二三二円
〇同保第一六四〇号（同）
一、同　五六七円
〇同保第一六四一号（同）
一、同　六九三円
〇同保第一六四二号（同）
一、同　六三〇円
〇同保第一六四三号（同）
一、同　五〇四円

〇同保第一六四四号（同）
一、同　四一〇円
〇同保第一六四五号（同）
一、同　三一五円
〇同保第一六四六号（同）
一、同　七五六円
〇同保第一六四七号（同）
一、同　五〇四円
〇同保第一六四八号（同）
一、同　三一五円
〇同保第一六四九号（同）
一、同　七八円
〇同保第一六五〇号（同）
一、同　四一〇円
〇同保第一六五一号（同）
一、同　三一五円
〇同保第一六五二号（同）
一、同　四〇六円
〇同保第一六五三号（同）
一、同　三七七円
〇同保第一六五四号（同）
一、同　四三五円
〇同保第一六五五号（同）
一、同　二六一円
〇同保第一六五六号（同）
一、同　五七四円
〇同保第一六五七号（同）
一、同　八五一円
〇同保第一六五八号（同）
一、同　八五一円
〇同保第一六五九号（同）
一、同　三九四円
〇同保第一六六〇号（同）
一、同　三八九円
〇同保第一六六一号（同）
一、同　四〇六円
〇同保第一六六二号（同）
一、同　三九四円
〇同保第一六六三号（同）
一、同　四〇六円
〇同保第一六六四号（同）
一、同　三九四円
〇同保第一六六五号（同）
一、同　三八九円
〇同保第一六六六号（同）
一、同　三九四円
〇同保第一六六七号（同）
一、同　四〇六円
〇同保第一六六八号（同）
一、同　四〇六円
〇同保第一六六九号（同）
一、同　三九四円
〇同保第一六七〇号（同）
一、同　三八九円
〇同保第一六七一号（同）
一、同　三九四円

〇同保第一六七二号（同）
一、同　三九四円
〇同保第一六七三号（同）
一、同　三九四円
〇同保第一六七四号（同）
一、同　三九四円
〇同保第一六七五号（同）
一、同　三七七円
〇同保第一六七六号（同）
一、同　三九四円
〇同保第一六七七号（同）
一、同　三九四円
〇同保第一六七八号（同）
一、同　三九四円
〇同保第一六七九号（同）
一、同　三九四円
〇同保第一六八〇号（同）
一、同　三九四円
〇同保第一六八一号（同）
一、同　三九四円
〇同保第一六八二号（同）
一、同　三七七円
〇同保第一六八三号（同）
一、同　三七七円
〇同保第一六八四号（同）
一、同　七八三円
〇同保第一六八五号（同）
一、同　八六九円
〇同保第一六八六号（同）
一、同　八五一円
〇同保第一六八七号（同）
一、同　八一九円
〇同保第一六八八号（同）
一、同　七八三円
〇同保第一六八九号（同）
一、同　八五一円
〇同保第一六九〇号（同）
一、同　八五一円
〇同保第一六九一号（同）
一、同　八〇〇円
〇同保第一六九二号（同）
一、同　七五四円
〇同保第一六九三号（同）
一、同　八五一円
〇同保第一六九四号（同）
一、同　八五一円
〇同保第一六九五号（同）
一、同　八五一円
〇同保第一六九六号（同）
一、同　七五四円
〇同保第一六九七号（同）
一、同　八一九円
〇同保第一六九八号（同）
一、同　七八三円
〇同保第一六九九号（同）
一、同　八一二円

〇同保第一七〇〇号（同）
一、同　三四八円
〇同保第一七〇一号（同）
一、同　二九〇円
〇同保第一七〇二号（同）
一、同　四〇六円
〇同保第一七〇三号（同）
一、同　三四八円
〇同保第一七〇四号（同）
一、同　三四八円
〇同保第一七〇五号（同）
一、同　三四八円
〇同保第一七〇六号（同）
一、同　六三〇円
〇同保第一七〇七号（同）
一、同　四四三円
〇同保第一七二一号（同）
一、同　二三六円
〇同保第一七二二号（同）
一、同　二、四五七円
〇同保第一七二三号（同）
一、同　七、七二二円
〇同保第一七二四号（同）
一、同　七、四八三円
〇同保第一七二五号（同）
一、同　二、〇七九円
〇同保第一七二六号（同）
一、同　二、四七一円
〇同保第一七二七号（同）
一、同　一七四円
〇同保第一七二八号（同）
一、同　一七四円
〇同保第一七二九号（同）
一、同　一八九円
〇同保第一七三〇号（同）
一、同　一七三円
〇同保第一七三一号（同）
一、同　二〇八円
〇同保第一七三二号（同）
一、同　三七八円
〇同保第一七三三号（同）
一、同　四一〇円
〇同保第一七三四号（同）
一、同　三七八円
〇同保第一七三五号（同）
一、同　三七七円
〇同保第一七三六号（同）
一、同　七五四円
〇同保第一七三七号（同）
一、同　七八三円
〇同保第一七三八号（同）
一、同　七五四円
〇同保第一七三九号（同）
一、同　五六七円
〇同保第一七四〇号（同）
一、同　三一九円

〇同保第一七五九号（㈲鶏卵商店同）
一、同　九、六二六円
〇同保第一七六〇号（三谷商店同）
一、同　一〇、五三三円
〇同保第一七六二号（原隆志同）
一、同　一、六六三円
〇同保第一七六三号（岩瀬二郎同）
一、同　一、一九六円
〇同保第一七六四号（太田良子同）
一、同　二、六一三円
〇同保第一七六五号（五十嵐電気株式会社同）
一、同　一、一七〇円
〇同保第一七六六号（木田某同）
一、同　一、五六七円
〇同保第一七六九号（畑ツヤ子同）
一、同　五二二円
〇同保第一七七二号（氏名不詳同）
一、同　三、一九〇円
〇同保第一七七三号（同）
一、同　一、一八〇円
〇同保第一七七四号（同）
一、同　八一二円
〇同保第一七七六号（同）
一、同　二、四〇七円
〇同保第一七七八号（同）
一、同　八一二円
〇同保第一七七九号（同）
一、同　八一二円
〇同保第一七八〇号（同）
一、同　七八三円
〇同保第一七八一号（同）
一、同　五八〇円
〇同保第一七八二号（同）
一、同　七五四円
〇同保第一七八三号（同）
一、同　八二四円
〇同保第一七八四号（同）
一、同　七八三円
〇同保第一七八五号（同）
一、同　八一二円
〇同保第一七八六号（同）
一、同　八一二円
〇同保第一七八七号（同）
一、同　七八三円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　高松地方検察庁

〇昭和二十六年保第一〇六号（氏名不詳酒税法違反事件）
一、換価金　一、一〇〇円
〇同保第一二二号（徳山達次同）
一、同　一、三〇五円
〇同保第一二三号（氏名不詳同）
一、同　四、九四二円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　静内区検察庁

〇昭和二十四年押第四七号（杉山宇之作窃盗事件）
三、南京袋　一枚
〇昭和二十五年押第一四一号（大滝勇造外一名食糧管理法違反事件）
一、換価金　二〇、一八五円
二、発送荷札　二枚
〇昭和二十六年押第八五号（井田広司北海道漁業取締規則違反事件）
一、刺網　二枚
二、鮭　換価金　一六〇円
〇同押第八九号（大山武之助同）
一、ボンカギ　一丁
〇同押第九四号（不詳者三名同）
一、鰈網　一枚
二、ネズミ色中折帽子　一個
〇昭和二十七年押第五号（不詳者同）
一、粳白米　換価金　七九三円
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
四、布紐　一本
〇同押第六号（同）
一、粳白米　換価金　七七六円
二、ズック製ボストン　一個
〇同押第七号（同）
一、粳白米　換価金　一、六三八円
二、風呂敷　一枚
三、細引　一本
四、南京袋　一枚
〇同押第八号（同）
一、粳白米　換価金　一、六二七円
二、ボール箱　一個
三、布袋　一枚
四、茶色風呂敷　一枚
〇同押第九号（同）
一、粳白米　換価金　一、五七〇円
二、トタン製箱　一個
〇同押第一〇号（同）
一、粳白米　換価金　一、六一五円
二、ボール箱　一個
三、布袋　一枚
〇同押第一一号（同）
一、粳白米　換価金　一、三二四円
二、ボール箱　一個
〇同押第一二号（同）
一、粳白米　換価金　一、五九三円
二、リュックサック　一個
〇同押第一三号（同）
一、粳白米　換価金　一、六四四円
二、リュックサック　一個
三、南京袋　一枚
〇同押第一四号（同）
一、粳白米　換価金　七九三円
二、ボストンバッグ　一個
〇同押第一五号（同）
一、粳白米　換価金　八一一円
二、黒木綿風呂敷　一枚
三、布袋　一枚
〇同押第一六号（同）
一、粳白米　換価金　八一一円
二、縞模様風呂敷　一枚
三、紙袋　一枚
〇同押第一八号（伊藤善こと伊永善同）
一、粳白米　換価金　二、〇九五円
〇同押第二二号（不詳者同）
一、糯白米　換価金　一、六八三円
二、風呂敷　一枚
〇同押第二三号（同）
一、粳白米　換価金　一、〇八五円
〇同押第二四号（同）
一、糯白米　換価金　一、九二〇円
二、リュックサック　一個
〇昭和二十六年押第九二号（同）
一、粳精米　換価金　七二九円
二、布袋　一枚
三、手籠　一個
〇同押第八三号（佐藤勝己窃盗事件）
一、自転車々体カバー　二個
二、自転車用錠の部分品　一個
三、自転車修理用具入附属品　一個

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　北見区検察庁

〇昭和二十七年押第四八号（田島利夫窃盗被告事件）
一、ラジオ電圧器　一個
二、マイクロホン　一個
三、電気スタンド　一個
四、ボックススパナ　一組

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　斜里区検察庁

〇昭和二十七年押第三号（被疑者不詳北海道漁業取締規則違反被疑事件）
一、鱒　二本
右換価金　九十円
〇同押第六号（被疑者不詳食糧管理法違反被疑事件）
一、粳白米　一三瓩
二、紙袋　一枚
右換価金　七百四十二円
〇同押第七号（同）
一、粳白米　二六瓩
二、紙袋　一枚
右換価金　千四百八十四円
〇同押第八号（同）
一、糯白米　二六瓩
二、紙袋　一枚
三、リュックサック　一個
右換価金　千六百十八円
〇同押第九号（同）
一、粳白米　二七瓩
二、紙袋　一枚
右換価金　千五百四十一円
〇同押第一〇号（同）
一、粳白米　一三瓩
二、紙袋　一枚
右換価金　七百四十二円
〇同押第一一号（同）
一、糯白米　一二瓩
二、紙袋　一枚
三、風呂敷　一枚
四、布袋　一枚
右換価金　七百四十七円
〇同押第一二号（同）
一、粳白米　二八瓩
二、紙袋　一枚
三、風呂敷　一枚
右換価金　千五百九十八円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　福井地方検察庁

〇昭和二十六年領第一三七七号（伊藤明食糧管理法違反被疑事件）
一、米換価金　九百七十九円
〇同領第一四二七号（被疑者不詳同）
一、同　一千六百二十三円
二、木綿風呂敷　一
三、黒人絹風呂敷　一
四、白木綿袋　二
〇同領第一四二三号（同）
一、米換価金　九百七円
二、人絹風呂敷　一
三、麻袋
四、人絹白袋
〇同領第一四〇四号（同）
一、米換価金　五百四十円
二、風呂敷　一
〇同領第一四一〇号（同）
一、米換価金　五百四十円
二、布製鞄　一
〇同領第一四一一号（同）
一、米換価金　二千三十五円
〇同領第一四一二号（同）
一、同　二千五十三円
〇同領第一四一三号（同）
一、同　一千四百二十一円
二、トランク　一
〇同領第一三九六号（同）
一、米換価金　一千五百八円
二、南京袋　一
〇同領第一三九七号（同）
一、米換価金　八百十八円
二、風呂敷　一
〇同領第一三九八号（同）
一、米換価金　一千二百二十三円
二、風呂敷　一
〇同領第一三九九号（同）
一、米換価金　二千三十五円
二、風呂敷　一
〇同領第一四〇〇号（同）
一、米換価金　一千七十三円
二、風呂敷　一
〇同領第一四〇一号（同）
一、米換価金　百九十五円
二、青色人絹風呂敷　一
〇同領第一四〇二号（同）
一、米換価金　二千六百三十八円
二、買物下ゲ袋　一
三、風呂敷　二
四、木綿袋　三
〇同領第一四〇三号（同）
一、米換価金　百八十円
二、白色風呂敷　一
〇同領第一四〇四号（同）
一、米換価金　八百十八円
二、風呂敷　一
〇同領第一四一五号（同）
一、米換価金　八百二十九円
二、風呂敷　一
〇同領第一四一六号（同）
一、米換価金　一千百六十円
二、風呂敷　一
〇同領第一四一七号（同）
一、米換価金　五百九十七円
二、風呂敷　一
〇同領第一四一八号（同）
一、米換価金　二百九円
二、木綿袋　一
〇同領第一一九六号（同）
一、米換価金　五百八十円
二、ボストンバッグ　一
三、米換価金　五百八十円
四、青風呂敷　一
五、米換価金　六百三十八円
六、同　六百三十八円
七、布袋　一
〇同領第一二一〇号（同）
一、風呂敷　一
二、米換価金　三百八十三円
〇同領第一二一三号（同）
一、米換価金　六百二十三円
二、風呂敷　一
〇同領第一二二一号（被疑者不詳外三名同）
一、米換価金　二千三百十九円
二、風呂敷　一
三、米換価金　二千八百九十九円
四、同　二千六百六十七円
五、同　一千四百四十四円
六、袋　一
〇同領第一一六八号（同）
一、米換価金　九百五十九円
二、ズック製鞄　一
三、風呂敷　二
四、布袋　一
〇同領第一一八六号（小川式同）
一、米換価金　一千九百七十一円
〇同領第一二一八号（前田武横領被疑事件）
一、腕時計
〇同領第一三〇二号（中荒井恵子食糧管理法違反被疑事件）
一、米　換価金　八百七十円
〇昭和二十四年領第三三八号（上野広行窃盗被疑事件）
一、モンキー　一

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　帯広区検察庁

〇昭和二十六年検第二三〇四号（桑島留吉食糧管理法違反事件）
一、鈎付車竿　一組
二、リュックサック　一個
〇昭和二十四年領第二八四号（中村貢同）
一、換価金　九百五十七円四十二銭
〇昭和二十六年保第一六八号（高橋稔同）
一、同　九万千八十六円
〇昭和二十七年保第四一四号（佐藤正夫同）
一、同　千六百八十円二十一銭
〇同領第四三号（氏名不詳同）
一、風呂敷　一枚
二、紙袋　一枚
三、換価金　八百五円八十一銭
〇同領第四〇号（同）
一、縞風呂敷　一枚
二、風呂敷　一枚
三、布袋　一枚
四、紙袋　一枚
五、換価金　千六百二十三円六銭
〇同領第四一号（同）
一、風呂敷　一枚
二、紙袋　一枚
三、換価金　八百五円八十一銭
〇同領第四二号（同）
一、風呂敷　一枚
二、紙袋　一枚
三、換価金　八百五円八十一銭
〇同領第三九号（同）
一、リュックサック　一枚
二、布製袋　一枚
三、風呂敷　一枚
四、紙袋　一枚
五、換価金　八百五円八十一銭

号外

P.20

昭27.4.1.

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

益田区検察庁

○昭和二十七年領第二八号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　四百五円
二、風呂敷　一枚
三、紙セメント袋　一枚
○同領第二九号（同）
一、換価金　三百五十九円
二、風呂敷　一枚
三、紺色米袋　一枚
○同領第三〇号（同）
一、換価金　四百五円
二、風呂敷　一枚
三、白米袋　一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

名古屋地方検察庁

○昭和二十六年裁押第三六二号（古畑義夫窃盗被告事件）
一、自転車警番　東一九四八四番　一個
○同裁押第三六〇号（杉戸昭一恐喝被告事件）
一、指輪　一個
二、腕時計（金属バンド付）　一個
○同裁押第二九一号（山本孝銃砲刀剣類等所持取締令違反被告事件）
一、風呂敷　一枚
二、古新聞紙　一枚
三、注射器（ケース入）　一組
○同裁押第六〇八号（杉野茂生詐欺未遂被告事件）
一、印鑑　一個
○同裁押第五七号（雉見千之助常習賭博被告事件）
一、立会封金　三十円
二、同　百円
○同裁押第三七二号（伊藤節子窃盗同未遂被告事件）
一、赤色ハンドバック（在中品櫛一個、靴スベリ一個、コンパクト一個、口紅一個）　一個
二、皮製チャック付ハンドバック　一個
三、赤皮製ハンドバック（在中品赤皮製二つ折財布）　一個
四、ナイロン製ハンドバック　一個
五、ナイロン製赤色小型財布　一個
六、二つ折布製財布　一個
七、蟇口（ヒョウタン付）　一個
八、布製赤色模様蟇口　一個
九、皮製巾着型印鑑入　一個
十、リリヤン製袋　一個
十一、皮製手袋　八双
十二、ナイロン製ハンドバック　一個
十三、赤皮製蟇口　一個
十四、衣料切符　一枚
十五、布製チャック付中型青色財布　一個
十六、化粧品入　一個
十七、二つ折赤皮製財布　一個
十八、布製赤色チャック付中型財布　一個
十九、黒皮製ハンドバック　一個
二十、リリヤン製紫色札入　一個
二十一、鰐皮製ハンドバック　一個
二十二、布製チャック付小型財布　一個
二十三、ナイロン製チャック付小型財布二個
二十四、布製紙入　一個
二十五、布製子供用チャック付手提袋　一個
二十六、婦人用リリヤン紫黄色の袋（在中品鏡一個、櫛一個、化粧ハケ一個）　一個
二十七、リリヤン袋　一個
二十八、布製チャック付財布　一個
二十九、印鑑入　十三個
三十、眼鏡（内ケースのみ一個）　七個
三十一、請求書　三枚
三十二、印鑑（山本一削つたもの）　四個
三十三、青色風呂敷　一枚
三十四、角型腕時計　二個
三十五、元日本政府軍票　二十五枚
三十六、茶皮製二つ折財布　一個
三十七、婦人用中古万年筆　五本
三十八、中古指輪　二十三個
三十九、中古小刀　十七個
四十、中古時計バンド　八本
四十一、中古ライター　三個
四十二、男子用中古万年筆　五本
四十三、メモ　一枚
四十四、手帳用鉛筆（約三糎のもの）　一本
四十五、ケース付印鑑（伊藤一）　二個
○昭和二十五年裁押第一四号（森正治窃盗強盗傷人被告事件）
一、石塊　二個
二、上衣　一枚
三、ワイシャツ　一枚
四、シャツ　一枚
五、草履片方
六、新聞紙包　一個
七、ブリキ片　一個
○昭和二十四年裁押第一九九号（朴石万詐欺被告事件）
一、消費者台帳　二枚
二、登録申請書（金広祚世帯）　九枚
三、転出証明書　一枚
○昭和二十五年裁押第一一一号（溝口康一殺人死体遺棄被告事件）
一、敷蒲団　一枚
二、小蒲団　一枚
三、着物　一枚
四、風呂敷　一枚
五、御守　一個
六、鼻紙　一片
七、布切　一片
○同裁押第三二八号（神田豊詐欺被告事件）
一、借用証　一通
○同裁押第五三号（鎌倉多一窃盗被告事件）
一、籠　一個
二、南京袋　一枚
○同裁押第三四八号（山口春男窃盗詐欺被告事件）
一、登山帽子　一個
○同裁押第一六号（姜慶甲外一名詐欺被告事件）
一、手帳　一冊
○同裁押第六一六号（笹浦敬司詐欺窃盗被告事件）
一、白綿袋　一枚
○同裁押第二三三号（崔国換常習賭博被告事件）
一、竹　三本
二、板　一枚
○同裁押第六五号（森敏雄強盗被告事件）
一、名刺　二枚
○同裁押第九四号（藤巻久住居侵入窃盗未遂被告事件）
一、懐中電燈　一個
二、電池　二個
三、ナイフ　一個
四、ドライバー　一丁
○同裁押第四〇号（今田春雄横領詐欺被告事件）
一、愛螺商店提出の領収証　一通
二、樋口商店提出の領収証　一通
三、川浦康彦提出の売買代金通知書　一通
○昭和二十四年裁押第二八二号（井戸克己外一名商標法違反被告事件）
一、東芝労連号外　一枚
二、マツダ邦真空管ＵＺ　一個
○同裁押第一八号（中森仙太郎強盗殺人未遂被告事件）
一、燐寸　一個
二、懐中電燈　一個
三、封筒（在中八円七十銭）　一封
○同裁押第一四八号（山森達夫詐欺被告事件）
一、覚札　一枚
二、契約書　一枚
○同裁押第三七二号（洪吉錫傷害被告事件）
一、出刃　一丁
○同裁押第二五八号（藤田利雄暴行傷害被告事件）
一、小石　一個
○同裁押第二四三号（近藤数一窃盗被告事件）
一、領収書　一枚
○同裁押第二一三号（伊藤由郎詐欺被告事件）
一、土地台帳謄本　二通
二、所有権移転登記の委任状　一通
三、不動産売渡証書　二通
四、仮登記の委任状　一通
五、覚書　一通
六、印鑑証明及委任状　各一通
○同裁押第一五〇号（黒田義一業務上横領被告事件）
一、領収書　一枚
○同裁押第一三八号（柏木勝窃盗被告事件）
一、カミソリ刃　一枚
○同裁押第一二七号（大橋渡同）
一、ボール箱　一個
二、風呂敷　一枚
○同裁押第一〇一号（朴海天窃盗住居侵入被告事件）
一、小刀　一本
○同裁押第二六二号（三治吉雄窃盗被告事件）
一、小型電気　一個
二、白木綿米袋　二枚
三、中古茶縞風呂敷　一枚
○同裁押第五五号（並木秀一外一名同）
一、風呂敷　二枚
○同裁押第四三五号（田中勝久横領詐欺被告事件）
一、契約書　一枚
○同裁押第四〇八号（井上善雄賭博被告事件）
一、骨子　三個
二、壺　一個
三、座布団　一枚
四、腰掛　七個
○同裁押第三六号（佐藤七郎詐欺被告事件）
一、葉書　一枚
○昭和二十六年裁押第一三二号（金敬非外国人登録令違反被告事件）
一、外国人登録証明書交付申請済証　一枚
○同裁押第三一号（古屋義雄商標法違反被告事件）
一、パン皿　一枚
○同裁押第六六号（黒田明男公職選挙法違反被告事件）
一、民擁同ニュース号外　一枚
○同裁押第五〇号（太田庄太詐欺等被告事件）
一、名刺　一枚
○同裁押第一六八号（浅井松夫強盗傷人被告事件）
一、薪　一本
○同裁押第二九九号（月岡正一住居侵入等被告事件）
一、鉄板　一枚
○同裁押第一八一号（石橋清太郎窃盗被告事件）
一、男物木綿袷せ　一枚
二、男物襦袢　一枚
三、男物人絹細単衣　一枚
四、棒状芋飴　一本
五、自転車　一台
○同裁押第四七一号（名鏡渉住居侵入被告事件）
一、中古南京袋　一枚
二、中古マニラロープ　一本
○同裁押第一一五号（石橋照光窃盗被告事件）
一、現金　一千五百二十五円
二、雑誌　一冊
三、ケース付櫛　一個
○同裁押第五三号（鈴木明一外一名詐欺同未遂被告事件）
一、黒表紙手帳　一冊
二、小崎悟名義の名刺　三枚
三、田中健の名刺　二枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

大曲区検察庁

○昭和二十七年領第二二号（被疑者不明食糧管理法違反事件）
一、風呂敷　四枚
二、布袋　二枚
三、紙袋　二枚
○昭和二十六年保第二八五号（同）
四、換価金　二千七百七十四円五十三銭
○同保第二八六号（同）
一、同　千五百八十二円十七銭
○昭和二十七年領第二三号（同）
二、風呂敷　三枚
三、布袋　二枚
四、紙袋　二枚
五、竹手籠　一ケ

○同領第二四号（同）
一、リュックサック　二枚
二、紙袋　二枚
三、風呂敷　一枚
○昭和二十六年保第二八七号（同）
四、換価金　千九百三十九円八十七銭
五、同　五百六十八円六十六銭

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

立川区検察庁

○昭和二十三年領第一一一号（名倉鹿男窃盗被告事件）
一、現金　二千四百二十円
○昭和二十四年領第三七号（浅沼嘉明臨時物資需給調整法違反被疑事件）
一、換価金　六百五十一円二十銭
○同第一八八号（田島正雄食糧管理法違反被疑事件）
一、同　三百六十八円六銭
○昭和二十六年領第四六三号（早川一夫窃盗被告事件）
一、鋸　一本
二、木綿風呂敷　一枚
○同第五一八号（西土敏司窃盗被疑事件）
一、風呂敷　一枚
○同第五二三号（金明植同）
一、銅パイプ　一本
二、三〇吋ボルドクリッパー　一個
三、モンキースパナ　一個
四、ドライバー　一個
五、外被　一着
六、ござ　二枚
七、茶色ズック靴　半足
八、青色ズック靴　半足

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

広島区検察庁

○昭和二十六年領第二八五六号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
二、袋　三枚
三、手提袋　一個
○同領第二九三一号（同）
二、袋　四枚
三、竹籠　一個
○同領第二九〇七号（同）
二、袋　二枚
三、手提籠　一個
○同領第二八一一号（同）
二、袋　二枚
三、手提籠　一個
○同領第二九〇六号（同）
二、袋　三枚
三、風呂敷　一枚
○同領第二八八二号（同）
二、袋　二枚
○同領第二九〇五号（同）
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同領第二八八三号（同）
二、袋　三枚
三、手提籠　一個
○同領第二九〇四号（同）
二、袋　三枚
三、手提籠　一個
○同領第二九〇三号（同）
二、袋　三枚
三、風呂敷　二枚
○同領第二八八五号（同）
二、袋　一枚
三、竹籠　一個
○同領第二九〇二号（同）
二、袋　一枚
三、手提袋　一個
○同領第二九一〇号（同）
二、袋　二枚
三、風呂敷　二枚
○同領第二九〇〇号（同）
二、袋　二枚
三、背負籠　一個
○同領第二九二九号（同）
二、袋　二枚
三、風呂敷　二枚
○同領第二九〇九号（同）
二、袋　三枚
三、背負籠　一個
○同領第二九三〇号（同）
二、袋　一枚
三、竹籠　一個
○同領第二九〇八号（同）
二、袋　三枚
三、風呂敷　二枚
○同領第二八八七号（同）
二、袋　三枚
三、風呂敷　一枚
四、手提袋　一個
○同領第二八八八号（同）
二、袋　一枚
三、竹籠　一個
○同領第二九一三号（同）
二、袋　三枚
三、手提籠　二個
○同領第二九二六号（同）
二、袋　三枚
三、手提籠　一個
○同領第二九一二号（同）
二、袋　二枚
三、手提籠　一個
○同領第二九二七号（同）
二、袋　二枚
三、風呂敷　二枚
○同領第二九一一号（同）
二、袋　一枚
三、手提袋　一枚
○同領第二九二八号（同）
二、袋　三枚
三、手提籠　一個
○同領第三一一一号（同）
二、袋　四枚
三、風呂敷　二枚
○同領第三〇六九号（同）
二、袋　二枚
○同領第三〇四〇号（同）
二、袋　二枚
三、風呂敷　一枚
○同領第二八九八号（同）
二、袋　五枚
三、手提籠　一個
○同領第二八九六号（同）
二、袋　三枚
三、背負籠　一個
○同領第二八九四号（同）
二、袋　二枚
三、風呂敷　一枚
四、手提籠　一個
○同領第二八九五号（同）
二、袋　三枚
三、風呂敷　一枚
四、手提袋　一枚
○同領第三一四五号（同）
二、袋　一枚
○同領第三一四六号（同）
二、袋　一枚
○同領第三一四七号（同）
二、袋　一枚
○同領第三一四一号（同）
二、袋　二枚
○同領第三一四二号（同）
二、袋　一枚
三、風呂敷　三枚
○同領第三一四八号（同）
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同領第二九一七号（同）
二、袋　四枚
三、風呂敷　二枚
○同領第三一五四号（同）
二、袋　一枚
○同領第三一五五号（同）
二、紙袋　一枚
○同領第三一五六号（同）
二、紙袋　一枚
○同領第三一五七号（同）
二、袋　二枚
三、風呂敷　一枚
○同領第三一三四号（同）
二、袋　二枚
三、手提袋　一個
○同領第三一三三号（同）
二、袋　一枚
○同領第三一三二号（同）
三、袋　一枚
四、手提袋　一枚
○同領第三一二六号（同）
二、袋　一枚
○同領第三一二七号（同）
二、袋　二枚
三、風呂敷　一枚
○同領第二九一六号（同）
二、袋　二枚
三、竹籠　一個
○同領第二九一五号（同）
二、袋　二枚
三、背負籠　一個
○同領第二九一四号（同）
二、袋　二枚
三、背負籠　一個
○同領第三〇六〇号（同）
二、手提袋　一枚
○同領第三〇五九号（同）
二、袋　四枚
三、手提袋
○同領第三〇五八号（同）
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同領第三〇五七号（同）
二、袋　三枚
三、風呂敷　一枚
○同領第三〇七五号（同）
二、手提袋　一枚
○同領第三〇七四号（同）
二、袋　二枚
三、風呂敷　一枚
○同領第三〇七三号（同）
二、袋　一枚
○同領第三〇七一号（同）
二、リュックサック　一個
三、袋　一枚
○同領第三一八四号（同）
二、叺　三枚
三、ドンゴロス袋　二枚
○同領第三一一八号（同）
二、袋　一枚
○同領第三〇三九号（同）
二、袋　二枚
○同領第三一四四号（同）
二、袋　一枚
○同領第三〇七〇号（同）
二、袋　二枚
三、風呂敷　一枚
○同領第三〇六四号（同）
二、袋　一枚
○同領第三〇六三号（同）
二、袋　二枚
○同領第三〇六二号（同）
二、袋　一枚
○同領第三〇六一号（同）
三、袋　二枚
四、手提袋　一個
○同領第三一五〇号（同）
二、紙袋　一枚
○同領第三一三七号（同）
二、袋　一枚
三、袋　一枚
○同領第三一三六号（同）
二、袋　三枚
三、手提籠　二個
○同領第三一三五号（同）
二、手提袋　一個
○同領第三一二八号（同）
二、袋　一枚
○同領第三一二九号（同）
二、紙袋　一枚
○同領第三一三〇号（同）
二、袋　一枚
三、風呂敷　二枚
○同領第三一三一号（同）
二、袋　一枚
○同領第三一二五号（同）
二、紙袋　一枚
○同領第三一二四号（同）
二、袋　一枚
○同領第三〇六五号（同）
二、袋　二枚
三、風呂敷　一枚
○同領第三一五七号（同）
二、紙袋　一枚
○同領第三一六一号（同）
二、袋　一枚
○同領第二八五七号（同）
二、袋　二枚
三、手提袋　一個
○同領第二八五八号（同）
二、袋　三枚
○同領第二八五九号（同）
二、袋　三枚
○同領第二八六〇号（同）
二、袋　三枚
三、手提袋　一個
○同領第二八六一号（同）
二、袋　二枚
三、風呂敷　一枚
○同領第二八六二号（同）
二、袋　二枚
三、竹籠　一個
○同領第二八六三号（同）
二、袋　二枚
三、背負籠　一個
○同領第三〇五一号（同）
二、袋　二枚
三、手提籠　一個
○同領第三〇五〇号（同）
二、袋　三枚
三、手提籠　一個

号外

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

〇同領第三〇四九号（同）
二、袋一枚
三、手提袋一枚
〇同領第三〇四八号（同）
三、同一枚
〇同領第三〇四七号（同）
二、袋一枚
〇同領第三〇四六号（同）
二、同一枚
〇同領第三〇四五号（同）
二、同二枚
三、風呂敷一枚
〇同領第三〇四四号（同）
二、袋四枚
三、風呂敷三枚
〇同領第三〇四三号（同）
二、袋四枚
〇同領第三〇四二号（同）
二、同四枚
三、風呂敷二枚
〇同領第三〇四一号（同）
二、袋五枚
三、手提袋二枚
〇同領第三一五一号（同）
二、袋一枚
三、風呂敷一枚
〇同領第三一五二号（同）
二、手提袋一枚
〇同領第三一四九号（同）
二、袋一枚
〇同領第三一一〇号（同）
二、袋二枚
〇同領第三一〇九号（同）
二、袋二枚
〇同領第三一〇八号（同）
二、袋一枚
〇同領第三一〇七号（同）
二、袋四枚
三、風呂敷三枚
〇同領第三〇八六号（同）
二、袋一枚
〇同領第三〇八五号（同）
二、同三枚
〇同領第三〇八四号（同）
二、袋四枚
三、風呂敷三枚
〇同領第三〇八三号（同）
二、袋一枚
〇同領第三〇八二号（同）
二、同三枚
〇同領第三〇八一号（同）
二、同二枚
〇同領第三〇八〇号（同）
二、同二枚
〇同領第三〇七九号（同）
二、手提袋一枚

〇同領第三〇三八号（同）
二、袋一枚
三、風呂敷一枚
〇同領第三〇三七号（同）
二、手提袋一枚
〇同領第三〇三六号（同）
二、袋五枚
三、風呂敷三枚
〇同領第三〇三五号（同）
二、袋三枚
〇同領第三〇三四号（同）
二、袋一枚
〇同領第三一〇六号（同）
三、風呂敷一枚
二、袋二枚
〇同領第三一〇五号（同）
二、袋一枚
三、風呂敷一枚
〇同領第三一〇四号（同）
二、袋一枚
〇同領第三一〇三号（同）
二、手提袋一枚
〇同領第三一〇二号（同）
二、袋一枚
〇同領第三一〇一号（同）
二、袋三枚
三、風呂敷二枚
〇同領第三一〇〇号（同）
二、袋一枚
〇同領第二九三三号（同）
二、袋二枚
三、風呂敷二枚
〇同領第二九二二号（同）
二、袋四枚
三、竹籠一個
〇同領第二九二一号（同）
二、袋三枚
三、風呂敷二枚
〇同領第二九三四号（同）
二、袋三枚
三、竹籠一個
〇同領第二九二〇号（同）
二、袋一枚
〇同領第二八九二号（同）
二、袋三枚
三、手提袋二個
〇同領第二八九〇号（同）
二、袋五枚
三、背負籠一個
〇同領第二八九三号（同）
二、袋一枚
三、風呂敷一枚
〇同領第二八八九号（同）
三、袋五枚
四、竹籠一個
〇同領第三〇九二号（同）
二、袋一枚

〇同領第三〇九一号（同）
二、袋二枚
〇同領第三〇九〇号（同）
二、袋三枚
〇同領第三〇八九号（同）
二、袋一枚
〇同領第二八九九号（同）
三、袋三枚
四、手提籠一個
〇同領第二八九七号（同）
二、袋四枚
三、風呂敷二枚
〇同領第二九三六号（同）
二、袋三枚
三、風呂敷二枚
〇同領第三〇九九号（同）
二、袋二枚
〇同領第三〇九八号（同）
二、袋一枚
〇同領第三〇九七号（同）
二、袋三枚
三、風呂敷二枚
〇同領第三〇九六号（同）
二、袋一枚
〇同領第三〇九五号（同）
二、袋一枚
三、手提籠一個
〇同領第三〇九四号（同）
二、袋一枚
三、手提袋一枚
〇同領第三〇五六号（同）
二、袋一枚
〇同領第三〇五五号（同）
二、袋三枚
三、手提籠一枚
〇同領第三〇五四号（同）
二、袋三枚
三、風呂敷二枚
〇同領第三〇五三号（同）
二、袋一枚
三、手提袋一枚
〇同領第三〇五二号（同）
二、袋二枚
三、風呂敷一枚
〇同領第三一一五号（同）
二、袋二枚
三、風呂敷二枚
〇同領第三一一六号（同）
二、袋四枚
〇同領第三一一七号（同）
二、袋三枚
〇同領第二八七七号（同）
二、袋二枚
三、風呂敷一枚

〇同領第二八七六号（同）
二、袋二枚
三、風呂敷二枚
〇同領第二九一八号（同）
二、袋三枚
三、手提籠一個
〇同領第二九三九号（同）
二、袋二枚
三、風呂敷二枚
〇同領第二八六五号（同）
二、袋四枚
三、手提籠一個
〇同領第二九三八号（同）
二、袋一枚
〇同領第二八七九号（同）
二、袋三枚
三、手提籠一個
〇同領第二八八六号（同）
二、袋三枚
三、手提籠一個
〇同領第二九〇一号（同）
三、リュックサック一個
四、袋一枚
五、手提籠一個
〇同領第三〇八八号（同）
二、袋四枚
三、風呂敷一枚
〇同領第三〇八七号（同）
三、袋六枚
四、風呂敷一枚
〇同領第二九二四号（同）
二、袋二枚
三、竹籠一個
〇同領第二九二五号（同）
二、袋二枚
三、風呂敷二枚
〇同領第二九二三号（同）
二、袋三枚
三、風呂敷二枚
〇同領第二九三二号（同）
二、袋一枚
三、風呂敷一枚
〇同領第二八七八号（同）
二、袋四枚
三、背負籠一個
〇同領第二八八四号（同）
二、袋三枚
三、風呂敷二枚
〇同領第二八七一号（同）
二、袋一枚
三、手提籠一個
〇同領第二八六七号（同）
二、袋三枚
三、風呂敷三枚
〇同領第二八七二号（同）
二、袋三枚
三、竹籠一個

〇同領第二八七三号（同）
二、袋三枚
三、風呂敷三枚
〇同領第二八七四号（同）
二、袋一枚
三、竹籠一個
〇同領第二八七五号（同）
二、袋二枚
三、風呂敷一枚
〇同領第二八六六号（同）
二、袋二枚
三、背負籠一個
〇同領第二八九一号（同）
二、袋二枚
三、風呂敷一枚
〇同領第三一一二号（同）
二、袋二枚
〇同領第三一一三号（同）
二、袋三枚
三、風呂敷一枚
〇同領第三一一四号（同）
二、袋一枚
〇同領第三〇六八号（同）
三、袋三枚
〇同領第三〇六七号（同）
二、紙袋三枚
〇同領第三〇六六号（同）
二、袋一枚
三、手提籠一個
〇同領第三一五三号（同）
二、手提袋一枚
〇同領第二八八〇号（同）
二、袋三枚
三、背負籠一個
〇同領第二九三五号（同）
二、袋三枚
三、手提籠二個
〇同領第二九一九号（同）
二、袋四枚
三、背負籠一個
〇同領第二九三七号（同）
二、袋三枚
三、手提籠一個
〇同領第三〇九三号（同）
二、袋一枚
三、手提籠一個
〇同領第三八七〇号（同）
二、袋一枚
三、手提籠一個
〇同領第二八六八号（同）
二、袋三枚
三、背負籠一個
〇同領第二八六九号（同）
二、袋三枚
三、竹籠一個
〇同領第三一五八号（同）
二、袋三枚

印刷庁

昭27.4.1.

官報

号外（第三十七号）

目次

省令

○農産物検査法施行規則の一部改正　一
○自動車道事業会計規則　一

規則

○ガス事業関係公益事業令施行規則の一部改正　八
○ガスの料金算定基準の一部改正　八
○ガス事業会計規則の一部改正　八
○国家地方警察基本規程の一部改正　二〇

省令

◉農林省令第二十二号

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十條第二項、第十二條及び第十六條第一項の規定に基き、農産物検査法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年四月一日

農林大臣　広川　弘禅

農産物検査法施行規則の一部を改正する省令

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和二十七年三月三十一日」を「昭和二十八年三月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◉運輸建設省令第二号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第七十二條の規定に基き、自動車道事業会計規則を次のように定める。

昭和二十七年四月一日

運輸大臣　村上　義一
建設大臣　野田　卯一

自動車道事業会計規則

（目的）

第一條　この省令は、自動車道事業の会計の基準を確立し、その事業の経営成績及び財政状態に関する真実にして公正な表示に資することを目的とする。

（遵守義務）

第二條　自動車道事業の会計は、この省令の定めるところによらなければならない。但し、地方公共団体が自動車道事業を経営する場合その他特別の事由がある場合において運輸大臣及び建設大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

（事業年度）

第三條　自動車道事業の事業年度は、一年又は六箇月とし、その始期は、一年のものにあつては四月一日、六箇月のものにあつては上期を四月一日、下期を十月一日とする。

（会計原則）

第四條　自動車道事業の会計は、左の各号の基準に適合するものでなければならない。

一　その事業の経営成績及び財政状態について、真実の内容を表示すること。

二　すべての取引につき、正規の簿記の原則に従い、正確な会計帳簿を作成すること。

三　資本取引と損益取引とを明瞭に区分すること。

四　一定の会計処理の原則及び手続を毎期継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

五　毎期その期に属するすべての収益及びこれに対応するすべての費用をその発生の事実に基いて記録整理すること。

（自動車道事業固定資産）

第五條　自動車道事業の事業に必要な土地、建物その他の有形固定資産の建設又は取得のため支出した金額及び地上権その他の無形固定資産の取得のために支出した金額は、これを自動車道事業用固定資産（以下「事業用固定資産」という。）として計上する。

2　供用開始前における自動車道事業の事業用固定資産の建設又は取得に要する金額に充てた社債又は借入金の利子は、事業用固定資産の価額に算入することができる。

（事業用固定資産の減価償却）

第六條　事業用固定資産の減価償却は、有形固定資産にあつては定率法又は定額法のいずれかの方法により、無形固定資産にあつては定額法により行うものとする。

2　事業用固定資産の価額は、有形固定資産については間接法により、無形固定資産については、直接法により記載しなければならない。

（事業用固定資産の増設又は改良）

第七條　事業用固定資産の増設又は改良を行つた場合において、これらに支出した金額は、当該固定資産の価額に算入する。但し、増設又は改良により撤去された旧資産の帳簿価額及び撤去に要した費用は、固定資産除却費に整理しなければならない。

2　前項但書の撤去された旧資産で使用可能なものについては、撤去時における旧資産の帳簿価額をもつて、これを貯蔵品に振り替えるものとする。

（貯蔵品）

第八條　自動車道事業の事業用貯蔵品には、取得価額をこえる価額を付することができない。

2　事業用貯蔵品の受払は、先入先出法又は移動平均法のいずれかの方法により整理し、且つ、これを継続して適用しなければならない。但し、特別な事由がある場合において運輸大臣及び建設大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

（創業費）

第九條　商法第二百八十六條に定める創業費のほか、事業開始のため必要な費用として支出した金額は、創業費として貸借対照表の資産の部繰延勘定に整理することができる。

2　前項の繰延勘定は、供用開始後五年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。

（巨額の臨時損失）

第十條　天災その他の特殊な事情による巨額の臨時損失は、運輸大臣及び建設大臣の許可を受け、これを貸借対照表の資産の部繰延勘定に整理することができる。

2　前項の繰延勘定の償却については、前條第二項の規定を準用する。

（各事業に関連する収益及び費用）

第十一條　自動車道事業者が他の事業を営む場合において、これらの事業に関連する収益及び費用は、これを適正な基準により各事業に配分して計上しなければならない。

（各事業に関連する資本的支出）

第十二條　自動車道事業者が他の事業を営む場合において、これらの事業に関連する資本的支出は、これを適正な基準により各事業に配分して計上しなければならない。

（収益的支出と資本的支出とに関連する支出）

第十三條　自動車道事業の収益的支出と資本的支出とに関連する支出であつて区分のできないものは、営業費として計上しなければならない。

（資本剰余金）

第十四條　商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百六十七号）第二百八十八條の二に規定する資本準備金（流動資産評価益を除く。）、資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）第百二條に規定する再評価積立金及びその他の資本取引から生ずる剰余金は、資本剰余金として整理しなければならない。

（営業報告書）

第十五條　自動車道事業者は、毎事業年度末に、当該事業につき別表営業報告書様式により営業概況書及び財務諸表を作成しなければならない。

（営業報告書の提出）

第十六條　自動車道事業者は、前條の規定により作成した営業報告書を、当該事業年度の経過後二箇月以内に、所轄陸運局長及び都道府県知事並びに運輸大臣及び建設大臣にそれぞれ一通を提出しなければならない。

2　前項の場合において、自動車道の路線が二以上の陸運局又は都道府県の管轄する区域にわたるときは、当該事業を一括した営業報告書を関係陸運局長及び都道府県知事並びに運輸大臣及び建設大臣にそれぞれ一通を提出しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

毎日文庫

明治二十五年三月三十日　第三種郵便物認可

号外

昭27．4．1．

別　表

自動車道事業営業報告書

第一部　営業概況書

年　月　日から　年　月　日まで　事業者名

一　庶務

当該期間における自動車道事業に関し、行政庁に申請した事項及びその指令の要領、商業登記、兼業の開始又は廃止、事業年度の変更、訴訟その他重要な庶務事項を記載すること。なお、個人以外の事業者にあつては、前記各事項のほか、議会又は総会等に関する事項を記載すること。

二　工事

当該期間における新設、増設、改良又は維持修繕工事の工事施行箇所及び工程並びに附属設備の増減及び修繕の要領を記載すること。

三　営業

当該期間における営業日数、通過車両数、収入総額、支出総額等を前期及び前前期に比較して増減の主因を記載すること。

四　会計

当該期間における資本金、出資金、社債、借入金の増減、諸建物その他の固定資産の償却額等会計に関する事項を記載すること。

備考　個人以外の事業者にあつては、当該決算を承認した議会又は総会等の議事要領書を添付すること。

第二部　財務諸表

第一号表

損益計算書

年　月　日から　年　月　日まで　事業者名

Ⅰ　自動車道事業営業収入					
1　自動車道収入	××				
2　自動車道雑収	××	××			
自動車道事業営業費					
1　自動車道費	××				
2　一般管理費	××	××			
自動車道事業営業利益（又は自動車道事業営業損失）			×××		
Ⅱ　何々事業営業収入		××			
何々事業営業費		××			
何々事業営業利益（又は何々事業営業損失）			×××		
全事業営業利益（又は全事業営業損失）				××××	
Ⅲ　営業外収益				××××	
当期総利益（又は当期総損失）				××××	
Ⅳ　営業外費用				××××	
当期純利益（又は当期純損失）					×××××

第二号表

剰余金計算書（又は欠損金計算書）

年　月　日から　年　月　日まで　事業者名

(1)　利益剰余金（又は欠損金）

Ⅰ　前期未処分利益剰余金（又は前期未処理欠損金）		×××		
Ⅱ　前期未処分利益剰余金処分額（又は前期欠損金処理額）				
1　利益準備金（又は任意積立金繰入額）	××			
2　税金（又は資本剰余金繰入額）	××			
3　配当金（又は利益準備金繰入額）	××			
4　役員賞与金（又は資本準備金繰入額）	××			
5　任意積立金（又は再評価積立金繰入額）	××			
6　－－－－－－	××	×××		
繰越利益剰余金（又は繰越欠損金）		×××		
Ⅲ　繰越利益剰余金増加高（又は繰越欠損金減少高）				
1　固定資産売却益	××			
2　前期損益修正	××			
3　－－－－－－	××	×××		
Ⅳ　繰越利益剰余金減少高（又は繰越欠損金増加高）				
1　固定資産売却損	××			
2　臨時損失	××			
3　前期損益修正	××			
4　－－－－－－	××	×××		
繰越利益剰余金期末残高（又は繰越欠損金期末残高）			××××	
Ⅴ　当期純利益（又は当期純損失）			××××	
当期未処分利益剰余金（又は当期未処理欠損金）				×××××

注1　任意積立金については、それぞれの名称を付して掲記すること。

2　利益準備金、任意積立金については、前期繰越高、当期繰入高、当期処分高及び期末残高を欄外又は別紙に記載すること。なお、当期繰入高及び当期処分高については、その原因及び内訳を附記すること。

(2)　資本剰余金

Ⅰ　資本準備金			
前期繰越高	×××		
当期繰入高	×××		
当期処分高	×××		
期末残高		××××	
Ⅱ　再評価積立金			
前期繰越高	×××		
当期繰入高	×××		
当期処分高	×××		
期末残高		××××	
Ⅲ　－－－－－－		××××	
次期繰越資本剰余金			×××××

注　当期繰入高及び当期処分高については、その原因及び内訳を欄外又は別紙に記載すること。

第三号表

利益剰余金処分計算書（又は欠損金処理計算書）

年　月　日　事業者名

Ⅰ　当期未処分利益剰余金（又は当期未処理欠損金）		××××	
Ⅱ　利益剰余金処分額（又は欠損金処理額）			
1　利益準備金（又は任意積立金繰入額）	×××		
2　未払税金（又は資本剰余金繰入額）	×××		
3　未払配当金（又は利益準備金繰入額）	×××		
4　未払役員賞与金（又は資本準備金繰入額）	×××		
5　任意積立金（又は再評価積立金繰入額）	×××		
6　－－－－－－	×××	××××	
Ⅲ　次期繰越利益剰余金（又は次期繰越欠損金）			×××××

注　未払配当金については、これを株式の銘柄別に欄外又は別紙に記載すること。

第四号表

貸借対照表

年　月　日　事業者名

資産の部

Ⅰ　流動資産					
1　現金			×××		
2　預金			×××		
3　受取手形		××			
貸倒引当金		××	×××		
4　短期貸付金			×××		
5　未収収益		××			
貸倒引当金		××	×××		
6　有価証券			×××		
7　貯蔵品			×××		
8　前払金			×××		
9　前払費用			×××		
10　－－－－－－			×××		
11　その他の流動資産					
株主、役員、従業員に対する短期債権		××			
関係会社に対する短期債権		××			
－－－－－－		××	×××		
流動資産合計				××××	
Ⅱ　固定資産					
(1)　自動車道事業固定資産					
1　有形固定資産					
イ　土地		××			
ロ　建物	××				
減価償却引当金	××	××			
ハ　構築物	××				
減価償却引当金	××	××			
ニ　機械・装置	××				
減価償却引当金	××	××			
ホ　工具・器具・備品	××				
減価償却引当金	××	××			
ヘ　－－－－－－		××	×××		
有形固定資産合計					
2　無形固定資産					
イ　地上権		××			
ロ　－－－－－－		××			
無形固定資産合計			×××		
自動車道事業固定資産			×××		
(2)　何々事業固定資産			×××		
(3)　建設仮勘定					
1　自動車道事業仮勘定		××			
2　何々事業仮勘定		××			
建設仮勘定合計			×××		
(4)　投資					
1　関係会社有価証券		××			
2　投資有価証券		××			
3　出資金		××			
4　長期貸付金		××			
5　－－－－－－		××			
投資合計			×××		
固定資産合計				××××	
Ⅲ　繰延勘定					
1　前払費用			×××		
2　創業費			×××		
3　社債発行差金			×××		
4　株式発行費			×××		
5　－－－－－－			×××		
繰延勘定合計				××××	
資産の部合計					×××××

負債の部

Ⅳ　流動負債	
1　支払手形	××
2　短期借入金	××
3　未払金	××
4　未払費用	××
5　前受金	××

号外

昭27.4.1.

6 預り金		××			
7 前受収益		××			
8 ――――		××			
9 引当金					
納税引当金	××				
退職給与引当金	××				
――――	××	××			
10 その他の流動負債					
株主、役員、従業員からの短期債務	××				
関係会社短期債務	××				
――――	××	××			
流動負債合計			×××		
V 固定負債					
1 社債		××			
2 何々財団抵当借入金		××			
3 長期借入金		××			
4 その他の固定負債					
株主、役員、従業員からの長期債務	××				
関係会社長期債務	××				
――――	××	××			
固定負債合計			×××		
負債の部合計				××××	
資本の部					
VI 資本金					
1 発行限度株式数（株数×××）					
2 未発行株式数（株数×××）					
3 発行済株式数（株数×××）					
額面株式数（株数×××）					
無額面株式（株数×××）					
4 現在資本金					
額面株式					
普通株	××				
優先株	××				
――――	××	××			
無額面株式					
普通株	××				
優先株	××				
――――	××	××			
準備金組入額		××			
――――		××			
資本金合計			×××		
VII 剰余金					
(1) 資本剰余金					
1 資本準備金		××			
2 再評価積立金		××			
3 ――――		××			
資本剰余金合計		×××			
(2) 利益剰余金					
1 利益準備金		××			
2 任意積立金		××			
3 当期未処分利益剰余金（又は当期未処理欠損金）					
繰越利益剰余金期末残高（又は繰越欠損金期末残高）	××				
当期純利益（又は当期純損失）	××	××			
利益剰余金合計		×××			
剰余金合計			×××		
資本の部合計				××××	
負債及び資本合計					×××××

注1 受取手形、未収収益以外のこれらに準ずる債権に対する貸倒見積額は、これを貸倒引当金として当該科目より控除の形式で記載すること。

2 受取手形を割引に付したときは、これを受取手形の科目から除去し、受取手形割引高として欄外に記載すること。

3 関係会社に対する有価証券、出資金及び長期貸付金は、これを関係会社別に前期末残高、当期増減額、当期末残高及び増減の理由を欄外又は別紙に記載すること。

4 社債は、銘柄別に、その発行月日、発行総額、償還額、未償還残高、発行価格及びその他社債発行契約上の主要事項（利率、担保、償還期限等）等の明細を欄外又は別紙に記載すること。

5 財団抵当借入金は、これを種類別に記載すること。

6 長期借入金、関係会社長期債務は、借入先別に、前期末残高、当期増減額、当期末残高及びその使途、借入契約上の主要事項等の明細を欄外又は別紙に記載すること。

7 発行済株式数については、株式の銘柄別にその発行月日、株式数、一株の金額、発行総額を別紙に記載すること。

8 準備金組入額は、これに対応する株式を発行せざる分を記載すること。

9 任意積立金の内訳は、これを欄外又は別紙に記載すること。

第五号表

自動車道事業営業収入明細表　　事業者名

年　月　日から　年　月　日まで

I 自動車道収入			
普通乗合旅客自動車使用料金	×××		
普通貸切旅客自動車使用料金	×××		
普通乗用自動車使用料金	×××		
普通貨物自動車使用料金	×××		
小型乗用自動車使用料金	×××		
小型貨物自動車使用料金	×××		
――――	×××		
自社自動車使用料金	×××	××××	
II 自動車道雑収			
諸貸付料	×××		
物品保管料	×××		
広告料	×××		
諸手数料	×××		
――――	×××	××××	
営業収入			×××××

注 諸貸付料、諸手数料の主なる内訳は、これを欄外又は別紙に記載すること。

第六号表

自動車道事業営業費明細表　　事業者名

I 自動車道費			
(1) 固定資産維持費			
イ 道路及び構築物修繕費			
人件費			
給料	××		
手当	××		
賞与	××		
退職金	××		
法定福利費	××		
厚生福利費	××		
臨時人夫賃	××		
――――	××		
合計		×××	
経費			
旅費	××		
被服費	××		
材料費	××		
請負工事費	××		
――――	××		
雑費	××		
合計		×××	
道路及び構築物修繕費合計			××××
ロ その他修繕費			
建物修繕費		×××	
機械・装置修繕費		×××	
工具・器具・備品修繕費		×××	
――――		×××	
その他修繕費合計			××××
ハ 固定資産諸経費			
1 固定資産減価償却費			
建物	××		
構築物	××		
機械・装置	××		
工具・器具・備品	××		
――――	××		
合計		×××	
2 施設損害保険料			
建物	××		
――――	××		
合計		×××	
3 施設使用料			
借地料	×××		
借家料	×××		
諸施設使用料	×××		
合計		×××	
4 施設賦課税			
固定資産税	××		
――――	××		
合計		×××	
5 ――――		×××	
固定資産諸経費合計			××××
固定資産維持費合計			××××
(2) 事業所費			
人件費			
給料	××		
手当	××		
賞与	××		
退職金	××		
法定福利費	××		
厚生福利費	××		
――――	××		
合計		×××	
経費			
旅費	××		
被服費	××		
水道光熱費	××		
備消品費	××		
通信運搬費	××		
――――	××		
雑費	××		
合計		×××	
事業所費合計			××××

号外

昭27.4.1.

(3) 管理費	
人件費	××
給料	××
手当	××
賞与	××
退職金	××
法定福利費	××
厚生福利費	××
合計	×××
経費	××
旅費	××
被服費	××
水道光熱費	××
備消品費	××
通信運搬費	××
会議費	××
交際費	××
事故費	××
諸手数料	××
雑費	××
合計	×××
管理費合計	××××
自動車道費合計	××××
Ⅱ 一般管理費	
人件費	××
報酬	××
給料	××
手当	××
賞与	××
退職金	××
法定福利費	××
厚生福利費	××
合計	×××
経費	
旅費	××
被服費	××
水道光熱費	××
備消品費	××
通信運搬費	××
会議費	××
交際費	××
諸手数料	××
寄附金	××
諸負担金	××
宣伝広告費	××
図書印刷費	××
修繕料	××
保険料	××
賃借料	××
固定資産償却費	××
建物	××
器具・備品	××
合計	××
租税公課	××
事業税(附加価値税)	××
合計	××
雑費	××
合計	×××
一般管理費合計	××××
営業費合計	×××××

注　雑費の内訳の主なる内訳は、これを欄外又は別紙に記載すること。

第七号表

営業外収益明細表

年　月　日から　年　月　日まで

事業者名

1 受取利息	×××
合計	××××
2 有価証券利息	×××
合計	××××
3 受取配当金	×××
合計	××××
4 流動資産売却益	×××
合計	××××
5 雑収入	×××
不用品売却代	×××
遺失品代	×××
合計	××××
営業外収益合計	×××××

注　受取利息、有価証券利息、受取配当金及び流動資産売却益の主なるものは、これをそれぞれの科目に内書すること。

第八号表

営業外費用明細表

年　月　日から　年　月　日まで

事業者名

1 支払利息割引料	×××
合計	××××
2 社債利息	××××
3 流動資産売却損	×××
合計	××××
4 諸償却	×××
創業費償却	×××
社債発行差金償却	×××
株式発行費償却	×××
貸倒金償却	×××
合計	××××
5 雑支出	×××
合計	××××
営業外費用合計	×××××

注　支払利息、割引料、社債利息、流動資産売却損、雑支出の主なるものは、これをそれぞれの科目に内書すること。

第九号表

租税公課総括表

年　月　日から　年　月　日まで

事業者名

Ⅰ 国税	××
法人税	××
再評価税	××
印紙税	××
合計	×××
Ⅱ 地方税	
道府県税	××
事業税（附加価値税）	××
自動車税	××
計	××
市町村税	××
市町村民税	××
固定資産税	××
計	××
地方税合計	×××
租税合計	××××
Ⅲ 公課	×××
公課合計	××××
租税公課合計	×××××

第十号表

自動車運送事業固定資産総括表

年　月　日から　年　月　日まで

事業者名

	前期末決算額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末決算額
Ⅰ 有形固定資産					
1 土地	×××	×××	×××		×××
自動車道用地	×××	×××	×××		×××
駐車場用地	×××	×××	×××		×××
合計	×××	×××	×××		×××
2 建物	×××	×××	×××	×××	×××
駐車場	×××	×××	×××	×××	×××
車庫	×××	×××	×××	×××	×××
合計	×××	×××	×××	×××	×××
3 構築物					
ほ装	×××	×××	×××	×××	×××
コンクリート敷	×××	×××	×××	×××	×××
アスファルト敷	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××
こうきよう	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××
橋りよう					
鉄筋コンクリート造	×××	×××	×××	×××	×××
鉄造	×××	×××	×××	×××	×××

号外

昭27.4.1.

木造	×××	×××	×××	×××	×××
――	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××
トンネル					
鉄筋コンクリート造	×××	×××	×××	×××	×××
コンクリート造	×××	×××	×××	×××	×××
――	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××
諸設備					
通信設備	×××	×××	×××	×××	×××
信号設備	×××	×××	×××	×××	×××
――	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××
――	×××	×××	×××	×××	×××
合計	×××	×××	×××	×××	×××
4 機械・装置	×××	×××	×××	×××	×××
5 工具・器具・備品	×××	×××	×××	×××	×××
6 ――	×××	×××	×××	×××	×××
有形固定資産合計	×××	×××	×××	×××	×××
II 無形固定資産					
1 地上権	×××	×××	×××	×××	×××
2 ――	×××	×××	×××	×××	×××
無形固定資産合計	×××	×××	×××	×××	×××
固定資産合計	×××	×××	×××	×××	×××

規　則

◉公益事業委員会規則第五号

ガス事業関係公益事業令施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和二十七年四月一日　公益事業委員会委員長　松本　烝治

ガス事業関係公益事業令施行規則の一部を改正する規則

ガス事業関係公益事業令施行規則(昭和二十六年公益事業委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第十一條を次のように改める。

(許可を要しない兼業)

第十一條　令第三十四條第一項但書の規定による同項本文の兼業の許可を要しない場合は、左に掲げる場合とする。

一　ガスの製造に伴うコークス、タールその他の副産物を販売する事業又は別表第三に掲げるタール製品を製造し若しくはこれを販売する事業を営もうとするとき。

二　前号に掲げる場合の外、ガス事業に関連する一又は二以上の事業であつて、その所要資金の合計額がガス事業を営むために必要な資産の額の十分の一に達しない事業を営もうとするとき。

第十四條を次のように改める。

(許可を要しない事業設備の譲渡等)

第十四條　令第三十五條第一項但書の規定による同項本文の事業設備の譲渡等の認可を要しない設備は、別表第四に掲げるもの以外のもの及び第二十六條第十号の規定により報告があつたものとする。

別表第三を次のように改める。

別表第三

一　精製コールタール
二　ベンゾール
三　トルオール
四　キシロール
五　ソルベントナフタ
六　クレオソート油
七　石炭酸
八　クレゾール
九　キシレノール
十　ピリヂン
十一　ナフタリン
十二　アントラセン
十三　カルバゾール
十四　ピツチ
十五　前各号に掲げるものの粗製品

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

◉公益事業委員会規則第六号

ガスの料金算定基準の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和二十七年四月一日　公益事業委員会委員長　松本　烝治

ガスの料金算定基準の一部を改正する規則

ガスの料金算定基準(昭和二十六年公益事業委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第三條中「製造費並びに一般管理及び供給販売費」を「製造費、供給販売費及び一般管理費」に改める。

第四條の見出しを「(製造費、供給販売費及び一般管理費)」に改め、同條中「製造費並びに一般管理及び供給販売費」を「製造費、供給販売費及び一般管理費」に改め、同條に第二項として次の一項を加える。

2　料金原価に計上する固定資産の減価償却費は、定額法によつて算定するものとする。但し、ガス事業会計規則(昭和二十六年公益事業委員会規則第十七号)第五條第三項の規定により、公益事業委員会の特別の指示があつた場合は、この限りでない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

◉公益事業委員会規則第七号

ガス事業会計規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和二十七年四月一日　公益事業委員会委員長　松本　烝治

ガス事業会計規則の一部を改正する規則

ガス事業会計規則(昭和二十六年公益事業委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第一條を次のように改める。

(目的)

第一條　この規則は、ガス事業の会計基準を確立して、適正な料金算定の基礎を与えるとともに、経営の合理化と事業の健全な発達とに資することを目的とする。

2　前項の目的を達成するために、ガス事業者の会計の整理はこの規則の定めるところによるものとする。但し、特別の事由があるときは、公益事業委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けて、この規則の定めるところによらないことができる。

第五條第二項を次のように改める。

2　ガス事業者は、固定資産の減価償却方法について、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

第九條第三項を削る。

第十條第一項中「棚卸資産」を「ガス事業者の棚卸資産(以下「棚卸資産」という。)」に改める。

第十三條の見出しを「附帯事業」に改め、同條第一項中「ガス事業者が他の事業を営む場合は、」を削り、「他の事業」を「附帯事業」に改め、同條第二項及び第三項中「他の事業」を「附帯事業」に改め、同條第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同條第二項の前に次の一項を加える。

ガス事業者が附帯事業を営む場合は、その附帯事業の合計は、委員会の定める基準に従つて、整理しなければならない。

第十四條を削る。

第十五條の見出しを「(巨額の臨時損失)」に改め、同條第一項中「ガス事業用財産の損失が巨額であつて通常の方法により処理することができないとき」を「固定資産又は棚卸資産の巨額の臨時損失」に改め、同條を一條繰り上げる。

第十六條を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一

様式第1号

財務諸表様式（報告式にかえて勘定式をとることができる）

事業者名

貸借対照表

昭和　年　月　日

資産の部

I 固定資産			
(1) 有形固定資産			
1 製造設備	××		
減価償却引当金	××	×××	
2 供給設備	××		
減価償却引当金	××	×××	
3 業務設備	××		
減価償却引当金	××	×××	
4 休止設備	××		
減価償却引当金	××	×××	
5 建設仮勘定		×××	
6 附帯事業設備	××		
減価償却引当金	××	×××	
有形固定資産合計		×××	
(2) 無形固定資産			
1 営業権		×××	
2 特許権		×××	
3 借地権		×××	
4 鉱業権		×××	
5 その他無形固定資産		×××	
無形固定資産合計		×××	
固定資産合計			××××
II 投資			
1 投資不動産	××		
減価償却引当金	××	×××	
2 関係会社投資	××		
貸倒引当金	××	×××	
3 投資有価証券		×××	
4 長期貸付金	××		
貸倒引当金	××	×××	
5 出資金		×××	
6 その他投資		×××	
投資合計			××××
III 流動資産			
1 現金及び預金		×××	
2 受取手形	××		
貸倒引当金	××	×××	
3 売掛金	××		
貸倒引当金	××	×××	
4 関係会社売掛金	××		
貸倒引当金	××	×××	
5 有価証券		×××	
6 製品		×××	
7 石炭		×××	
8 貯蔵品		×××	
9 前払費用		×××	
10 その他流動資産	××		
貸倒引当金	××	×××	
流動資産合計			××××
IV 繰延勘定			
1 創業費		×××	
2 株式発行費		×××	
3 社債発行差金		×××	
4 建設利息		×××	
5 開発費		×××	
6 試験研究費		×××	
7 その他繰延費用		×××	
繰延勘定合計			××××
資産合計			××××

号外

昭27．4．1．

負債の部

Ⅴ　固定負債			
1　社債		×××	
2　長期借入金		×××	
3　関係会社長期借入金		×××	
4　その他固定負債		×××	
固定負債合計			××××
Ⅵ　流動負債			
1　短期借入金		×××	
2　支払手形		×××	
3　買掛金		×××	
4　未払金		×××	
5　未払費用		×××	
6　前受金		×××	
7　預り金		×××	
8　前受収益		×××	
9　（何）引当金		×××	
10　その他流動負債		×××	
流動負債合計			××××
負債合計			××××

資本の部

Ⅶ　資本金（定款記載株式×××株）			
1　普通株（額面株発行済株式×××株 無額面株発行済株式×××株）		×××	
2　優先株（額面株発行済株式×××株 無額面株発行済株式×××株）		×××	
3　償還株（額面株発行済株式×××株 償還済株式×××株 無額面株発行済株式×××株 償還済株式×××株）		×××	
4　準備金より組入額		×××	
資本金合計			××××
Ⅷ　資本剰余金			
1　資本準備金		×××	
2　再評価積立金		×××	
3　その他資本剰余金		×××	
資本剰余金合計			××××
Ⅸ　利益剰余金			
1　利益準備金		×××	
2　任意積立金		×××	
3　当期末処分利益剰余金			
(1)　繰越利益剰余金期末残高（又は繰越欠損金期末残高）	××		
(2)　当期純利益（又は当期純損失）	××	×××	
利益剰余金合計			××××
剰余金合計			××××
資本合計			××××
負債資本合計			××××

様式第2号

損益計算書

自昭和　年　月　日
至昭和　年　月　日

事業者名

Ⅰ　製品売上			
1　ガス売上		×××	
2　コークス売上		×××	
3　タール売上		×××	
4　タール製品売上		×××	
5　その他副産物売上		×××	××××
Ⅱ　売上原価			
1　期首棚卸高	××		
2　当期製品製造原価	××		
3　当期製品仕入高	××	×××	
4　当期製品自家使用高	××		
5　期末棚卸高	××	×××	××××
売上総利益（又は売上総損失）			××××
Ⅲ　供給販売費		×××	
Ⅳ　一般管理費		×××	××××
営業利益（又は営業損失）			××××
Ⅴ　附帯事業利益（又は附帯事業損失）			
1　附帯事業収益		×××	
2　附帯事業費用		×××	××××
総営業利益（又は総営業損失）			××××
Ⅵ　営業外収益			
1　受取利息		×××	
2　受取配当金		×××	
3　有価証券売却益		×××	
4　受註工事益		×××	
5　器具販売益		×××	
6　雑収入		×××	××××
当期総利益（又は当期総損失）			××××
Ⅶ　営業外費用			
1　支払利息		×××	
2　社債発行差金償却		×××	
3　貸倒償却		×××	
4　創業費償却		×××	
5　有価証券売却損		×××	
6　雑支出		×××	××××
当期純利益（又は当期純損失）			××××

様式第3号

剰余金計算書（又は欠損金計算書）

自昭和　年　月　日
至昭和　年　月　日

事業者名

利益剰余金の部（又は欠損金の部）

Ⅰ　利益準備金			
1　前期期末残高		×××	
2　前期繰入額		×××	
3　前期処分額		×××	
4　当期処分額		×××	
5　当期期末残高			××××
Ⅱ　任意積立金			
(1)　別途積立金			
1　前期期末残高	××		
2　前期繰入額	××		
3　前期処分額	××		
4　当期処分額	××		
5　当期期末残高		×××	
(2)　退職給与積立金			
1　前期期末残高	××		
2　前期繰入額	××		
3　前期処分額	××		
4　当期処分額	××		
5　当期期末残高		×××	
(3)　ーーー積立金 （それぞれの名称を附して掲記すること）			
1　前期期末残高	××		
2　前期繰入額	××		
3　前期処分額	××		
4　当期処分額	××		
5　当期期末残高		×××	
任意積立金合計			××××
Ⅲ　当期末処分利益剰余金			
(1)　前期末処分利益剰余金		×××	
(2)　前期利益剰余金処分額			
1　利益準備金	××		
2　税金	××		
3　配当金	××		
4　役員賞与金	××		
5　任意積立金 （それぞれの名称を附して掲記すること）	××	×××	
繰越利益剰余金		×××	

前期未処理欠損金の存する場合

Ⅲ′　当期末処理欠損金			
(1)　前期末処理欠損金		×××	
(2)　前期欠損金処理額			
1　任意積立金繰入額	××		
2　資本剰余金繰入額	××		
3　利益準備金繰入額	××		
4　資本準備金繰入額	××		
5　再評価積立金繰入額	××		
6　その他欠損金処理額	××	×××	
繰越欠損金		×××	
(3)　繰越利益剰余金増加高 （又は繰越欠損金減少高）			
1　固定資産売却益	××		
2　過年度損益修正	××		
3　ーーーーーー	××		
4　ーーーーーー	××		
5　ーーーーーー	××		
6　ーーーーーー	××	×××	
(4)　繰越利益剰余金減少高 （又は繰越欠損金増加高）			
1　固定資産売却損	××		
2　臨時損失	××		
3　過年度損益修正	××		
4　ーーーーーー	××		
5　ーーーーーー	××		
6　ーーーーーー	××	×××	
繰越利益剰余金期末残高 （又は繰越欠損金期末残高）		×××	
(5)　当期純利益 （又は当期純損失）		×××	
当期末処分利益剰余金 （又は当期末欠損金）			××××

資本剰余金の部

Ⅰ　資本準備金			
1　前期期末残高		×××	
2　前期処分額		×××	
3　当期発生高			
1　株式発行差金	××		
2　株式払込剰余金	××		
3　固定資産評価益	××		
4　減資差益	××		
5　合併差益	××	×××	

号外

P．10

昭27.4.1.

4　当期処分額	×××	
5　当期期末残高		××××
II　再評価積立金		
1　前期期末残高	×××	
2　前期処分額	×××	
3　当期発生高	×××	
4　当期処分額	×××	
5　当期期末残高		××××
III　その他資本剰余金		
1　前期期末残高	×××	
2　前期処分額	×××	
3　当期発生高	×××	
4　当期処分額	×××	
5　当期期末残高		××××
次期繰越資本剰余金		××××

様式第4号

剰余金処分計算書（又は欠損金処理計算書）

事業者名

昭和　年　月　日

I　当期未処分利益剰余金（又は当期未処理欠損金）		
1　繰越利益剰余金期末残高（又は繰越欠損金期末残高）	××	
2　当期純利益（又は当期純損失）	××	×××
任意積立金取崩高		×××
合計		×××
II　利益剰余金処分額		
1　利益準備金	××	
2　税金	××	
3　配当金	××	
4　役員賞与金	××	
5　任意積立金	××	×××

（それぞれの名称を附して掲記すること）

当期未処理欠損金を処理する場合

II，欠損金処理額		
1　任意積立金繰入額	××	
2　資本剰余金繰入額	××	
3　利益準備金繰入額	××	
4　資本準備金繰入額	××	
5　再評価積立金繰入額	××	
6　その他欠損金処理額	××	×××
III　次期繰越利益剰余金（又は次期繰越欠損金）		×××

様式第5号

附属明細表

固定資産明細表

事業者名

一、有形固定資産

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却引当金	差引期末残高	摘要
	円	円	円	円	円	円	
計							

二、無形固定資産

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末現在高	摘要
	円	円	円	円	円	
計						

（記載上の注意）

(イ)　貸借対照表に掲げる資産の科目の種類別に記載すること。

(ロ)　有形固定資産を取得原価以外の評価基準により再評価した場合には、当該資産の取得原価を期首残高の欄（期中に再評価した場合には、期末残高の欄）に括弧書で記載すること。

(ハ)　減価償却引当金は、減価償却引当金の累計額を記載すること。

(ニ)　期末残高から減価償却引当金を控除した残高を差引期末残高の欄に記載すること。

(ホ)　著しい増減については、その事由を摘要欄に記載すること。

様式第6号

関係会社投資明細表

事業者名

一、株式及び社債

	銘柄	一株の金額	前期繰越高 株数	前期繰越高 取得価額	前期繰越高 貸借対照表計上額	当期増加額 株数	当期増加額 金額	当期減少額 株数	当期減少額 金額	期末残高 株数	期末残高 取得価額	期末残高 貸借対照表計上額	摘要
株式		円		円	円		円		円		円	円	
	計												

	銘柄	前期繰越高 取得価額	前期繰越高 貸借対照表計上額	当期増加額	当期減少額	期末残高 取得価額	期末残高 貸借対照表計上額	摘要
社債		円	円	円	円	円	円	
	計							

二、関係会社長期貸付金

関係会社名	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	円	円	円	円	
計					

（記載上の注意）

一、株式及び社債

(イ)　銘柄は、「何会社第一新株」又は「何会社第何回物上担保附何号社債」のように記載すること。

(ロ)　取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準を摘要欄に記載すること。

(ハ)　株式については額面、無額面の別を摘要欄に記載すること。

二、関係会社長期貸付金

貸付の條件及び著しい増減の事由を摘要欄に記載すること。

様式第7号

有価証券明細表

事業者名

	銘柄	一株の金額	株数	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
株式		円		円	円	
	計					

	銘柄	券面総額	取扱価額	貸借対照表計上額	摘要
社債、国債及び地方債		円	円	円	
	計				

	種類	一口の出資金額	出資口数	出資総額	貸借対照表計上額	摘要
出資証券		円		円	円	
	計					

	種類	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
その他の有価証券		円	円	
	計			

（記載上の注意）

(イ)　関係会社以外の有価証券について記載すること。

(ロ)　「株式」、「社債」、「国債及び地方債」、「出資証券」並びに「その他の有価証券」の項は、投資有価証券と一時的所有の有価証券とに区別して記載すること。

(ハ)　株式の銘柄は、「何会社第一新株」のように記載し、社債の銘柄は、「何会社何回物上担保附何号社債」のように記載し、国債及び地方債の銘柄は、「第何回何分利附何国債」又は「第何回何分利附何債」のように記載すること。

(ニ)　取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準を摘要欄に記載すること。

(ホ)　株式については額面、無額面の別を摘要欄に記載すること。

号外

昭27．4．1．

様式第8号

社債明細表

事業者名

銘柄	発行年月日	発行総額	償還額	未償還残額	発行価額	利率	担保（種類、目的物及び順位）	償還期限	摘要
		円	円	円	円				
計									

（記載上の注意）

(イ)　当該事業者の発行した社債について記載すること。

(ロ)　銘柄は、「第何回物上担保附何号社債」のように記載すること。

(ハ)　発行価額は、券面百円についての価額を記載すること。

(ニ)　社債の発行による手取金の使途並びに転換社債については、転換條件、転換により発行すべき株式の内容及び転換を請求できる期間を摘要欄に記載すること。

様式第9号

長期借入金明細表

事業者名

借入先	前期繰越高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	円	円	円	円	
計					

（記載上の注意）　借入金の使途、借入の條件及び著しい増減の事由を摘要欄に記載すること。

様式第10号

資本金明細表

事業者名

種別		銘柄	発行数	券面額又は一株の発行価額及び資本組入額	券面総額又は資本組入総額	上場取引所名	摘要
既発行株式	額面株式			円	円		
		小計					
	無額面株式						
		小計					

区分		組入額	摘要
準備金の資本組入		円	
	小計		
資本の額		円	

（記載上の注意）

(イ)　当該事業者の資本の額について記載すること。

(ロ)　券面額又は一株の発行価額及び資本組入額については、当該株式の発行により増加した資本のうち当該株式一株に対応する額を記載すること。券面総額又は資本組入総額欄の資本組入総額についてもこれに準ずること。

(ハ)　関係会社の所有株数を摘要欄に記載すること。

(ニ)　既発行株式のうち、準備金の資本組入、株式配当、転換社債の転換等の事由により発行されたものについては、その旨及び内容を摘要欄に記載すること。

(ホ)　準備金の資本組入欄には、利益準備金、資本準備金又は再評価積立金を資本に組み入れた場合区分してそれぞれの組入額について記載すること。

(ヘ)　準備金の資本組入については、その内容を詳細に摘要欄に記載すること。

様式第11号

減価償却費明細表

事業者名

資産の種類	取得原価	当期償却額	償却額累計	当期末残高	償却累計率	償却方法	償却範囲額に対する過不足額	
							当期分	累計
	円	円	円	円			円	円
計								

（記載上の注意）

(イ)　貸借対照表に掲げる固定資産の種類別に記載すること。

(ロ)　資産を取得原価以外の評価基準により再評価した場合には、当該再評価額を取得原価欄に記載し、取得原価は同欄に括弧書で記載すること。

(ハ)　償却範囲額に対する過不足額は、当期償却額及び償却額累計の法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第九條第一項の所得の計算上損金に算入すべき資産の償却額に対する過不足額を記載し、不足額は朱書すること。

(ニ)　償却累計率は、償却額累計の取得原価に対する割合を記載すること。

別表第二を次のように改める。

別表第二

勘定科目及び解説

一　資産、負債及び資本勘定

款	項	目	解説
固定資産			
（有形固定資産）製造設備	土地		
	建物		
	構築物		
	機械装置	ガス発生装置	石炭ガス、発生炉ガス、水性ガス及び混成ガスの各発生炉並びにその附属装置
		天然ガス採取装置	ガス井及びその附属装置
		ガス精製装置	冷縮器、排送器、タール排除器、飽和器、洗滌器、試洗器、脱硫器等及びその附属装置
		ガス溜	
		タール精製装置	タール分溜塔及びその附属装置
		その他機械装置	
	船舶		
	車輛運搬具		
	工具器具備品	工具器具備品	
	減価償却引当金（貸方）		
供給設備	土地		
	建物		
	構築物		
	機械装置	ガス溜	
		圧送装置	
		その他機械装置	
	導管	高圧本管	高圧ガス輸送用の本管（ガバナーを含む。）
		本支管	ガス供給の用に供する主要導管及びこれより分岐し、原則として二戸以上の使用者に供給するガス管
		供給管	本支管から分岐して使用者に取り付けたガスメートルの入口に至るまでのガス管
		屋内管	使用者に取り付けたガスメートルの出口からガス栓に至るまでのガス管
	計量器		使用者に取り付けたガスメートル（取付附属物を含む。）
	船舶		
	車輛運搬具		
	工具器具備品	工具器具備品	
	減価償却引当金（貸方）		
業務設備	土地		
	建物		
	構築物		
	機械装置		
	船舶		
	車輛運搬具		
	工具器具備品	工具器具備品	
	減価償却引当金（貸方）		
休止設備	土地		
	建物		
	構築物		
	機械装置		
	導管		
	計量器		
	船舶		
	車輛運搬具		
	工具器具備品	工具器具備品	
	減価償却引当金（貸方）		
建設仮勘定	土地		件名別又は設備別整理
	建物		
	構築物		
	機械装置		
	導管		

号外

昭27．4．1．

	計量器		
	船舶		
	車輛運搬具		
	工具器具備品		
附帯事業設備	(同)　設備		
	(同)減価償却引当金(貸方)		
(無形固定資産)			
営業権			有償取得したもの
特許権			
借地権			
鉱業権			
その他無形固定資産	専用側線利用権		専用側線の施設に要した金額
	電気供給施設利用権		電気の供給施設に要した金額
	雑無形固定資産		
投資			
投資不動産	土地		
	その他不動産		
	減価償却引当金(貸方)		
関係会社投資	関係会社株式		
	関係会社社債		
	関係会社長期貸付金		関係会社に対する期限一年以上のもの
	貸倒引当金（貸方）		
投資有価証券			投資の目的をもつて長期にわたり所有する関係会社以外の会社の株式、社債並びに国債、地方債等
長期貸付金	長期貸付金		期限一年以上のもの（関係会社に対するもの並びに株主、役員及び従業員に対するものを除く。）
	貸倒引当金（貸方）		
出資金			関係会社投資、投資有価証券に属しないもの
その他投資			敷金、差入保証金、金銭信託、定期預金等で流動資産に属しないもの並びに株主、役員及び従業員に対する長期貸付金
流動資産			
現金及び預金	現金		
	預金		
	小払資金		営業上の日常の支払及び特定の使途のため事業内部の各業務機関に前渡する小口払現金及び預金
受取手形	関係会社受取手形		金融手形を除く。
	受取手形		
	貸倒引当金（貸方）		
売掛金	ガス売掛金		関係会社に対するものを除く。
	副産物売掛金		
	貸倒引当金（貸方）		
関係会社売掛金	(同)会社売掛金		
	貸倒引当金（貸方）		
有価証券			一時的所有の市場性ある有価証券（関係会社発行にかかるものを除く。）
製品	ガス		転売の目的をもつてガス、コークス及びタールを購入したときは、目科目において自家製品と仕入品とに区分する。
	コークス		
	タール		
	タール製品		
	その他副産物		
	附帯事業製品		
石炭			
貯蔵品	材料		導管材料、製造材料、建設材料、消耗品等
	計量器		ガスメートル
	販売器具		ガス及びコークス用器具（受託品を除く。）
前払費用	未経過利息		割引料を含む。

	未経過保険料		
	その他前払費用		
その他流動資産	未収入金		受託工事代金、販売器具、売上代金等の未収額
	未収収益		動産及び不動産の貸借料等の未収額
	未収ガス税		
	前払金		
	社内短期貸付金		株主、役員及び従業員に対するもの
	関係会社短期貸付金		
	短期貸付金		
	社内立替金		株主、役員及び従業員に対するもの
	関係会社立替金		
	立替金		
	保証金		
	不渡手形		不渡小切手を含む。
	附帯事業売掛金		
	雑流動資産		
	貸倒引当金（貸方）		
繰延勘定			
創業費			
株式発行費			
社債発行差金			
建設利息			商法第291条に規定するもの
開発費			新技術の採用、経営組織の改善、市場の開拓等のため支出した費用
試験研究費			製品の試作、製法の研究等のため特別に支出した費用
その他繰延費用	臨時損失		規則第16条第1項に規定するもの
	雑繰延費用		
固定負債			
社債			
長期借入金			期限一年以上のもの（関係会社からのもの並びに株主、役員及び従業員からのものを除く。）
関係会社長期借入金			関係会社からの期限一年以上のもの
その他固定負債	社内長期借入金		株主、役員及び従業員からの期限一年以上のもの
	雑固定負債		
流動負債			
短期借入金			期限一年未満のもの（株主、役員及び従業員からのもの並びに関係会社からのものを除く。）
支払手形	関係会社支払手形		金融手形を除く。
	支払手形		
買掛金	石炭買掛金		関係会社に対するものを除く。
	貯蔵品買掛金		
	その他買掛金		
未払金	未払工事代金		関係会社に対するものを除く。
	未払社債		
	未払配当金		
	その他未払金		
未払費用			関係会社に対するものを除く。
	未払税金		利益処分によらない租税課金の未払額
	未払利息		
	未払給与		
	その他未払費用		
前受金	前受工事負担金		
	前受受託工事代金		
	前受販売器具代金		
	その他前受金		
預り金	預りガス税		
	預り納付金		ガス税以外の証税、失業保険料、厚生年金保険料等の預り金
	預り保証金		ガス料金支払保証金等営業上の預り保証金
	その他預り金		株主、役員及び従業員からのもの並びに関係会社からのものを除く。
前受収益			前受製品売上代金、前受利息等
引当金	(同)引当金		
その他流動負債			

号外

	調定ガス税		
	社内短期借入金		株主、役員及び従業員からのもの
	関係会社短期借入金		
	関係会社買掛金		
	関係会社未払金		
	関係会社未払費用		
	社内預り金		従業員身元保証金、従業員貯蓄預金等株主、役員及び従業員からのもの
	関係会社預り金		
	雑流動負債		
資本			
(資本) 資本金	普通株	額面株 無額面株	
	優先株	額面株 無額面株	
	償還株	額面株 無額面株	
	準備金より組入額		商法第293条ノ3に規定するもの
(資本剰余金) 資本準備金	株式発行差金		商法第288条ノ2第1号に規定するもの
	株式払込剰余金		商法第288条ノ2第2号に規定するもの
	固定資産評価益		再評価積立金を除く。
	減資差益		商法第288条ノ2第4号に規定するもの
	合併差益		商法第288条ノ2第5号に規定するもの
再評価積立金			資産再評価法第102条に規定するもの
その他資本剰余金	(同)資本剰余金		
(利益剰余金(又は欠損金)) 利益準備金			商法第288条に規定するもの
任意積立金	(同)積立金		
未処分利益剰余金(又は未処理欠損金)	繰越利益剰余金(又は繰越欠損金)		
	(繰越利益剰余金増加(又は繰越欠損金減少))		
	固定資産売却益		
	過年度損益修正益		
	(同)		その他繰越利益剰余金増加(又は繰越欠損金減少)の内容を明示する科目をもつて計上すること。
	(繰越利益剰余金減少(又は繰越欠損金増加))		
	固定資産売却損(借方)		
	臨時損失(借方)		
	過年度損益修正損(借方)		
	(同)(借方)		その他繰越利益剰余金減少(又は繰越欠損金増加)の内容を明示する科目をもつて計上すること。
	当期純利益(又は当期純損失)		

二　損益勘定

款	項	目	解説
製造費	原料費		製造費は、ガス製造費及びタール製品製造費に款科目をもつて区分することができる。
	購入ガス費		
	副産物原料費		
	炭坩燃料費		
	補助材料費		
	賃金		
	給料		
	雑給		
	賞与手当		
	法定福利費		
	厚生福利費		